



令和2年8月臨時会 令和2年8月11日 開会
令和2年8月11日 閉会

令和2年9月定例会 令和2年9月2日 開会
令和2年9月25日 閉会

美作市議会会議録

美作市議会事務局

令和2年9月2日 開会

令和2年9月25日 閉会

令和2年9月定例会

美作市議会会議録

令和2年9月2日

(第 1 号)

1. 議 事 日 程 (初日)

(令和2年第6回美作市議会9月定例会)

令和2年9月2日
午前10時開議
於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 発議第4号 決算特別委員会設置について

追加日程第1 議長辞職の件

日程第5 同意第9号 固定資産評価員の選任について

日程第6 報告第7号 出資法人等の経営状況について

- ・美作市土地開発公社
- ・(株)特産館みまさか
- ・(有)大原農業振興センター
- ・(株)作東バレンタインホテル
- ・(株)雲海
- ・(株)みまちゃんネル

報告第8号 令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

日程第7 認定第1号 令和元年度美作市一般会計決算の認定について

認定第2号 令和元年度美作市国民健康保険特別会計決算の認定について

認定第3号 令和元年度美作市介護保険特別会計決算の認定について

認定第4号 令和元年度美作市簡易水道特別会計決算の認定について

認定第5号 令和元年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定について

認定第6号 令和元年度美作市公園墓地事業特別会計決算の認定について

認定第7号 令和元年度美作市都市と農村の交流施設特別会計決算の認定について

認定第8号 令和元年度美作市老人保健施設事業特別会計決算の認定について

認定第9号 令和元年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計決算の認定について

認定第10号 令和元年度美作市後期高齢者医療特別会計決算の認定について

認定第11号 令和元年度美作市水道事業決算の認定について

認定第12号 令和元年度美作市病院事業決算の認定について

認定第13号 令和元年度美作市下水道事業決算の認定について

日程第8 議案第79号 美作市事業用発電パネル税条例の制定について

議案第80号 美作市手数料徴収条例の一部を改正する条例について

議案第81号 美作市立中学校、小学校及び幼稚園に関する条例等の一部を改正する条例について

議案第82号 美作市共同作業所(素麺工場)設置及び管理に関する条例の廃止について

議案第83号 美作市キャンプ場条例の制定について

議案第84号 大芦高原国際交流の村設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第85号 市道路線の認定について

議案第86号 市道路線の変更について

議案第87号 美作市大原居宅サービスセンター、美作市コスモス苑及び美作市東粟倉ふれあいセンターの指定管理者の指定について

議案第88号 令和2年度美作市一般会計補正予算（第7号）

議案第89号 令和2年度美作市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第90号 令和2年度美作市介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第91号 令和2年度美作市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

2. 出席議員は次のとおりである（17名）

1番	西山正志	2番	青山慶
3番	和田広宣	4番	岩崎清治
5番	岡野鉄舟	6番	中山忠明
7番	重平直樹	8番	安藤功
9番	金谷のり子	10番	山本雅彦
11番	萬代師一	12番	山本重行
13番	尾高誉久	14番	鈴木悦子
16番	日笠一成	17番	倉地重夫
18番	岡本泰介		

3. 欠席議員は次のとおりである（1名）

15番 岩江正行

4. 会議録署名議員

13番 尾高誉久 14番 鈴木悦子

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（17名）

市長	萩原誠司	副市長	荒木利明
教育長	福田昌弘	政策審議監	春名利亮
総務部長	岡本和之	危機管理監	千原善弘
企画振興部長	春名信明	市民部長	景山二男
環境部長	森元浩之	保健福祉部長	江見勉
経済部長	遠藤宏一	建設部長	小林英樹
消防長	高山宏明	教育次長	平田幸春
会計管理者	山森和幸	代表監査委員	東内義典
監査事務局長	神原秀哲		

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長 尾崎功三
課長 玉櫛哲也
主任 臼井隆

議長（岡本 泰介君）

おはようございます。

携帯電話の電源を切っていただきますようお願いいたします。

傍聴者の方は、傍聴規則第8条にもありますように、傍聴席にあるときは静粛にさせていただきますようお願いいたします。

傍聴席においての写真撮影、録音等は禁止されております。今定例会中、報道機関より取材のため録音及び撮影をしたいとの申し出がありましたのでこれを許可しております。

なお、携帯電話、その他電子機器の電源をお切りください。

傍聴者の方が傍聴規則を守れない場合は議場より退席をしていただきます。

定刻が参りましたので、ただいまより令和2年第6回9月美作市議会定例会を開会いたします。

15番岩江正行議員が通院のため欠席です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

今定例会に説明員が随時出席いたしますので、これを許可しております。

また、新型コロナウイルスの対策として、執行部は最小限の出席者での対応をお願いしておりますので、御理解、御了承下さい。なお、飛沫の飛散防止の観点から、議場内においてもマスクを着用し、通告のない議案質疑も質問席で行っていただきます。また、室内の換気を行うため、適宜休憩いたします。

日程に入ります前に御報告をいたします。

8月25日、議会運営委員会を開催し、委員長に安藤功議員、副委員長に岡野鉄舟議員を選任いたしましたので御報告いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（岡本 泰介君）

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則88条の規定により、13番尾高誉久議員、14番鈴木悦子議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（岡本 泰介君）

日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

本定例会の運営について議会運営委員会が開催されておりますので、委員長の報告を受けます。

安藤委員長。

8番（安藤 功君）〔登壇〕

皆さん、おはようございます。

これより議会運営委員会委員長報告をいたします。

去る8月25日、議員控室におきまして、議長、委員及び市長以下関係職員出席の下、9月定例会の運営について議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、御報告を申し上げます。

市長から送付されました議案は、同意1件、報告2件、決算認定13件、市道路線の認定、変更2件、条例

の制定、改廃 6 件、指定管理者の指定 1 件、補正予算 4 件の計 29 件でございます。

議員からは、議会運営委員会で決算特別委員会の設置について発議をいたします。また、8 月 24 日までに受理した陳情 1 件は委員会付託とし、審議いたします。

会期につきましては、本日 9 月 2 日から 25 日までの 24 日間とし、会議日程は既にお手元に配付のとおりでございます。

本日 1 日目は諸般の報告として、4 月、5 月、6 月の例月出納検査の報告、組合議会の報告が 1 組合、決算特別委員会設置の議員から発議の後、議案の一括上程、市長による所信表明、提案説明を受け、即決案件のみ委員会付託を省略し、質疑、討論、採決を行います。

続いて 9 月 7 日から 11 日までの 5 日間に、代表質問、一般質問及び議案質疑を予定し、議案質疑終了後、各議案を委員会付託いたします。

次に、質問についてであります。申し合わせに基づいて行っていただきます。代表質問は通告期限を 9 月 4 日午後 5 時までといたします。発言の順番は通告順であり、一括質問として、質問回数は 3 回まで、質問時間は 45 分でございます。一般質問につきましては、通告順に発言し、質問回数は、1 通告事項で 3 回までとし、質問時間は 45 分とします。

また、議案質疑につきましては、9 月 7 日午後 5 時を通告期限といたします。通告する際は、所属委員会に属する質疑は控えていただきますようお願いをいたします。認定第 1 号から 13 号につきましても決算特別委員会を設置し、議員全員で各会計決算を審査いたしますので、質疑は控えていただきますようお願いをいたします。質問回数は 3 回までとし、一括質疑といたします。通告しない者の質疑につきましては、通告者の後に行い、1 議案につき 1 件といたします。

予備日は 9 月 3 日、14 日、休会日は 4 日、23 日、24 日としております。最終日は 9 月 25 日とし、委員長報告、報告に対する質疑、討論、採決を行います。

なお、新型コロナウイルス感染予防対策として、8 月臨時会と同様に、質疑、討論はマスクを着用して行います。

以上、議会運営委員会委員長報告といたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

安藤議会運営委員長の報告が終わりました。

会期についてお諮りいたします。

ただいま議会運営委員長の報告がありましたように、本定例会の会期を本日 2 日から 25 日までの 24 日間と決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日 2 日から 25 日までの 24 日間と決定いたしました。

日程第 3 諸般の報告

議長（岡本 泰介君）

日程第 3、「諸般の報告」を行います。

例月出納検査の結果報告、美作養護老人ホーム組合会議については、配付しております資料をもって報告に代えます。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、市長から送付されております議案の送付書につきましては、お手元に配付しておりますので御覧ください。

日程第4 発議第4号「決算特別委員会設置について」

議長（岡本 泰介君）

日程第4、発議第4号を行います。

決算特別委員会設置についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

安藤委員長。

8番（安藤 功君）〔登壇〕

それでは、発議第4号「決算特別委員会設置について」、美作市議会会議規則第14条の規定により決算特別委員会を次のとおり設置する。

令和2年9月2日提出。美作市議会議長岡本泰介殿。

提出者、議会運営委員会委員長、安藤功。

賛成者、議会運営委員会副委員長、岡野鉄舟。賛成者、議会運営委員会委員、中山忠明。賛成者、同じく倉地重夫。

提案理由、美作市議会会議規則第14条の規定により、美作市議会に決算特別委員会を設置したいので提案する。

以上でございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

提案説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、質疑を終了します。

本件は、美作市議会申し合わせ事項及び会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することにいたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

異議なしと認めます。よって、発議第4号は委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

発議第4号「決算特別委員会設置について」、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（岡本 泰介君）

全員賛成。よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

ただいま設置されました決算特別委員会につきましては、委員の定数が18名となっておりますので、議員全員となります。

続きまして、委員長、副委員長の選任ですが、委員の構成が議員全員ということですので、本日、議会終了後、決算特別委員会を開催し、委員長、副委員長を決定したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

異議なしと認めます。

それでは、決算特別委員会の委員長、副委員長につきましては、後日報告することにいたします。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時11分 休憩

午前10時32分 再開

副議長（倉地 重夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に岡本泰介議長から議長辞職願が提出されましたので、これより私が議事を進めます。

お諮りします。

「議長辞職の件」を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（倉地 重夫君）

異議なしと認めます。

したがって、「議長辞職の件」を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1 議長辞職の件

副議長（倉地 重夫君）

それでは、追加日程第1「議長辞職の件」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、岡本泰介議長の除斥を求めます。

〔岡本泰介議長退席〕

副議長（倉地 重夫君）

職員に辞職願を朗読させます。

議会事務局長（尾崎 功三君）

議長辞職願。美作市議会副議長、倉地重夫殿。

私は最近体調が悪く、体力、気力が衰弱しており、議長職の職責を果たせる状況にありません。主治医の意見に従い、議長職を辞して治療に努めたいので、議長職辞職願を提出いたします。

本日9月2日をもって議会議長を辞任いたします。取り計らいをよろしくお願いいたします。

令和2年9月2日。美作市議会議員、岡本泰介。

副議長（倉地 重夫君）

お諮りします。

追加日程第1「議長辞職の件」を許可することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立少数〕

副議長（倉地 重夫君）

賛成少数。よって、「議長辞職の件」を許可することは否決されました。

岡本泰介議員の除斥を解きます。

〔岡本泰介議長着席〕

副議長（倉地 重夫君）

岡本泰介議員に報告いたします。

岡本泰介議員の「議長辞職の件」については、許可しないことに決定しましたので報告いたします。

議長席にお戻りください。

議長（岡本 泰介君）

続けよということでございますので、日程に入っていきます。多少腹に力も入らんとこもあったり、頭がぼうっとするところもあるかもわかりませんが御容赦いただきたいと思っております。できる限りやってみます。

〔「議長、体調悪いんだったら休憩しましょうや」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

いや、もう、やれということですからやります。

〔「休憩しましょうや、ちょっと戻るまで。命に関わることだったら休憩した方がよいと思います」と呼ぶ者あり〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔「議事進行してください」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

いろいろ御意見はございますが、御覧のとおり、声もしっかり出ませんが、御容赦いただけるならやっていきます。皆さん、声は聞こえますね。

〔「聞こえます」と呼ぶ者あり〕

日程第5 同意第 9号「固定資産評価員の選任について」
報告第 7号「出資法人等の経営状況について」

- ・美作市土地開発公社
- ・（株）特産館みまさか

日程第6

- ・（有）大原農業振興センター
- ・（株）作東バレンタインホテル
- ・（株）雲海
- ・（株）みまちゃんネル

報告第 8号「令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について」

日程第7 認定第 1号「令和元年度美作市一般会計決算の認定について」

日程第 8

- 認定第 2号「令和元年度美作市国民健康保険特別会計決算の認定について」
認定第 3号「令和元年度美作市介護保険特別会計決算の認定について」
認定第 4号「令和元年度美作市簡易水道特別会計決算の認定について」
認定第 5号「令和元年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定について」
認定第 6号「令和元年度美作市公園墓地事業特別会計決算の認定について」
認定第 7号「令和元年度美作市都市と農村の交流施設特別会計決算の認定について」
認定第 8号「令和元年度美作市老人保健施設事業特別会計決算の認定について」
認定第 9号「令和元年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計決算の認定について」
認定第 10号「令和元年度美作市後期高齢者医療特別会計決算の認定について」
認定第 11号「令和元年度美作市水道事業決算の認定について」
認定第 12号「令和元年度美作市病院事業決算の認定について」
認定第 13号「令和元年度美作市下水道事業決算の認定について」
議案第 79号「美作市事業用発電パネル税条例の制定について」
議案第 80号「美作市手数料徴収条例の一部を改正する条例について」
議案第 81号「美作市立中学校、小学校及び幼稚園に関する条例等の一部を改正する条例について」
議案第 82号「美作市共同作業所（素麺工場）設置及び管理に関する条例の廃止について」
議案第 83号「美作市キャンプ場条例について」
議案第 84号「大芦高原国際交流の村設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」
議案第 85号「市道路線の認定について」
議案第 86号「市道路線の変更について」
議案第 87号「美作市大原居宅サービスセンター、美作市コスモス苑及び美作市東栗倉ふれあいセンターの指定管理者の指定について」
議案第 88号「令和2年度美作市一般会計補正予算（第7号）」
議案第 89号「令和2年度美作市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」

**議案第90号「令和2年度美作市介護保険特別会計補正予算
(第1号)」**
**議案第91号「令和2年度美作市後期高齢者医療特別会計補
正予算(第1号)」**

議長(岡本 泰介君)

続きまして、日程第5、同意1件、日程第6、報告2件、日程第7、認定13件、日程第8、議案13件、同意第9号、報告第7号から第8号、認定第1号から第13号、議案第79号から第91号を一括議題といたします。

なお、日程第5から第6につきましては、即決案件としてお諮りする予定でございます。

この際、市長から所信表明を求めます。

萩原市長。

市長(萩原 誠司君)〔登壇〕

皆さん、改めておはようございます。令和2年9月に美作市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位の御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

この際、議長のお許しを頂きまして、所信の一端を申し述べさせていただきます。

初めに、さきに行われました市長選挙等におきましては、市民の皆様をはじめ、各方面の方々から、力強い御支援と温かい御厚情を賜り、引き続き市政をお任せいただくこととなりました。課せられた使命の大きさ、そして重責を厳粛に受け止めながら、全身全霊を挙げて、ふるさとを守り、育てていくために精進をしていく覚悟であります。一方で、議会混乱の責を取って市長職を辞し、さらに、暑い中で新型コロナウイルス感染者の拡大が危惧される中での選挙となりましたこと、市民の皆様方に御心配をおかけし、誠に申し訳なく思っているその気持ちもでございます。多くの御批判を頂いたことも事実であり、そのことを肝に銘じて、緊張感を持って、丁寧な行政運営に努めてまいりたいと改めて思っております。

今回の選挙では、市民の皆様方の生活を守り、美作市が未来に向かって着実に発展していくための議会改革の必要性を訴えてまいりました。改めて言うまでもなく、行政と議会は、まさに車の両輪のように、お互いがチェックしながら、それぞれの使命に基づいて、市民の皆様方の負託に応えるべく努力をする必要があると考えております。

市民の皆様方の思いを反映している案件について、建設的な議論ができる場として確立し、皆様から信頼、信用され、小さな声を反映することができる議会となるよう、議員の皆様共々に着実に取り組んでまいりたいと存じております。よろしく願いいたします。

そして、この選挙でも申し上げましたが、平成30年の市長選挙において掲げました8つの重点政策、すなわち、「住んで得」になるまちを目指すこと、女性の皆さんに優しいまちを目指すこと、障害を持っている方々へのサービスを拡大すること、学ぶ人にとってより魅力的なまちを目指していくこと、そして働く人に安定した職場を提供できるまちにすること、全ての人にとって足回りのよいまちを目指すこと、より安全なまちを目指すこと、そして、小さな声を聞く、市政の隅々まで気を配ると、こういう項目を申し上げておりましたが、それを今回の選挙で改めて確認をし、地域ごとの公約を含めて、全庁挙げてその実現のために取り組んでいきたいと思っております。

今回の選挙を通じまして、若い方々の市政への関心の高まりというものを肌で感じさせていただきました。新型コロナウイルス感染症対策においては、市役所が市民の方々の声をしっかり聞き、そして速やかに施策に反映することに努めてまいりましたが、このような流れの中で、市民の方々と行政との距離が縮まって、そこに相互理解と信頼が生まれ、若い方々にも、市政というものが身近なことでもとても大切なことであると、

そのような関心を持っていただいた、そのような政治意識の変化が表れていると考えているところ
であります。

こうしたことから、若い方々が夢と希望を持って、一人一人が努力しながら輝き、住み続けたいくなるよ
うな、そんな美作市を、若い方々を含め市民の皆さん共々につくり上げていける可能性、それが強くなったと
感じております。

ところで、農業についてでございますが、当市の重要産業でありますけれども、農業を継続し、農地や農
業施設を維持管理することで、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全などの多面的な機能を発揮し、そ
の利益は広く国民が享受をしているところでありますが、一方で、近年の過疎化、高齢化のさらなる進展に
伴って、後継者の方々が不足する、こういうことによりまして、耕作放棄地が見受けられる、あるいは施設、
圃場の管理が不十分になる、獣害等の対応が遅れると、こういった状況が市内はもとよりいろいろなところ
に見られ、かつて担っていた機能が十分に発揮されなくなる、そういう危惧が地域からも、あるいは全国的
にも上がっているわけであります。

市内を見ますと、例えば、作東地域の災害対策において懸案事項となっております大還橋井堰について、
過去に、農業受益と防災受益が異なったことに基づいて、これは起因しまして、受益者負担の問題で、この
大還橋井堰の改修が頓挫した経緯があるわけですが、しかし、井堰などの農業施設は利水とともに治
水と密接に関係がございまして、防災受益の観点から、公的に支援を行う必要性が生じていると考えており
ます。これは大きな例でございます。今や農業を守るためには、公的な支援というものが今までよりも強く
ならなければいけない。それが私どもの地域の持つ大きな役割であるというような実例と思えます。

一方で、農業を担い手の方々の立場から考察いたしますと、今後は、規模の拡大などによる経営の安定化、
強化が重要になっております。既に美作市では、大原農業振興センターへの出資による経営安定化の成功事
例もあり、出資による農林業経営の安定化の仕組みづくりを検討する必要性もあるかと考えております。

いろいろ申し上げておるわけでございますけれども、いずれも多面的機能を守る、あるいは農業の先進化、
強靱化を図る上でも、公的な関与が求められるという状況に変わりないということでもあります。地域の共同
活動によって支えられている農業、農村の持つ多面的な機能を維持発揮されるための支援制度である多面的
機能支払交付金や、森林整備やその促進に関する費用に充てる森林環境譲与税を積極的に活用することで生
まれる市が本来負担すべき財源と、太陽光発電施設の固定資産税の増加分の一部を合わせて、これらの課題
を解決するために、農業施設の防災・減災に対する助成、林業、農林業に対する施設設備の整備への助成、
先進農業に対する出資などの施策展開に資する資金を基金として積み上げると、仮称としては、産業基盤強
靱化基金という取りあえずの名前を考えておりますが、こういうものを創設する中で、先ほど申し上げた様
々な課題を総合的に解決する方向性を考えていかなければならないと思っているところであります。

次に、支援学校でございますが、特別支援学校につきましては、本年4月より岡山県教育委員会との協議
を再開する予定でございましたが、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、協議が中断されているところ
であります。しかし、先般の新聞、これは朝日新聞でありましたが、報道があったように、特別支援学校に
通う子どもの数が年々増加する一方で、直近の10年間では約2割もの大幅な増加となり、深刻な教室不足が
生じているという報道がございました。また、昨年5月1日現在の公立特別支援学校における教室の不足調
査では、岡山県においても、実に25教室が不足するとされており、初等部・中等部においても、施設設備の
不足が相当程度見込める状況になっておりまして、このような状況を注視しながら検討を行う必要がある
とも考えております。

市内におきましても、特別な支援を要する子どもの数が増加傾向にあることは御案内のとおりでございま

すけれども、保護者の皆さんなどからも特別支援学校の設置を要望する声が上がっていることから、岡山県教育委員会との協議を再開し、課題の抽出や対策の検討を行い、学校の整備に向けた取組を推進していきたいと考えております。

新型コロナウイルス対策でございます。さて、喫緊の課題となっております新型コロナウイルス感染症対策につきましては、皆様に御協力いただき、幸いにして、市内における感染の確認は皆無の状況、全くないという状況が継続をしております。誠にありがたいということで心から感謝をしております。ノーマスクタウン美作目指して、ウイルスが町に入らないように、さらなる強固な防疫体制の構築を図ってまいりたいと思います。

8月の臨時議会では、市民の皆さんを対象とした検査実施の予算を御議決いただき、事業を実施しております。これは、市民の皆様の感染予防の意識向上を図り、不安を軽減するための事業であります。また、美作市民ではなくても、市内の施設で業務に従事する医療、介護、学校関係等の職員の方々も対象とすることとなっておりますので、希望される方はぜひ検査を受診していただきますようお願いいたします。

1人当たり10万円給付する国の特別定額給付金につきましては、5月18日から申請の受付を開始し、8月17日をもって受付を終了したところでございます。給付状況は、1万2,377世帯、2万7,197人への給付となり、給付率では、世帯で99.7%、人数で99.8%となり、県内の他市町村と比べても高い給付水準であったと感じております。これもひとえに市民の方々のお声がけやオンライン申請、郵便申請の御協力ということで心より御礼を申し上げます。

新型コロナの関係で新しいインフラの必要性が言われております。今現在も収まる気配が見えないわけですが、この新型コロナウイルス感染症に今までの日常生活の在り方を大きく変えることを強いられたわけであります。特に、次の世代を担う子どもたちには、日頃の活動の制限や一生に一度の大切な行事の中止など、残念な状況下にあることを心苦しく思っておりますところですが、予防措置を徹底した上で、休校することなく学校を継続し得たことに関しましては、市民の皆さんからも一定の評価を頂いているものと考えております。

しかしながら、感染症の拡大をはじめとした不測の事態が生じないとは限りません。その際の学習機会の確保のために、学校のデジタル化を早急に進める必要があると考えております。全ての小・中学校において、遠隔で授業ができる体制について、県下で第1番目にその体制が整備できるよう取組を進めているところであります。

次に、財政状況でございますが、今回の選挙でもお伝えしてまいりましたけれども、この6年間一貫して財政の健全化に取り組んだ結果、財政の状況は圧倒的に改善をしてきております。今議会において、令和元年度の決算及び健全化判断比率について報告をいたしておりますが、地方債残高が減少し、借金が減少し、そして基金については若干の増加、健全化判断比率である実質公債比率、将来負担比率、いずれも低下をし、特に将来負担比率、つまり、私たちの次の世代が借金を払うのかどうかということではありますが、ついにこれがゼロということになりまして、将来に負担を全く残していないという数字に達したわけであります。

これは、市が保有する負債が住宅使用料などの特定財源、市が保有する基金、公債費に連動して算入される地方交付税などで全額賄える状況になったことを意味しており、現時点での財政状況が、将来の財政を圧迫する可能性度合いにおいて格段に低下をすると、つまりゼロということになると。

そして、基金残高につきましては、政府の一部に、一部の市町村の基金残高が過大ではないかと、こういう問題意識があることに鑑み、平成28年度以降、積極的に積み増しを行わなかったということから大きな増

減は生じておりませんが、その一方で、運用方法を徹底して見直すことにより年々運用益の増加につながってまいりました。令和元年度の平均金利は、定期預金、債権を合わせて0.65%となっておりまして、市中銀行の平均的な定期預金の金利の数十倍ということでの運用が行えることになりました。これにつきましては、会計課が大変に努力をしていただいたわけではありますが、結果として、1億400万円、前年度比で62.5%なんですけど、1億円を超える運用益が上がってまいり、かつ、この運用益につきましては法定外収入でございますので、全額私たちの財政の改善につながるということになったわけでもあります。

また、実質収支につきましても、昨年度を7,000万円程度上回る決算となっております、今後において、新型コロナウイルス感染予防対策等で不測の財政支出が懸念されておりますが、県内でもトップクラスの財政基盤が確保できていることから、それ相応の対応が可能となると考えております。

そういう中で、今回補正予算を上程しておりますが、令和2年度一般会計補正予算（第7号）でございます。今回の選挙で市民の皆様とお約束をした事項の具現化・具体化の一部として、業種を限定した新型コロナウイルスに負けるな事業継続給付金3,000万円のほかに、大原農業振興センターへの出資金900万円、吉野川における大還橋井堰撤去に向けた農業用取水ポンプ施設の実施設費3,400万円、農地災害復旧費2,400万円など、総額1億4,800万円の追加補正をお願いをするものであります。また、介護保険事業特別会計補正予算（第1号）ですが、これにつきましては、令和3年度から令和5年度までの3年間、美作市地域包括支援センター業務を委託するための債務負担行為の追加と新型コロナウイルス感染症対応の従事者慰労金の100万円の追加補正を計上しておりますので、よろしく願いいたします。

併せて、議案として上程を行うものとして、事業用発電パネル税条例について触れさせていただきたいと存じます。太陽光発電施設はF I T法の施行後急速に拡大をし、御覧のとおり、市内においても大規模な太陽光発電事業の実施やさらなる計画もあるわけございまして、市民の皆さんには、土地の形態の変化による土砂災害や洪水、鳥獣被害などの心配や売電事業終了後の土地の荒廃等を危惧される方も多くおられるわけであります。近年、各所で過去に例のないような豪雨災害が発生しており、発電施設の下流域に大きな負荷が生じ、その地域において災害が発生をすれば、完全に否定できるものではありません。下流域も含めた災害防止につながる防災対策や生活環境対策、自然環境対策など、安心・安全な環境の保全のための様々な施策に要する費用に充てるため、令和元年6月に定例議会に一度提案いたしました事業用発電パネル税について、事業用太陽光発電整備施設に課する法定外目的税として、改めて御提案をさせていただき、制度の開始を目指してまいりたいと考えておりますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

なお、美作市独自の法定外目的税となる事業用発電パネル税条例の制定を目指すに当たり、課税免除の対象を拡大するなど再考をしております部分もございまして、よろしく願いをいたします。

次に、新たな国際交流の取組というか、国際交流を開始しないかというお申出について御報告をさせていただきたいと思っております。アメリカ合衆国のハワイ州は、日本からの移民の歴史があり、現在、その子孫の多くの日系の方々が生活しておられます。そして、その方々の中で、自身のルーツを知りたいと思う方も少なくなかったわけであります。縁ありまして、ハワイ州のカウアイ島、行政的にはカウアイカウンティということで、市と同格のものになっているんですが、お住まいの熊本県にルーツを持つ方の先祖探しを私どもの秘書課でお手伝いさせていただいたところ、そのことが現地の日系人コミュニティで大きな話題となり、先方の市長様から、姉妹都市縁組のお話を頂いております。この市長さんも、川上さんという日系の3世の方でございます。既に事務的な打合せを開始しておりますが、今後は、双方の市民の方々が参加する形で取組を進め、農産品、特に注目しておりますのは、海田のお茶とカウアイコーヒーというのがあって、これを相互に流通し合うというのはどうだろうかという提案がありましたが、農産品の交換、あるいは学生をはじ

めとする若者の交流に資するよう協議を進めてはどうかと考えているところでございます。

最後になりますが、本年度は、5年に一度の国勢調査の年であります。10月1日現在の実施でございます。調査書類の配布は9月14日から行いますが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に対応するため、世帯訪問時の調査員のマスク着用を徹底するとともに、濃厚接触となりにくいインターネットによる回答をぜひともお願いしたい、推奨したいと思っております。国勢調査の結果は地方交付税の算定にも直結をしております。調査漏れのない正確な調査を行う必要があることから、この場をお借りいたしまして、調査への市民の皆さんの御協力をお願いする次第であります。

以上、所信の一端を申し述べ、議会の審議の一助にさせていただくとともに、市民の皆様の美作市に対する御理解と御支援に資したいと考えております。御清聴ありがとうございました。

なお、本会議における諸議案の提案説明等につきましては、副市長において行いますので御理解を賜りますようお願いいたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

10分間休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5、同意第9号「固定資産評価員の選任について」、副市長より提案説明を求めます。

荒木副市長。

副市長（荒木 利明君）〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました同意第9号「固定資産評価員の選任について」を御説明申し上げます。

固定資産評価員の設置は、地方税法第404条及び美作市税条例第76条の規定により、本市に1名の固定資産評価員を置くこととなっております。その職務は、市長の指揮を受け、固定資産を適正に評価し、市長が行う価格の決定等について補助するものであり、専門の知識と経験等を有する者のうちから、議会の同意を得て選任するものと規定されていることから、税務課長が適任と判断し、選任したいと考え、議会の同意を求めるとでございます。御審議の上、何とぞ御同意賜りますようお願い申し上げます。提案理由といたします。

〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

提案説明が終わりました。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

次に、同意第9号の委員会付託省略及び討論省略についてお諮りいたします。

人事案件は即決としておりますので、会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することにいたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

異議なしと認めます。よって、同意第9号は、委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することに決定いたしました。

それでは、これより採決を行います。

同意第9号「固定資産評価員の選任について」、本件に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（岡本 泰介君）

全員賛成です。よって、同意第9号は承認することに決定しました。

続きまして、日程第6、報告第7号「出資法人等の経営状況について」、副市長より説明を求めます。

荒木副市長。

副市長（荒木 利明君）〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました報告第7号「出資法人等の経営状況について」を御報告申し上げます。この報告につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定において、市が出資する法人、借入金の元金もしくは利子の支払いを保障し、または損失補償を行うなど、債務を負担している法人に関しまして、経営状況を説明する書類を作成し議会に報告することが義務づけられております。この規定に該当する者として、美作市土地開発公社、株式会社特産館みまさか、有限会社大原農業振興センター、株式会社作東バレンタインホテル、株式会社雲海、株式会社みまちゃんネルの6社につきまして、令和元年度の経営状況等及び令和2年度の経営状況、事業計画及び予算状況を報告するものでございます。

内容につきましては、それぞれ担当部長から御報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

報告が終わりました。

続いて担当部長から報告を求めます。

美作市土地開発公社、特産館みまさか、大原農業振興センター、作東バレンタインホテル、雲海について、遠藤経済部長より報告を求めます。

遠藤経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

それでは、経済部所管分について、順に報告をさせていただきます。

まず、美作市土地開発公社の令和元年度決算概要から御報告申し上げます。美作市土地開発公社は、公有地の先行取得及び合併前に英田土地開発公社が造成した作東産業団地の分譲などを行っております。令和元年度の事業報告ですが、1ページを御覧ください。用地取得については、交通結節点整備等用地の通用口の設置工事、南部産業団地の三保原区画の造成工事、平福住宅団地のポンプ室撤去工事を行いました。用地売却等については、作東産業団地4の1号地、南部産業団地三保原区画の売却のほか、県道改良工事に伴い、平福住宅団地の一部を売却しました。附帯等事業につきましては、作東産業団地1号地を社員寮の用地として貸付けを行ったものです。

決算について、先に、4ページの損益計算書でございますが、用地売却による土地造成事業収益に、貸付けによる附帯等事業収益を加えた事業収益は2億7,989万4,153円でございますが、売却用地の事業原価が3億1,692万3,883円であるため、事業総損失は3,702万9,730円となり、さらに販売費及び一般管理費を差し引いた事業損失は3,791万3,796円でした。事業外収益を加え、事業外費用を差し引いた経常損失及び当期純損失は2,290万4,841円となりました。

次に、3ページの貸借対照表でございますが、資産の部では、流動資産は4億9,607万8,513円、固定資産が3,996万4,051円で、資産合計5億3,604万2,564円となっております。負債の部では、短期借入金の流動負債のみで、負債合計3億3,576万3,090円となっており、資本の部では、資本金が8億1,000万円、欠損金合計が6億972万526円で、資本合計2億27万9,474円となっております。

次に、美作市土地開発公社の令和2年度事業計画について御報告申し上げます。事業計画書などの2ページ、美作市土地開発公社予算書を御覧ください。

まず、収益的収入及び支出でございますが、収入では、用地売却の予定がありませんので、事業収益の計上ございません。事業外収益といたしまして、土地賃借料など389万3,000円を計上しております。支出の方では、事業原価はなく、販売費及び一般管理費771万1,000円などを計上しております。

3ページを御覧ください。資本的収入及び支出でございますが、支出としまして、土地造成事業費に、山城団地の外周道路等概略設計委託料など55万1,000円を計上しております。

次に、株式会社特産館みまさかの令和元年度決算内容について御報告申し上げます。同社は、道の駅彩菜茶屋と彩菜みまさか箕面彩都店を運営しており、主に市内及び近隣市町村で生産加工された農林産物などを販売しております。

決算につきまして、先に、3ページの損益計算書でございますが、純売上高が前年度に比べ、1,704万4,267円増加し4億5,350万7,840円となりました。売上原価2億4,845万6,816円を差し引いた売上総利益が2億505万1,024円となり、さらに、販売費及び一般管理費1億9,050万2,134円を差し引いた営業利益は1,454万8,890円となりました。営業外収益を加え、営業外費用を差し引いた経常利益は1,670万733円となり、特別利益を加え、特別損失を差し引いた税引き前当期純利益は1,688万5,916円となりました。法人税等を差し引いた当期純利益は1,212万5,288円で、前年度に比べまして32万725円の減益となりました。

次に、2ページに戻っていただきまして、貸借対照表でございますが、左の欄、資産の部では、流動資産が2億270万672円、固定資産が1億2,589万538円で、資産合計3億2,859万1,210円となっております。右の欄、負債の部では、流動負債のみで、負債合計7,500万4,442円となっており、純資産の部では、資本金が9,800万円、利益剰余金が1億5,558万6,768円で、純資産合計2億5,358万6,768円となっております。

次に、特産館みまさかの令和2年度の事業計画について御報告申し上げます。事業計画の2ページを御覧ください。計画事項といたしまして、「消費者満足を最優先」「地元密着店」「コロナ環境に対応」などとしております。年間販売計画では、両店合わせて11億2,400万円を販売目標としております。新型コロナウイルスの影響を考慮し、前年度実績に比べまして2.3%、2,600万円の減としております。販売目標は、店舗などでの総売上高で設定しておりますが、3ページの収支計画書では、売上げを生産者から頂く販売手数料で計上しており、売上総利益、収入の計の欄でございますが、2億844万2,000円。経常利益を1,331万1,000円と見込んでおります。

続きまして、有限会社大原農業振興センターの令和元年度決算概要について御報告申し上げます。大原農業振興センターは、自営田の管理、農作業の受託、育苗施設及びライスセンターの管理運営、野菜苗や農業資材、肥料、農薬の販売などを行っております。

決算につきまして、先に、3ページの損益計算書でございますが、純売上高が前年度に比べまして343万5,267円増加し、4,394万1,679円となりました。売上原価3,991万6,982円を差し引いた売上総利益が402万4,697円となり、さらに販売費及び一般管理費2,367万2,376円を差し引いた営業損失は1,964万7,679円となりました。これに、経営所得安定対策交付金、米粉用米や麦、大豆の作付による交付金などがございますが、この交付金などを含む営業外収益を加え、営業外費用を差し引いた経常利益は750万3,738円となり、特別利

益を加えた税引き前当期純利益は753万8,738円となりました。法人税等を差し引いた当期純利益は719万2,024円で、前年度に比べまして273万8,296円の増益となりました。

次に、2ページに戻りまして、貸借対照表でございますが、左の欄、資産の部では、流動資産が2,803万3,360円、固定資産が1,160万8,650円で、資産合計3,964万2,010円となっております。右の欄、負債の部では、流動負債が1,962万5,988円、固定負債が280万4,232円で、負債合計2,243万220円となっております。純資産の部では資本金が500万円、利益剰余金が1,221万1,790円で、純資産合計は1,721万1,790円となっております。

なお、平成30年度決算に続きまして、この令和元年度決算におきましても、配当金5万円を株主である美作市に対して支払うということになっております。

次に、大原農業振興センターの事業計画について御報告申し上げます。事業計画の2ページを御覧ください。自営田の管理のほか、大原地域、東粟倉地域を中心として、水稻育苗などの作業受託を行い、中山間地域の農業振興に寄与するとしております。年間活動計画としては、水稻栽培に関する苗の生産、乾燥調整や作業の受託、自営田での農産物生産を主に行います。3ページの収支計画についてですが、総売上げ4,688万6,100円から売上原価4,020万円を、それから販売費及び一般管理費2,410万6,000円を差し引いた収支差額はマイナスとなりますが、国からの作物栽培に対する助成金などの営業外収益2,666万1,600円により、経常利益を924万1,700円と見込んでおります。令和2年産では、引き続き自営田での米粉用米の作付やもち米と大豆の二毛作などを行うことなどで、経営所得安定対策交付金を得て利益を確保していこうというものでございます。

次に、株式会社作東バレンタインホテルの令和元年度決算概要について御報告申し上げます。作東バレンタインホテルでは、婚礼、宴会、宿泊の3部門を収益の柱としております。決算につきまして、先に2ページの損益計算書でございますが、売上高が、前年度に比べ3,154万4,518円減少し、1億7,289万3,963円となりました。売上原価5,547万1,240円を差し引いた売上総利益が1億1,742万2,723円となり、さらに販売費及び一般管理費1億4,104万2,316円を差し引いた営業利益は2,361万9,593円のマイナスとなりました。法人税等を差し引いた当期純利益は2,380万2,093円のマイナスとなり、前年度と比べまして1,589万1,641円の減益となりました。売上高減少の内容は、宿泊収入が1,779万5,714円の減、宴会収入の方が1,036万9,111円の減、婚礼収入の方が435万816円の減などとなっております。6月に発生しました食中毒事故の影響などがありました。また、年度末近くになって、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和2年3月1か月の施設全体の売上げは、前年同月比996万1,226円、53%の減という状況でございました。

次に、1ページに戻りまして貸借対照表でございますが、左の欄、資産の部では、流動資産が1,310万6,016円、固定資産が2円で、資産合計1,310万6,018円となっております。右の欄、負債の部では、流動負債のみで合計1,005万388円となっており、純資産の部では資本金が4,600万円、繰越利益剰余金が4,294万4,370円のマイナスで、純資産合計は305万5,630円となっております。

次に、株式会社作東バレンタインホテルの令和2年度事業計画について御報告申し上げます。事業計画並びに予算書の1ページからでございますが、年間目標値は宿泊客1万人を予定しております。2ページにまいりまして、婚礼25組、レストラン利用者1万人、宴会500組を予定しています。予算につきましては、3ページを御覧ください。飲食事業収入では、宿泊収入9,000万円、日帰り収入5,000万円などを見込んでおり、収入合計では2億1,000万円を見込んでいます。支出では、仕入れの計が6,100万円、販売費及び一般管理費の計1億4,900万円で合計2億1,000万円を見込んでいます。収入、支出とも前年度予算に比べまして3,000万円の減額予算となっております。

次に、株式会社雲海の令和元年度決算概要について御報告申し上げます。株式会社雲海は、平成25年4月2日に設立され、同年7月1日から指定管理者として大芦高原国際交流の村の運営を始めましたが、経営難に陥り、平成26年2月20日の株主総会で解散を決議しておりました。その後、株式会社雲海の経営破綻について、元市長に対しまして損害賠償を求める裁判を起こしたことに伴い清算手続が中断しておりましたが、令和2年4月8日に判決が確定したことから、清算手続の方を再開しております。

決算につきまして、先に、2ページの損益計算書でございますが、売上げはなく、販売費及び一般管理費を差し引いた営業損失は4万9,736円となりました。営業外収益を加えた経常損失は4万9,704円となり、法人税等を差し引いた当期純損失は23万2,208円となりました。

次に、1ページに戻りまして貸借対照表でございますが、左の欄、資産の部では、流動資産が290万9,287円、固定資産が1,093万4,262円で、資産合計1,384万3,549円となっております。右の欄、負債の部では、流動負債のみで、負債合計21万5,500円となっており、純資産の部では、資本金が4,850万円、繰越利益剰余金が3,487万1,951円のマイナスで純資産合計は1,362万8,049円となっております。事業計画の方はございません。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

春名企画振興部長。

企画振興部長（春名 信明君）〔登壇〕

それでは、株式会みまちゃんネルの経営状況につきまして御報告申し上げます。みまちゃんネルは、美作市内と西粟倉村内の視聴者の方々を対象としたケーブルテレビ番組やテレビコマーシャルの制作放送を行っております。また、平成27年度からは、美作市情報化推進に伴う管理支援業務を受託しており、ケーブルテレビの障害対応や光ケーブルのサポート、また令和元年度からは、みまちゃん光の愛称で、光インターネット接続サービスを行っているところでございます。平成25年3月に株式会社を設立、同年4月から業務を開始しておりまして、今回は、本年2月28日までの第7期の経営状況報告を行うものでございます。

まず、令和元年度の決算報告書、第7期3ページの損益計算書でございますが、売上高は1億3,470万8,245円で、前期比較8,969万689円の減。売上総利益金額は1億2,863万9,549円で、前期比較9,575万9,385円の減となっております。また、販売費及び一般管理費は1億2,896万4,123円でございます。営業損失は32万4,570円となり、営業外収益55万6,508円を加えますと、経常利益は23万1,934円となっております。税引き前当期純利益も23万1,934円となりまして、法人税、住民税及び事業税11万2,900円を差引きしまして、当期純利益11万9,034円、前期比較56万4,096円の減という決算になってございます。

次に、1ページに戻りまして、貸借対照表の資産の部でございますが、流動資産が2,631万4,327円、固定資産が1,157万7,915円で、資産合計は3,789万2,242円となっております。2ページの負債、純資産の部でございますが、流動負債が1,548万8,990円で、負債合計も1,548万8,990円となっております。

次に、純資産の部の資本金が900万円。利益剰余金が1,340万3,252円でありますので、純資産合計は2,240万3,252円となり、負債、純資産合計は、3,789万2,242円となっております。

続きまして、令和2年度第8期の事業計画について御報告いたします。お手元の事業計画の1ページ、2ページを御覧ください。計画事項としまして、番組制作放送、美作市議会議会中継、美作市光サービス・光設備管理支援業務、美作市FM告知放送、データ放送登録業務、光インターネット接続サービス事業などを行う方針としております。

3ページにつきましては、収支計画でございますが、ケーブルテレビ事業、情報化推進管理支援事業などで、総売上げ1億1,323万9,000円を見込んでいるところでございます。

以上でございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

以上で報告が終了いたしました。

報告第7号「出資法人等の経営状況について」、質疑に入ります。

なお、質疑は、6つの法人等、一括でお受けいたします。

質疑はございませんか。

岡野議員。

5番（岡野 鉄舟君）〔質問席〕

即決ですので、皆さん、よく勉強されていると思いますので、質問多いですけど、メモの方をよろしくお願いたします。

まず、土地開発公社の関係でございます。元年度の事業報告書1ページを御覧いただきたいと思います。その用地売却等の収益は、損益計算書の1事業収益に上がっているわけですが、1の用地取得の関係、いわゆる費用として出るものなんですが、これを損益計算書で見ますとないんですが、これはどう考えたいかということでございます。

それから次の質問でございますが、損益計算書の中の4ページ、その事業外収益のところ雑収益として1,556万2,452円がありますが、これの内容、そして、これはキャッシュ・フロー計算書の5ページなんですが、そのどこに出るんでしょうかということでございます。

続きまして、そのキャッシュ・フローの中に、短期借入れによる収入ということで、財務活動のところ5億3,576万3,090円と短期借入れによる収入があるんですが、この平成元年度の資本的収支4条予算の中で、借入限度額が5億3,576万で限度額を超えているんですが、これは不当な財務運営でないかと思いますが、これをどういうふうにお考えになられているのか。

続きまして、その短期借入金の明細表の様式の16号の関連的な質問いたしますが、その明細表を見ていただきますと、借入金の返済金が7億3,465万円あるんですが、貸借対照表の中で見ますと、流動資産がこれはないんですね。これはどういった資金を捻出されたかということでございます。

それから、10ページ、事業原価明細表なんですが、売却原価3億1,692万3,883円、これは損益計算書の事業原価でもあるんですが、これは一体どういったものかという内訳でございますね。これを教えていただきたいと思います。

1回目はそれぐらいですが、続きまして、次の公社へ移ればいいんですか。

特産館みまさかについて質問いたします。全体的な話なので、従業員の構成を教えてくださいと思います。名前までとは申しませんが人数ですね。それから、令和元年度の株主総会を、株式会社ですのでやらなきゃいけないんですが、いつやられたか。この場合、出席した株主は何人おられたか。株主ですから、株主総数が何人かということもついでにお答えいただきたいと思います。

続きまして、2年度の、令和元年度の事業計画、これは決算が伴っているんですが、質問したいのは、令和元年度の事業計画に対して出資している市として、この過年度の決算をどういうふうに総括をされているか。

続きまして、同じ2ページのところですが、年間販売計画及び活動計画、そこを御覧になってお分かりのように、販売目標が、全店では11億、本店、彩菜茶屋では3億9,000万、箕面店では7億1,000万とありますが、販売目標は目標ですから立てればそれでいいんですが、それが元年度の収支決算の中でどういうふうに出ているかということでございます。

それから、続きまして、大原農業振興センター、貸借対照表の2ページ、その資産のところを御覧いただきたいんですが、繰越利益剰余金が1,220万6,799円となっております。これは御承知のように、前年度末の繰越利益剰余金のそこに上がっている数値に、当該年度の損益の動きを加えればそこになるわけですが、私がちょっと電卓をたたいてみますと、つまり、どういうことかと申しますと、その1,220万6,799円というのは、平成30年度の、要するにその当該欄ですね、その数値が506万9,766円なんですね。それで、元年度の大原農業振興センターの1年間の出と入り、それは3ページに719万2,024円あるんですが、それを足しますと、1,226万1,790円となるんですね。この数値は、その元年度の平成2年3月31日現在の今私が申しあげました繰越利益剰余金の1,220万6,799円と5万5,000円の差があるんです。この財務書類については1円たりとも間違いがあったらいけません。私は、一般質問で、内部統制ということを予定をいたしておりますが、これはやはり全体でいろんな角度から数値を見ていかなければいけないんですが、5万5,000円が宙に浮いていると。これはぜひ原因を解明しなきゃいけないし、この場でお答えを頂きたい。私は再質問で、28年度の決算から29、30とを調べておりますので、理屈のつくように説明をしていただきたいと思っております。

令和2年度の事業計画、2ページを御覧いただきたいと思っております。まず、お聞きしたいのは、収支ですから、(聴取不能)もあるんで、大原農業振興センターの令和元年度と令和2年度の従業員数、いわゆる職員数、それは元年度は幾らですよ、2年度は幾らですよと、それを教えていただきたいと思っております。

それで3ページの令和2年の収支計算書なんですが、気にかかりますのはその営業外収益なんですが、これの内容が何か。2,666万1,600円。これを正式な名称を教えていただきたいと思っております。規模がそれほど大きくない法人なんですけれども、これは一体どこまで、いつまで見込まれるのかということとございまして。この営業外収益いかによっては、もう直ちにこのセンターは赤字になってくると、こういうことは火を見るよりも明らかでございまして。農業振興センターは取りあえずはそのぐらいですかね。

続きまして作東バレンタインホテル。質問をいたしますが、令和2年度の収支予算の決算をどう推測しておられるかということなんです。具体的にはどこから出てくるかと申しますと、3ページの株主資本等変動計算書によって出てくるわけですが、3ページは、これは、元年度の株主の資本等変動計算書によるものです。私、なぜこれを質問いたしますかということ、29、30を見てみますと、皆さん頑張っていると思ってしまうんですけども、最近コロナ禍等で非常に経営が苦勞されているという思いもあるんですけども、さりとてその収支をどういうふうに見込むかということは、株式会社として重要であります。そして、出資をしている市としては、これをうまく、内部統制とは言いませんが、やはりマネジメントをするし、場合によるとアドバイスをしなきゃいけないんですけども、その株主資本等変動計算書において、どのぐらいの当期幅の損益を見込んでおられるのかということです。分かりますよね。具体的には、再質問のときに、つまり、分岐点の数値を私が申し上げますが、それをどういうふうにされているかということとございまして。

それから続きまして、令和2年度の事業計画に向けてなんですが、今、私が申しあげましたように、令和2年度の事業計画予算は、元年度を分析しなければ立てられないんですけども、元年度の決算を踏まえて、どのような2年度の予算を立てていらっしゃるかということとございまして。

具体にお聞きをいたしますと、株式会社作東バレンタインホテルの収支予算書を御覧いただきたいと思っておりますが、3ページです。つまり、収入の部で言いますと、昨年度より、3,000万の減収幅を見込んでいらっしゃるわけとございまして。ぱっと見ていただいたらお分かりのように、宿泊、飲食事業では約250万円、それから、その他収入の婚礼等では2,550万円と、非常に厳しい見込みを立てていらっしゃると思っております。

そこでお聞きしたいのは、つまり、この2年度の決算を見ようとするときには、半期、つまり4月から9

月末までの収支実績を踏まえないと、残り半年の分が出てこないんですが、これを、つまり前半期をどれくらい見込んでいらっしゃるかということです。

今度は支出の方を質問いたしますと、そこのところを見ていただきますと、要するに、物すごい経営努力の跡が見られます。例えば、報酬200万円をもうゼロにされているというところもあれば、婚礼の商品の仕入れ費を約1,700万円減額されていると、非常にタイトな支出をされているんですが、収入が増えれば支出が増えるというのはこれはもう鉄則なんです、この辺りをどういうふうに半期を見て、この決算見込みを立てていらっしゃるかということでございます。バレンタインホテルは以上でございます。

雲海は飛ばしまして、みまちゃんネルにいきます。3ページ、損益計算書、元年度ですね。端的な事務的な質問であります、そこの売上高にいろいろ収入があるんですが、美作市からの収入は、その費目の中のどの数値に幾ら入っているかということをお教えいただきたいと思っております。それから管理事業収入のところ、3ページを見ていただきますと、前年度は1億6,990万なんですが、つまり今期を6,464万、つまり1億500万円ほど低く見ていらっしゃるんですけども、これはどういうことなのかということでございます。

それから、一番大事なことなんで、再質問も一度に申し上げますが、出資している側として、このみまちゃんネルの経営状況をどう分析をされているのかということでございます。これは何もみまちゃんネルだけじゃなくて全ての法人に関係する大事なことであります、たくさん申し上げました。私も付箋をつけておりますので、答弁漏れのないようによろしくお願ひしたいと思います。

議長（岡本 泰介君）

それでは、回答は昼休憩後ということでしたしたいと思います。

ただいまより1時まで休憩いたします。

午前11時57分 休憩

午後1時00分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議に入ります。

先ほど岡野議員の質問で終了いたしておりますので、その回答から入ります。

遠藤経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

では、岡野議員の質問に答弁をさせていただきます。

まず、美作市土地開発公社につきまして、事業報告の中の業務の用地取得の内容が損益計算書にないのはなぜかという質問だったと思います。事業報告にございます用地取得の各事業でございますが、公有地取得事業の交通結節点整備等用地、これは通用口の設置工事を行っておりますが、令和元年度において、この事業においては売却がございませんので、損益計算書への計上はございません。貸借対照表の方で、資産価格の方がその分増加したということになっております。それから、土地造成事業の南部産業団地、三保原区画で申し上げますと、これは様式第7号、それから様式第8号でも、開発中土地、それから完成土地等ということで資料がございますが、もともとの資産価格に4,046万3,378円が加わって、合計で7,916万1,723円が三保原区画の価格となりまして、この全てを売却しましたので、損益計算書で言いますと、土地造成事業原価が3億1,692万3,883円計上されておりますが、この中に、この三保原区画のものについては含まれているということで御理解願ひしたいと思います。それから平福住宅団地、これはポンプ室を撤去しておりますが、別に平福住宅団地の一部を売却しておりますが、その工事を行ったところは場所が異なりますので、この部分

については損益計算書への計上はございません。

それから、損益計算書の雑収益1,556万2,452円の内訳ということでございますが、まず、岡山県へ残土などの仮置場として貸し付けておりますが、この賃借料が532万8,102円。それから、作東産業団地4の1号地につきまして、メガソーラー発電設備建設工事のための臨時的作業員の集合場所などとして、その事業者の方に貸し付けておりましたが、貸付期間が延長になったことから、賃貸料として1,020万円を頂いております。そのほか、湯郷地域振興施設用地の一時賃貸料6,500円、それから電柱、中電やNTTですが、敷地料が2万6,630円、コピー収入1,220円ということでございます。

それから、この雑収益がキャッシュ・フロー計算書のどこにあるかということだったと思いますが、この雑収益というのは、基本的にはキャッシュ・フロー計算書の補助金等収入に計上されますが、これは、現金、お金の動きを見るものですので、岡山県から頂いています賃貸料が未収金ということで処理しておりますので、このキャッシュ・フロー計算書では、前年度、平成30年度に頂いた賃貸料が計上されております。地価の下落によりまして、県への賃貸料が下がったことから、12万8,388円の差額が生じた形で計上となっております。

それから、借入金について、予算の借入限度額を超えているのではないかとということですが、予算では借入れの限度額を5億3,465万1,000円としております。これは、様式第16号でも報告しておりますが、期首残高が5億3,465万150円ということで、この予算の範囲内に収まる借入金の残高が平成30年度末であったということで、予算の方は、これ以上は借入残高が増えないということで予算を組んでおります。

そして、それぞれ地域振興基金なり土地開発基金を、令和元年5月30日なり6月26日などに借換えをしておりますが、合わせた増加額としては5億3,576万3,090円となって、限度額を超えるのではないかとのお尋ねでしたと思いますが、それぞれの借換え時点における残高につきましては、この予算の借入限度額の範囲内に収まっているものでございます。

それから、作東産業団地等の事業原価、3億1,692万3,883円の内訳ということでございますが、まず、作東産業団地4の1号地が2億3,757万2,395円。それから、南部産業団地三保原区画が7,916万1,723円。それから平福住宅団地、一部売却しておりますので、該当部分の原価ということになります。合わせて3億1,692万3,883円となっております。

それから、株式会社特産館みまさかでございますが、まず、従業員数というお尋ねでした。令和元年度末におきまして、従業員数ですが、常勤役員1名のほかに職員が8名、それからパート従業員が44名、合計52名であります。

それから、令和2年の株主総会の開催日、出席株主数などでございますが、定時株主総会は令和2年6月25日に開催をしております。議決権を有する株主総数3名のうち2名の出席ということです。議決権総数で申し上げますと、1,960個のうち1,940個の出席となっております。

それから、令和元年度の決算につきまして、事業計画があったが、どのように総括したかというお尋ねでございますが、売上高につきましては、目標の11億円を上回る11億5,112万7,000円ということで、104.6%ということになりました。計画事項の方で幾つか申し上げますと、鮮度・品質に見合った規格と価格を彩菜品質として提供していくということにつきましては、出荷者に対して、出荷意欲を失わせないような方法で注意をした、また、独自に桃とブドウの出荷基準を作成したとこのことでもございました。それから、仕入一般部門の粗利益利益率向上へ向けた取組については、商品台帳の整備を継続して仕入率をチェックしている。それから、レストランにおきましては、原価管理と廃棄ロスの削減に努めたということでお聞きしております。

それから、販売計画で11億円となっていたが、決算書類でどこにあるのかということでございますが、特産館みまさかは、生産者から出荷いただいた農産物を販売しまして手数料を頂いております。残りは出荷者の方へお返しをしとるわけですけど、会社の収入は、出荷者から頂く手数料ですので、手数料が売上げということで決算書類を作成しておりますが、事業計画においては、店舗などでの総売上額を販売目標として設定をさせていただいております。

続いて、有限会社大原農業振興センターで、繰越利益剰余金につきまして、平成30年度の決算と数字が合わないということでございますが、平成30年度決算における繰越利益剰余金は506万9,766円でしたが、株主、これは美作市でございますが、5万円の配当を美作市の方へしております。また、会社法に規定がございまして、配当金額の10分の1に当たる額を利益剰余金に計上しないといけないということがございまして、5,000円を利益剰余金に計上しております。

失礼しました。すみません。私が言葉を間違えております。利益準備金として、5,000円を計上しないといけないということで、5万円の配当と5,000円の利益準備金計上ということで、5万5,000円の差が生じているということで御理解いただきたいと思っております。

それから、従業員数でございますが、大原農業振興センターでは、農作業に当たる従業員が、令和元年度、2年度、どちらも同様で、農作業に当たるものが3名、それから事務員が2名、そのほかに、季節的な臨時的な雇用5名で運営していこうということでお聞きしております。

それから、事業計画におきまして、営業外収益が増えているが、その内容ということだったと思っておりますが、事業計画の営業外収益は、1年前の事業計画に比べまして452万4,350円増えております。この内容については、国の経営所得安定対策事業補助金の見込みが増えたというものでございますが、令和2年度では自営田における米粉用米、麦、大豆などの作付面積が3.3ヘクタール増加すること、こういったことによりまして、大規模加算とかほかの数量払いの交付金も合わせまして増額が見込まれるということで予算計上がされております。

それから、国の補助金に頼っておいて大丈夫なのかと、いつまでもらえるのかといったことだと思っておりますが、もちろん農林省の動向には注意しておく必要がございますが、国の方では、中長期的な農政の指針である食料・農業・農村基本計画というものが、この令和2年3月に閣議決定をされているところでございます。今後もこの補助金が見込まれるものと考えております。

それから、作東バレンタインホテルにつきまして、株主資本合計305万5,630円となっているが、どのようになると見ているのかといったことだと思っておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響で、作東バレンタインホテルは、その運営が大変厳しい状況でございます。令和2年での収支状況を見込むのは非常に難しい状況であると考えておりますし、今後も、急激な回復は見込めないということがあると思っております。令和2年末の株主資本合計は、追加出資をしない限りは大きく減少してしまうものと思われま。

それから、収支予算案についての見方ということで、前半、上半期の収入などをどう織り込んでいるのかといったことだと思っておりますが、今回、報告した事業計画でございますが、この事業計画並びに収支計画については、新型コロナウイルス感染症の影響が織り込めていないというふうに見ています。7月までの状況、令和2年度の7月までの売上げは、申しますと903万7,000円ということで、前年同期が7,192万円でございますので、6,288万3,000円、87.4%の減となっております。職員の休業に伴う雇用調整助成金、これは市からの加算もございまして、4月分までで892万9,000円を収入する見込みでございますが、収支均衡を図ることが難しく、財政的な支援が必要になってくるものと考えております。

以上です。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

春名企画振興部長。

企画振興部長（春名 信明君）〔登壇〕

それでは、岡野議員お尋ねの株式会社みまちゃんネルの決算報告書、3項目にわたる御質問かと思えます。3ページの損益計算書の収入に、美作市分はどれに入っているのかというお尋ねですが、美作市からの収入につきましては、売上高の管理収入から商品売上高までの全ての収入に収入がございます。内訳としましては、時事放送や議会中継等の管理収入、一番上なんですけれども、それから、光ケーブルの管理支援やFM告示設置等の3行目の管理支援業務収入、このどちらにも全額が美作市からの収入となっております。通信事業収入につきましては、データ通信料としまして4万133円、それから、その他の収入は、特別番組制作、議会中継ネット配信などでございまして、このうち517万440円が市からの収入でございます。商品売上高は、プロジェクター、タブレットなどの販売でございまして、34万5,780円となっております。

2項目めにつきましては、この中の管理支援業務収入が前期に比べて大きく減っているがということでございますが、収入につきましては、前期に比べて1億円以上減っておりますが、これにつきましては、FM告知設備の設置業務のほとんどが前期に終了、完了したことから、前期に比べて大きく減っておるという状況でございます。

それから3項目めにつきましては、出資している側としての経営状況をどのように考えているかというお尋ねですが、みまちゃんネルの経営としましては、安定した経営をされていると思っております。引き続き今後とも、出資者としては、安定した経営に努めていただきたいと思いますと考えております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岡野議員。

5番（岡野 鉄舟君）

付箋が全部減るかなと思ったら幾らか残っておりますので質問をいたします。土地開発公社の関係はよろしいでしょう。それで、特産館みまさかの関係です。私も時々家内と一緒にあそこへ買物に行ったりするわけなんです、皆さんよく頑張っているのかなと思えますが、令和2年度の収支計画書をちょっと見ていただきたいんですが、販売手数料が1億4,222万ですね。それで支出の方をちょっと見ますと、租税公課が約300万円、約75万あるんですが、素朴な思いとして、これが可能かどうかというものをお尋ねをしますが、手数料は幾らか納める方からもらっているんですけども、それを、例えば、今年度中下げることによって、下げれば租税公課も下がってくるんじゃないかなと思われるんですが、そういった対応を株式会社としてできれば、納められる生産者の方々もいいんじゃないかなという思いがあるんですが、この辺は本年度の事業計画として可能なかどうかということをお尋ねをいたします。

次に、大原農業振興センターの関係ですが、午前中の質問のときに私が申し上げましたように、まず、部長、美作市に5万円の配当をして、そのうちの10分の1の5,000円ということなんです、財務諸表が合わないということがまず問題なんです。僕はそこをまずは聞いているんです。いいですか、もう一度申し上げますと、今部長が答えられたように、平成30年度末の利益剰余金の額は506万9,766円です。それに、令和元年度の当期純利益719万2,025円を加えますと1,226万1,790円で差があるというのは部長、お分かりです。それが合わないのがどうしてですかということ。合わない駄目ですよという意味です。それで私が午前中ちょっと申し上げましたように、30年度を見ますと、こういう数値になっているんですよ。平成29年度末のその貸借対照表の姿が61万6,038円なんです。30年度の利益が445万3,728円なんです。だから

ら今僕申し上げました506万9,766円なんですね。29年度、どうかと見てみますと、平成28年度の貸借対照表のその姿が、29年度を見ますと、28年度末が三角の280万335円なんです。それで29年度の純利益は218万4,297円。それを加えますと、三角とプラスを加えますと61万6,038円で、30年度の506万9,766円を、出てくる姿になるんです。では、何が問題かなと調べてみますと、古く遡るんですが、平成28年度の貸借対照表を見たわけなんです、部長、ここのところまでは遡及して見られましたか、ここのところ。その利益剰余金は、28年度の2ページにあるんですが、プラスの280万335円なんですね。出資金を500万しているから、合わせると780万335円なんです。つまり、マイナスじゃないんですよ。プラスなんです。この時点が既におかしいんですよ。この平成28年度の、29年3月31日現在が。つまり、僕、今申し上げましたよね。平成29年度姿を61万6,035出すときに、28年度の貸借対照表のその利益のところは三角でないといけないのがプラスになっているんですよ、平成28年度の貸借対照表が。それで280万になっているんです。だから、それを遡及して考えれば、その時点で、もう財務諸表の中がおかしいんじゃないかなと僕は思うんです。それをずっと遡及して調べますとね。例えば、27年度以上は私の手元にないので分かりませんが、ここところを、例えば、まず遡及して調べることと、それから、今申し上げました5万5,000円の話になりますが、その有限会社が市に配当金として払ったのであれば、市は、歳入としてどこへどういうふうに決算しとったかということも問題になるわけです。この辺は、部長、どういうふうに理解をされているかというのが、ちょっと長くなりましたが、貸借対照表のフォローをずっとしていったときには、そういう28年度まで戻ると、そういう大きなそごがあるんです。それと今言った、有限会社として出している部分の受ける側の一般会計としてどういうふうに決算しとるのかというあたりを教えてくださいたいと思います。

それから、作東バレンタインホテルは、いいですか、1点申し上げますよ。今、部長、確かこれ的な感じで言われましたよね。コロナは見通せないんだと。だから、どうも計算はできないんだと。それ的に言われたんですけども、令和2年度の7月末で約900万ぐらいであれば、物すごい、要するに、トータルでは2億1,000万の見込みをしているんですが、とんでもない数字になるじゃないですか。それで、今、部長いやしくも言われましたけど、出資をしなければ採算がとれなくなるんだということを言われましたけど、それを言っちゃうともうおしまいですよ。株式会社ですから、どういうふうにやってるかということとちゃんと出している側で指導しなきゃいけないし、こんな席で、出資もやむを得ないかなというのを軽々に言えるものじゃないと思いますよ。その辺をもう一度どういうふうに見通しをされとるのか。これ、極めて大事なことです。こういう報告に対する質問ですから時間制限がないので安心してしゃべれるんですけども。

質問なんですけどね。31年度の株主の資本等変動計算書、これ、ページで言えば3ページです。これは令和元年度の分なんで、最終的には当期末残高が305万5,630円なんです。これはかろうじて当該年度2,300万の赤が出たけども、資本金が、出資を2,000万しているんで、辛うじて300万の黒になったということなんです。じゃ、令和2年度をどうやってみるかということをお尋ねを今しているんですけどね。それをこの資本変動計算書ではどういうふうに見通しを立てておられるんですかということ。もちろん株式会社の方が当然やっておられないと、会社の話なんで、話にならないんですけど、今何回も申し上げていますように、出す側として、これはちょっとこうじゃないのかねということ市としては言わなきゃいけません。このためには、今、部長、いやしくも言われましたけど、コロナで見通しが立たないんですよというような、そんなことじゃいけませんよ。

いいですか、僕が質問しとる意味はわかりますか。株主資本等変動計算書で、最終の令和2年度末の株主等資本合計をどういうふうに見込まれているんですかということ。僕が質問したいのはね。いろいろと言いましたが、極めて大事なことです。ですから、今、申し上げましたように令和2年度の収入の部と

支出の部、これをコロナで見通せないということじゃなくて、私は重箱の隅をほじくるつもりで言っているんじゃないんですよ。この出資法人については常任委員会ではもう審議できないんですよ。この公場の場で、どなたがされるか分かりませんが、せめて重箱の隅を突つかないと、警鐘を鳴らさせていただかないとどうにもならないということなんです。だから、私は細かく言っているんですよ。それをお答えいただきたいと思います。

みまちゃんネルは、1点ね、安定的な経営になっていると思います。私は極めて楽観的だろうと思いますね。それはどういうことかと部長、申しますとね、春名部長。損益計算書の3ページを見ていただきますと、令和元年度は、僅かですよ、19万9,034円ですよ、当期純利益が。そして30年度は68万3,130円です。29年度は4万5,120円なんです。28年度は三角の41万8,817円なんです。それで、当市は出資をしているわけですが、最初からね。出資を、当初、資本金が約900万ですかね、やっているんですけど、やはり経営努力もしていただかなきゃいけないし、出す側としたら、もう少しタイトな見方をすべきだろうと僕は思います。そういうことで、もう一度春名部長にお聞きしますが、それは一体どういうふうを考えるべきなのかということも、もう一度お答えいただきたいと思います。

以上、冗長な質問しましたが、丁寧に申し上げましたので質問の意図は分かっていただいたと思うんですが、お答えを頂きたいと思います。

議長（岡本 泰介君）

遠藤経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

まず、特産館みまさかの事業計画、租税公課275万円をあげられて、手数料率の上下ということだったと思いますが、こちらの経費の租税公課は、自動車税であったり固定資産税ということで、法人所得に対して上下するようなものではございませんので、これをとって、手数料率がどうこうということにはならないと思います。それから、大原農業振興センターの期末の残高が翌年度の数字と合わなくなってくるということで、ほかの第三セクターでは今まであまり配当という例がなかったんですが、平成30年度において、大原農業振興センターが配当を5万円行ったということで、この決算書類上は差が生じることはやむを得ないということで報告をさせていただいております。それから、この5万円は、一般会計の決算報告が出てくると思いますが、財産収入の方へ収入をしておるものと思います。

それから、平成28年度の決算を出しておっしゃいましたが、平成29年度では、一時当期利益が損失というような形になっておりますが、決算に誤りがあるとかそういうことはないということが言えると思います。

それから、作東バレンタインホテルでございますが、新型コロナウイルスの影響を受けております。それで、事業計画等につきましては、当然会社の方で見込みを立てて、それから会社の方は経営努力をされとるのは間違いないので、そのことは申し上げておきたいと思いますが、担当課としましても、指導なり協力をしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

春名企画振興部長。

企画振興部長（春名 信明君）〔登壇〕

株式会社みまちゃんネルにつきまして、経営努力、経営についてどのように考えるべきかというお尋ねですが、この会社につきましては、議員おっしゃったとおり、過去7期中、1期の赤字を除いて、そのうち6期が黒字ということで経営を重ねてきております。また、出資金額の9割が美作市の出資という会社でもございます。そういったことから、将来にわたりまして、みまちゃんネルは公共性の高い内容と経営形態を維

持することが求められると思います。具体的には光ケーブル網の活用ですとか住民生活に必要な情報の提供、美作市の情報化推進に係る専門的かつ安定した支援業務を提供するということになるかと思えます。

このような観点から見ますと、会社として、過去7期にわたって安定した経営をなされているということをおもっています。

以上でございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

若干の補足を申し上げておきますと、大原農業振興センターにつきましては、議員お尋ねのように、決算書類上の突合が不十分だということはそのとおりでありますが、恐らく会社の方として是正するとすれば、利益処分についての報告をきちっと載せれば、分かりますか。利益処分、分かりますか。つまり、当年度出た利益をどう処分するんだと。処分の中に、例えば、役員に配当する、役員の報酬にするとか、あるいは今回議案になっておりますように、株主に対する配当金にする、あるいは準備金と積むというところに出てくるわけでございまして、その利益処分というのは会社としての非常に重要な決定事項でありますので、それを今回の報告書の中にどこかに入れておけば、議員がおっしゃっているような問題はきっと消えるわけでありまして、今後会社に対しまして、利益処分についての報告を当該決算報告書のどっかに添付して、誤解のないようにしていただくように、私の方から御指導をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それから、みまちゃんネルにつきましては、ああいう答えもあるんですが、私が見とる限り、前清水社長の下で非常にいい経営をされたと思っております。結果を申し上げますと、年間通じて契約をしているわけでございますけども、決算が近づくにつれて、これまた利益が出過ぎるって、国税へ納めるのは、あまり意に沿うものじゃないので、切り詰めて切り詰めた上に、その契約金額を補正削減をして、あまりよけの利益が出ないようにして調整をしていたという誠に美しい背景があります。その点もぜひ御理解を賜りますようお願いをいたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岡野議員。

5番（岡野 鉄舟君）

3回目ですね。1点だけ。大原農業振興センター、いいですか、部長。もうこれ以上質問できませんので、やるとすれば一般質問しかないんですけど、もう一度申し上げますよ。今、平成28年度の決算書をお持ちですか。ないですね。その資本の分を申し上げますよ。よく調べてください。できなければもうこれ以上追及できないんでね。つまり、株主資本が780万なんです。その内訳は、資本金が500万、いいですか。利益剰余金がプラスの280万335円なんです、合わせてね。だから、今申し上げました780万335円になるんですね。私が問題にしているのは、その28年度決算の利益剰余金が、この28年度貸借対照表は280万335円というプラスなんですけども、この元年度のそれを見たときにマイナスとなっているから、ずっとこう続いて合うようになっていて、言ってる意味分かりますか。29年度末を計算するときに、いいですか、平成28年度末は三角の280万335円なんですよと。それで29年度の純利益が288万4,297円ですから、それ差引きしたら分かりますよね、61万6,038円なんです。それがベースになって、30年度の当期の純利益を足し込んでいくと506万9,766円になるんですよと。いいですか。ずっと午前中から私が問題にしている元年度を見たときに、506万9,766円、30年度末がですよ。それに、元年度の純利益の719万2,020円を足すと1,226万1,790円。この

差が今部長が言われている配当金の5万5,000円の差になるんですよということなんです。

私が問題にしるのは、その5万5,000円の有限会社から出たものをどこかといったら、予算をいっちゃったんだよということだからね。そうなのかなということ、それ以上もう尋ね方がないんですけどね。ただ、美作市に出資を、配当しとると言っているから、それはどこへ美作市の歳入調定をして納めたんならということをお聞きしたんです。単純な質問です。

もうよろしいわ、その部分はね。ただね、1点だけ追及してもらわなきゃいけないのは、28年度の、要するに資本金を出す、280万何がしは、そのときはプラスなんです。それが、29年度の期末を計算するとき、それは三角でなっているということ、だから物すごい280万の開きが貸借対照表上あるんですよ。これをちゃんと監査をされているわけだから、これは、1円の問題じゃないんですよ。もうこれ以上は質問できないんでいたしますが、そういう貸借対照表上の数字が合っていないんですよ。部長、お分かりですか。1点だけね。それが合っていないのはどういうことですか。28年度はプラスなのに、29年度計算するときには三角の280万でないと、61万6,000円という30年度の姿、さらには元年度の姿が出てこないんです。そこ1点だけでいいですよ。もうだからこれ以上の質問できないんでね。それはもう理屈じゃないんです。

議長（岡本 泰介君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

今回御提案している元年度の会計決算の範囲を若干超えますので、この後、別途調べてお答えいたしますが、私が見ていた限りにおいては、大原農業振興センターの決算において、お尋ねがあったような根本的な過ちがあったという記憶はございません。ただ念のため調べて、後で別途報告させます。いずれにしても、先ほど申し上げましたとおり、本件につきましては、配当ということをはじめたものですから、利益処分というものが生じており、その利益処分についての様式を追加することによって、議員のような御質問の目がなくなるとお思いますので、その点については、会社に対して指導をさせていただきたいとお思いますので、よろしくお願いたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岡野議員の質問を終了いたします。

10分間休憩します。

午後1時45分 休憩

午後1時55分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議に入ります。

報告第7号「出資法人等の経営状況について」の質疑を行っております。

ただいま岡野議員が終了いたしました。

他に質疑のある方はお受けいたします。

金谷議員。

9番（金谷のり子君）〔質問席〕

株式会社みまちゃんネルについて2点だけお尋ねいたします。

まず、1ページ、令和2年度事業計画というところで、今年度、手話言語条例、それからコミュニケーション条例等が制定されまして、保健福祉の方からのこのみまちゃんネルへの指導はどのようにされて、この

計画がされているのかということと、それからこの計画の中に聴覚障害者への配慮等、テロップが議会でも発言するときに「金谷のり子」というようなテロップが入りますが、それ以外には全く入ってこないんですが、聴覚障害者の方の権利等に対する配慮についてどのような報告を受けておられるのかお尋ねいたします。

議長（岡本 泰介君）

春名企画振興部長。

企画振興部長（春名 信明君）〔登壇〕

金谷議員の御質問ですけれども、手話言語条例、コミュニケーション条例の制定に伴いまして、この事業計画につきましては、その中の項目として上がっておりませんが、こちらの方からみまちゃんネルの方について、テロップですとかその対応するように、研究するように申し伝えておるところでございます。計画自体には、この中に盛り込まれておりませんが、みまちゃんネルとしても研究をされているところだと思っております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

金谷議員。

9番（金谷のり子君）

ありがとうございます。それで、放送につきまして、手話通訳士に入ってもらったり、テロップをするにも予算等もかかってまいります。今、研究されているということですので、ぜひ前向きにしていきたいということで、以上で終わります。

議長（岡本 泰介君）

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

では、質疑なしと認め、質疑を終了し、以上で、報告第7号を終わります。

続きまして、報告第8号「令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について」、副市長より報告を求めます。

荒木副市長。

副市長（荒木 利明君）〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました報告第8号「令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について」、御報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の審査を受け、その意見を付して議会に報告するものでございます。健全化判断比率を構成している4指標のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、各会計が現金収支において黒字決算のため、算定対象がなく、併せて実質公債費比率及び将来負担比率はいずれも改善傾向でございます。また、資金不足比率に関しましては、普通会計をはじめ公営企業会計の資金不足についても発生しておらず、健全な状態にあります。

以上、御報告させていただきます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

報告が終わりました。

これより質疑に入ります。ございませんか。

岡野議員。

5番（岡野 鉄舟君）〔質問席〕

4ページの将来負担比率について質問いたします。御承知のように、この将来負担比率といいますのは一言簡単に言えば、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が、その標準的な年間収入の何倍かを示すものでございます。私が質問したいのは、分母分子の数値を実額を教えてくださいということでございます。比率の公式を申し上げますと、分母は、標準財政規模マイナスの元利償還金、準元利償還金に係る基準財政需要額算入の数値となっております。分子は、将来負担額マイナスの（充当可能基金額プラス特定財源見込額プラス地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額）と、堅苦しい公式を申し上げましたが、なぜ、私がこれをこの本会議でお聞きしとかなければいけないかということなんですが、市民の方が誤解をされたいけませんので、つまり、これが、今は0.0%だから、将来的にいろいろな公共事業ができるんだよと、こう思われてもいけませんので、この数値を分母の元年度の数値、そして、それから分子の将来負担額と、それから今控除の額を教えてくださいというのが私の質問でございます。

議長（岡本 泰介君）

岡本総務部長。

総務部長（岡本 和之君）〔登壇〕

岡野議員の細かい数値を教えてくださいという御質問でございますが、先ほどおっしゃいました分母に当たります標準財政規模、そして、それから差し引きます算入公債費等の額でございますけれども、まず標準財政規模につきましては134億9,855万6,000円でございます。それから差し引きます公債費等の額が、34億8,528万2,000円。合計の100億1,327万4,000円が分母になってございます。そして、分子になります将来負担額、これが450億6,212万6,000円。そして、それから差し引きます充当可能財源、こちらが451億1,420万4,000円。結局、分子の方で、既に、5,207万8,000円のマイナスが出ておりますので、割りましてもゼロという数字になってくるということでございます。

以上でございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岡野議員。

5番（岡野 鉄舟君）

分子、マイナスが大きいからゼロというのは当然だと思いますね。これ、質問ではありませんが、例えば、50億の起債を借りたときに、あるいは債務負担行為をいろいろやったときには、これは要するに標準財政規模をもうはるかに跳ね上がってくるという数値になるんですね。したがって、将来的には何でも可能だというふうにはならないということです。私は数値を教えてくださいとだけ目的は達しておりますので、これで質問を終わります。

議長（岡本 泰介君）

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

では、質疑なしと認め、質疑を終了し、以上で報告第8号を終わります。

ここで東内代表監査委員が出席されました。

続きまして、日程第7、認定13件、日程第8、議案13件について、副市長より提案説明を求めます。

荒木副市長。

副市長（荒木 利明君）〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました認定第1号から認定第13号、並びに議案第79号から議案第91号まで、13件の認定並びに13件の議案につきまして、一括して御説明申し上げます。

まず、認定第1号から認定第13号、「令和元年度美作市一般会計決算の認定について」ほか12会計につきまして、一括して御説明を申し上げます。

決算認定につきましては、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、令和元年度美作市一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、簡易水道特別会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計、公園墓地事業特別会計、都市と農村の交流施設特別会計、老人保健施設事業特別会計、矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計、後期高齢者医療特別会計、水道事業会計、病院事業会計、下水道事業会計におけるそれぞれの歳入歳出または収入支出決算に関しまして、監査委員の意見をつけて、議会の認定に付するものでございます。

次に、議案第79号「美作市事業用発電パネル税条例の制定について」を御説明申し上げます。地方税法第5条第7項の規定に基づき、美作市独自の法定外目的税として、太陽光発電事業に事業用発電パネル税を課税するため、条例を新たに制定しようとするものでございます。太陽光発電施設の立地開発による土地の形態変化に伴い、土砂災害や河川洪水、鳥獣被害のほか、太陽光発電事業の終了後の土地の荒廃等が危惧されることから、これらの危険を軽減する施策に対するニーズが強まっており、これを実施するための財源確保が急務となっております。事業用発電パネル税の概要は、太陽光パネル設置のために、架台を土地に設置し、10キロワット以上の発電規模で太陽光発電事業を行う者に対して、設置した太陽光パネル1平方メートルにつき50円の税率で課税するものです。今後の流れといたしましては、議会の議決を頂きました後、速やかに総務省と協議を行い、国の同意を得た以降において、事業用発電パネル税として課税を行うこととなります。

なお、美作市独自の法定外目的税となる事業用発電パネル税条例の制定を目指すに当たり、本条例による課税の目的に即した税額の賦課となるよう再考を行っております。

次に、議案第80号「美作市手数料徴収条例の一部を改正する条例について」を御説明申し上げます。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正による個人番号通知カードの廃止に伴い、当該通知カードに係る手数料を廃止する必要があるため、所要の改正を行おうとするものでございます。

具体的には、通知カード再発行手数料500円の項目を削除いたします。通知カードは、マイナンバーカードの作成手続の際、証明書類としての役割がありましたが、マイナンバーカードへの移行を早期に促していくため、令和2年5月25日に廃止となりました。今後は出生等、新たな個人番号をお知らせする際は、通知カードに代わり個人番号通知書が送付されることとなります。

次に、議案第81号「美作市立中学校、小学校及び幼稚園に関する条例等の一部を改正する条例について」を御説明申し上げます。市立保育園の認定こども園への移行を段階的に実施し、就学前教育の充実を図ることを目的として、大原保育園と大吉保育園の統合による幼保連携型認定こども園むさしこども園の設置、及び美作北幼稚園から幼保連携型認定こども園美作北こども園へ移行により設置を行うため、関係条例において所要の改正を行おうとするものでございます。併せてむさしこども園内に、地域の子育て支援拠点となる大原子育て支援センターの機能を担わせることとし、関係条例において所要の改正を行うこととしております。なお、いずれの施設も、令和3年4月1日からの開設としております。

次に、議案第82号「美作市共同作業所（素麺工場）設置及び管理に関する条例の廃止について」を御説明申し上げます。当該施設は、昭和61年度に、旧東粟倉村においてそうめん工場として設置、地域住民により

そうめん製造を行っていましたが、平成18年に事業者が廃業し、現在未利用施設となっております。今後、そうめん工場としての利用が見込めないことから、用途廃止することに伴い、当該施設の設置及び管理について定めている本条例を廃止しようとするものでございます。

次に、議案第83号「美作市キャンプ場条例の制定について」を御説明申し上げます。地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、津谷キャンプ場の管理、運営を指定管理制度を活用して行うため、現在指定管理者制度により運営している大芦高原キャンプ場について規定している美作市緑地等利用施設設置及び管理に関する条例に津谷キャンプ場を追加することに伴い、全部改正を行い、新たに美作市キャンプ場条例として制定しようとするものでございます。

次に、議案第84号「大芦高原国際交流の村設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を御説明申し上げます。令和2年11月中に工事完了予定の大芦高原グラウンドゴルフ場について、使用料金等の変更を行うものです。具体的には、現在1コース、8ホールで運営しているものから、新たに4コース、32ホールのグラウンドゴルフ場となり、施設の機能強化が図られたことから使用料金を改定するものです。併せて個人、団体が専用使用する場合の1日の料金設定がなかったことから、新たに追加することとしております。

次に、議案第85号「市道路線の認定について」を御説明申し上げます。公共性が高い道路を市道に認定したいので、道路法第8条第2項の規定により提案するものです。該当路線は、市道認定基準に適合するもので、豆田地内1路線、尾谷地内1路線の合計2路線です。

次に、議案第86号「市道路線の変更について」を御説明申し上げます。道路法第10条第2項の規定に基づく路線変更として、法第10条第3項の規定において準用する法第8条第2項の規定により提案するものです。該当路線は、市道認定基準に適合する小房地内の1路線で、既存市道の起点を延伸して認定を行おうとするものです。

次に、議案第87号「美作市大原居宅サービスセンター、美作市コスモス苑及び美作市東栗倉ふれあいセンターの指定管理者の指定について」を御説明申し上げます。美作市大原居宅サービスセンター、美作市コスモス苑及び美作市東栗倉ふれあいセンターの管理委託の期限が令和3年3月31日をもって満了することに伴い、当該施設の設置目的を効果的に達成するため、令和3年4月1日より5年間、ハピニティー株式会社を指定管理者として指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第88号「令和2年度美作市一般会計補正予算（第7号）」を御説明申し上げます。令和2年度美作市一般会計補正予算（第7号）は、歳入歳出それぞれ1億4,802万8,000円を追加し、予算総額を259億6,458万円とするもので、地方債の追加及び変更を併せて行っております。

歳出予算の主な内容は、総務費では、美作臨時創生事業として、新型コロナウイルスに負けるな事業継続応援給付金3,000万円、庁舎内無線LAN環境整備事業434万7,000円。民生費では、療養給付費負担金317万6,000円。農林水産費では、担い手育成スマート農業社会実装促進事業補助金300万円、大原農業振興センター出資金900万円、市単独土地改良事業1,980万円、農村地域防災減災事業1,220万円。土木費では、国県道新設改良事業負担金1,000万円、急傾斜地崩壊対策事業負担金100万円。教育費では、体育施設の土地購入費1,396万6,000円。災害復旧費では、農地災害復旧事業2,400万円などとなっております。このほかに、単独費を地方債に振り替えた財源更正と4月の人事異動に伴う人件費の調整を全般にわたって行っております。

今回の補正予算の財源につきましては、地方交付税3,359万6,000円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3,821万1,000円、農村地域防災・減災事業県補助金1,100万円、担い手育成スマート農業社

会実装促進事業県補助金300万円、農業振興事業債2,000万円、道路整備事業債3,220万円、災害復旧事業債1,560万円などを計上しております。

次に、議案第89号「令和2年度美作市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」を御説明申し上げます。事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ48万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億2,379万2,000円とするものです。主な内容は、税制改正により住民税の控除額等の見直しが行われることに伴う保険税の軽減判定等のためのシステム改修に係るものであり、費用の全額が国庫補助対象となっております。歳入では、国庫支出金48万4,000円の増額、歳出の委託料が48万4,000円の増額となっております。

次に、議案第90号「令和2年度美作市介護保険特別会計補正予算（第1号）」を御説明申し上げます。美作市介護保険特別会計予算のうち、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ100万円を増額し、介護保険特別会計予算総額を歳入歳出それぞれ44億4,477万5,000円にしようとするものです。また、債務負担行為1件を追加しております。

主な内容は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用して、地域包括支援センターに勤務し、利用者と接する職員に対し、慰労金として1人5万円を支給しようとするもので、歳入では、県支出金が100万円の増額、歳出では、総務費が100万円の増額となっております。負担行為は、美作市地域包括支援センター業務について、令和3年度から3年間、外部へ委託するため計上するものでございます。

次に、議案第91号「令和2年度美作市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を御説明申し上げます。歳入歳出それぞれ23万4,000円を増額し、予算総額を4億7,502万円にしようとするものです。主な内容は、税制改正により住民税の控除額等が見直されることに伴い、岡山県後期高齢者医療広域連合の標準システムの改修が行われ、県内各市町村においては、保険料の算定のための税情報等を広域連合のシステムへ連携しておりますことから、連携するデータベース等の変更に伴う市町村のシステム改修に係るものであり、費用の全額が国庫補助対象となっております。歳入では、国庫支出金が23万4,000円の増額。歳出では委託料が23万4,000円の増額となっております。

以上、議案並びに認定につきまして御説明申し上げます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

なお、認定第1号から第13号に関する詳細につきましては、会計管理者、各担当部長より説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

ただいまより10分休憩いたします。

午後2時23分 休憩

午後2時33分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

山森会計管理者。

会計管理者（山森 和幸君）〔登壇〕

失礼いたします。ただ今上程されました、認定第1号「令和元年度美作市一般会計決算の認定について」から認定第10号「令和元年度美作市後期高齢者医療特別会計決算の認定について」までの説明をさせていただきます。なお、金額は、千円単位に丸めさせていただき、できるだけ簡潔に説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。それでは、一般会計からご説明いたします。お手元の決算書の8ページをご覧ください。

ださい。歳入合計欄でございますが、収入済額の合計は228億2,745万9千円で、前年度と比較して、14億606万9千円の増額となっております。調定額に対する収入済額の割合は98.5%で、不納欠損額1,558万3千円を処分した後の、収入未済額は3億2,359万1千円となっております。

次に、11ページをご覧ください。支出済額の合計は、217億7,724万1千円で、前年度と比較して15億6,795万1千円の増額となっております。翌年度繰越額1億1,732万5千円は、農林水産業費3,879万6千円、土木費6,652万9千円、災害復旧費1,200万円でございます。不用額は、8億3,745万円となりました。なお、予算現額に対する執行率は95.8%でございます。

次に14ページをお願いします。事項別明細書により、歳入から主なものをご説明いたします。款1の市税につきましても、調定額は34億4,873万3千円、収入済額は31億7,078万円で、歳入全体に占める割合は、13.9%になります。前年度と比較して723万5千円の増額となっております。収納率は、前年度比0.3%減の91.9%であります。不納欠損額1,328万7千円を処分した後の収入未済額は、2億6,466万5千円で、その内訳は、市民税3,618万4千円、固定資産税2億1,727万5千円、軽自動車税917万4千円、入湯税203万2千円となっております。

次に15ページをお願いします。款2.地方譲与税は、2億5,168万6千円で、前年度と比較して2,139万7千円の増額となりました。

16ページをお願いします。

款9.地方特例交付金は8,270万4千円で、前年度と比較して7,209万5千円の増額となりました。

款10.地方交付税は、100億3,315万6千円で、歳入全体に占める割合は、44.0%になります。前年度と比較して、普通交付税は、1億4,888万7千円増額、特別交付税は、3,800万5千円減額となり、全体では1億1,088万2千円増額となりました。次に18ページをお願いします。款13.使用料及び手数料は、4億9,036万1千円で、前年度と比較して540万5千円の増額となっております。収入未済額4,607万2千円は、市営住宅使用料、ケーブルテレビ使用料などがございます。次に、21ページをお願いします。款14.国庫支出金は、収入済額16億1,040万9千円で、歳入全体に占める割合は、7.1%になります。前年度と比較して1億9,659万5千円の増額となっております。

次に、25ページをお願いします。款15.県支出金は、12億9,963万7千円で、歳入全体に占める割合は、5.7%になります。前年度と比較して5,884万6千円の増額となっております。

次に、31ページをお願いします。款16.財産収入で、収入済額1億7,201万9千円で、前年度と比較して2,084万2千円の増額となっております。主な収入は、土地、建物、光ケーブル設備などの貸付収入と財政調整基金など15の基金の運用利子でございます。収入未済額23万8千円は、土地賃貸料でございます。

32ページをお願いします。款17.寄附金は、1億863万5千円で、前年度と比較して5,858万2千円の増額となっております。内訳は、一般寄附金9件で463万6千円、ふるさと美作応援寄附金3,274件で7,199万9千円、指定寄附金1件で3,000万円、企業版ふるさと納税寄附金1件で200万円でございます。

次に、款18.繰入金は、特別会計及び財政調整基金など10の基金から4億7,950万円を繰り入れし、長期債元金の繰り上げ償還、公共施設整備事業などへ財源充当しております。次に、33ページの最終行からでございます。款20.諸収入は、6億6,327万4千円で、前年度と比較して3億1,599万7千円の増額となっております。主な内容としましては、34ページで、項3.貸付金元利収入、項5.雑入では、保険金のほか、37ページでございますが、プレミアム付き商品券個人負担金、第三の居場所事業助成金、ジビエ倍增モデル整備事業負担金、勝英農業共済事務組合清算金などがございます。款21.市債でございます。収入済額は24億6,085万3千円で、歳入全体に占める割合は、10.8%になります。歳入は以上でございます。

続きまして、歳出について説明いたします。41ページをお願いします。款1.の議会費でございますが、支出

済額は1億7,284万2千円で、主なものは、人件費、議事録作成委託料、議会定例会ケーブルテレビ中継放送業務委託料などでございます。

次に42ページをお願いします。款2.総務費ですが、支出済額は22億3,554万円で、主なものは、目1一般管理費では、人件費のほか、会計年度任用職員制度対応のためのシステム改修委託料などでございます。次に、45ページをお願いします。目5.財産管理費では、本庁舎等の管理経費、公用車の維持管理費のほか、カーボン・マネジメント強化事業設計委託料、勝田ひまわりドーム周辺整備工事などでございます。

次に48ページをお願いします。目6.企画費では、地域おこし協力隊事業やふるさと美作応援寄附事業、移住・定住促進補助事業、新婚さんいらっしやい給付金事業などを行っております。

次に49ページをお願いします。目7.自治振興費では、集会施設等補修補助金や市内30地区の自治振興協議会への活動補助金、大原・作東・英田地域で開催された「ふるさと祭り」への補助金など交付しております。

次に51ページをお願いします。目11.情報政策費では、光サービス・光設備の管理支援業務などを行っております。次に55ページをお願いします。目38.みまさか創生費では、プレミアム付き商品券の発行助成事業、農業生産力の向上等を目的に農業用機械の導入を支援するため地域ブランド化推進事業補助金などを交付しております。

次に、62ページをお願いします。

款3.民生費でございます。支出済額は50億6,382万円で、主なものは、目1.社会福祉総務費では、生活困窮者の自立に向けた相談支援事業、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業、またや美作市社会福祉協議会への補助金などを交付しております。次に、65ページをお願いします。目2.障害者福祉費では、地域活動支援センター業務委託料や扶助費で心身障害者医療費、障害者介護給付費・訓練等給付費などを給付しております。次に67ページをお願いします。目3.高齢者福祉費では、高齢者生活福祉センター「やまゆり苑」ほか2施設の指定管理委託料や自動車急発進防止装置整備費補助金、老人クラブ活動補助金、美作市シルバー人材センター補助金などを交付しております。次に71ページをお願いします。目1児童福祉総務費では、放課後児童クラブ事業委託料、病児・病後児保育事業委託料、第三の居場所開設に伴う改修工事や、扶助費で出産祝金などを支給しております。また、75ページ最終行ですが、目7保育園建設費で、大原保育園新築工事の設計監理委託料や工事費を支出しております。

次に、77ページをお願いします。款4.衛生費でございますが、支出済額は20億1,913万6千円で、主なものは、目1.保健衛生総務費で、人件費や愛育委員、栄養委員の方々への報酬や活動に対する助成。また、乳幼児及び児童・生徒医療費の助成や看護学生等奨学金貸付金など支出しております。

次に83ページをお願いします。項2.清掃費では、収集業務委託料、長期包括運営業務委託料、旧南部環境美化センター下部解体撤去工事などを支出しております。

次に85ページをお願いします。款6.農林水産業費でございますが、支出済額は15億6,874万1千円です。主なものは、次のページになりますが、目3.農業振興費で、多面的機能支払交付金や担い手確保・経営強化支援事業補助金、農業次世代人材投資事業費補助金などを支出しております。90ページをお願いします。目6中山間地域等直接支払事業費では、中山間地域等直接支払交付金を市内84の集落組織へ交付しております。次に91ページをお願いします。目2.林業振興費ですが、次のページで、有害鳥獣捕獲奨励補助金、農作物鳥獣害防止対策事業補助金の交付、ジビエ倍増モデル整備事業などを行っております。

次に、93ページ最終行でございます。款7.商工費でございますが、支出済額は5億6,265万円で、主なものは、目2.商工業振興費で、みまさか商工会への事業補助金や新規雇用を行った事業者へ雇用促進奨励金など交付しております。次に95ページをお願いします。

目3. 観光費では、各施設の管理委託料や、観光振興補助金として、入湯税の半額を湯郷、勝田、大原、英田の観光協会へ交付しています。96ページをお願いします。目4. 企業誘致推進費では、作東産業団地分譲促進補助金など交付しております。

次に、102ページをお願いします。款8. 土木費は、支出済額29億6,797万7千円で、目1. 土木総務費では、国県道新設改良事業費負担金や急傾斜地崩壊対策事業負担金などを支出しております。目1. 道路橋梁維持費では、次のページになりますが、市道整備作業委託料、除雪作業委託料や市道朽木入田線工事などを支出しております。

次に、104ページをお願いします。目2. 道路橋梁新設改良費では、市道川北田淵線改良工事ほか20件を支出しております。105ページをお願いします。

目2公園費では、平福・檜原上園路整備工事などを支出しております。

107ページをお願いします。款9. 消防費でございますが、支出済額は7億8,907万9千円で、主なものは、目1. 常備消防費では、人件費のほか、通信指令事務協議会負担金、消防救急デジタル無線負担金など支出し、また高規格救急車1台を購入しております。次に109ページをお願いします。目2. 非常備消防費では、消防団の運営・活動に係る経費を支出しています。次に111ページをお願いします。目3. 消防施設費では、畑沖消防器具庫新築工事や排水用可搬ポンプ16台、消防ポンプ自動車1台などを購入しております。

次に、112ページをお願いします。款10. 教育費でございますが、支出済額は、16億5,655万円で、主なものは、目2. 事務局費では、人件費のほか、OA機器の保守管理委託料及びリース料などがございます。

次に115ページをお願いします。項2. 小学校費では、勝田小学校屋内運動場屋根塗装改修工事、美作市立小学校空調機設置工事などを支出しております。

次に117ページ最終行です。項3. 中学校費では、119ページになりますが、美作中学校空調機設置工事費ほか9件や、遠距離通学補助金などを支出しております。次に121ページをお願いします。項4. 幼稚園費では、幼稚園運営に係る経費、美作北幼稚園便器取替・換気扇新設工事など支出しております。次に、122ページをお願いします。項5社会教育費でございます。移動式音響反射板などの購入や、美作市文化連盟補助金などを支出しております。また、125ページになりますが、公民館改築基本計画策定委託料、英田公民館非常灯取替工事費などを支出しております。また、128ページですが、目8. 図書館費で、図書館運営に係る経費、移動図書館車両購入費などを支出しております。次に、129ページをお願いします。目1. 保健体育総務費では、美作市スポーツ協会ほか各種団体への補助金、自衛隊体育学校合宿誘致事業補助金、など交付しております。

次に131ページをお願いします。目2. 体育施設費では、各種スポーツ施設・設備などの管理委託料、大芦高原グラウンドゴルフ場芝植栽工事費などを支出しております。次に、133ページの目3. 学校給食費では、美作・勝田給食センターの給食業務委託料を支出し、美作給食センター給食配送車などを購入しております。

次に、135ページをお願いします。款11. 災害復旧費は、支出済額5億6,683万円で、内訳は、農林水産業施設災害復旧費1億9,611万8千円と公共土木施設災害復旧費3億7,071万2千円を支出しております。次に、136ページをお願いします。款12. 公債費は、支出済額35億932万4千円で、長期債償還元金、繰上償還元金、利子などがございます。次に139ページの実質収支に関する調査をご覧ください。歳入歳出差引額は10億5,021万8千円でございます。翌年度へ繰越すべき財源562万4千円を差し引いた実質収支額は10億4,459万4千円でございます。

140ページからの財産に関する調書、146ページからの一般会計決算付属資料についてはお目通しを頂きたいと思っております。一般会計は以上でございます。

続きまして、156ページからの認定第2号、令和元年度美作市国民健康保険特別会計決算の認定について、

ご説明いたします。

事業勘定でございますが、160ページをお願いします。

収入済額の合計は、34億6,208万5千円で前年度と比較して4,537万5千円の減額となっております。調定額に対する収入済額の割合は96.3%で、不納欠損額1,067万1千円を処分した後の収入未済額は1億2,139万6千円でございます。

次に、162ページをお願いします。支出済額合計は34億716万1千円で、前年度と比較して4,082万1千円の減額となっております。予算現額に対する執行率は、95.6%でございます。

次に、166ページをお願いします。歳入の主なものは、

款1. 国民健康保険税でございますが、調定額6億4,386万8千円に対しまして、収入済額は5億1,804万3千円で、歳入全体に占める割合は、15.0%になります。前年度と比較して370万4千円の増額となっております。収納率は80.5%でございます。不納欠損額1,067万1千円を処分した後の収入未済額は1億1,515万3千円となっております。そのほかの収入としましては、167ページの款6. 県支出金25億9,523万6千円、款9. 繰入金2億7,083万7千円などがございます。

次に、170ページをお願いします。歳出の主なものは、171ページ後半の款2. 保険給付費で、支出済額は25億4,734万1千円で、歳出全体に占める割合は74.8%になります。また、175ページになりますが、国民健康保険事業納付金で、支出済額は7億4,235万1千円で、歳出全体に占める割合は21.8%になります。

次に、177ページをお願いします。実質収支に関する調書をご覧ください。歳入歳出差引額及び実質収支額は、5,492万4千円となりました。続きまして、178ページをお願いします。直営診療施設勘定でございます。

それでは、180ページをお願いします。

収入済額の合計は1億2,914万7千円で、前年度と比較して851万2千円の増額となっております。次のページをお願いします。支出済額の合計は、1億2,456万円で、予算現額に対する執行率は96.4%でございます。次に184ページをお願いします。歳入の主なものは、診療収入は4,530万6千円で、歳入全体に占める割合は、35.1%になります。前年度と比較して89万2千円の減額となっております。次に、187ページをお願いします。歳出の主なものは、款1. 総務費では、栗井・英田・梶並診療所の管理運営委託料、次のページの款2. 医業費では、医薬材料費のほか電子内視鏡システム一式を購入しております。次に190ページの実質収支に関する調書をご覧ください。歳入歳出差引額及び実質収支額は、458万7千円となりました。

次に、196ページをお願いします。認定第3号、介護保険特別会計決算の認定について、ご説明いたします。保険事業勘定でございますが、201ページをお願いします。収入済額の合計は、44億2,871万6千円で、前年度と比較して1,862万1千円の減額となっております。調定額に対する収入済額の割合は99.7%で、不納欠損額310万8千円を処分した後の収入未済額は1,112万3千円でございます。次に、203ページをお願いします。支出済額の合計は43億7,862万4千円で、予算現額に対する執行率は、97.0%でございます。

次に、206ページをお願いします。歳入の主なものは、款1. 保険料は、調定額7億6,353万6千円に対しまして、収入済額は7億4,930万5千円で、収納率は、98.1%でございます。不納欠損額310万8千円を処分した後の収入未済額は、1,112万3千円となっております。そのほかの収入としましては、款4. 国庫支出金11億3,374万9千円や、次のページの款5. 支払基金交付金11億1,163万2千円などがございます。

次に210ページをお願いします。歳出の主なものは、212ページになりますが、款2. 保険給付費40億2,266万8千円で、歳出全体の91.9%を占めております。次に、218ページの実質収支に関する調書をご覧ください。歳入歳出差引額及び実質収支額は、5,009万2千円となりました。次に介護サービス事業勘定でございます。歳入ですが、226ページをお願いします。収入済額の合計は1,903万9千円で、前年度と比較して488万8千円の増額

となっております。主なものは、介護予防サービス計画費収入1,903万6千円でございます。次に歳出ですが、227ページをお願いします。支出済額の合計は1,896万6千円で、主なものは、ケアプラン作成委託料などがございます。次に、228ページの実質収支に関する調書をご覧ください。歳入歳出差引額及び実質収支額は、7万3千円となりました。

次に、認定第4号、簡易水道特別会計決算の認定について、ご説明いたします。

美作市簡易水道事業については、令和2年4月1日から美作市水道事業へ統合したことに伴い、令和2年3月31日をもって、出納を閉鎖し、いわゆる打ち切り決算となっております。

それでは234ページをお願いいたします。収入済額の合計は4億6,900万4千円となっております。収入未済額は、1,632万3千円でございます。次に235ページをお願いします。支出済額の合計は3億8,491万3千円で、予算現額に対する執行率は、73.5%でございます。

238ページをお願いいたします。歳入の主なものは、款2.の使用料は、1億2,463万4千円で、収入未済額は1,629万3千円でございます。

次に241ページをお願いします。歳出の主なものは、款1.総務費では、人件費のほか検針業務委託料、消費税、配水管支障移転工事などがございます。次のページになりますが、款2事業費では、老朽管布設替工事などを支出しております。款3.公債費は、長期債償還元金と利子でございます。次に、244ページの実質収支に関する調書をご覧ください。歳入歳出差引額及び実質収支額は8,409万1千円となりました。この残額は、地方公営企業法が適用されたことに伴い、同法規定による特別会計へ引き継いでおります。

続きまして、250ページをお願いします。認定第5号、住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定について、ご説明いたします。256ページをお願いします。収入済額の合計は、2,383万円で、前年度と比較して831万6千円の増額となっております。歳入の主なものは、款1.の県支出金104万2千円で、償還推進助成事業補助金です。項3.貸付金元利収入1,684万4千円は、現年度分、滞納繰越分 合わせて85件分です。収入未済額は、3億8,284万2千円となっております。次に257ページをお願いします。支出済額の合計は、1,207万8千円で、予算現額に対する執行率は、91.1%でございます。主なものは、款1.総務費では、一般会計への繰出金、款2.公債費では、長期債償還元金と利子を支出しております。次に、258ページの実質収支に関する調書をご覧ください。歳入歳出差引額及び実質収支額は、1,175万2千円となりました。

次に、264ページをお願いします。認定第6号、公園墓地事業特別会計決算の認定について、ご説明いたします。270ページをお願いします。

収入済額の合計は、138万3千円で、前年度と比較して6万4千円の減額となっております。歳入の主なものは、公園墓地事業基金繰入金77万4千円でございます。次のページをお願いします。支出済額の合計は、120万円で、予算現額に対する執行率は、86.7%でございます。主な支出は、施設の管理委託料でございます。次に、272ページの実質収支に関する調書をご覧ください。歳入歳出差引額及び実質収支額は、18万3千円となりました。

次に、276ページをお願いします。認定第7号、都市と農村の交流施設特別会計決算の認定についてご説明いたします。278ページをお願いします。

収入済額の合計は541万7千円、前年度と比較して69万6千円減額となっております。また収入未済額は2万円となっております。次のページをお願いします。支出済額の合計は、505万8千円で、予算現額に対する執行率は、87.8%でございます。

次に、282ページをお願いします。歳入の主なものは、ガレージ使用料、軽食の売上などがございます。また、英田河会地区都市と農村の交流施設整備基金70万円を繰り入れております。

次に284ページをお願いします。歳出の主なものは、人件費や軽食の賄い材料費、警備保障委託料などでございます。次に、285ページの実質収支に関する調書をご覧ください。歳入歳出差引額及び実質収支額は、35万9千円となりました。

次に、290ページをお願いします。認定第8号、老人保健施設事業特別会計決算の認定について、ご説明いたします。282ページをお願いします。収入済額の合計は、2億7,435万9千円で、前年度と比較して74万6千円の増額となっております。収入未済額は、11万円でございます。

次のページをお願いします。支出済額の合計は、2億6,251万4千円で、予算現額に対する執行率は、97.2%でございます。

次に、296ページをお願いします。歳入の主なものは、款1.介護保険収入2億1,242万8千円で、歳入全体に占める割合は、77.4%で、前年度と比較して196万9千円の増額となっております。款2.使用料及び手数料は、5,346万7千円で、収入未済額11万円は、施設使用料等でございます。次に298ページをお願いします。歳出の主なものは、款1.総務費では、人件費のほか、電動ベットなどを購入しております。款2.医業費では給食賄い材料費などを支出しております。次に、302ページの実質収支に関する調書をご覧ください。歳入歳出差引額及び実質収支額は、1,184万5千円となりました。

次に、306ページをお願いします。認定第9号、矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計決算の認定について、ご説明いたします。312ページをお願いします。収入済額の合計は、1,473万9千円で、前年度と比較して855万6千円の減額となっております。歳入の主なものは、前年度繰越金や貸付金元利収入でございます。収入未済額、312万2千円は、すべて貸付金元利収入でございます。次のページをお願いします。支出済額の合計は、1,328万6千円で、予算現額に対する執行率は、89.6%でございます。歳出の主なものは、奨学金の貸付金で、新規2名、継続7名の方に貸し付けております。

次に、314ページの実質収支に関する調書をご覧ください。歳入歳出差引額及び実質収支額は、145万3千円となりました。

次に、318ページをお願いします。認定第10号、後期高齢者医療特別会計決算の認定について、ご説明申し上げます。320ページをお願いします。収入済額の合計は4億3,769万7千円で、前年度と比較して615万8千円の増額となっております。調定額に対する収入済額の割合は99.3%で、不納欠損額28万円を処分した後の収入未済額は271万円でございます。次のページをお願いします。支出済額の合計は、4億3,673万8千円で、予算現額に対する執行率は、98.8%でございます。324ページをお願いします。歳入の主なものは、款1.後期高齢者医療保険料2億7,543万2千円で、歳入全体に占める割合は、62.9%で、前年度と比較して1,518万5千円の増額となっております。次に326ページをお願いします。歳出の主なものは、款1.総務費では、人件費のほか、健康診査委託料、款2.後期高齢者医療広域連合納付金などがございます。次に、328ページの実質収支に関する調書をご覧ください。歳入歳出差引額及び実質収支額は、95万9千円となりました。

以上で、令和元年度美作市一般会計及び特別会計決算の補足説明とさせていただきます。330ページ以降には、課題等を含めた主要事業成果説明書を付けてございますので、お目通しをいただきたいと思っております。誠に粗雑な説明となりましたが、ご審議の程よろしくお願いいたします。〔降壇〕

午後3時20分 休憩

午後3時30分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは補足説明を続けます。認定第11号、13号につきましては、森元環境部長に補足説明を求めます。
森元環境部長。

環境部長（森元 浩之君）〔登壇〕

それでは、認定第11号「令和元年度美作市水道事業決算の認定について」から補足説明をさせていただきます。

決算書の15ページをお開きください。まず、概要についてでございますが、令和元年度末の上水道エリアの給水人口は1万9,872人で、前年度より271人減少し、年間有収水量も給水人口の減少や旅館業等の集客数の減少等に伴い、前年度と比較し4万7,878立方メートル減少しております。工事関係では、美作・作東・英田エリアについて、各浄水場のろ過材や機械設備、水道管などの基幹設備の更新を行っております。

財政状況につきましては、給水人口の減少等により営業収益が減少しているものの、適正な管理の下、維持管理の低減に努めた結果、前年度と比較し、当年度純利益は1,020万円増の4,250万4,000円となりました。

続きまして、1ページ以降の決算の内訳でございますが、収益的収入総額は5億8,316万8104円で、収益的支出総額は5億3,168万2,646円となりました。収益的支出の内訳につきましては、美作・作東・英田地区の各基幹設備の維持管理費や人件費、減価償却費及び受託工事などの営業費用としまして4億9,479万3,022円。また、企業債償還利息及び消費税申告納付税額などの営業外費用としまして3,582万9,991円。漏水減免による特別損失105万9,633円となっております。

次に、2ページでございますが、資本的収支のうち、資本的収入総額1,159万800円に対し、資本的支出総額は1億6,610万4,375円となり、資本的支出の内訳は、各浄水場機械設備の更新、老朽管の布設替工事などの建設改良費で1億132万9,844円。また、企業債の償還金6,477万4,531円となっております。

なお、支出額に対し、不足する額1億5,451万3,575円につきましては、過年度分損益勘定留保資金と当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填しております。

次に、5ページに掲載しております損益計算によりまして、当年度未処分利益剰余金として4,269万2,309円となりますが、そのうち4,200万円につきましては、7ページの剰余金処分計算書のとおり、建設改良積立金に積み立てております。令和元年度につきましては、浄水施設の維持管理費用のほか、老朽管の更新工事や機械設備の更新が主な事業内容でありましたが、今後につきましても、水道水を将来にわたり継続的に安定供給するため、環境変化に的確に対応した水道施設の管理、更新を行うとともに、経営の健全化のための計画をしっかりと立て、経営基盤の強化に取り組んでまいりたいと思っております。

水道事業決算の補足説明は以上でございます。

続きまして、認定第13号「令和元年度美作市下水道事業決算の認定について」、補足説明をさせていただきます。

決算書の25ページをお開きください。まず、概要でございますが、美作市の下水道整備状況は、昭和52年に美作地域から着手し、毎年整備を進め、現在の処理区域面積は1,516ヘクタールとなっております。令和元年度末の水洗化人口は2万3,640人、前年度比43人の減ですが、水洗化比率は88.67%で、前年度比1.52ポイント増となっております。また、年間処理水量は286万5,293立方メートル、年間有収水量は276万8,191立方メートルとなっており、一昨年度からの下水道管渠更正工事によりまして、一時年間29万立方メートルありました不明水も大幅に減少しております。そのほか、工事関係では、維持管理費の低減と処理の効率化を図るため、農業集落排水事業で整備しました平福処理区を公共下水道の美作処理区へ接続しております。また、新築家屋等に対し水洗化を促進し下水道へ接続するため、各事業により公共ますの取り出し工事や合併処理浄化槽設置工事を実施し、公共用水域の保全を図っております。

一方で、財政状況につきましては、依然として一般会計からの補助金等で賄われているのが現状でありまして、令和元年度の当年度純損失額は6,182万7,000円ですが、これらは現金を伴わない減価償却費に関わるものでございます。

また、維持管理費の低減と処理の効率化を図るため、処理施設の統合、管路の長寿命化等を実施した結果、徐々に経費は節減されており、令和元年度におきましては、一般会計からの繰入金も対前年度比で2,055万3,000円の減となっております。

続きまして、決算の内訳でございますが、1ページ目からの決算報告書を御覧ください。まず、収益的収入の状況ですが、附属事業の収益的収入総額は、2ページ目の合計欄になりますが、25億9,967万3,104円で、収益的支出総額は4ページに記載しておりますとおり26億4,732万6,403円となりました。収入の内訳につきましては、下水道使用料、他会計負担金及び補助金、受託工事費で、支出の内訳は、下水道処理施設や合併処理浄化槽、下水道管渠などの維持管理費や人件費、減価償却費などの営業費用及び企業債支払利息などの営業外費用でございます。

次に、5ページ以降の資本的収支についてでございますが、新築家屋等への公共汚水ます取り出し工事や合併処理浄化槽設置工事などの建設改良費及び企業債償還金などによる費用で、その財源は一般会計からの出資金、企業債及び負担金で賄っており、資本的収入の総額は7億8,081万4,724円で、資本的支出総額は17億6,217万7,931円となりました。なお不足額9億8,136万3,207円につきましては、当年度分損益勘定留保資金と当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額により補填しております。

企業会計1年間の営業成績につきましては、11ページからの損益計算書に掲載のとおりで、令和元年度の当年度純損失額は6,182万7,499円となりました。今後におきましても、計画的な修繕、更新を行い、適正な管理の下、さらなる維持管理費の低減に努め、経営の健全化に取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、誠に簡単な説明ですが、令和元年度美作市水道事業決算及び令和元年度美作市下水道事業決算の認定についての説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

続きまして、認定12号について、江見保健福祉部長より補足説明を求めます。

江見保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

それでは、認定第12号令和元年度美作市病院事業決算の認定につきまして、補足説明をさせていただきます。

まず、概要でございますが、13ページに概況として総括事項を記載しております。13ページをお開きください。令和元年度の患者数は、前年度と比較し、入院が0.4%の減で、外来におきましても4.5%の減となりました。収益的収支は、収益総額が10億5,742万4,000円、前年比2,808万6,000円の減となっております。費用総額は8億7,628万9,000円、前年比6,985万3,000円の減となっております。令和元年度は、延べ入院患者数が123人の減。また、延べ外来患者数も1,324人の減となりましたが、収益的収支では、昨年度より4,176万7,000円増の1億8,113万5,000円の純利益となっております。資本的収支では2,540万2,000円で、生体情報モニターなどの更新を行っております。また、企業債償還金は3,610万1,000円でした。

以上が概況となります。

それでは、1ページを御覧ください。総額を読み上げさせていただきます。収益的収入及び支出の収入、病院事業収益決算額ですが、10億6,226万7,754円に対しまして、下の欄の支出決算額が8億7,592万3,011円でございます。

続きまして2ページを御覧ください。資本的収入及び支出の収入の資本的収入決算額2,872万6,000円に対しまして、支出が6,150万2,197円でございます。不足額3,277万6,197円は、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填をしております。

3ページを御覧ください。損益計算書でございまして、各項目の合計を読み上げさせていただきます。まず、医業収益8億3,136万9,783円に対しまして、医業費用が8億3,210万9,129円となり、事業損失が73万9,346円となります。医業外収益は2億2,605万4,903円に対しまして、4ページになりますが、医業外費用4,418万51円となり、経常利益が1億8,113万5,506円となり、当年度の純利益につきましても同額でございます。当年度未処分利益剰余金が12億7,344万1,774円となっております。

以下、財務諸表としまして、剰余金計算書が5ページとなりまして、利益剰余金のうち2,000万円を減債基金に積み立てております。剰余金処分計算書が6ページになりまして、令和2年度におきましても未処分利益剰余金のうち、同じく2,000万円を減債基金に積み立てる予定としております。キャッシュ・フロー計算書が7ページ、貸借対照表が8から10ページに掲載しております。

また、事業報告書が13ページから21ページ、政令で定める附属明細書が23ページから32ページとなっておりますので、お目通しをお願いしたいと思います。また、令和元年度は、地域医療の臨床研修協力病院といたしまして、研修医を8名、また医学部学生を2名、看護実習生を15名受け入れております。

今後も継続可能な地域医療サービスの提供主体としての役割を十分認識しまして、サービスの向上、健全経営を心がけてまいりたいと考えております。

以上で、補足説明とさせていただきます。どうぞよろしく御審議いただきますようお願いいたします。

[降壇]

議長（岡本 泰介君）

補足説明が終わりましたので、ここで、東内代表監査委員より監査報告をお願いいたします。

代表監査委員（東内 義典君） [登壇]

代表監査委員の東内です。議長のお許しを頂きましたので、市長から審査に付されました令和元年度美作市各会計の歳入歳出決算及び基金の運用状況の審査及び公営企業会計決算審査に対する意見書について、御説明を申し上げます。

まず最初に、一般会計及び特別会計歳入歳出決算及び基金の運用状況の審査につきまして御説明をいたします。お手元の意見書を御覧いただきたいと思います。今回の監査に当たりましては、私と山本監査委員の2名で審査を行っております。目次をめくっていただいて、1ページから進めさせていただきます。

第1の審査の基準でございますが、令和2年度4月に制定いたしました美作市監査基準に準拠して実施をいたしました。

第2の審査の種類は、本文に記載のとおりでございます。

次に、第3の審査の対象につきましても、本文に記載のとおり、一般会計から基金の運用状況までを対象といたしました。

第4の審査の着眼点は、昨年と同様に、有効性、効率性、経済性について着目して審査を行いました。

第5の審査の主な実施内容ですが、本文に記載をしておりますが、審査の証拠を入手し、関係者からの説明を聴取し実施をいたしました。

第6の審査の実施場所及び日程につきましては、令和2年7月9日から31日までの間、美作市役所及び各所属事務所において実施をいたしました。

第7の審査の結果につきましては、審査した限りにおいて、計数は正確であり、予算の執行もおおむね適

正になされたものと認めました。また、基金の運用状況を示す書類につきましても、適正に作成、運用されているものと認められました。3ページから44ページまでは、先ほど担当者の方から御説明がありました計数を記載しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思います。

ここで市民の皆様方には、本日の資料がお手元にございませぬので、お聞き苦しいかと思いますが、全ての数字を読み上げますととても時間が足りませぬので、主な数字のみ御報告をさせていただきますことをお許し願います。会計管理者からも説明がございましたが、まず、令和元年度の歳入決算額ですが、一般会計が約228億3,000万円。国民健康保険や介護保険などの特別会計が約92億6,000万円と、合計すると約320億9,000万円でした。昨年と比較しますと、一般会計で約14億円、特別会計で約2,000万円の増額となっております。

次に、一般会計の歳入構成比率ですが、市税などの自主財源が28.5%、地方交付税などの依存財源が71.5%でした。この数値はここ数年大きく変わってはおりませぬ。特別会計の歳入決算額は、先ほども申し上げましたとおり92億6,000万円ですが、このうち15%に相当する約13億9,000万円が一般会計からの繰入金となっております。なお借入金に相当する市債発行額ですが、令和元年度は、一般会計と特別会計の合計が約25億6,000万円と、年度末の市債発行現在高は約279億円となっております。市債の年度発行額を上回る償還を行った結果、前年度から約11億5,000万円減少してございました。また、一般家庭の預金に相当する基金の残高ですが、一般会計では16の基金があるわけですが、その合計残高は約164億9,000万円でした。そのうち69億円が財政調整基金となっております。

一方、特別会計では8つの基金がありますが、その合計残高は約13億4,000万円でした。そのうち、国民健康保険事業財政調整基金が6億3,000万円となっております。決算額の全てをこの場で申し上げるわけにはいきませぬが、後ほど、また市の広報紙で詳細がお知らせになると思いますので、御確認を頂きたいと思います。

次に、45ページの結びを御覧いただきたいと思います。一般会計及び特別会計決算ですが、審査をした結果、関係法令に基づき適正に処理されてございました。一方、収入未済額が前年より1,180万円増加しており、今後、引き続き留意する必要が認められました。また、予算の不用額につきましては、計画段階で、大きな不用額が発生しないよう、事業の実施計画策定に当たってシビアな査定を心がける必要があると認められました。

最後になりますが、今年度も地方債の繰上償還を行っておりますが、このことは将来的な市の負担を軽減することにつながると評価をいたしました。46ページの(2)の予算執行状況及び事務処理に対する意見、指摘事項でございますが、本文に記載のとおりに対応をお願いするわけですが、アに記載しております総括意見の要点は、歳入歳出関係につきましては適正に処理をされてございました。随意契約につきましては、ここ数年にわたり、安易に随意契約を締結することのないよう指摘を繰り返してききましたが、その結果、徐々にではございますが、改善をされてきております。

内部統制につきましては、平成29年6月に地方自治法の一部改正があり、内部統制に関する方針が定められました。同時期から、美作市の監査委員におきましても、内部統制が図られ、各事務が適正に執行されているかを判断をしております。今年で3年目となりますが、一部の部署においてですが、支払事務の遅延や支払決議書の記載漏れ等の相互チェックの不備等がまだ見られており、まだまだ十分とは言えない状況でございます。

次に、細目の指導事項につきまして、47ページを御覧いただきたいと思います。

1点目は、指定管理施設の管理監督関係でございますが、各部署において34か所の指定管理施設がござい

ます。ところが、立入検査を実施した部署はありませんでした。適正な管理監督を実施するためにも、担当部署が立入検査を実施して、指導、監督を行っていただくように切望をするものでございます。

2点目は直営施設の運営についてですが、参考に記載しております表を御覧いただきますとお分かりのように、この3つの施設におきましては、毎年このような大きな欠損が生じております。いずれも赤字補填に公金が投入されることから、現状を十分に把握し、対処方法を検討していただきたいと思っております。

3点目は、未収金の関係で少し触れましたが、いわゆる滞納金の処理についてであります。参考に記載のとおり、税金、住宅家賃、保険料などで大きな額の滞納が発生しております。これは、各部課だけでは処理できるものではありません。ぜひとも滞納整理プロジェクトチームを立ち上げ、市全体で取り組むよう要請するものでございます。

次に、48ページを御覧ください。4点目は、有給年次休暇の取得であります。昨年、労働基準法で、年間5日以上年次休暇を取得するよう定められましたが、大半がこの5日以上年次休暇を取得しております。が、一部の部署において取得率の低いところもございました。管理者は、今後とも、年次休暇を計画的に取得するよう、職場の環境づくりに努めていただきたいと思っております。

5点目は、予算の関係ですが、依然として不用額が多く計上されておりました。予算積算時には、事業内容を今以上に十分精査した上で予算計上することとし、不用額が発生した場合は、適宜、減額補正を行うなどにより、効率的な予算執行に努めていただきたいと思っております。

6点目は、支払い遅延に関する事項ですが、先ほど、内部統制でも申し上げましたが、従前から支払い遅延をしないよう指摘をしております。昨年度から、支払い遅延となった場合に、報告書を作成していただくよう指導しているところでございます。そのため、件数は減少はしてきておりますが、依然として支払い遅延が発生をしております。内部統制の関連でも触れましたが、決裁時に、管理者が目を見開いてチェックをしていただくことで解消できるものと考えますので、引き続き、適正な事務執行に努めていただきたいと思っております。

7点目は、公用車の車両保険の見直しについてです。現在、市では、対人、対物、搭乗者保険に加え、車両保険にも加入をしております。この車両保険の掛金総額と事故があった場合の共済保険受給額を比較したものを参考に記載しておりますが、差引き額を御覧いただきたいのですが、544万円となっております。車両保険をかける場合には、全ての車両を対象とするのではなく、車両の年式や使用度に応じて見直しを図るなど検討していただきたいと思っております。

最後になりましたが、経常収支比率が0.7ポイント悪化し、財政状況が厳しさを増す中で、経費の節約を図り、予算の効率的な使用に努め、市民福祉の向上と市政の発展を図られるように努めていただきたいと思っております。また、何度も申し上げますが、幹部を含む市職員全員で内部統制の重要性を認識していただき、行財政の健全運営に鋭意努力していただくことをお願いして、一般会計、特別会計及び基金運用状況審査の意見とさせていただきます。

次に、令和元年美作市公営企業会計決算審査意見について御説明をいたします。審査意見書の1ページを御覧ください。第1から第7までは、一般会計の審査意見でお話ししたものと同じですので省略いたします。2ページから7ページには、水道事業会計について、先ほど環境部長から計数を細かくお話を頂きましたので、後ほど御確認を頂きたいと思っております。8ページの結びに意見を記載しておりますが、要点を、申し上げますと、本年度も純利益が出ておりますが、水道設備の更新時期を迎えており、一層の経費削減を図るとともに、約1,800万円ある未収金の回収に努められたいということでございます。また、令和2年度から、簡易水道会計が水道会計に組み込まれたことから、料金の格差を解消すべく御努力を願いたいと思っております。

次に、9ページを御覧ください。美作市病院事業会計について14ページまで記載しておりますが、これも先ほど保健福祉部長の方から細かい説明がございましたので、省略をさせていただきます。

15ページの結びを御覧いただきたいと思います。事業実績につきましては①に記載のとおりでございます。意見としまして、医師、看護師が不足している中で、精力的な運営努力をされていることは大いに評価をいたします。しかしながら、今後とも、人材の確保に尽力をお願いしたいということと、先ほども述べましたが、病院会計におきましても未収金が発生しております。病院会計の健全化のためにも、未収金の回収と発生の未然防止に御努力を願いたい。

16ページから26ページまでは、下水道事業会計の計数を記載しております。これも先ほど環境部長の方からお話がございましたので、後ほどゆっくり見ていただけたらと思います。

27ページの結びでございますが、事業実績については、①に記載をしておりますので御確認ください。②の意見を御覧ください。今年度も昨年に引き続き施設の統廃合を推進し、効率的な設備維持、管理を行い、経費の削減をお願いしたいと思います。また、未水洗化世帯に対する水洗化の啓蒙を行い、使用料収入の確保を図るとともに、水道事業と同様、未収金の回収と未然防止に努め、収益率を向上させていただくことを期待します。

以上で、令和元年度の決算審査意見書に関する監査委員の意見報告とさせていただきます。ありがとうございました。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

東内代表監査委員、山本雅彦監査委員には、令和元年度決算を長期にわたり審査をしていただき、ありがとうございました。お礼申し上げます。御苦労さまでした。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

再開は9月7日午前10時からです。

午後4時05分 散会

令和2年9月7日

(第 2 号)

1. 議事日程（2日目）

（令和2年第6回美作市議会9月定例会）

令和2年9月7日

午前10時開議

於議場

日程第1 代表質問

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	西山正志	2番	青山慶
3番	和田広宣	4番	岩崎清治
5番	岡野鉄舟	6番	中山忠明
7番	重平直樹	8番	安藤功
9番	金谷のり子	10番	山本雅彦
11番	萬代師一	12番	山本重行
13番	尾高誉久	14番	鈴木悦子
15番	岩江正行	16番	日笠一成
17番	倉地重夫	18番	岡本泰介

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（16名）

市長	萩原誠司	副市長	荒木利明
教育長	福田昌弘	政策審議監	春名利亮
総務部長	岡本和之	危機管理監	千原善弘
企画振興部長	春名信明	市民部長	景山二男
環境部長	森元浩之	保健福祉部長	江見勉
経済部長	遠藤宏一	建設部長	小林英樹
消防長	高山宏明	会計管理者	山森和幸
教育次長	平田幸春	代表監査委員	東内義典

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	尾崎功三
課長	玉櫛哲也
主任	臼井隆

議長（岡本 泰介君）

おはようございます。

携帯電話の電源を切っていただきますようお願いいたします。

傍聴者の方は、傍聴規則第8条にもありますように、傍聴席にあるときは静粛にさせていただきますようお願いいたします。傍聴者の方が傍聴規則を守れない場合は議場より退席をしていただきます。

2日に引き続き会議を開きます。

8番、安藤議員が通院のため少し遅れます。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

代表質問に入ります前に御報告をいたします。

2日、議会終了後に決算特別委員会を開催し、委員長に和田広宣議員、副委員長に青山慶議員を選任いたしましたので御報告いたします。

日程第1 代表質問

議長（岡本 泰介君）

日程第1、「代表質問」を行います。

代表質問につきましては、通告がございませんでした。

よって、代表質問を終了いたします。

日程第2 一般質問

議長（岡本 泰介君）

続きまして、日程第2、「一般質問」を行います。

一般質問につきましては、申合せにより質問席で行い、質問の方法は1質問項目ごとに3回まで、質問時間は45分とすることになっておりますので御承知願います。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

通告順番1番、議席番号5番、岡野鉄舟議員の発言を許可いたします。

5番、岡野議員。

5番（岡野 鉄舟君）〔質問席〕

改めまして、皆さんおはようございます。

1番バッターでございますので、本来であれば何か他の議員のように格調高い挨拶をしなければいけないんですけども、私は口下手でございますので、とは言いながらも何か1つお話をしようかなと思っておりまして、質問に入る前に話をさせていただきます。

ちょうど日本の真裏のアメリカでは、警察権力が黒人を弾圧したということで、非常に私は気にかかっております。11月には大統領選挙が行われるわけでございますが、バイデン前副大統領は、民主党の立場で出られるんですけども、警察改革をやらないかと、こう言っておられます。一方で、有名なテニスプレーヤーの大坂なおみさんは、この警察権力による黒人の弾圧を思うとき、おえつを覚えると、非常にセンセーショナルな記事を朝日新聞に投稿されております。じゃあ日本で何が起ってるかということを見ましたと

きに、昨今のコロナ禍の中で、先般私スポーツ新聞を見ておりましたら、競艇選手がやはりプレーができないと。私は意識改革をその間やらなきゃいけないと、こういう記事がございました。じゃあ、ご当地美作市で何が起きてるかとお申しますと、先般の選挙を通じて市長は議会改革をしようと言っております。私から見れば他人の家に土足で上がるようなもんだと。私は18人の1人の議員として思っております。大坂選手と同じように、おえつを覚えております。

さて、今回の私の質問でございますが、その改革をテーマにしたものを5つのうち2つでございます。1つは、財政健全化改革、いわゆる公共施設の総合管理計画、そして行政経営改革の推進について、それから湯郷の軌跡パートⅡ、そして美作市における内部統制についてでございます。それからもう1つは最初の質問でございますが、行政相談、消費生活相談及び人権相談の現状についてでございますが、さっそく1番目の質問に入らせていただきます。

取り上げております相談は3つございまして、1つは行政相談、2つ目は消費生活相談及び人権相談についてでございますが、次のことをお尋ねをいたします。

1つは、相談体制でございます。相談員数、相談日などでございます。

質問の2つ目は、令和元年度及び令和2年度の7月末までの相談件数と相談内容を、まず市民部長にお聞きいたします。

議長（岡本 泰介君）

景山市民部長。

市民部長（景山 二男君）〔登壇〕

岡野議員1項目めの御質問に答弁させていただきます。

行政相談、消費生活相談及び人権相談についてということで、質問1としまして、相談体制（相談員の数、相談日）についてでございますが、これにつきましては、「行政相談委員法」に基づきまして、総務大臣から委嘱された行政相談員は各地域に1名の計6名おられます。行政サービスに関する苦情、行政の仕組みや手続きに関する問合せなどの相談を、市の施設を利用して定期的に開催される定例相談や、地域へ出向いて受け付け、行政に対する意見や要望をされております。また、「人権擁護委員法」に基づいて、法務大臣から委嘱された人権擁護委員は、勝田地域で2名、大原地域で2名、東栗倉地域で2名、美作地域で3名、作東地域で3名、英田地域で2名の計14名の委員でございます。法務局と連携し、人権侵犯事件の調査、処理、救済、啓発などの業務を行い、相談は法務局に設置されている常設の相談所や、市の施設を利用した特設相談所などで、地域の方々から相談を受けられております。市の施設を利用した相談日につきましては、各地域で異なりますが、地域ごとに行政相談員、人権擁護委員が合同で開催されたり、別々で開催されている状況でございます。

相談回数につきましては、令和元年度の状況で申しますと、行政相談が勝田地域3回、大原地域6回、東栗倉地域3回、美作地域12回、作東地域11回、英田地域12回で、人権相談は勝田地域3回、大原地域6回、東栗倉地域3回、美作地域12回、作東地域6回、英田地域6回で、地域により年3回から12回の状況でございます。

消費生活相談は、市から岡山県消費生活センターに依頼し、相談員を1名派遣いただいております。月に1回、第2または第3の月曜日に消費生活相談を本庁で開催しております。

質問の2でございますが、令和元年度及び令和2年度7月末までの相談件数と相談内容についてでございますが、行政相談につきましては、昨年度市内での相談件数は93件、今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止されたこともありまして、17件であると報告を受けております。

行政相談の主な内容といたしましては、道路、河川関係の相談が多いと岡山行政監視行政相談センターから伺っております。また、民事関係の近所同士のトラブルの相談も増えているとのことで、民事関係になると、相談対象外になるため、無料の弁護士相談を案内されているということでございました。

人権相談の相談件数及び内容につきましては、「個人情報などのプライベートな部分が多く、守秘義務などがあり、公表しているもの以外は公表できない」ということで、岡山地方法務局津山支局から回答をいただいておりますので、相談件数及び内容につきましては答弁を控えさせていただきます。

消費生活相談の相談件数につきましては、昨年度が7件、今年度は2件で、相談内容につきましては、光電話やインターネット関係の契約についてのことや、身に覚えのない請求があったがどうしたらよいかといった内容でございました。消費生活相談日以外は市民部のくらし安全課で対応し、相談の内容により、専門的な対応が必要な場合につきましては、県の消費生活センターへ対応をお願いしております。開催日等は告知放送や広報みまさかななどで広報しておりますので、行政に対する要望や人権問題、特殊詐欺など、1人で悩まず、まず相談をしていただければと思います。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岡野議員。

5番（岡野 鉄舟君）

2回目の質問、3点させていただきます。

1つは、行政相談についてでございますが、先ほど部長の答弁では、道路、河川関係が多いということでもございましたが、それ以外にどういったものがあるかというのをお聞きしたいと思います。第1点です。

それから2点目ですが、人権相談についてでございますが、答弁の中では、個人情報、プライバシーの部分が多く、公表しているもの以外は公表できない、津山の法務局の見解であるということなんですが、じゃあ、公表しているものとしては、どういったものがあるかというのが質問の2つ目でございます。

それから、質問の3点目でございますが、消費生活相談についてでございますが、昨今は新型コロナ禍ということで、新聞等では山陽新聞の全県版に新型コロナに乗じた質問というのがあるんですが、本市においてはそれはあったのか、なかったのか3点についてお聞きいたします。

議長（岡本 泰介君）

景山市民部長。

市民部長（景山 二男君）〔登壇〕

3点の御質問でございます。

行政相談、道路、河川以外、その他どんなものがあるかということでございますが、まず多いのは道路、河川で、水路部分が危ないので何とかしてほしいという問題であったり、それからその他としては、行政に相談に行ったけども、相談窓口が分かりにくかったであるとかいうことで、その他という部分は多岐にわたりますが、学校関係のことも相談内容にあるようでございます。特に行政相談員さんは、学校に相談業務に行ったり、地域の会合などに行って状況を相談されたりということがありますので、多岐にわたる部分でございます。

それから、人権相談、プライバシー以外の部分ということで公表しているものはどんなものがあるかということでございます。公表しているものは、岡山県の状況しかないんですが、まず、人権に関するもので2402件ございましたり、児童ポルノの関係があったり、それから家族間の暴行であったり、虐待、それから差別待遇ですね、女性であったり、高齢であったり、そういうことの相談、それからプライバシーですね、例えば、情報関係であるとか、インターネット、私的、性的な画像の配信であるとか、それから労働関係で

すね、不当労働、労働基準法の部分。それから、セクシュアルハラスメントの部分ですね、こういった状況が報告をされている部分でございます。それから相談の内容で新型コロナウイルスの相談ということは、こちらの方では伺っておりません。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岡野議員。

5番（岡野 鉄舟君）

3回目の質問をいたします。

最初に尋ねる時にお話すればよかったのかなと思うんですが、今後2つ目の質問からは最初申し上げますが、この出題の意図は行政の広聴広報機能とそれを踏まえた施策へのどういうふうにやってるかということなんです。そこで、3回目の質問をいたしますが、相談を受けた内容に応じて、その後の事後処理をどういうふうに行っているかということでございます。そして、2つ目といいますか、2項目めというのは、相談を受けたんだけど、それを施策として実現して、例えば予算化したものがどういったものがあるかということをお聞かせいただきたいと思います。

議長（岡本 泰介君）

景山市民部長。

市民部長（景山 二男君）〔登壇〕

それでは、相談の関係で事後処理についてでございますが、これは行政の相談センター、総務省の関係でございますが、その事務職員と美作地域の行政相談員の方で項目を上げて、その項目ごとに各部署、県であったら県、市であったら市の関係部署のところに、こういう要望があるということでもまず要望を出されます。要望を出して、それがどのように処理されるかというようなことまで確認をされております。

それから、それに関連して施設関係、予算がどうなってるかということでございますが、状況に応じて各部署で予算化をされて、要望に対する事後処理ということで処理をされている状況でございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岡野議員。

5番（岡野 鉄舟君）

総括。

最後の質問は、具体的にこういうAという事例がありますよ、Bという事例がありますよということをお聞きしたんですが、即席の質問なんで無理かなとは思いますが。

総括をさせていただきますが、私は人権相談の個別具体的な内容をさらさら聞くつもりはありません。部長が3回目の質問に答えられたように、それに対してどうするかということを私なりにチェックしてみたかということでございます。

さて、美作市は平成24年の9月ですか、人権都市宣言をしております。人権とえば、基本的人権として憲法にいろんな人権が保障されているわけでございますが、私なりに思えば、一言で言えば、例えば私であれば、私の尊厳がどのように大事にされているかということで、行政をしていくということが必要かなと思います。私は、私はというよりも、昨年9月に残念なことが起こりましたね。人権相談委員をされてる方の選任の同意の時に、多数決でその方の選任同意が不同意になりました。私も事後的に調べると、なかなか本当に残念な悲しいことであつたかなと思うんですが、その方からしてみれば、大変な御苦労、心痛を持たれたと聞いております。私は各種相談、いろいろ頑張っていると思います。頼んでいる消費生活であれ、行政相談員であれ、人権相談員であれ、大事なことは、例えば選挙とか、いろいろ署名活動が起こった時

に、果たしてできるのかという疑問が市民の間に湧いてくるんです。私もなんぼか相談を受けました。その時にやはり行政としたら、市民部長が12月の私の一般質問で答えられましたように、（聴取不能）をしない限りはちゃんとできるんですよ。いわんや、署名活動なんていうのは、日常茶飯のことでですよ、そういったアクティブな面を相談業務をされる場合に注意をされる必要があるかなと感じております。

私の総括を終わります。

議長（岡本 泰介君）

はい。2項目めに入ってください。

5番（岡野 鉄舟君）

2つ目の質問は、美作市における内部統制についてでございますが、質問は3点ございます。

1つは、内部統制制度とは何か。

2つ目は内部統制の取組の現状はどうなっているのか。基本的な枠組み、方針、体制整備等でございます。

質問の3点は代表監査委員に対してでございますが、監査委員は内部統制の整備状況、運用状況をどのように監査する中で監視をされているのか、3点でございます。

議長（岡本 泰介君）

岡本総務部長。

総務部長（岡本 和之君）〔登壇〕

まず、内部統制制度とは何かということでございますけども、平成31年3月に総務省が示しております、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」によりますと、「地方公共団体における内部統制とは、住民の福祉の増進を図ることを基本とする組織目的が達成されるよう、行政サービスの提供等の事務を執行する主体である長自らが、組織目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別及び評価し、対応策を講じることで事務の適正な執行を確保することである」と書かれております。

次に、取組の状況、現状ということでございます。平成26年に「美作市政刷新のための人的基盤の整備及び情報の積極的公開に関する条例」を制定し、条例に基づき、人的基盤の整備と共に、事務執行における法令遵守の徹底や、事務執行及び政策決定過程の情報の公開についての改革を集中的に行ってまいりました。

刷新期間中、会計事務など、財務に関する業務プロセスにおけるルールの適切な運用や、職員の倫理の保持及び法令の遵守を図ることによる公正な職務執行の確保、また、事務事業における業務プロセスの明確化によるリスクの把握と管理、市有財産の適正管理に取り組み、刷新期間後においてもその取組を継続しております。

結果、国のガイドラインで示された内部統制の4つの目的でございます、「業務の効率的かつ効果的な遂行」、「財務報告等の信頼性の確保」、「業務に関わる法令等の順守」、「資産の保全」に関しましては、適正な事務執行を行っていることから、内部統制は既に存在しているものと考えております。

しかしながら、ガイドラインにも示されているように、内部統制にも限界がございまして、リスクをゼロにすることは困難であると考えます。このことから、監査委員からの御指導に従うとともに、昨年10月には管理職を対象といたしまして、内部統制の目的や基礎的ポイントについての研修を実施するなど、制度の習熟に努めているというところでございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

東内代表監査委員。

代表監査委員（東内 義典君）〔登壇〕

岡野議員からの御質問にお答えをさせていただきます。

内部統制に関しましては、平成29年6月9日「地方自治法の一部改正法」が公布され、その第150条では、「都道府県知事及び指定都市の市長は、財務に関する事務等の管理、及び執行が法令に適合し、かつ適正に行われることを確保するための方針を定め、及びこれに基づき必要な体制を整備しなければならない」とする内部統制に関する方針が定められました。

この内部統制制度の導入によりまして、地方公共団体は組織としてあらかじめリスクがあることを前提として法令等を遵守し、適正に業務を執行することがより一層求められています。

こうした中で平成29年度から内部統制の確立について監査委員のほうも触れてきておりますが、財政会計事務の誤りにつきましても、前年度同様の事案の発生が散見され、所属内部の確認体制が十分に機能していない状況が見受けられました。内部統制の整備、運用は必ずしも大きな事務負担を強いるものではなく、地方公共団体が1つの組織として継続的に運営されている以上、その業務の中に相当の内部統制が既に存在をしております。例えば、担当者同士の相互チェック、管理者の決済承認、事務分掌も内部統制の一部と言えます。今後とも職員が取り組む業務の目的を再認識し、事務の適正な執行を確保するよう、監査等を通じて指導していきたいと思っております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岡野議員。

5番（岡野 鉄舟君）

また忘れましてね。これの出題の意図は、行政に対する地域住民の信頼性の確保ということを私は基盤に置きながら出題をしております。

2つ目の質問でございますが、今、総務部長は4つの目的とおっしゃられたんですが、それを達成する手段として、総務省のガイドラインには、基本的なものが6つございます。その6つとはどういったものか、お答えいただきたいと思えます。

それから、2つ目、総務部長に対してですが、内部統制の基礎的なポイントということは、どういったことを研修をされたかでございます。

そして3つ目の質問は、代表監査委員に対してでございますが、平素少ない人員の中でいろいろと御尽力されてるというのは、私もよく承知をしておるんですが、今おっしゃられました財務会計上の誤りは、前年同様見受けられるとのことではございましたが、2つお聞きしたいんですが、その内容はどういったものかということと、それが前年同様、今回も改善されてないということについては、どういった原因があるかというふうに御判断をされているかを2回目の質問といたします。

議長（岡本 泰介君）

岡本総務部長。

総務部長（岡本 和之君）〔登壇〕

岡野議員の2回目の御質問、内部統制の6つの基本的要素という御質問でございます。

まず1番目に、統制環境、組織の環境ということでございます。

それから2番目に、リスクの評価と対応。

そして3番目に、統制活動。

そして4番目に、情報と伝達、情報開示でございます。

それから5番目に、モニタリング。

そして6番目に、ICTへの対応という6つのものが、このガイドラインのほうには記載をされておま

す。

また、基礎的ポイントということでしたかね。基礎的ポイントということ、全てがポイントになってくるかと思うんですけども、基本は法令を遵守し、また、上司の指示に従うということが基本になってくるものと考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

東内代表監査委員。

代表監査委員（東内 義典君）〔登壇〕

財務会計上の誤りについてということですが、これも決算審査の時にも申し上げましたが、まず一番多いのが支払いの遅延でございます。それから2つ目が決済の段階における添付書類の不足等が主なものでございます。この原因としては、やはり行政としてはハンコ行政ですから、担当者から係長、補佐、課長、次長、部長ということで、決裁を押していくわけですけども、その過程の中でチェックが不足していると。皆さんが十分チェック機能を果たしていけば、どっかでその誤りが見つけられるということですが、監査とか審査の段階において、そういった点をめくら判を押すなよということで、強く指導をしているところでございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岡野議員。

5番（岡野 鉄舟君）

3回目でございますが、2点質問いたします。

1つは、具体的な事例を挙げて質問させていただきます。4つの目的、今部長が言われましたところで、資産の保全というのがあるんですが「こぶしの里後山」、現在の状況なんですが、これを見て内部統制の観点からどのような整理をされてるかということを経理的に御説明ください。

2つ目は、副市長に質問をいたします。当市に向向で来られて1年半になられ、超ベテランの域に達しておられることと思います。今総務部長が内部統制ということで、よく勉強されている結果を御報告、御答弁いただきましたが、副市長、ナンバー2の立場から見て、当市の内部統制の状況をどのように感じていらっしゃるかということ、以上2つでございます。

議長（岡本 泰介君）

岡本総務部長。

総務部長（岡本 和之君）〔登壇〕

3回目の御質問で、「こぶしの里後山」の管理についての御質問だと思いますので、お答えをさせていただきます。

御存じのとおり、こぶしの里は屋根のほうに盗難に遭いまして、その後に修復をさせていただいております。それから後には、周りにバリケードを張るとか、そのようなことをしまして、定期的に東栗倉支所から見回りに行って管理をしているところでございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

荒木副市長。

副市長（荒木 利明君）〔登壇〕

美作市の内部統制の状況についてということの御質問でございます。

1年半を経過しました。実際に法令遵守の観点から、やはり直接市民の方々と接する市役所の職員さんの立場からすると、県の立ち位置でいた自分よりもやはり身近に法律を遵守し、住民サービスを守り続けると

ということに関しての意識は高いと認識しております。また、上司の命に従うという点に関しては、一方で上司に対する個人の考え方を伝えるという行為もきちりちり行われているという組織運営をされてるなと感じておりますので、内部統制の状況といたしましては、美作市としていくらか監査委員のほうからも御指摘いただいたような部分もございます。改善点がないわけではございませんが、ある程度の水準は十分満たしていると感じております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岡野議員。

5 番（岡野 鉄舟君）

総括です。

議長（岡本 泰介君）

はい、総括。

5 番（岡野 鉄舟君）

内部統制ということで、2つのお話をさせていただきます。

1つは、ある市民の方がクリーンセンターに関して情報公開請求を昨年5月にしております。そして、1か月後に情報開示がなされ、そして審査請求を昨年9月初めにしているわけですが、答申が出たのが今年の8月の初め。実施担当課の裁定が出たのが1週間ほど前です。8月の下旬です。これは内部統制はもうできていないんですね。今副市長、そういうふうになんか配慮しながら答弁をされましたが、要はハウレンソウということができてない。できておればそんなに答申が出るまで1年もほっとくような、放置するようなことはいけんだろうと。あなたの立場から言えば言えるわけです。報告、相談があればね。

もう1つは、既に過去の事例になりますが、雲海判決の時の百条委員会が開かれまして、元市長に対する損害賠償とそれから職員に対する処分をなさいよと、3番目は取締役の処分をなさいよと、4つ目は少し忘れましたが、私が言いたいのは、2番目の業務に関連した職員の処分をなさいよというのが百条から出てるんですが、それが全然ノータッチでございました。裁判というのは、極めて法律なので、元市長だけの責任を求めるということは、要するに業務に関連した人たちの責任もあるので、内部統制をそこまで元市長がマネジメントするのは難しいですよ。一方では、裁判官は今申し上げましたように、極めて法律なので、元市長の責任だけではバランスが取れませんよ。つまり共同違法行為などところがあるので、それは元市長には責任は問いませんよ。もちろん政策決定会議の中で裁量権の乱用または逸脱があったとは言えないというふうに裁判官は言っているわけですが、これも内部統制の問題です。その当時はもちろん、平成29年の法律改正があるまでは、それほどクローズアップはされていなかったんですが、この内部統制というのは、いろんな皆さんがされている業務の中に一番ベースになるものです。

ということで、次の質問の時にはまたその辺がどういったところにあるかというのをお話をいたしますが、2つ目の質問はこれで終わります。

議長（岡本 泰介君）

それでは10分間休憩します。

午前10時38分 休憩

午前10時48分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

岡野議員、第3項目から入ってください。

5番（岡野 鉄舟君）

3つ目の項目は、財政の健全化についてということで、内容は美作市公共施設等総合管理計画とファシリティマネジメントの推進について。

この質問は確か5回か、6回目です。いつぞや総務部長に、前の会が終わったときにもうしないと言ったんですが、はたと考えておまして、私がばかにされてると僕自身が思われてもしゃくでございますので、あえて質問をいたします。

この出題の意図は、2項目めの内部統制ができておるだろうかということです。さらに心頭お話ししますと、答えを言うてしまうようになりますので、質問のやり取りの中でお考えを頂きたいと思います。

まず、質問の1でございますが、美作市公共施設等総合管理計画の現状について、現在の進捗状況。

そして2項目めは、市民向けの説明会の開催、議会への公表はどうなっているのかということでございます。

大きい質問の2つ目は、ファシリティマネジメントの推進をどのように進めるのかと、公共施設の廃止、縮小、統廃合などがございます。よろしくお願ひいたします。

議長（岡本 泰介君）

岡本総務部長。

総務部長（岡本 和之君）〔登壇〕

議員の美作市公共施設等総合管理計画についての御質問でございます。

まず、現在の進捗状況ということでございますけども、美作市公共施設等総合管理計画は、当市の所有する公共施設等の最適化と、持続可能な財政運営の両立を図るため、施設等のマネジメントの基本方針や集会所施設、文化施設、観光施設など分類別の様々な取組などの基本的な事項を定めた計画でございまして、平成29年3月に策定し、美作市のホームページ上で公開をさせていただいております。

現在は、各部署におきまして、分類ごとに建物の状況、利用状況等の調査を行い、各施設の維持修繕、長寿命化、更新化等を検討し、各関係省庁から出されている計画策定のためのガイドラインやマニュアルに沿って、個別施設ごとの長寿命化計画、いわゆる個別施設計画を策定すべく作業を進めているところでございます。そして、その後に個別施設計画を反映させた、美作市公共施設等総合管理計画の見直しを行っていきたいというふうに考えております。

また、市民への説明ということでございますが、現在作業を進めております個別施設計画の素案がまとまりましたら、まずは各地域で開催をされます自治振興協議会等で、また議会におきましても適切な時期に説明をさせていただき、御意見も頂きたいと考えております。

次に、ファシリティマネジメントの推進ということでございますが、現行の公共施設の多くが老朽化をしており、品質の保持や大規模改修等の計画的な保全が必要となってきました。加えて、人口の減少や時代の流れに伴う市民ニーズの変化を捉えながら、持続可能な財政運営を行う必要がございます。

このことから、施設分類の適性を見定めた上で、基本的には総量削減を優先としながらも、施設等を利用される方々の御理解を頂きながら、長寿命化や縮小、管理経費の削減なども含めまして柔軟に対応させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岡野議員。

5番（岡野 鉄舟君）

2回目の質問、3点いたします。

第1点目ですが、部長は個別計画の策定と言われます。施設は約340あるわけです。質問の1の1項目めは、その全体施設のうちのいくらができているのかということでございます。

それから2項目めは、個別計画の素案はいつまとめるのかということでございます。

今の答弁を頂いたトーンは、全体的な傾向というか、トーンは、私が前回、前々回に聞いたときと一緒なんです。したがって、今回の答弁は何らアドバンスしたものが無いと、そういう感じなんです。1つ目の質問です。

それから、2つ目でございますが、先ほどは個別計画を作った後の全体計画の見直しと言われております。その計画は約50ページあるんですが、これをどういうふうに見直しをされるんですか。やはり、ポイントはこういうことなんです。使える財源が毎年どれくらい捻出できるかということと、公共施設等ですから、等の中にはインフラも入ってるんです。全部更新をしようとするインフラは約800億かかるんですね。一方、公共施設は約720、30億だったと思います。インフラは道路走ってるのは、もう延ばすわけにいかないんです。これを先にやる時に、どうしても公共施設にしわ寄せがくるので、財源不足が出てくるんですが、私がお話しました、財源不足とかその辺の細かいところをもう1回やり直して、おおよそ持っている委託業者のほうに話して、全部をやり直しをさせるのかどうか、その辺りが計画の見直しをするという答弁の中では、疑問が湧いてくるわけでございますが、その辺をお答えいただきたいと思います。

それから3つ目は、ファシリティマネジメントの推進のところと部長は答弁されましたが、総量削減を優先するとおっしゃられましたが、これはどういったことを意味しておいて、どのような基準、手順でされるのかということでございます。

議長（岡本 泰介君）

岡本総務部長。

総務部長（岡本 和之君）〔登壇〕

2回目の御質問でございます。

まず、個別計画、何か所という御質問だと思いますけれども、細かい数字はちょっと今手元にございませんが、基本的に考えておりますのは、例えば学校教育施設関係、これは今現在、学校の長寿化計画というのをされておまして、学校教育関係の施設であれば18施設ございますし、また、スポーツ、レクリエーション施設などについては64か所、それから公営住宅では56か所とか、次々ございますので、これらについて改めて個別計画を策定しているというところでございます。

また、素案の時期でございますけれども、基本的には年度内をめどにしておりますけれども、計画によってはずれ込む可能性もございます。

それから、全体の見直し、インフラということでございますけれども、全ての計画をやり直すのかという御質問だったと思います。今考えておりますのは、先ほど申しました個別施設、体系ごとの新しい計画と、それからその費用というものが見えてまいります。それを現在の総合管理計画のほうに項目ごとに振り替えていくという作業にはなってくるかとは思いますが。

それから、総量。

〔5番岡野鉄舟議員「総量削減を優先とする」と呼ぶ〕

これにつきましては、現在もしておりますように、保育園の統合のように、何施設かあるものを、1つに減らしていくということで、面積の削減につながっているものと考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岡野議員。

5番（岡野 鉄舟君）

3回目の質問、2つします。

1つは総務部長に、1つは副市長にいたします。

まず総務部長に質問いたしますが、内部統制の件を2回目の質問をしましたので、その関連をするということで冒頭申し上げましたように質問いたしますが、内部統制に4つの目的があると。さらにそれをやるための手段としては、6つの基本的要素からあると部長は答弁されてるわけですが、この公共施設等総合管理計画について進めるに当たっては、どういうふうに整理をしたらいいでしょうかというのが最初の質問でございます。

それから副市長に対しての質問でございますが、内部統制のナンバー2として、長の補助者としてお聞きするんですが、1年半おられましてですよ、私も副市長が来られて後からになりますよ、何回か質問してるんですが、箱物を作る前提でこの計画ができていないんですね。この辺を内部統制の観点から考えて、副市長はどうお考えになられますかということでございます。

議長（岡本 泰介君）

岡本総務部長。

総務部長（岡本 和之君）〔登壇〕

それでは、3回目の御質問にお答えいたします。

想像してなかった御質問でございますので、的確な答えができるかどうか分かりませんが、お答えをさせていただきます。

まず、先ほどの内部統制の絡みでの、今回の総合管理計画とのかみ合わせという御質問だと思います。

まず、業務の効率的かつ効果的な遂行ということでございますけれども、これらにつきましては施設の管理台帳を十分精査いたしまして、間違いのない数字に改めての遂行ということをさせていただいております。

それから、財務報告等の信頼性の確保、こちらにつきましても同様に、施設台帳を持ちまして、的確な面積であったり、建設費用であったりというものを記載をさせていただいたりしております。

法令等の遵守はこれはもちろんでございますが、使用可能な施設の目的等に沿った考え方をさせていただきたいと思っております。

また、保全でございますけれども、これにつきましても現在ある施設、有効に使える施設がまだございますので、そちらについては保全に関して調べまして、今後の改修計画であるとか、修繕ということについて対応させていただきたいと思っております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

荒木副市長。

副市長（荒木 利明君）〔登壇〕

岡野議員の質問にお答えします。

箱物を作る前提でできていないという御質問だったと思います。

ちょっと準備もできていなかったもので、きれいなお答えになっているかあれですけど、市としましては既に様々な施設の、総務部長からも答弁させていただきましたように、統廃合等含めて取り組んでいるところでございます。必要なものは当然活用し、コスト等勘案して統廃合に取り組んでいるところでございます。もともと6つの町村が合併してできた市でございますので、そうした中で必要性、重要性、また過去からの経緯それぞれの成り立ちが施設ごとにあると思っております。そうしたものを勘案しながら、議会の御意見も

伺いながら丁寧な策定に向けて取り組んでいきたいと考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岡野議員。

5 番（岡野 鉄舟君）

総務部長と副市長にお答えいただきましたが、いずれも私から見たら厳しい指摘ですけど、答弁になっていませんね。

まず、総務部長の意見についてコメントいたしますと6つの基本的な要素で、部長言われたじゃないですか。情報と伝達という。つまり、この情報というのは、例えば総務部だけ、市の中で情報を共有するんじゃないで、市外との情報を共有をなささいよということなんです。答えを言えばすぐお分かりだと思うんですが、そのインフラと公共施設が今どれだけ更新をするときにお金が足りないかということで、この状況を東栗倉から英田までまず地域の方々にお知らせをして、情報を共有するということなんです。つまり、情報と伝達というのは、その6つの基本的な要素はそこなんです。ガイドラインを見られたらそう書いてあるんです。私がよく知ってるからじゃない。ガイドラインに書いてある。それがこの公共施設等総合管理計画の中ではできていないということなんです。

一方、副市長の答弁にコメントいたしますと、なるほどやはり県の方から出向で来ていらっやって、そういう答弁をされてもっともだと思われてるかもしれませんが、それはなっていないよねということなんです。どこがといいますと、計画的に我が家に家を建てるときにどうするか、お金がどれだけあるか、給料がどれくらい入ってくるかということを考えるのが、それともう1つは今申し上げました情報と伝達を外部にやるということなんです。

もし私が皆さん方の立場にあれば、この公共施設等総合管理計画というのは、最初にやるべき重要課題であります。これがなくて、看護学校に10億を出し、今は特別支援学校をどうするんだということが議論されている。それでは計画がないじゃありませんかということなんです。

つまり、簡単にもう1回総括をし直しますと、4つの目的で言えば、最小の経費で最大の効果を上げること、それを実現する6つの基本的な要素で言えば、もちろん職場の上司、部下の関係もありますが、やはり情報の伝達と、市民との情報の共有ということなんです。私は今回の内部統制のガイドラインを読む中で、ヒントというか、そういうふう勉強したわけでございます。

以上でこの3つ目の質問は終わります。

議長（岡本 泰介君）

はい。それでは4項目めに入ってください。

5 番（岡野 鉄舟君）

4番目の質問でございますが、改革の掛詞を使いまして、議会改革じゃありませんが、行政経営改革の推進についてということで、職員力の強化、事務の効率化の推進、そして「ゆでガエル現象」との関係ということタイトルしておりますが、これは私の出題の意図は、いつでも申し上げたことがございますが、誰が一体美作市を作るかということなんです。私は市長でもなく、私ども議会でもないと思っております。職員の皆さんが美作市を作っていくということなんです。私はそう確信をしております。そのために何が必要かということ、この質問を通してお考えいただいたらというのが私の出題の意図でございます。

まず質問の1は、職員力の強化について。2つ項目があります。1つは職員の能力開発強化の現状と課題。2つ目は、政策提案業務改善活動の推進の現状と課題。

2つ目の質問は、事務の効率化について。2つございますが、1、職員が自発的に事務改善を目指す職場

風土づくりの現状と課題は何でしょうか。そして2項目めは、事務処理体系の見直しの内容でございます。

質問の大きい3つ目でございますが、組織の中に「ゆでガエル現象」は起きていませんか。

以上3項目の質問でございます。

議長（岡本 泰介君）

岡本総務部長。

総務部長（岡本 和之君）〔登壇〕

岡野議員からの職員力の強化という御質問でございます。

まず、能力開発の現状と課題ということでございますけれども、能力開発につきましては、人事と職員研修の連携を図りながら取り組んでいるところでございます。

まず、職員研修でございますが、業務に必要となります専門的なものでは、岡山市町村職員研修センター等が開催を致しております研修などに積極的に参加をさせていただいております。また、ほかでは、自治大学への派遣研修なども実施しているところでございます。さらに、人材交流ということでは、総務省及び岡山県への職員派遣を行うことにより、行政感覚や行政手法等を学び、新しい知識の習得と、視野を広めることによる能力、資質の向上を図っているところでございます。

次に、人事管理でございますが、職員一人一人が持てる能力を十分に発揮し、維持できるような適材適所の人事配置を行うため、年に一度の自己申告書の提出と合わせまして、各部・課長のヒアリングも実施を致しまして、職員の意向や適正、そして経験などに配慮した定期的な人事異動に心がけているところでございます。定期的な人事異動により、職務を計画的にバランスよく経験させることで、職員の能力や適性を見いだすと共に、多くの成長機会を提供することで、モチベーションの維持、向上や行政知識の強化、アイデアの創出意欲などにもつながっているものと考えております。

また、行政提案業務改善活動の推進でございますが、政策については、行政懇談会や、市民アンケートで寄せられます現実の問題や、市民の方が本当に困っている問題に具体的に対応していくことが基本であると考えております。コンビニ収納の実現や、コンビニ交付サービスの導入促進への取組が直近の一例でございますが、例年、業務改善や業績の向上等の取組を積極的に行う組織につきまして、美作市職員等表彰規定に基づき、他の模範として表彰するなどして、組織の活性化、組織力の向上につなげているところでございます。

次に事務の効率化ということでございますけれども、これまでも育・食・住の各分野に複合的に効果の高い施策を積極的に展開するため、組織、機構を再編すると共に、定期的な人事異動と、適材適所の人員配置に努めているところでございまして、このことが事務処理の見直しや新たな職場風土づくりにつながっているものと考えております。

そして、直近での事務処理体系、事務分掌の見直しにつきましては、本年4月に環境部と市民部で担っております環境関係の事務について整理し、見直しを行ったところでございます。

次に、組織の中で「ゆでガエル現象」が起きていないかという御質問です。

「ゆでガエル」とは、「外部の変化に気づかず、対応することさえ忘れてしまう」ということのたとえでございますけれども、これまでの総合戦略の取組や、現下のコロナ禍での躊躇のない施策の実施、行政懇談会等で寄せられます諸問題の対応等、これらは組織全体として住民ニーズや意識の変化への気づきによるものでございます。また、職場外研修への参加や、国及び岡山県等への職員派遣による外部との交流は、職員の意識改革につながり、職員の成長に大きく寄与しておりまして、議員御指摘の「ゆでガエル現象」は起きて

いないものと考えております。

人材育成に対します美作市の積極的な取組は、研修センターを所管いたしております岡山市町村振興協会からも高い評価をいただいております。また、これまでの課題対応からも、職員の能力は確実に上がっているものと考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岡野議員。

5番（岡野 鉄舟君）

細かい質問ですが、3点いたします。

1つは、職員力の強化の関係ですが、政策提案業務改善活動の実績、件数はどれくらいかということで、今数字ざっと即席の質問なんで難しいかもしれませんが。過去3年間、平成29年、平成30年、平成31年くらいでどのくらい件数がありましたかと、平均して1年なんぼですよという答弁でもよろしいですけど。

それから、事務の効率化で答弁がなかったんですね。私は現状と課題を聞いていたんですけども、改めて聞き直しをいたしますと、職員の方々が自発的に事務改善を目指す職場風土づくりの課題はないのか、あるかということでございます。

それから、3つ目の質問でございますが、確かに部長今言われましたように、「ゆでガエル現象」というのは、御承知のように釜のぬるま湯にカエルを置いて、下から火を焚きますと、じっと熱くなるまでその中にいるらしんですね。それで逃げるのを忘れて死んでしまうと、あるいは大やけどをするということなんです。熱いお湯の中にカエルを入れますと飛び跳ねますわね。最近はカエルも新種のカエルが出てきているらしいんですけども、さてちょっと横道にそれましたけどね、「ゆでガエル現象」というのは、具体的にそれをチェックしようとしたときに項目があるんですね。現実に職務をされていたら、平素から感じられることがあると思うんですが、例えば3つ4つくらい、なければ2つ3つでいいですがおっしゃっていただきたいというのが質問の3項目です。

議長（岡本 泰介君）

岡本総務部長。

総務部長（岡本 和之君）〔登壇〕

まず、御質問の改善した事項ですね、数字ということでございますけども、誠に申し訳ございませんが、今調べておりませんので数字的には申し上げられませんが、特に今年度につきましては、コロナ禍の関係で、各部署が今までになかった事務をこなしております。そちらの方は、改めて各部署において積み上げられたものだというふうに考えております。

それから、自発的な考え方というんですか、やり方。

〔5番岡野鉄舟議員「職場風土づくりの課題」と呼ぶ〕

課題ですね、こちらにつきましては、やはり時代が変わってきております。ちなみに申しますと、今年の定額給付金なんかであっても、通常であれば紙ベースの申請ということでございますけども、電子申請もできるようになりましたし、それに対応することも各市なり国なりで考えて検討されているところでございますので、一番大事なのは古いやり方にとられないということではないかなと思っております。

「ゆでガエル現象」でございますけども、項目というのはちょっと言いにくいんですけども、まず先ほど申しました定額給付金につきましては、国からの申請用紙、見本が出ました。それをすぐに各御家庭に送るということをするれば、これはまさに「ゆでガエル」であろうというふうに考えます。当市におきましては、申請書の内容を変更したり、システムの改修等を行うことで、皆さんに御迷惑がかからないように、「ゆで

ガエル」にならないように対応させていただいたところでございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岡野議員。

5番（岡野 鉄舟君）

「ゆでガエル現象」のチェックリストというんですか、私も質問する以上は出たところ勝負でできませんので、インターネットで見たりするんですけど、こう書いてあるんですね。聞いてくださいよ。

上から降りてくる仕事をこなしている。

2つ目は、変化もなく平凡で心地よい状態である。

興奮することもなく、新たに大きな挑戦もない。

4つ目は熱中することもない。

人生に対する特に大きな目標もない。

総務部長を懲らしめる質問だけをするというのもなんでございますから、我が家の話をいたしますと、我が家は子ども男の子2人ですが、外で世帯を持っていますので、今は妻と二人と猫二匹です。今私はチェックリストを申し上げましたが、引いて言えば、私の家庭なんか「ゆでガエル現象」そのものではないかなと思っておりますが、しかし年をとっても少しは前向きにせないけんかなと日々思っておるところでございます。

質問2ついたします。

まず、総務部長に質問します。

「ゆでガエル現象」のチェックリストは今インターネットではそういうふうに書いてあるんですね。じゃあこれを克服しようとするれば、「ゆでガエル現象」を克服しようとするれば、どんなことが必要でしょうかということなんです、3つか4つくらいをお答えいただけたらいいかなと。

それから次に副市長です。今日は右から2人目の副市長が私は通告にも書いておりましたように、するというふうに事前に予告をしておりますので、副市長に質問いたしますが、前の質問で質問いたしましたように、こちらに出向してこられて1年半が過ぎるんですが、私の質問しております、行政経営改革の推進について、いろいろと「ゆでガエル現象」なんかも質問したんですが、あなたの御感想はいかがかというものが、副市長に対する質問です。

議長（岡本 泰介君）

岡本総務部長。

総務部長（岡本 和之君）〔登壇〕

「ゆでガエル現象」どうすれば克服できるかということでございます。「ゆでガエル」となっているというふうな御指摘の上での御質問だと思います。

現在対応しておりますのは、まず年度初めに各部署の目的シートを作成させていただきます。その目的シートに基づきまして、各課員が今年はどういうことを重点にやっというふうなそれぞれの課題についての目標シートを作成いたします。それで、年度途中には中間の評価、そして年度末には最終的な評価というものをさせていただいております、この中で課員からの提案等も受け付けるようにさせていただいております。「ゆでガエル」を克服、対応としてそういうようなことをさせていただいております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

荒木副市長。

副市長（荒木 利明君）〔登壇〕

岡野議員の質問にお答えします。

最初に御質問された中の内部統制の関係のもともとの地方制度の調査会のほうの報告の中にもございましたが、地方分権改革の進展に伴い、責任領域や自己決定権が拡大している、それが地方の現状であるというベースの下に、内部統制の議論がなされたと承知しております。こうした中で、やはり市の求められる業務の幅が広がっておりますし、市民の方々からのニーズも増えてきているというのが現状としてございます。そうした中において、変化を受けることなく通常の業務のままに居続けることというのは、なかなか困難なことだと考えておりますし、そうした中で市の職員の方々もきっちりとそうした課題に対応すべく取り組んでいただいていると思います。

また、総務部長のほうから話が例として出ておりましたが、コロナの交付金におきましては、国からの交付金が県に渡りまして、県から市町村ごとに、その地域にあった制度を創設して活用してくれということで美作市のほうにも数億円という交付金がきたりしました。実際にそれを活用して、市民の方々、市の経済状況を勘案した上で、どういった制度を創設し活用することが適切かということを考えながら、職員の方々は取り組んでいただいたと認識しておりますし、そうした努力を行っておりますことから、職員の能力の開発にも十分資する、今回の状況としてはあつては良くないことではあつたんですが、コロナの状況がきたばかりに、市の職員の提案能力をより高める機会を得られたということを感じております。

いずれにしても、地域の声をきっちり聴きながらそれを施策、政策に展開していくため、市の職員の方々はいろんな提案を毎年予算に向け、制度を創設、検討をさせていただいておりますので、そうした「ゆでガエル状態」、また、能力の滞りといいますか、伸びない状況が起きているという感覚は持っておりません。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

それでは、総括でお願いします。

5番（岡野 鉄舟君）

総括をいたします。

総務部長をいじめるような質問であつたと思います。「ゆでガエル現象」が起きてるかといえば、起きていますとは、さらさら総務部長も副市長も答えられないということは分かった上なんです。私が質問するのは、ひょっとして起きとんじやないかなというのを感じてるからしてるわけだね、それを起きてるじやないかと決めつけてはいないんです。物事は井の中のカワズになつたらいけませんのでね、謙虚に答弁をするときも、少しはあるかもしれませんが、そういった前置きのスタンスも必要ではないかなと思っております。

総括として、チャールズ・ダーウィンの言葉を紹介して、総括に代えます。

「生き残るのは、種の中で最も強いものではない。種の中で最も知力の優れたものでもない。生き残るのは、最も変化に対応するものである。」

先ほど副市長は、例としてよくないが、コロナがあつたので職員はそれにつれて頑張つたと言われましたが、コロナがなくても変化には敏感になって、地域の行政を推進するというを市長、副市長問わず、部長間でも、部の中でもやるが必要ではないかなというように思います。その「ゆでガエル現象」を克服する方法なんですけどね、好奇心を持つということらしいですね。もう1つは、自分の仕事範囲を常に拡大する。そんなことは岡野議員、言うてもできませんよ、えらいばかりだと、こう思われるかもしれませんけどね。それから3つ目は常識を捨て白紙の状態で自然体になるということらしいですね。4つ目は他人の話をよく聞くこと。それから5つ目は異分野の世界に関心を持つことというふうに、ものの文献には書いて

ございます。

以上でこの4番目の質問を終わります。

議長（岡本 泰介君）

それでは、5項目めに入ってください。

5番（岡野 鉄舟君）

最後の質問11分ございますので、今度は経済部長と副市長がメインでございますが、質問いたします。

湯郷の軌跡パートⅡということでございます。そして、美作市全体の観光資源活性化との関係でございます。

パートⅡがあるからパートⅠがあるんですが、私はちょっといつしたかは忘れてましたが、湯郷の軌跡パートⅠを質問をしております。このタイトルがテレビを見ていらっしゃる方に出題の意図といたしますか、これをお話をすれば分かり易いかなと思うんですが、私はこの出題の意図は、内部統制と住民参加とそういうふうになるんじゃないかなと総括をしております。

質問の第1点です。コロナ禍以前において、湯郷が寂しくなった原因を総合的にどう分析をしているか。その対策をどう考えているのでしょうかということです。

それから質問の2つ目は、地元からのどのような要望が出ているのか。

そして、質問の3つ目は、今度はコロナ禍の中で、美作市全体の観光振興をどうしていくのかということでございます。

議長（岡本 泰介君）

遠藤経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

まず、湯郷温泉につきまして分析とか対策ということでございますが、湯郷温泉の宿泊者数を入湯税の状況から見ますと、平成20年度から平成27年度では、年間20万人を超えておまして、平均すると21万人という状況でございました。平成27年度をピークに減少に転じておまして、平成29年度から18万人を割っておりましたが、令和元年度では新型コロナウイルス感染症の影響によりまして約16万人となりました。

湯郷温泉はその湧出量に限界があることから、宿泊者数が20万人台で安定することを目指し、国民保養温泉地に指定された温泉の情報を発信し、市内の観光資源との連携や、サイクルイベントなどにより誘客に取り組んでおりました。また、インバウンド需要を取り込もうと、情報発信にも努めておりました。

湯郷温泉へのお客様が減少しているのは、旅行の傾向が、団体旅行から個人旅行に変わったということ、1つの要因ではあると思いますが、現在は新型コロナウイルス感染症により、大きな影響を受けております。市としましても、休業や事業継続を応援する給付金の交付や、経済を活性化させるための地域応援商品券の発行を行いました。また、高齢化等により事業継続が困難になる事業主には、湯郷温泉旅館協同組合や湯郷温泉観光協会が相談に乗るなどの取組が行われております。

「湯郷が寂しくなった」との質問ですが、湯郷温泉旅館協同組合と湯郷温泉観光協会は、連携してこの難局を乗り切ろうと地域応援商品券が使えるお店のチラシを作成するなどの取組を展開されております。

市としましても、両団体との連携を密にし、レジャーやスポーツの拠点として健康志向に訴えるなど、賑わいの湯郷温泉となるように、引き続き取り組んでいくことが大切であるというふうに思っております。

それから2番目に、地元からどのような要望が出ているのかということでございますが、湯郷温泉への誘客などを目的とした観光振興策の実施というのは、これはもちろんでございますが、このほか、源泉から各施設への配湯管、湯を送る管でございますが、が老朽化していることから、この配湯管の更新を含めた木質

バイオマス活用事業への支援を求められております。市内の森林資源を活用し、二酸化炭素排出の削減につながることも支援してまいりたいと考えております。

新型コロナウイルス感染症の関係では、湯郷温泉旅館協同組合、湯郷温泉観光協会の連名で本年3月に公共料金の免額や、事態収束後の観光振興策の実施、入湯税の減少に伴う旅館組合への支援などを内容とする要望書をいただいております。

次に、コロナ禍の中で、市全体の観光振興をどうしていくのかという御質問ですが、新型コロナウイルス感染症の影響により、これからは、国内外の観光客が安心して観光を楽しむことができるよう、地域が一体となって新たな生活様式に沿った旅行スタイルに対応した着地整備を行っていくことが重要として、官公庁が実証事業を募集しております。湯郷温泉旅館協同組合、それから美作国観光連盟がそれぞれ応募をしているところでございます。また、本9月定例会提出の補正予算に「新型コロナウイルスに負けるな事業継続応援給付金」ということで、特に被害が大きい業種の事業者を対象とした給付で、重点給付金という名称にしておりますが、3,000万円を計上しております。被害が大きい業種を中心に、支援してまいりたいと考えております。まずは宿泊業、道路旅客運送業を支援するというようにしております。そして、事業を継続していただくために、被害状況の把握に努めて、特に影響が大きい業種などへの支援を追加して実施していきたいと考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岡野議員。

5番（岡野 鉄舟君）

それぞれの項目について2回目の質問を1点ずつ、つまり3点質問いたします。

最初のコロナ禍前に湯郷が寂しくなった原因をどう分析しているかということの関係なんです。先ほど部長が答えられた旅行スタイルが団体から個人へ、そして新型コロナウイルスのコロナ禍というのは、外敵というか、内か外か言えば外なんです。あくまで外的な原因なんでね、じゃあその足元に人口減少なんかを踏まえて、足元に目を向けたときに、どうして湯郷の観光客が減ったんだろうかという、こういうことも考えてみる必要があるんですが、これは部長はどうお考えになりますかということでございます。

2つ目の質問でございますが、地元から要望は3つ出てきていると答えられましたが、そのそれぞれの3つの要望に対して、どういう対応をなさっているかということをお答えいただきたいと思っております。

それから3つ目ですが、確かこういう答弁をされましたよね。観光連盟が応募している観光庁の実証事業と言われましたが、これはいったいどのような内容であるかという3点をお願いいたします。

議長（岡本 泰介君）

遠藤経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

最初の外的要因と内的、足元でのということでございますが、湯郷温泉につきましては、もともと泉質をPRして、健康志向に訴えろとか、国民保養温泉地に指定されたとかいうことで、健全な温泉として最初に申しあげましたように、20万人台の安定を目指してきましたけど、他の要因もあって、思うようにお客様が集まってないというふうに思っております。

それから、地元からの要望についての対応でございますが、これにつきましては公共料金については、支払い時期の延長ということで対応しておりますし、固定資産税につきましては、令和3年度分の事業分の償却資産並びに家屋の課税について措置が設けられているところでございます。

それから、観光振興策につきましては、令和元年度の繰越し分、観光振興協議会などの事業ですが、繰り

越して令和2年度で行うなどの対応をしております。入湯税減少に伴う支援については検討課題だと考えております。

〔5番岡野鉄舟議員「木質バイオマスは」と呼ぶ〕

木質バイオマスにつきましては、持続可能な形での整備が必要ということで、令和2年度は電力の小売事業への参入も含めた検討をするということにしております。

それから、官公庁の実証事業ということですが、これもそれぞれの団体が考えて申し込まれていることですが、新しい生活様式に沿った旅行スタイルということで、1つは個人旅行といいますか、例えばタクシーを貸し切って、小さい団体で移動するとか、そういう形の旅行スタイルということで、一部は何っております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岡野議員。

5番（岡野 鉄舟君）

3回目の質問です。

第1点目なんですけどね、答弁になっていませんわね。私は湯郷幼稚園、湯郷小学校と育ったわけで、ずっと昔から知ってるわけなんですけどね、人口が減少したから湯郷の観光客が減ったのではないかなというふうに捉える人が多いんですけど、必ずしもそれを否定するわけじゃないんですけど、私は要するに聞いたかったのは、旅行スタイルが団体から個人へ、それからコロナがきたとそういうことじゃなくて、今ウイズコロナでも一緒だし、コロナが来る前でも一緒なんですよね、人口減少。つまり、熱海にはいい観光資源があるんです。その良さを、湯郷の地域の良さを（聴取不能）ができてないからいけないわけです。

じゃあ、その湯郷の良さを出すのはどうしたらいいかということを考える必要が出てくるわけなんです。それで、3番目の美作市全体の観光振興をどうするかということは、ダイレクトな答弁がなかったんですけど、大原でも、東粟倉でも、英田でもそりゃ人口減少したから入湯客が減りいうのは当然のことですわ。そうじゃなくて、いいものを発信することを忘れてるんじゃないかなと、私はそう思います。

じゃあですよ、そのいいものを発信するためにはどうやったらいいんでしょうかということです。3回目の質問はね、いいですか。湯郷だけじゃなくてですよ。だから僕は美作市全体の観光振興も併せて聞いているわけでごさいますね、質問の1点はね。

それから2つ目は、バイオマス事業が、私の知り合いが湯郷温泉の中にいるわけですよ。旅館の経営者の中で。岡野君もう3年もたつけど、にっちもさっちもいっとらんと。こういうふうに彼が言うわけです。その令和元年から2年へ繰越したという話なんですけど、根本的な原因があるんじゃないんですか。バイオマス事業が進まない理由が一体どういうところにあるんですかということが、2つ目の質問です。

3つ目は、事前に言いましたように、副市長に対する質問でございます。

「熱海の軌跡」という本を市来広一郎さんが、若い30代の方ですが書いていらっしゃるんです。私は平成30年度に御本人に会いに行ったんですけども、忙しくてその専務理事とお話をしたんですけど、熱海がブイ字回復したのは、2つあるんです。1つは30代の若者が、外の大学へ行って帰ってきてずっと頑張ったんです。ということです、本にも書いてあるんですけどね。それからもう1つは、やはりこの熱海市に出向していた人です。その人の役割です。それは副市長です。国から出向していただいておりますと。ということで、お話を聞きました。そこで副市長に質問なんですけど、湯郷も何回か行かれてるでしょう。一年半を過ぎましたが、副市長が地域に飛び込んで、その地域の方々と渦中の火を拾う努力をなさったのでしょうかということです。やはり、副市長は井の中のカワズでないわけです。ちゃんとした経験を持たれた方です。そし

て、入ってこられたからには、ここがおかしいんじゃないかということは、それこそ「ゆでガエル」になっていなければ、甘んじていなければ気付きはあるはずなんです。この辺をちょっと批判的な表現になりましたが、湯郷が元気にならないこと、じゃあどうすればいいかということ、外から来られた方として、どのように感じていらっしゃるかと、長くなりましたけども、副市長に対する質問でございます。

議長（岡本 泰介君）

遠藤経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

湯郷温泉にお客様に来ていただくということで、情報発信が大切じゃないかということで、確かにSNSを活用するとか、そういう情報発信は大切なことだと思います。ただ、市内の宿泊施設もそれぞれお得意様と違いますか、客層も違うこともありますので、なかなか一概に言うことはできないんですが、情報発信で言いますと、単にこういうものがあるということじゃなくて、体験型といいますのは、美作市または美作市周辺でこういった体験ができますよといったようなことですが、単なる情報発信ではなくて、手軽にその商品について予約ができたりすると。その手軽に利用できると、そういったことも必要じゃないかと思えますので、関係団体と協議するなり、支援してまいりたいというふうに思っております。

それから、バイオマス事業につきましては、単なるバイオマス事業ということじゃなくて、湯郷温泉の湯をなんとか源泉から各施設に送る管を更新したいと、有利な財源を使ってなおかつ、将来にわたって経営が成り立つようなことで検討しております。環境省の補助制度が変わったりしたことの影響もありますけど、引き続き検討したいというふうに思っています。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

荒木副市長。

副市長（荒木 利明君）〔登壇〕

岡野議員の質問にお答えします。

湯郷温泉の振興に向けて、また今後多くの方に観光に訪れていただくためにどのような手法があるのかということでの問合せだと思います。

実際、今年度はコロナの影響で実施されておきませんが、昨年度湯郷の観光連盟さんとか、旅館組合さんの主催によってサイクリングなどの体験の行事も開催されたとも聞いております。また、体験するのであればサーキット場などの施設も市内にはございます。こうしたこととの連携、それから広域で動かれることが多いと経済部長のほうもちょっとお話したと思いますが、個人で動かれる方が多いということは、広域の移動が多いのではないかという意見もございますので、例えば三湯との一緒にPR、また3県境含めた近隣の市町村との共同によるちょっとアフターコロナになるかもしれないんですが、近畿エリアまた関東エリアに向けた観光情報発信ということを行っていく。特に最近では体験型というのが好まれると伺っておりますので、そうしたものの芽を探しながら、それを少しずつでも情報発信につなげていく、そうした取組が結果的にアフターコロナで湯郷温泉に人々に来ていただくようなことにつながっていくのではないかと考えております。

いずれにしても、観光連盟それから温泉協会の方々と一緒に手を携えてやっていかなければいけないことだと考えておりますので、引き続きそうしたそれぞれの連盟、組合の方々の御意見を伺いながら、市として取り組める部分もきっちりと確認しながら、力を合わせて観光振興に取り組んでまいりたいと考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岡野議員。

5 番（岡野 鉄舟君）

総括をさせていただきます。

私も、私事ですが、若い時分に出向の経験がございます。職員にもいろいろと関わっていただきましたし、地域の区長さんなんかにも教えていただいたことがございます。傍人になってはいけないと思います。できるだけ地域に飛び込んでやっていただきたいと思います。

一つ部長に申し上げたいのは、確か言われましたよね、予算を作るときに地域の調査をしたいと言われたんです。確かに、私が冒頭出題の意図でいいましたように、内部統制ということの中の、事務の効率的かつ効果的な運行ということで、リスク例として、プロセスという項目があるんです。総務省に見せてもらってください。そこで事前調査の実施ということで、新規業務を始める前に、市場調査等の事前調査を実施しなければいけないと。リスクとকাশないという例なんですけど、裏返すと、それをやらなきゃいけない。3,000万円の補正予算を組んでるということなんですけども、それは委員会付託をされたその中でなぜそうなのかという疑問がなされると思いますが、やはり現場に足を置いた組立てをしないと、せっかく予算を作ってもうまくいかないというのが出てくるんじゃないかなと思います。

以上で私の5項目の質問を終わります。通じて申し上げたかったのは、一言で言えば内部統制という観点で皆さん方だけじゃなくて、私ども議会もやっていかなければいけないと、そういう観点から質問をさせていただきます。終わります。

議長（岡本 泰介君）

以上をもちまして、通告順番1番、議席番号5番、岡野鉄舟議員の一般質問を終了します。

ただいまより1時まで休憩いたします。

午前11時52分 休憩

午後1時00分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

12番山本重行議員が葬儀のため退席されました。

続きまして一般質問を続行いたします。

通告順番2番、議席番号16番日笠一成議員の発言を許可いたします。

日笠議員、始めてください。

16番（日笠 一成君）〔質問席〕

それでは議長に発言の許可を頂きましたので、これから9月議会の一般質問を始めさせていただきますが、その前に今回の台風9号の被害では、執行部からの報告もないようですから人身事故等重大被害はなかった様子なので一安心をしております。

それでは質問を始めさせていただきます。

今回は、1項目めでは空き家等の有効活用について。2項目ではコロナ感染症対策について。3項目めでは緊急時・災害時等の情報の周知方法についてでございます。

項目1、空き家等の有効活用について、市有財産、民間の未利用資産の有効活用についてでございます。田舎の魅力の発掘、仕事の形態も変化して、テレワークを検討しておられる企業が多数ある状況のようです。我が市への移住希望、テレワークに活用できる物件等の紹介状況をお知らせください。

議長（岡本 泰介君）

萩原市長。

〔「議長、市長のマスク」と呼ぶ者あり〕

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

お尋ねの前に一言申し上げたいと思いますが。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

お黙りいただけますか。

今傍聴の方がおられません。私どもノーマスクタウンを目指す立場から、私も検査を受けておりますし、議員の方々も問題ないと思いますので。

〔「そういう問題じゃねえがな」と呼ぶ者あり〕

そういう問題なんです。

〔「そういう問題じゃないんじゃ」と呼ぶ者あり〕

お答えの前に申し上げますが、台風10号に関係しましては、市内で何か所か倒木がございました。道路等に関する倒木の存在については現在確認をしております、適宜対処をさせていただこうと思います。

一方で、いわゆる土砂災害についての警報を気象庁、岡山気象台からも連絡ございまして、東粟倉地域に発令をしたわけがございますけれども。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

それにつきましては。

〔「議長、マスクしてないんじゃからしてもらえや」と呼ぶ者あり〕

ほとんど空振りという状況で、避難の方4名おられましたけれども。

〔「議長、もうせんでもええんか、マスク」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ちょっと待ってください。

議場の中ではマスクをするというふうに私たちは決めているんですけど、今見渡したところ市長だけされてないんですけど、市長していただけませんか。

市長（萩原 誠司君）

議長がおっしゃるならつけさせていただきます。

議長（岡本 泰介君）

お願いします。

市長（萩原 誠司君）

先ほど申し上げましたように、検査も済んでおりますし、そして傍聴の方もおられないということで。

〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

まあ、それはそれとして、お願いします。

市長、取りに降りられますのでちょっとお待ちください。

〔「するんならノーマスクにせえや、全部」と呼ぶ者あり〕

すぐ来られると思いますから、お待ち……

〔「そういう問題じゃないんじゃ」と呼ぶ者あり〕

〔「議長、暫時休憩したほうがいいんじゃないか」と呼ぶ者あり〕

暫時休憩いたします。来られたらすぐ始めますから。

午後 1 時04分 休憩

午後 1 時06分 再開

議長（岡本 泰介君）

会議を再開いたします。

萩原市長、どうぞ。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

本論の空き家対策その他の件でありますけれども、これは誠に時宜を得たといいますか、新型コロナウイルスの関係で、今までのところ、我々の町は様々な手法、市民の方々の協力、あるいは全国でもそう例がない圧倒的な検査体制の充実ということを背景にして、感染者数が基本的にはゼロで推移をしております。そういったことの中で、全国的な観点からも数はそう多いわけではないんですけども、当市に対する関心も深まっていると。ちょくちょくそういう問合せも、件数は手元に把握はしておりませんが、問合せが上がってきているということでもあります。その方々が具体的にどの空き家ということではありませんけれども、例えば工場の跡地であったり、あるいは倉庫であったり、あるいは民家であったり、あるいは学校跡というものもありましたけども、いろんなものに関心を持って当方に向きつつあるということは、感じておりますが、ただ具体の成果がまだ十分に上がっているという状況でもありません。

しかし、一方で議員御指摘のとおり、今後の働き方につきましては、テレワークというところが大分浸透してきておりますので、そういう意味で地理的な何というんですかね、遠隔性というものが解消されつつあるというインフラの状況でもあるということは確かでありまして、その辺りを踏まえながら、健康であるとか、あるいは環境であるとか、自然であるとかっていうところを前面に押し出した町のセールスというものが今後必要に、そして重要になってくると思っております。

具体の件数につきましては担当部長からお答えをさせていただきたいと思っております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岡本総務部長。

総務部長（岡本 和之君）〔登壇〕

日笠議員の空き家等の有効活用についてということでございます。

私のほうからは、市有財産の有効活用ということで答弁をさせていただきます。

市有財産につきましては、現在、福祉や地域活動を目的とした企業や団体に対しまして38軒の建物や土地をお貸ししております。御質問にございますようなテレワーク等の目的で活用したいとの照会はこれまでございませんでした。

今後はそのような御要望があり、また建物等の所在する地域の皆さんの御理解がいただけるようであれば、財産の有効活用にもつながることでございますので、前向きに検討させていただきたいと考えております。よろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

安藤議員が出席されました。

春名企画振興部長。

企画振興部長（春名 信明君）〔登壇〕

私のほうからは民間の活用についてということで、御答弁をさせていただきます。

市への移住希望の紹介状況についてでございますが、今年度につきましては4月から7月の4か月間で27件の相談がありました。既に前年度の年間相談件数25件を上回る状況となっております。当市の移住定住補助金制度や、空き家バンク制度等の紹介をしておるところでございます。

新型コロナウイルスの感染リスクの高い都市部に比べ、感染リスクの低い地方での暮らしを求める傾向が強まっていることに加え、テレワーク等の浸透によりまして、移住することへのハードルが下がってきたことが相談件数の増加につながっているのではと考えております。

感染者が多数確認されている地域からの移住者の方につきましては、美作市新型コロナウイルス抗体検査等事業についての情報提供を行うなど、感染症の予防を念頭におきまして、空き家を活用した移住者の増加につなげていきたいと考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

日笠議員。

16番（日笠 一成君）

災害報告のなかったのは、咎めるという意味ではなくて、大きな災害がなくてよかったということで申し上げたわけであります。

市有財産については、38件の物件が有効活用されているとのこと。土地、建物共に適切な管理を継続しなければ（聴取不能）等が常時資産価値が下がると言われます。さらに貸与を含めた有効活用に努めていただきたいと申し上げて、この件の質問は終わります。

議長（岡本 泰介君）

それでは、2項目めに入ってください。

16番（日笠 一成君）

いやいや、違うんです。これ1項目の中で民間の未利用資産の件については、移住希望者のうち、住居に関する相談は19件とのこと。その内訳についてテレワーク関連を含めてのお知らせをください。

議長（岡本 泰介君）

春名企画振興部長。

企画振興部長（春名 信明君）〔登壇〕

2回目の御質問に答弁させていただきます。住居に関する相談19件の相談者の内訳でございますが、相談者の方の住所につきましては、県内5件、県外9件、フランス在住の日本人の方1件、不明4件となっております。

相談の内容につきましては、お試し住宅関係が5件、空き家関係が8件、定住補助金に関する相談が5件、その他が1件となります。

空き家関係の相談では、空き家バンクに掲載された物件に関する問合せや賃貸できる空き家はないかなどの相談が寄せられております。

相談者の希望により、空き家バンク登録物件について、現地を案内するなどの対応をしているところがございます。

また、テレワークに関する相談につきましては、これまでのところございませんが、今後具体的な相談がありましたら、光ケーブルの引込みのある物件を紹介するなどの対応を行っていききたいと考えております。

〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

日笠議員。

16番（日笠 一成君）

財産、資産等の有効活用のために売買、賃貸の形態については所有者、利活用者双方が納得、合意でき、双方が誠実に契約を履行し、そのことを確認する体制が必要と思います。いかがでしょうか。

議長（岡本 泰介君）

春名企画振興部長。

企画振興部長（春名 信明君）〔登壇〕

3回目の御質問に答弁させていただきます。

空き家情報バンク登録制度では、物件の下見会によりまして、不動産業者が物件所有者との間で専任または専属専任媒介契約を締結したうえで、物件の購入あるいは賃貸希望者との交渉を行いまして、宅地建物取引業法に基づき契約を行うこととしております。

したがいまして、議員のおっしゃるように、所有者と利活用者の双方が合意の下、契約を履行し、確認する体制が整備されているものと考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

日笠議員。

16番（日笠 一成君）

総括です。物件の所在住民等と移住者等との人間関係の融和が図られ、もって地域の活性化につながることを期待して、この項目の質問を終わります。

議長（岡本 泰介君）

それでは2項目めに入ってください。

16番（日笠 一成君）

項目2では、新型コロナウイルス感染症対策について。質問の要旨は、感染防止、地域の疲弊対策についてでございます。

市内での発症者がいないことは幸いです。しかし、周辺自治体での発症は悪影響で、経済は疲弊しております。

負けるなコロナ対策に、スピード感を持って取り組む必要があります。現在対応の体制、組織の状況をお知らせください。

議長（岡本 泰介君）

江見保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

私のほうからは、組織体制と感染防止対策についてお答えをさせていただきたいと思います。

美作市新型コロナウイルス感染症予防対策本部会議は、令和2年2月27日に、美作市が任意の対策本部として設置をしております。本部長に市長、副本部長に副市長、教育長をあてており、政策審議監、各部長、大原病院事務長の18名で構成をしております。

3月11日、新型コロナウイルス感染症予防・経済対策本部と名称を変え、ウェブ会議3回を含め、計29回開催をしております。

4月7日、政府の緊急事態宣言の発令により、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく対策本部として位置づけられましたが、宣言解除後の現在は、任意の設置機関という位置づけになります。

7月に再度感染拡大し始めた新型コロナウイルス感染症は、陽性者の数が7月末をピークに若干下がってきている状況ですが、今後冬場はウイルスの蔓延時期となり、また上昇するということが予想され、ワクチンができ

るまでは落ち着くことがないと言われております。それまでは、当初から市民皆さんにお願いをしております「3つの密」を徹底的に避ける「ソーシャルディスタンスの確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」など、基本的な感染対策を継続し、また感染拡大地への不要不急の往来を控えるなど、感染拡大防止に努めていただくことが肝要かと考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

遠藤経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

新型コロナウイルス感染症対策に対応する体制と組織について、経済部の状況を答弁させていただきます。

経済部におきましては、農業振興課、森林政策課それぞれが農業、林業に対応しておりますが、経済対策全般としましては、商工観光課が担当しております。商工観光課の職員は、昨年嘱託職員1名を含めて10名でしたが、4月、5月、7月に各1名が増員となり、会計年度任用職員1名を含めて13名という体制になりました。8月からはさらに事業継続応援給付金事業などに対応するために、臨時的に会計年度任用職員2名を加えた体制となっております。

本市が実施してきた経済対策のうち「新型コロナウイルスに負けるな貸付金」、「同じく給付金」及び「事業継続応援給付金」は、産業振興係を中心に「使って応援！がんばろうみまさか地域応援商品券」は、観光振興係を中心に対応しており、市民や事業者の皆様からの問合せに課員が協力しながら対応し、給付金などをいち早く交付できるよう、事務処理方法などを改善しながら取り組んでいるところでございます。

〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

日笠議員。

16番（日笠 一成君）

現在は、行政内部組織、市役所の関係者で構成した、新型コロナウイルス感染症予防経済対策本部会議を設置し対応しているとのこと。この構成メンバーは庁内では最高の意見が集約できるとは思いますが、さらに補完、補充、（聴取不能）関係を（聴取不能）ために（聴取不能）からの英知、意見集約ができオール美作で取り組む体制、組織づくりが必要と思いますがいかがですか。

議長（岡本 泰介君）

江見保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

それでは2回目の御質問に答弁をさせていただきます。

今後の感染症対策の重要事項として、1回目でも答弁しました通り、冬季を迎えるにあたり、インフルエンザとの同時流行が心配をされているところです。新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの両方が疑われる場合の、市内での診療体制や受診にあたって市民の皆さんに守ってもらうべき事項の整理が必要となります。

現在の対策本部に加え、美作市医師会や岡山県、美作保健所勝英支所等と連絡を図り、専門的意見をいただき、市民の皆さんに分かり易い感染症対策を講じてまいりたいと考えております。

その他、経済対策も含め幅広い分野からの意見が集約できるよう他機関と連携を図りながら対策本部の充実に努めてまいりたいと考えます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

日笠議員。

16番（日笠 一成君）

前後しますが、経済部に2回目の質問です。新型コロナウイルスに負けるな貸付金、同給付金などの施策が講じられています。該当者にスピードを持って活用していただける工夫と、その感染症はワクチンができるまでは落ち着くことがないと言われていています。新型コロナウイルスに関するアンケート調査が行われていますが、その結果を尊重した施策を、先手、先手で中断なく講じていただくようお願いをします。

それでは3件目に入らせていただきます。

感染者ゼロを目指した施策と万が一感染者が発症した場合は、万全の体制で対応していただけますように留保して、この感染症防止対策の件の質問は終わります。

地域の疲弊対策については、市長に補助機関の部長より事務業務の説明等をしていただきましたが、疲弊対策は市政の重要な施策ですので、実施方針等を直接お知らせください。

施策ですから、市長のお考えをお聞きしたいということです。

議長（岡本 泰介君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

御案内のとおり、新型コロナウイルスの影響というのは、業種ごとに違います。例えば情報通信分野では逆にプラスになっているところもあつたりしますが、一方で観光であるとか、運輸であるとかという業種については、かなりその影響の程度は高いと思います。そういう意味で私どもの産業構造を見ますと、湯郷温泉のことを言うまでもなく、割合、影響の程度の高い業種が産業構造的に、比重を占めているということになっておりますし、それがまた我々の産業構造の中に非常に高いということは、雇用面も含めて、我々の市としてとても大切な産業であるということになっております。

したがいまして、我々としては、3月時点、4月時点から相当影響が出ているのを認識をした上で、全体的にもあるいは全国的にも非常に早い段階から国で言うと持続化ですけども、私どもでいうと、事業継続とすることができるように様々な対策を取ってまいりました。

そして、今回の経済部を中心として挙げている補正予算項目も、その辺に焦点を絞っているわけでございますけれども、当面観光業であるとか、旅館宿泊業か、旅客運輸業と旅館業だったかな、その辺には焦点は当ててるんですが、ちょうどお尋ねがあつたように、アンケート調査をしておりますので、その調査の中から影響の非常に厳しい、強い業種や企業がある場合には、さらにそこにも目を向けて対応をしていこうというようなことを考えているわけでありまして、恐らくその関係で出てくる業種もあろうかと思っておりますけれども、我々としては、影響がきついということを産業構造的に重要な産業であるという認識の下に、その方々の事業継続を最後まで応援すると、そしていつの日かワクチンが開発されて、さあ、頑張ろうというときに、ちゃんとスタートラインに立っているというようにしていくことを基本として、今後も割合柔軟に対策の拡大も含めて検討していくつもりであります。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

日笠議員。

16番（日笠 一成君）

それでは総括をさせていただきます。

現状を把握して、的確な御判断に基づく施策を講じていただけることを信じてこの項目の質問を終わります。

議長（岡本 泰介君）

それでは、3項目めどうぞ。

16番（日笠 一成君）

3項目めは、緊急時・災害時等の情報の周知方法について。質問の要旨は、災害等緊急時の情報の周知、取得方法についてです。

先日、市民の方から、緊急時のFM告知放送や携帯電話のJアラートなどの情報について、どのように取得、確認したらよいのかのお尋ねがありました。この緊急時の情報は、安全・安心を確保するため、大変重要なものであります。再確認、再周知の意味合いで、そのシステムの概要と情報を取得する場合の方法を説明願います。

議長（岡本 泰介君）

千原危機管理監。

危機管理監（千原 善弘君）〔登壇〕

日笠議員のJアラートの概要、取得方法について答弁させていただきます。

全国瞬時警報システム（Jアラート）は、弾道ミサイル攻撃に関する情報や、緊急地震速報、津波警報、気象情報などの緊急情報等を人工衛星等を通じて全国の都道府県市町村に送信し、各種伝達手段を自動起動することにより、人手を介さず瞬時に国民に伝達するシステムでございます。

なお、弾道ミサイル攻撃に関する情報など、国民保護に関する情報は、内閣官房から、また緊急地震速報、津波警報、気象情報などの防災気象情報は気象庁から発出され、消防庁の送信設備を経由して、全国の都道府県、市町村に送信される仕組みとなっております。その後、美作市では自動的に屋外拡声器、告知放送の個別受信機から情報が流れ、また携帯電話の美作市の一斉メールに登録されている方は、連動して情報が流れます。

そして、現在はこの地方公共団体経路による情報伝達とは別に、国から携帯電話会社に配信したJアラート情報を個々の携帯電話利用者に、メール、エリアメール、緊急速報メールで伝達する方法も整備されております。

また、Jアラートは年に数回の伝達情報訓練も行われており、非常災害時における対応訓練も行っております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

日笠議員。

16番（日笠 一成君）

告知放送等についての説明をしていただきました。この情報と共に河川に近い地域の方は河川水位の情報などにも注意を払う必要があります。

現在設置している河川カメラのシステムの概要をお知らせください。

併せて、屋外等での緊急情報を取得するにはラジオ放送を受信するのが有効だと思いますが、電波状態が悪く難聴地域があります。難聴地域の解消に向けて取り組んでいただきたい。いかがでしょうか。

議長（岡本 泰介君）

千原危機管理監。

危機管理監（千原 善弘君）〔登壇〕

日笠議員の2回目の御質問です。

まず、河川カメラのシステムと概要と現状についてお答えします。

現状についてでございますが、当市において現在、河川監視カメラを市内に19か所設置しておりますが、この河川監視カメラは合併後まもなく設置したものでございまして、10年以上が経過し、古いタイプの監視カメラであることから、画像が粗く性能が低いため、せっかくの画像が夜間及び雨天時には特に見えにくい状態となっております。河川カメラは避難の指標として、地域住民の判断基準となり得るものであり、災害時等の監視カメラとして、新たに赤外線カメラの整備を、昨年度1台更新を行っております。残りのカメラについても、10月中には赤外線カメラに交換する予定でございます。

次に、システムの概要ですが、現在の河川監視カメラは、3分ごとの静止画をテレビやスマートフォン等で確認できるシステムで、適切な避難指示、避難勧告を発令するため、また地域住民の安全を確保することに大きく寄与しているものと考えております。

次に、屋外での緊急情報の取得についての御質問ですが、屋外での緊急情報の取得方法としましては、現在、屋外拡声器、スマートフォンの「みまさかonline」、一斉メール等がございますが、御質問のラジオ放送の難聴地域の解消につきましては、危機管理室だけではなく、他の関係機関、関係部署との調整が必要でございますので、今後鋭意調査研究を進めてまいりたいと考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

日笠議員。

16番（日笠 一成君）

難聴地域の解消事業は、美作市の単独事業での対応は至難なので、国、県など、関係機関、組織の財政支援等を頂く必要があると思います。難聴地域の解消に向けての取組市政、熱意を感じます。市民の生命と財産を守るために、早期実現を目指して、アクションプランを起こしていただけることをお願いして、この項の質問を終わります。

それで全体としても9月議会における一般質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（岡本 泰介君）

以上をもちまして、通告順番2番、議席番号16番日笠一成議員の一般質問を終了いたします。

ただいまより10分間休憩いたします。

午後1時39分 休憩

午後1時49分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、一般質問を続けます。

続きまして、通告順番3番、議席番号15番岩江正行議員の発言を許可いたします。

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

9月定例議会の一般質問をさせていただきます。

今回は、4項目についての質問をさせていただきますが、初めは新型コロナウイルスの緊急対策に向けての質問でございます。

2019年の12月、中国の湖北省の武漢で集団発生した新型コロナウイルスによる感染被害は瞬く間に全世界に広がりを見せました。新型コロナウイルス感染拡大によるこの苦難を乗り越えていかなければなりません

が、今日は乗り切れたが明日は不安の声が日々上がっております。市民の暮らしの安全の取組についてのお尋ねでございます。

新型コロナウイルス感染関連被害で影響を受けた美作市における経済損失についてお尋ねをいたします。これは業種別について、できましたら数字が分かればいいんですが、業種別についてのお尋ねをいたします。

それから、2番目としまして、新型コロナウイルス感染拡大し長期化した場合の経済支援ですね。今1波、2波、次は秋には3波というようなことも聞かれておりますが、企業を廃業させない、倒産させない、雇用を守る対策についてお尋ねをいたします。

また、財源は無限ではないと思うが、美作市の財政状況はどこまで支援できるのかのお尋ねでございます。

新型コロナウイルス感染拡大防止について、新型コロナウイルスの影響が長期化した場合の支援、農業、観光、サービス業、中小企業、雇用の創出についてのお尋ねでございます。

それから、3番目といたしまして、市民の健康と暮らし、安全を確保する体制の強化についてお尋ねをいたします。新型コロナウイルスの被害によって低迷する地域、経済被害状況、私たちの市民生活にどのような影響が出ているのか、どのような支援が必要なのかをお尋ねいたします。

4番目として、個人感染対策には限界があるが、どのように環境を変えたらよいかという質問でございます。不要不急、自粛要請、外出制限についてのお尋ねでございます。クラスター防止とモニタリング会議、観測、調査、分析、監視の感染予防対策は万全かというお尋ねでございます。このガイドラインが美作市は守られているのか、守れていないのかということでございます。

それから、5番目に新型コロナウイルス感染症対策の従事者慰労金、これはこの前予算化したやつ出ておりましたけども、消防士については対象にならないのか。一番、前線で病院に行くまでに誰が患者さんと接触するんかというたら、救急、消防士、これが一番じゃと思いますが、この人達についての慰労金についてはどう考えられているのか。岡山のほうは保育園の園長さんらがこども慰労金をというような市のほうに要望を出しとるようでございます。倉敷のほうは、一人5万円を支給したというような見出しも新聞で見えておりますので、この辺についての御解答お願いしたいと思います。

議長（岡本 泰介君）

遠藤経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

まず新型コロナウイルス感染の被害の影響で、経済損失ということで、業種別の説明をということでございますが、この感染症による業種別の被害状況につきましては、それぞれの損失額を積み上げて損失額を出すといったことができませんので御理解を頂きたいと思いますが、幅広い業種において影響を受けていると思われませんが、本市が実施しております「新型コロナウイルスに負けるな給付金」の休業給付分、ひと月の売上が前年と比較して20%以上減少した事業者を対象としたものでございますが、この給付分の申請状況を8月24日の時点でございますが、経済センサスの統計調査と事業者数を比較したものを申し上げます。

宿泊業では26事業者中、15事業者が申請されております、57.7%。それから、飲食店、飲食サービス業では、117事業者中、60事業者、51.3%となります。設計、写真など専門・技術サービス業では、36事業者中、12事業者、33.3%。生活関連サービス業、娯楽業では、128事業者中、24事業者ということで、18.8%。教育・学習支援業では22事業者中、4事業者、18.2%。建設業では156事業者中、24事業者

15.4%。卸売業・小売業では、323事業者中、35事業者、10.8%。製造業では、158事業者中、15事業者、9.5%という状況でございます。新型コロナウイルス感染症の影響が長期化していることから、現在市のホームページなどで、事業者を対象としたアンケート調査を行っており、被害状況の把握に努めているところでございます。

次に、感染拡大し、長期化した場合の経済支援ということで、廃業させない、倒産させない、雇用を守る対策ということでございますが、新型コロナウイルス感染症の影響に対する経済対策としては、事業を継続していただくことを第一に事業者の方を支援しております。本市では国の雇用調整助成金の交付を受けた事業者に20%加算交付する制度をいち早く整備し、雇用を守る支援に努めております。この制度は、国の緊急対応期間の延長に合わせ、期限を9月末まで延長しております。今度国の制度が12月末まで延長ということですので、市の制度につきましても延長の方向で検討させていただきたいと考えております。

また、1か月の売上高減少率を5%以上と条件を緩和して、「事業継続応援給付金」という名称で、法人20万円、個人事業主10万円の給付申請を受け付けており、多くの事業者の方に交付することになると考えております。加えて、本9月定例会提出の補正予算には、「事業継続応援給付金（特に被害が大きい業種の事業者対象）」ということで、重点給付金ということにしておりますが、3,000万円を計上しており、被害が大きい業種を中心に支援してまいりたいと考えております。まずは、宿泊業、道路旅客運送業を支援するというようにしております。

また、アンケート調査などで状況の把握に努めまして、追加の補正予算をお願いしながら、支援を追加していきたいと考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岡本総務部長。

〔15番岩江正行議員「そんだけか」と呼ぶ〕

ちょっとお待ちください。

〔15番岩江正行議員「それで終わったんか。終わった。ちょっと待て、お前。きちっと答弁させないけんがな」と呼ぶ〕

経済部長。財源で無限ではないがどこまでできるだろうかというお尋ねもあったと思うんですけど。

岩江議員、ちょっと全部聞いてからもう一度。

〔15番岩江正行議員「こっちが済んでから、そっちにいきゃあええがな。あんた経済部じゃろ」と呼ぶ〕

岡本総務部長。

総務部長（岡本 和之君）〔登壇〕

新型コロナウイルス緊急対策に向けて、2番目の中でございますけども、美作市の財政状況からどこまで支援できるのかという御質問でございます。

今回の新型コロナウイルス感染症は、まさに災害であると思っております。しかも、長期化し終わりが予測できず、いつまで対策が必要なのか現時点で予測することができません。新型コロナウイルス対策の財源につきましては、国、県から措置されるものを優先し、対象とならないもの、例えば、新型コロナウイルスに負けるな貸付金などにつきましては、美作市独自の財源で対応しなければならないというものでございます。その財源として考えられますのが、財政調整基金で、令和元年度末で約69億円の残高がございます。風水害等、今までにも度々起きている自然災害に対する基金でもございますので、これを全てというわけにはいきませんが、コロナ対策は長期化が予想されますので、初期の段階で大きな額を取り崩すということ

も避けた方が良くと考えております。現段階では、コロナ対策についての終わりが見えておりません。また、個々に政治的な判断を要するものでございますので、今後、具体のケースがあれば、金額、施策、対策内容を議会にお諮りし、取り組んでまいりたいと考えております。

よろしくお願いたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

江見保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

私のほうからは、3番目の市民の健康と暮らし、安全を確保する体制の強化について答弁をさせていただきます。

美作市新型コロナウイルス感染症予防対策本部会議は、本年2月27日に設置をし、3月11日、新型コロナウイルス感染症予防・経済対策本部と名称を変え、ウェブ会議3回を含め計29回開催をしております。この間、美作市医師会、美作保健所とも連絡、連携を取りながら、感染症予防に取り組んでおります。

今後の取組につきましては、市民の皆様へ感染拡大の予防の啓発を行うと共に、マスク、消毒薬等の衛生用品の備蓄などを勧め、安心・安全の強化を図ってまいります。

災害時期におきましては、避難所の感染防止対策で、危機管理室と避難所の在り方や、発熱者の専用の避難所の確保、必要となる非接触型体温計や、手指消毒薬等の衛生用品の設置を協議し、準備を行っております。

ウイルスの蔓延する冬場に向けては、会議・イベント用にサーモグラフィーで、複数の人の体温が検知できるカメラ、乾燥を緩和できる業務用の加湿器を備えました。そして、地域の医療が新型コロナウイルス感染症に対応可能な状況を維持するためには、他の感染症の拡大防止が必要となりますので、少しでも多くの皆さんが、インフルエンザの予防接種を受けていただけるよう、啓発に努めてまいります。

また、前回の臨時議会で補正予算を議決していただきました事業で、市民や市内の事業所等に勤務する医療、介護従事者や学校関係者等で抗原、抗体、PCR検査を希望されれば無料、または一部自己負担で検査を受けることができる制度を充実させ、市民の感染症拡大予防対策や不安の軽減につなげていきたいと考えております。

次に、4番目の個人感染症対策には限界があるが、どのように環境を変えるのか。イとしまして、不要不急、自粛要請、外出制限、ロとしてクラスター防止とモニタリング会議、観測、調査、分析、監視の感染予防対策は万全かとの御質問ですが、市では施設の利用に当たりましては、1人当たり4平方メートルのスペースを確保することや、避難所等で1人当たり4平方メートルが確保できない場合は、パーティション等を利用して対応するなど、会合や各種教室開催に当たっての共通事項を定めているほか、不特定多数の人が集まる催しや、感染流行地域からの参加が見込まれるもの、基礎疾患がある人が集まる催し等の開催の自粛を求めること等をお示しし、市内各自治振興協議会へも取組のお願い文書を発送をしているところです。また、体育施設等におきましても、利用基準等を定めておまして、新しい生活様式の実践と共に、これら基準に従うことによって、感染症拡大の抑制につながるものと考えており、繰り返しの啓発活動に努めてまいりたいと考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

福田教育長。

教育長（福田 昌弘君）〔登壇〕

教育委員会からは、市内の保幼小中学校の取組について答弁いたします。

市内の小中学校につきましては、感染予防の配慮を行いながら、学校での教育活動を継続しております。国から示されている「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に従って、消毒の徹底等、感染症対策を各校で行い、安全に配慮しながら、学校における教育活動を進めております。また、感染症対策と共に、熱中症対策についても、適切なマスクの使用等指示を行い、配慮しながら対策を進めているところでございます。

また、教職員等の健康状態を把握し、体調不良の場合には休暇や早退など、柔軟な対応が実施できるように、学校長宛に通知を行って取り組んでいるところでございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

高山消防長。

消防長（高山 宏明君）〔登壇〕

岩江議員、御質問、項目1、⑤の新型コロナウイルス感染症対応の従事者慰労金（消防士について）は対象にならないかについて私のほうから御答弁させていただきます。

新型コロナウイルス感染症対応の従事者慰労金交付事業につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療）分の実施に伴い、実施者として都道府県が行うこととなっており、岡山県新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業交付要綱に基づいて実施されるものであります。対象は、医療機関に勤務する医療従事者や職員となっており、残念なことに消防職員（消防士）は対象から外れているということになっております。

救急、消防業務におきまして、全ての傷病者に接するときは、新型コロナウイルスに限らず、何らかの感染リスクを想定しております。標準予防策を徹底し、隊員の感染リスクを減らしております。また、使用後は救急車を含め、隊員の消毒の徹底を実施して感染予防に努めております。

新型コロナウイルス感染症患者を万が一搬送したときは、美作市特殊勤務手当支給要綱、新型コロナウイルス感染症に対処するための手当の特例に基づいたものを支給いたします。また、岡山県消防長会を通じて、現場対応を行う消防職員の装備、手当、ワクチンの優先接種など、県、国に対して要望するよう提案しているところでございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

一番初めのやつやね、1項目めの。案件なんじゃけども、新型コロナウイルス感染関連被害で影響を受けた美作市における経済損失について、市内における経済損失、どのような企業にどのような被害が出とんか、そのくらい答弁してくれなんだから、とおから出しとんじゃから質問を。そうでしょう。

国のほうはね、3月から5月の全国の経済損失は3兆円くらいを推計と公表しとるわけ。国のやつをせいと言うよんじゃない。美作市の部長じゃから、美作市のそのくらいの、とおから質問出しとんじゃから、そのくらいのこと概算くらいまとめてもいいんじゃないか、罰はあたらんど。

それと、2項目め、新型コロナウイルス感染拡大の長期化した場合の経済支援について尋ねる。第2波、第3波というような、借りたら返す、返済せないけん。これ権利と義務の関係なんですけど、既存の返済計画の見直しじゃな、第3波になった時に、こういうような見直し、返済額の減額によって、債務の返済が繰延べするとか、何か具体的なものをしてあげなんだから、上から上へ、新しいものが出たからまたこれ使えと言ひよったら、払うものはしんどくてかなわんのじゃ。支払いのできる条件をあんたがたがきちっとした説明しあげなんだから。そうでしょう。1億8,000万ほど貸したからいうて、これで助かるんか、助からんのか、

転んでしまたらいまいでしょがな。どがいしたらこのコロナに打ち勝っていけるかいうことを、あんた経済部長やからしゃんとせないけんじゃろ。経営状態が悪くなる前にやな、これを機に事業を廃業しようとか、選択する人も出てきたら困るわけじゃろ。市民生活を守るんが我々の仕事だったら、その辺のできることを、皆さんを企業から退場させない、そのような仕組みが、取組が必要じゃないかと思う。

それからG o T oトラベルキャンペーンか、参加したのはどのくらい美作市におったんか。どんだけの効果があったんか、効果がなかったんか、ないんだったら、何か考えていかないけんでしょう。雇用調整助成金、これだけでほんまに湯郷の温泉街こちが助かったんか、助からなんだんか。それから失業者がどのくらいでたんか、休業を余儀なくされた企業がどのくらいあったんか。あんたの全部担当じゃがな。

それと、農業の関係についても全然答弁しとらへん。そやからわし言うた。それで済んどんかと言うたら、済んでますと議長も言うしな。済んどらせんのんじゃが。書いとるが、農業の関係も、言うとするよ、今さっき。農業の関係やこうも、やっぱし需要と供給の関係で、東京じゃ、大阪じゃ送つとるらしい。だけど、市場で売れなんだらこれ大変な問題になるんじゃから。その辺のとこの説明をきちっとしてもらわなんだら、もう岩江が今日また質問してごごぞ言いはるけん、45分の持ち時間じゃけん、ええ頃時分に対応したらええ、そういうようなことじゃ済まんでよ。

それと3番目の市民の健康と暮らしを守る体制の強化について、コロナで倒産じゃ廃業じゃと、こういうふうな従業員の生存権を守らないけん。それには環境整備をどがいしてしたらいいんか。美作市としては、今ここまでこういうような取組をしとんじゃというようなそのことが大事や思う。

それから、やっぱし倒産、廃業、休業の率くらいは言っていたきたいな。

それと、教育長も訳の分からんこと言いよったけども、保育園はあんたとこ、幼稚園はあんたとこじゃろ。先ほどこちよつと言うたら。この消防署の慰労金の関係で言うたらそのことについても一応わしが質問したわけじゃから、そのことにしては、美作市はする気があるんじゃとか、する気がないんじゃとか、よそは国からじゃ言いはらへん。倉敷は倉敷の財源を持って対応しておるわけじゃけん。大きい、こんまいは関係あれへんのよ。大きいほど金がたくさんいっとるわけじゃから。岡山市も岡山市で保育士に慰労金を出しましょうというわけでしょ。あんたもそこへ座ったら、そのくらいの答弁してもらわなんだら。

それと、消防長、国が、国が言うんじゃなしに、あんた責任者じゃから、一番、トップじゃから。あんたは今感染せんかも分からん。後ろおって旗振るだけじゃから。いけ、いけ言うて。戦争と一緒に。弾をもろて撃つのは今いる救急車でね、患者さんをお迎えした人が一番に被害被るわけじゃから。そうでしょ。それだったら、そのあんたのような話するんだったら、看護師にも何にもいらんのじゃ、それが。看護師もいつも防護服着てな、おったらええわけじゃから。そうなくても被害者が出てきよんでしょがな。行け言うの、行けますか、あんた。これこれ着たらかまへんのやけん、あんた行け、行けと言よんですか、そういうもんじゃないでしょうがな。危険な場へ行くわけじゃから。人ごとのようじゃなしに、あんたの問題に置き換えてしっかりとした考え出してくれなんだら、困る。そういうこと。2回目。

議長（岡本 泰介君）

遠藤経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

まず、経済損失ということでございますが、国のGDPの発表を見ますと4－6月期で7.8%というようなことでございます。

美作市のほうに当てはめてみますと、美作市の総生産が900億円弱ということになりますので、このGDPの3か月で7.8%というのを当てはめますと、17億2,500万円の損失ということで、1月から見ますと、約

20億円程度の損失になってるかと思えます。

それから、なかなか業種別のことをお話するのは難しいんですが、湯郷温泉の宿泊者数でございますが、2月から6月の5か月間で、延べ3万4,820人減少しております。1人2万円で見ても、約7億円の損失と言ったことになります。

それから、先ほどの美作市の総生産といったデータがあるんですが、こちらで宿泊飲食サービス業の生産額は年額で45億5,500万円といった数字が出ておりますが、これが何%実際減っているかというのは、なかなか言いづらいところがありますが、大変な損失額であるというようなことです。個別には損失額としては、なかなか出来かねますのでよろしくお願ひしたいと思えます。

それから、貸付金の返済猶予と、これは市で設けております負けるな貸付金のことだと思えますが、非常に影響が長期化しておりますので、担当部局としましては、議員がおっしゃった猶予期間をどうするかについて検討をさせていただきたいなという考えは持っております。

それから、国が観光対策としてGoToキャンペーンをやっております。これにつきまして、湯郷温泉への効果を数字なんかで申し上げるのは把握できておりませんが、いろいろな旅館ホテルがございますが、高額なサービスと言いますか、高額なプランを提供されているところの利用が多かったり、それから部屋に露天風呂がついてるとか、個室で食事ができるような、家族対応できるようなプランをお持ちのところには、効果が出ておるように聞いておりますが、一般的な団体対応の宿につきましては、まだまだ効果が出ていないと思っております。

それから、失業者とか、休業とかいうお話でしたが、ハローワークの最近の雇用保険の状況を見ますと、前回も答弁を申し上げましたが、それを見る限りは大きな失業者が、解雇が出ていないとみております。

それから、農業についてでございますが、子牛の価格が下がっておるということで、インバウンドのこともあったんですが、少し下がった状態で7月は下げ止まっているというような状況でお聞きしております。それから、桃、白桃なんかにつきましては、価格下落とかの情報はございませんでした。

それからもう1つ農業について答弁させていただきますが、国のほうの事業でございますが、高収益作物次期作支援交付金というものがございます。これは、野菜や花卉、果樹、茶などの生産者で市場価格が非常に低落しておるということで、国が認定したものが対象で条件がございますが、10アール当たり5万円の支援がございます。農業振興課のほうで対象者に案内をしまして、36事業者が申請し、申請額ですが4,000万円の申請をしているところでございます。

市内での倒産とか、廃業ということですが、アンケート調査にも取り組みながら、廃業したとか、倒産そうといった情報が入らないように、事業が継続できるように、継続して支援をしているところでございますので、議員におかれましても情報提供なり、提案がございましたらぜひよろしくお願ひしたいと思えます。

〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

福田教育長。

教育長（福田 昌弘君）〔登壇〕

コロナの感染症が広がっている中で、美作市の場合は発症者、感染者がいないという状況の中で、保育も学校のほうの授業も続けておるわけでございますが、保育職員はそれ以前の状況から比べますと、非常に消毒とかいろんな面で大変な思いをしているということは十分こちらも把握しております。

先ほどお知らせいただきました他市の情報を得て、これから検討してまいりたいと思えますので、よろしくお願ひいたします。〔降壇〕

〔15番岩江正行議員「教育長、まだ言わないけんことないか。忘れとることあれへんか言いよる。忘れておることはないですか。」と呼ぶ〕

はい。

〔15番岩江正行議員「ないんか。またほんなら言うたげるわ。次」と呼ぶ〕

議長（岡本 泰介君）

江見保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

感染症対策への環境整備という観点で2回目の答弁をさせていただきます。

1回目の答弁でも説明させていただきましたように、感染症対策につきましては、都市部でも行われておりますように、徹底した検査体制の整備ということが重要になってきております。

わが市におきましても、先般の臨時議会で御議決いただきましたとおり、抗原、抗体、PCR検査、これら希望されれば一部負担金の項目もございしますが、検査体制を整えるよう、今体制整備を図っているところでございます。

市内医療機関に限られておりますので、岡山市等に比較すれば、PCR検査等も受けていただける機関は非常に限られた状況にはなりますが、徐々に環境整備も整いつつありますので、今後更に医療機関へ協力をお願いしながら、検査体制の充実を図っていきたいと考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

高山消防長。

消防長（高山 宏明君）〔登壇〕

岩江議員、2回目の御質問に答弁させていただきます。

先ほども御答弁しましたが、救急業務、消防業務につきましても、全ての傷病者に接するときは、何らかの感染リスクを想定しております。標準予防策を徹底し、実施しているところでございます。

また、発熱などの入電時にキーワードがあるときには、一段と強化した対策を対応しております。

我々、消防職員は危険との背中合わせで現場活動をしております。新型コロナウイルスに限らず、自然災害等も関係してくることだと思います。職員に対しては、災害、病原体のことにつきましても教育訓練を実施して対応しているところでございます。私自身につきましても、教育訓練を受け、現場で対応しております。特にSARS、MARS、鳥インフルエンザと約10年周期くらいで感染症等は出ております。こういう教育、訓練を実施することによって、感染リスクを減らし、現場活動を実施させるということを心がけております。こういう事案が発生することを念頭におき、さらなる注意を図り、対応してまいりたいと思います。

また、手当につきましては、他業種、保健所であるとか、警察、自衛官につきましても、出ておりません。また、県内の消防の動きを見ながら、また関係部署との協議を行って研究してまいりたいと思いますのでよろしく願います。〔降壇〕

〔15番岩江正行議員「もうないんか。市民部長、じつとしとるけど、ないことなかるうが、あんたあろうが一番に。こっちから言わなんたら、せんのか。分からんのか、自分の仕事しよるやつが。」と呼ぶ〕

議長（岡本 泰介君）

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

公共交通の中でいろんな人がバス乗りよんじゃろ、これこれしておりますくらいの言いんさいよ。消毒の関係、感染予防、こういうふうにしよりますくらいな。しよらんか、しよらんのか。そのくらいの答弁もできんようになっとんか。

それと、教育長、このあいだ学校から秋の運動会言うてきよんや。あんた、ないか言うたら、ないと言うた。今3密じゃ言われる、離れていきなさい、先ほどより教育長、市長がマスクしてなかったら注意された。秋の運動会が19日いうたんか。始まりますよいうて通知がきとった。来る時にはマスクしてきてくれいうんや。それが、運動会をする中で、やっぱ子どもは大丈夫なんか、そのくらいのこと一応議場の席やから、あんたもそこへ座った以上はせないけんでしょうがな。ない、言うのはとんでもない話やな。もうないんですか言うたら、ありません言うんや。そうじゃろ。運動会はこれしてしたら苦しいかなわん。これ今じっとわしがちょっとの言いよるだけでも苦しくてかなわん、これな。物すごい憂鬱なんじゃ、これしとるだけで。やっぱしよそから帰られた人が子どもらの運動会見に帰って、そこで感染しても困るし、学校としては万全の体制でやってもらわないけんし、そのくらいのことをやっぱしよそこへ座ったらちゃんと御解答お願いしたいわな。

それと、経済部長、学校が休みだった、牛乳が売れんようになっとった。あんた肉の話はしたんや。肉は安いものは売れるけど、高いものは売れんようになっとったということは聞いたんじゃ。じゃけども、今言いはる牛乳について、酪農家が何軒かあるわけじゃが、酪農についての被害はあったんか、なかったんか、その辺のともも聞いたかったんじゃけども、3回目じゃけん答弁してもろたらよろしいし。

それと、市民部長。ほんまに万全に今言う公共交通が感染予防きちっとできていきよんか。いろんな人が乗るわけじゃから、言わなんだらじっとそこへすくんでしまうん。そんなこっちゃ困る。何日も前にこれを出しとるわけじゃから。

それと、ここでは言わなんだけど、風評被害の問題、人権問題、2人とも関係しとるがな。人権問題しとんじゃろ、しとんか。差別キャンペーン、偏見、いじめ等のこの問題、これはしっかりと、美作市の中では絶対起こさないというような自信を持って行政をやっていたかと思えます。今、いろんな助成金の関係、正当化資金いろいろと使ってこの窮地を乗り切ってもらわないけんじゃけども、それだけでほんまに乗り切れるんじゃろうかと心配するわけよ。

それと、経済部長。財政の関係は誰がされるんか知らんけど、だまつとるけんな。尋ねもせんけどな。わしらが責任もって守るんじゃというよな。65億円財調があるからどうのこうの問題じゃない。わらをもつかむ思い言うて、もう少し出してあげたら助かったのになというよな問題もあるんや。ここで被害状況も、よう調べとったら、ずっと宿泊業はどの、飲食業はこれこれというて出とる。出とるけども、やっぱし、立ち直るの早い業種と、ちょっと時間のかかるところとある思うんじゃな。その辺のともも、部長、自信を持って、この経済のことはわしに任せとけと、わしも財政ずっとやとった人間じゃけん、あんたらに言われんでも、わしが全部切り盛りしちやるくらいの気持ちでやってもらいたいと思えます。

では、次に入ります。

答弁してもらってからじゃ。

議長（岡本 泰介君）

答弁、どなたから。

遠藤経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

牛乳についてお話がありました。幸い市内の酪農家につきましては、生乳ではなくて、加工乳向けにもと

もと牛乳を出されとったということで、当初は被害があるようにはお聞きしておりませんでした。その後、加工乳に回ってるものが多いと思いますので、また、状況の把握に努めたいと思います。

それから、経済対策につきましては、現在市のホームページでも事業者向けのアンケートですけど回答ができますし、商工会の各支所にも用紙を置いておりますので、御協力を頂きたいと思います。経済対策に生かしていきたいと思いますのでよろしくお願いします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

福田教育長。

教育長（福田 昌弘君）〔登壇〕

感染症対策を施しながら運動会の行事をどのように取組んだかを少し説明させていただけたらと思っております。

まず、8月段階で運動会を実施するかどうかという辺りが、各校で検討されながら、できるだけ3密にならないような形で運営ができないかということで、時間短縮あるいは種目を工夫する。短時間でも子どもたちが満足して演技ができるようなものにしていこうということで、実施をするということで進めて、9月の間に全校が運動会に取り組むようになっております。

その中でマスクの着用については、児童・生徒、園児等はマスクを戸外ですのびないままで対応すると。それから、職員や来賓等の皆様には、距離感が多少縮まるようなことも考えられますので、マスクを着用して感染症予防を対策すると、そういうことで進めております。来賓の方も通常通りの皆さんには案内を控えながら、極力少なめの形で対応できるように、あるいは家族の方にも何人までということで、少し人数制限をするような、そういう対応をしながら実施を計画しております。

もう1点目の人権問題につきましては、国や県のほうからメッセージが下りてきているわけですがけれども、その辺りを十分人権の問題を、子どもたちが自ら考えられるように授業の中で取り入れていくというのが一番になるだろうと思います。

もう1つは、コロナに関しましては、なぜ誹謗中傷や差別が起こってくるかという辺り、その辺の背景を考えてみますと、やはり情報をどこまで広めるというか、知らせるかということが大きな問題になってくるだろうと思います。誰が、いつ、どこで感染したのかというその辺のプライバシーの問題もあるんですけども、ある程度お互いに身を守るためには内輪の中で情報を共有していかないといけない。そういう取組も必要だろうと考えております。

今のところ、発症者がいないからと言って何もしていないのではなくて、それなりのシミュレーションをしながら、対応を考えているところでございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

景山市民部長。

市民部長（景山 二男君）〔登壇〕

バス関係のことで、コロナウイルス感染症の防止の対応について御説明させていただきたいと思います。

市営バスにつきましては、アルコール消毒の消毒液の設置であったり、運行ごとの車内消毒、換気、乗務員のマスクの着用等について徹底をさせていただいております。また、市営バスの乗務員につきましては、ウイルスの媒介者とならないように、運転席に飛散防止のフィルムを貼ったりということで対応しております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

総括。

取りあえず、感染予防ね。私ね、月にどうしても1回は岡山の病院行くんや。行ったら、玄関開けたら熱を測る自動的なやつがあるんじゃな。それで手洗いがあ。今大原病院は、前は入った時に体温計で測りよったんや。今測りよらん。せやけど最近、津山のほうでコロナが出たんじゃとか、赤磐のほうで出たんじゃとか、この前私んところへ赤磐の知り合いが来とりまして、大変ですなあんたのことは、コロナが出て言うてた。うちより150メートルほど近くなんじゃ言うてね。そないして言いよりました。そやから、いつ、どこで見えないわけじゃから、その辺の予防言うのは、万全な体制で取り組んでいただきたい。かように思います。

運動会にしても、子どもがマスクしたら熱中症になっても困るしね。そがい言うてコロナウイルスにかかっても困るし。その辺のことも、先生方も十分な判断の中でやられとんじゃけども。

それと、消防長。あんた他人ごとのような話ばかりしよるけどね、あんたに置き換えてもの言わなあかんで。あんた偉い人になつとるから、後ろで旗振るばっかしやけどね、前線で仕事しよるものは一番困ったもんじゃないわ。もう少し市長に断言して、独自に美作市で乗った時だけしてくれと、見てあげてくれというくらいのこと言わなんだら、あんたが。そうじゃないか。

それから、教育長も、岡山や倉敷の例があるわけじゃから、こちらはこまいけんどうのこのじゃないんじゃ。こまいならこまいような規模でやるわけじゃから。あつこは、大きいから大きいような規模でやつとるわけじゃから。岡山のほうも財調が非常に厳しくなつとるような中でもせないけん、してくれというような話をしていきよるわけやから。

そういうことで、市民の暮らしを守るために、命を守るために頑張っていただきたい。かように思います。

次に入ります。

議長（岡本 泰介君）

岩江議員、10分間休憩させてください。

午後2時47分 休憩

午後2時57分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

2項目めに入らせていただきます。

美作市獣肉処理施設「地美恵の郷みまさか」についての質問でございます。

真庭市と美作市がコンソーシアムを作り、事業を行っている獣肉処理施設、微生物を使った全頭処理施設の利用状況についてのお尋ねでございます。

全頭処理施設の利用状況と投資効果についてお尋ねを致します。イとしまして、処理能力は一日で何頭くらいできるのかということ。ロとして経費について、一頭にかかる経費の費用はどのくらいか。ハとして利用状況について。ニとしてシカ、イノシシ以外の取扱いはしていないのかということ。

2番目といたしまして、ジビエの販路拡大と売上げ実績についてお尋ねいたします。食肉用ジビエの販

売、ペットフード用の販売、廃棄、減容化処理についてはどのような処理をしているのかということでございます。

3番目、猟友会と連携した施設運営はできているか。

4番目、年間500万円の指定管理料、収支が安定し、経営利益が確保できれば、指定管理料はなし、利益の対策として寄付を考えていると言っているが、これ、大黒天が言うところらしいですが、経営内容について、どのような状況なのかお尋ねいたします。

ジビエの加工品の開発は考えているのか、一回目の質問でございます。

議長（岡本 泰介君）

遠藤経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

美作市獣肉処理施設「地美恵の郷みまさか」についてでございます。

まず、全頭処理施設の利用状況と投資効果ということで、処理能力が1日何頭くらいかというお尋ねですが、獣肉処理施設では、食肉用に、一次処理、二次処理を行い、1日当たり平均約6頭処理しております。ジビエ倍増モデル整備事業において整備した減容化施設の3月から7月までの状況を見ますと、1日約6時間の稼働で、個体と残渣を合わせて一日平均443キログラムを処理しており、1頭当たり35キログラムで計算すると、12.7頭分の処理をしていることとなります。年間300日稼働するとして計算しますと約3,900頭分の処理が可能でございます。イノシシ、ニホンジカの市内での過去3年間の平均捕獲頭数は、5,914頭ですが、自家処理されている個体数が約4割あり、これを除いた6割相当分は3,548頭となりますので、十分処理することが可能と考えております。

次に、一頭にかかる費用についてでございますが、一頭当たり35キログラムとして、燃料費、電気代、労務費を含め約1,000円とみているところでございます。

次に、利用状況でございますが、まず食肉用にならなかった個体の処理は、施設を本格稼働した本年3月から7月までの間に、イノシシ14頭、ニホンジカ123頭で、合計137頭でございました。月平均ですと27.4頭となります。一部がペットフード用に利用をしているところでございます。

食肉用になった個体は同じ5か月間で、イノシシ85頭、ニホンジカ702頭で、合計787頭でございました。月平均ですと、157.4頭分のこれを処理して、残渣を処理しているということになります。

それから、シカ、イノシシ以外の取扱いでございますが、現在獣肉処理施設で取り扱っている個体は、ニホンジカ、イノシシのほかにアナグマを取扱っております。

それからジビエの販路拡大と売上げ実績でございますが、食肉用の販売でございますが、令和元年度では、指定管理者の方は89の業者と取引しており、イノシシ1,129キログラム、ニホンジカ8,696キログラム、アナグマ59キログラムを販売しております。ペットフード用販売では、令和元年度では13業者と取引しており、イノシシ535キログラム、ニホンジカ1万3,079キログラムでございました。

それから、廃棄、減容化処理ということですが、減容化施設の運用開始後の令和元年10月からは、食肉用にしたものの、残渣全量を減容化処理しており、令和2年3月までに918頭分、4,805キログラムを処理いたしました。一頭当たりの残渣は5.2キログラムとなっております。

それから、猟友会と連携した施設運営ということでございますが、定期的に美作市猟友会分会長会議を開催しております。指定管理者から獣肉処理施設の稼働状況などを報告し、分会長から御意見をいただきながら運営を行っているところでございます。

それから、年間500万の指定管理料ということで、指定管理者のほう収支が安定し、経営利益が確保で

できれば、指定管理料はなし、利益の一部は地域農家の方々に鳥獣被害対策費として寄付を考えている、そういったことを言っていたということでございますが、令和元年度の運営状況は、指定管理料504万6,296円を含めた収入が、2,581万9,912円、支出が2,192万4,437円で、収支差額は389万5,475円となっております。なお、指定管理者には、減容化施設の整備に当たりまして「ジビエ倍増モデル整備事業負担金」として、6,232万5,000円を御負担いただいております。この負担を7年間で均等に償却するとして計算しますと、単年度での負担は、890万3,571円となっております。

それから、ジビエの加工品ということですが、指定管理者によるジビエ加工品は今までにシカコロッケ、シカジンギスカン、イノシスタミナ焼きが開発されました。ペットフードでは、ペットフードメーカーと共同で商品開発を進めているというふうにお聞きしております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

部長ね、この質問をなぜ出したかというのは、あそこの全頭処理する中で、半分くらいは微生物入れてやっても、半分くらいは溶けんのじゃというようなことを聞いとるわけじゃ。あとどがいしよんな言うたら、前持って行きよったあそこの勝田の処分場へ持っていきよるんじゃと。一遍に持って行ってもあっこも取ってくれんのじゃというようなこと言いよんじゃけども、ここの施設が全頭処理するのに、国から55%、負担金が45%、この45%はラムーが全部負担しとる言いよるんですが、1億3,000万くらい原資を持って、これを運営していきよるんやけども、やっぱし皆期待しとった。けども、あそこへ持って行っても、猟師の人に一頭に負担金が1,000円くらい言うたんか。そしたら今までは、穴ほっていけたり、いろいろとしよったんやけども、猟師との話はどうなっとんかないこと。肉も商品にして、枝にして冷蔵庫へ入れるでしょ。そしたら、棚卸の時に賞味期限切れが恐らく出てくれへんかと思う。賞味期限切れというのは、いつまでくらいあそこの冷蔵庫で保管できるんか。そしたら、手をかけたやつをまた処分せないけんわけじゃから、商品じゃからね、食べるものじゃから、おかしなものを提供したらいけんの、そしたら処分せないけん。そういうようなことについてと、地域の雇用の確保じゃとて言いよるけども、地域の雇用確保するということで、今の説明があつたんやけど、どのくらいの人が施設をしてから何人の人が以前と比べてあそこで働いてるのかということ。食肉、ペット用として使えない個体は廃棄しますが、方法としては減容化施設、微生物処理によって対応するとあるんやけども、これはどのようなことなんかな。やっぱし、どのくらい出てきよるのか。それから全頭処理するには猟師が納得できる利用を検討すると言よるんやけども、これらの話についても、中身についたらこれちょっと頭撃つとるけん、腹へ穴がぬいとるけん言うて、いろいろと質について言われることじゃろうと思うんですけど、こういうようなことについては、どういうふうなことなんかな。それから、美作市より500万円の指定管理料を頂いておりますが、収支が安定したら経常利益が確保できるようになりましたら、指定管理料はなくし、利益の一部を地域農家の方々への鳥獣被害対策費としての寄付を考えておりますいうて、一日も早く軌道に乗ってもらたらええんやけども、今の状況はどがいなんなかという見通しが。いわゆる監査委員おられるんやけども、あつこの監査、あそこの経費は全部あつこがしよるんで、聞くのも野暮な話じゃ思うんやけども、市の直接のお金は出とらんけども、これについても一応監査に入つとんだつたら、専門的な立場の見地でこういうようなことをもう少し考えたらええなということがありましたら、そのようなことをお尋ねしたいなと思っております。そういうことです。2回目です。

議長（岡本 泰介君）

遠藤経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

微生物で全頭処理ということで、減容化施設でございますが、個体の約8割が分解をされて、2割程度が残るということになります。残ったものにつきましては、美作市のクリーンセンターのほうへ持込んで、焼却処分ということで、今の状況では毎週1日を定めて持ち込んでおりますが、なかなか一度に焼くと温度が上がってしまうというようなこともお聞きしております、3回程度に分けて持込みをしているところでございます。ただ、従前の食肉用に処理した残渣も同様にクリーンセンターに持ち込んでおりましたが、減容化処理をして処理頭数も食肉にならないものも含めて処理したうえで、一緒に持ち込んでいるというような状況です。食肉用にならない個体の場合は、1,000円の御負担をいただいております。これは、猟友会との協議によりまして決定したとお聞きしております。市内の利用を増やす方法につきましては、引き続き協議をしていきたいと思っております。

今、雇用者の数云々についてはお答えできないんですが、食肉用にならなくても、ペットフード用になるものを持ってきていただいて、ペットフード用で販売することで利益につなげていくということもございませう。処理費の負担軽減にもなっております。

そして、指定管理料についてですが、先ほども申しましたが、減容化施設の建設に当たりまして負担をいただいております。会社のほうでは7年間で減価償却をするようにお聞きしておりますので、その間差引きするとマイナスというようなことになると思っております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

東内代表監査委員。

代表監査委員（東内 義典君）〔登壇〕

岩江議員からの御質問でございますけれども、指定管理者についてという一般的なお話になるかと思っておりますけれども、ジビエのみではなくて2日の日に審査の結果についてお話をさせていただいたんですが、それとダブルの話だと思います。

現在各部局が指定管理の担当者になっておりますので、その担当部局を通じて監査をしていただくということをお願いしております。今年アンケートを取りましたら、担当部局が積極的に指定管理業者に接触していないという事実が分かりましたので、来年の3月までの間に、一度は指定管理者の中身について、指定料を払っている限りにおいては、もう少し親身になって話を聞きなさいということで、指示を出しております。その結果はまた来年お聞かせいただくわけですが、今回ジビエにつきましては、新しい設備が入りましたので、監査委員として現地視察を行っております。その結果を踏まえてこれからどうしていくかということについては、今後の動向を注目しながら進めていきたいというように考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

部長ね、棚卸の話ちょっとしたんじゃけども、その棚卸したときに、賞味期限のやつが出てきよんか、出てきよらんのか。やっぱり切れるまでに何か処分してお金にするような方法も考えてあげんなら。

先ほど監査委員が言われよったけどもね、あんたがたがここでじつとしとるんじゃなしに、指定管理料500万も払っとるわけじゃから、足を向けてあっちへ出向いて行って、指導していかんのだらいいのんじやないかなというお話と、あんた8割じゃいうたけどな、誰に聞いて8割じゃ言われたんかしらんけど、わしもあつこ行ったんや、施設へ。5割は残ると言いつた。あんたと話が違うんや。半分は残るんですと

いよるわけ。それが今言いよる、こんだけの原資を持ってやった施設が本当によかったんか、悪かったんか。直接こっちが1億なんぼ出しとったら、これ大変な問題じゃ。国からの補助金いただいたり、負担金についたら、こっちがせにゃいけんやつラムーの会社が全部6,232万5,000円からの負担をしてくれとるからなんじゃけども、これを大変じゃ思うで。普通だったらこっちが見ないけんのでしょ。コンソーシアムの中で見ないけん話やから。そうでしょう。それを大黒天ラムーが全部負担してくれとるからという話なんで、取りあえず、丸投げじゃなしにね、これをあっこに公共投資ですから、あれすることによって、こういうふうな効果が生まれてきたんじゃと試算せいというても、そのこと書いとらんじゃな、質問書の中に。その話は私はしませんが、あそこの勝田へ持っていったらどのくらいの経費がかかりよんか。あっこで溶けたらそれだけの金はかからんけど、あっこへ持って行ってどのくらいの経費がかかりよんかというくらいのことはね、話を詰めていっていただきたいと、かように思います。取りあえず、先ほどいうたように、ラムーと交わしとる文書があるんじゃな。現在美作市と500万円の指定管理料いただいておりますがいうてラムーが言うとるわけじゃ。収支が安定し、経営利益が確保できるようになりましたら、指定管理料はなく、利益の一部を地域農家への鳥獣被害対策費としての寄付を考えておりますという。処理技術の継承に伴う地元での新規雇用と計画というて、こういうふうなこともずっと書いとるわけじゃ。たくさん書いた資料があるわけじゃ。ラムーが言うとることが。その辺のところで、期待の持てるような方法でお願いしたい。かように思います。決意だけちょっと。

議長（岡本 泰介君）

遠藤経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

まず最初に棚卸といいますが、賞味期限のお話がありましたけども、このことについては、私のほうが把握できておりませんので、確認をしたいと思っておりますし、非常にジビエ利用ということになると、販売価格の問題もありますので、その辺もお聞きしたいと思います。

減容化率につきましては、森林政策課のほうで8割ということで答弁させていただきました。骨や毛が分解せずに残りますので、どういった見方をされとるのかなというところもございます。

それから、指定管理者からの提案ということですが、もともと指定管理者を募集した際に、業者のほうから提案があったことをおっしゃってると思いますが、そういう提案があったことから、減容化施設を整備する際に御負担がいただけたと考えておりますので、よろしく申し上げます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

では、3項目めに入らせていただきます。

3項目めは、農作物被害、鳥獣被害対策についての質問でございます。

近年、ニホンジカ、イノシシ、外来種ではアナグマ、ハクビシンが急速に増加し、生息分布が拡大し、人里まで出没、農作物被害が深刻化しております。急速な対策についてのお尋ねでございます。

1番としまして、農作物被害の状況ですね。被害防止策についてお尋ねをいたします。ブドウ、スイカ、トウモロコシ、ウリ、農作物、植林の苗木とかいうことについてですね、誰がどのような被害をもたらしたんか、このお尋ねでございます。

それから駆除奨励金の増額についてですね。ヌートリア、アナグマ、カワウ、アオサギ、カラスについては、少しの助成金があるようですが、外来種のアライグマとかハクビシンとかいうことについては、助成金

がありません。これについてはどのようにお考えをされているのか、これについてのおたずねでございます。

それから、ツキノワグマ、サル、人里への出没と生息状況と生態について、最近古町のほうもサルが出て困りよる。取り合いよったら、とびかかってきたら、子どもでも大変なけがをしますので、通学道に出よります。それと、出没の原因、農作物被害と人的被害対策についてのお尋ねでございます。これ1回目です。

議長（岡本 泰介君）

遠藤経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

農作物被害、有害鳥獣対策についてということで。

まず、農作物の被害状況、それから防止対策ということでございますが、令和元年、これは平成31年1月から令和元年12月まででございますが、市内への有害鳥獣による被害状況は、獣類による農業関係への被害が面積31.1ヘクタール、金額2,100万8,000円、林業関係への被害が面積4ヘクタール、金額24万7,000円、鳥類による農業関係への被害が面積0.9ヘクタール、金額124万円、水産関係への被害が金額246万3,000円と推定をしております。このうち、穀物、果樹及び野菜の被害状況は、獣類によるもの面積4.9ヘクタール、金額131万5,000円。鳥類によるもの面積0.5ヘクタール、金額119万8,000円と推定をしております。

被害対策としましては、有害鳥獣駆除として、猟友会のほうへ捕獲許可を出し、駆除に当たっていただいております。猟友会の登録猟師数は247人で、うち畏猟師数が219人、銃による猟師数が117人ということで、重複されている方もございます。

また、防護柵の設置補助をしております。農作物鳥獣害防止対策事業補助金により、令和元年度は90か所、延長5万8,255メートルに対して補助金を交付しております。森林では新植した箇所周辺に防護柵を設置しております。林業事業者が経営計画を立てている場合は、防護柵の費用も造林補助金の対象となっております。令和2年度の新しい取組として、カラス被害を防止するため、果樹栽培農家、これは桃の栽培農家ですが、忌避音声発生機器の設置を補助しております。

それから、駆除奨励金の増額といったことでございますが、有害鳥獣駆除事業補助金を交付しておりますが、交付金額と令和元年度の捕獲実績は、ヌートリア1頭当たり2,000円3頭、アナグマ1頭当たり2,000円165頭、カワウ1羽当たり1,000円11羽、サギ1羽当たり1,000円41羽となっております。カワウとサギには別に吉野川漁業協同組合のほうから1羽当たり2,000円が交付されております。カラス、それからアライグマ、ハクビシンは捕獲奨励金の対象外で、捕獲の報告はありません。平成30年度からサギ類とアナグマを捕獲奨励金の対象としたことから捕獲実績が報告されるようになりました。しかしアナグマを捕獲対象としたわけですけど、その際、ハクビシンとかアライグマの捕獲実績はないだろうというようなことで整備した経緯もございまして、このアライグマ、ハクビシンを加えることについては検討したいと思っております。

それから、ツキノワグマ、サルの人里への出没と生息状況といったことでございますが、ツキノワグマの状況でございますが、令和2年度は7月末までに26件の出没報告を受けておりまして、内訳は目撃が19件、痕跡が4件、錯誤捕獲3件となっております。昨年は7月末までに24件でしたが11月には痕跡38件を含む54件の報告がございました。人家に近い情報の場合は、有害鳥獣として捕獲許可を出してはいますが、今年度は7月末までに7件の捕獲許可を出し、3頭を殺処分しております。

また、岡山県内のツキノワグマの推定生息数は、平成29年度が251頭、平成30年度が285頭、令和元年度が321頭と年々増加している状況です。ツキノワグマの生態は、雑食性ですが、肉食よりも植物食に偏ってお

り、食性は季節によって変化するとされております。

サルについては、岡山県の調査によりますと市内の群れは英田地域を中心とするもの、これが約30頭から40頭の群れでございますが、これと、美作地域を中心とするもの、約10頭から20頭の2つの群れが存在し、それぞれ拠点とする山林を中心に、複数の集落を転々として野菜を中心に被害を及ぼしております。平成28年度から平成29年度に岡山県が実施した生息状況調査では、県内の推定加害群数は66群、推定生息数は約2,600頭となっており、ニホンザルの生態は雑食性で植物性のものを中心に食べ、果実や虫も好んで食べますが、肉や魚は食べないとされております。サルの群れは雌と子供を中心に構成され、雄は大人になると群れを離れて単独で行動したり、他の群れに移ったりするとされております。また、集落内で食べられるものを少しずつ覚えていくとされています。

次に、出没の原因それから農作物被害と人的被害対策ということでございますが、まず、ツキノワグマの出没の原因は、ツキノワグマを保護したことにより、生息数が年々増えたことが原因と考えられます。ツキノワグマは岡山、兵庫、鳥取各県ごとに推定された生息数を基に、東中国地域個体群全体の生息数を算出すると、推定1,268頭と、これは平成27年末から28年末時点のものでございます。応急地域個体群、これは個体数が700から1,300頭というものですが、これから安定存続地域個体群、個体数が1,300頭以上とそういった個体群へ移行しつつあるというふうにされています。

また、サルは餌としている木の実などが減ったことと、人里へ行けば簡単にえさが食べられると覚えたこと、群れの中の頭数が増えたことなどが要因と考えられております。

ツキノワグマによる農業被害は面積0.6ヘクタール、金額7万9,000円、サルによる農業被害は面積2.5ヘクタール、金額44万2,000円と推定をしております。

ツキノワグマの対策としましては、出会わないことがもっとも重要と考えていますが、農作業や山林付近に近づく際には、鈴、ラジオなど音を出すものを持ち、ツキノワグマに知らせることが重要だと考えます。出没情報があれば、告知放送などにより、注意喚起を行い、状況によっては駆逐用火火により、追払いを行っております。人家に近い出没情報の場合は、有害鳥獣として捕獲許可を出しております。また、秋の柿に対する対策として、岡山県が東粟倉地内でトタン巻き講習会を行っております。

サルの対策としては、追払いに力を入れておりまして、サルの群れが集落に出没した際に、駆逐用火火を使用して、集落に定着しないよう取り組んでいるところでございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岩江議員。2回目です。

15番（岩江 正行君）

部長ね、猟師の方が言われるのに、弾が一発バラ弾じゃ、鳥や撃つんじゃつたらな。弾一発買うのに800円くらいかかるんやな。カラス一羽撃って1,000円じゃいうてな、この間もブドウのハウスの中に50羽ほどカラスが入ったらしい。カラスが入ったらブドウをつつくわな。作った人は商品じゃから、2人入って棒でもってカラスをたたいたんじゃけど、ボンボン、ボンボン打とうとするんやけど、死にゃあせん。1羽だけ首のとこたたいたら、1羽だけは死んだ言うて。そういうような被害があるわけじゃ。それからハクビシンは全然見とらんけど、ハクビシンはブドウの中へ入るんやね。大原で入ってね、2匹捕ってくれたんじゃ、猟友会の人。檻の中でしとつたら捕れたらしいです。そやから、今ブドウ作つとる人が物すごい多くなつとん。ブドウがハクビシンは大好きやと、今ブドウ作りよる人が物すごい英田のほうでも、大原のほうでもあっちゃこっちゃ、勝田のほうでもおられるんやけども、やっぱし生活の1つの足しにしようと思って一生懸命皆作りよるやつを、鳥獣被害にあつて、やられてしもたんじゃ、これたまったもんじゃない。それ

から、温泉の通学路のところ、わしの知り合いがブドウ作っとなんじや。きれいに人を頼んで作ってもらったやつを、一晩にしてきれいにブドウ取られてしもうとるんや。これはサルかヌートリアかハクビシンかしらんけども。ハクビシンというのは家の天井の中でも入らしいですね。その辺のとこよう考えてじゃね、今なぜ、何がこういうふうな農作物を荒らしてるかというのをね、鳥獣被害の防止のための特別措置、鳥獣による農産物被害等に特別措置法に関する法律というのがあつたわな。ここに書いてる8番目に、被害原因の究明、調査及び技術開発の推進とか、人材の育成、生息環境の整備及び保全、こういうふうになんて書いてあるわけ。読みよつたら時間がないようになるけん。これは、私が言わいでも、あんたがたよう知つたらう。やっぱりそのスイカ作つとる人が、スイカ来年はもう作らんで言いよりました。きれいに中をドッチボールみたいに皮だけ残して、中のやつきれいに食べてしもうとる言うて。うちのもやられたんじや、わしが作つとつた。上のおばちゃんがね、正行さん、スイカなにやら抱えて向こうへ持っていきよつたぞつて。行つたらきれいに皮だけ残して中身がない。そういうことで、わしはいわゆる家のもんで食べたらと思つて作つておつたやつやけども、生活がかかつとる人がおるわな、ブドウじゃなんじやて言うたら。これ大変なことなんじや。それで、いわゆる鉄砲の弾一発撃つたら800円くらいいるらしいで、それを計算していきよつたらね、ハクビシンやとか数字があがつとらんいうのは、補助金が出んいうのがこれおかしい思う。これについて前向きな対応していただきたいと思うんじやが、これについての御答弁をお願いしたいと思います。

議長（岡本 泰介君）

遠藤経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

現在カラスにつきましては、対象にはなっておりません。

桃農家からはカラス被害のことがありました。

〔15番岩江正行議員「ハクビシン」と呼ぶ〕

それから、ハクビシンによるブドウの被害についても、状況の把握に努めたいと思いますし、それから、対象とすることにつきましては、先ほども申し上げましたように、捕獲実績があるようですので、対象とするようにしていきたいと考えております。〔降壇〕

〔15番岩江正行議員「それは部長、違う」と呼ぶ〕

議長（岡本 泰介君）

岩江議員。3回目です。

15番（岩江 正行君）

それはね、捕獲実績どうのこうの言うて、イノシシやこうは、助成金出すから実績あがるんじやろ。ハクビシンや実績がないんやけん。補助金出さないけん、実績あるわけないでしょうがな。被害の状況いうてきちっと調べなさいいうやつは、鳥獣被害対策特別措置法の中にあるんじやから、これを十分認識した行政の対応をしてくださいということをお願いするわけじゃから。それなんじや。わかつた。

議長（岡本 泰介君）

遠藤経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

最初に少し説明不足でございました。この地域で捕獲されているのが、アナグマだろうということで、もともとハクビシンを対象に加えなかったというような経緯がございますので、実際、ハクビシンが捕まって対象にならないというようなことではいけないと思いますので、対象鳥獣の対象となるようにアライグマ、ハクビシンについて進めてまいりたいと思います。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

煮え切らん答弁じゃけどな。被害者の立場に立って。あんたの生活は安定しとるけん、そんなこと言える。

そういうことで、4項目めに入らせていただきます。

下町のは場整備事業の進捗状況について、お尋ねでございます。

下町のは場整備事業は、平成17年度にe-むらづくりの事業で7.6ヘクタールを事業に着手したが、工事施工中に管理上のチェックミスがありまして、いまだ完成しておりません。公的資金を導入している以上は、行政責任を明確にして、一日も早い解決を求めるわけでございます。

これについて、耕作放棄地の究明と、相続登記の換地手続きはいつ頃完了するのかをお尋ねしています。

これは、下町は場整備組合の役員は平成28年の5月8日全員辞職しとるらしいです。聞いていますのに。窓口は誰と話をしているのかというのは、歴代春名部長も出向いております。それから前におった真野部長も話しとります。誰と話をしよったんか、どのような話が出たんか、そのことについてきちっとしてお話を聞かせていただきたいと思えます。換地手続きは、専門的な内容は地権者が理解できるようにテレビ見よる人も、恐らく今日はテレビ見よる思えます。これについての説明をお願いしたいと思えます。

前は副市長、あんたじゃ。副市長やろ。前の副市長は行って草刈ったりしよったんや。なんぼか解決せないけん思って一生懸命汗かきよった。何回か質問させてもろた。あんたも協力せえよというたら、する言いよったら、あの人も退職してというような状況なんで、あんたにももう少し汗かいてもらいたいと思うんやけど、このことについて部長御解答、御答弁お願いします。

議長（岡本 泰介君）

小林建設部長。

建設部長（小林 英樹君）〔登壇〕

下町のは場整備事業につきまして、耕作放棄地それから相続登記等の現状ということでございます。

下町のは場整備の工事自体につきましては、平成21年に完成いたしまして、仮換地まで行われておりましたが、その後の調整が整わず、現在2.1ヘクタールの未耕作地となっております。

これには、各地権者の方々それぞれの事情と思いがあるとおられます。

また、工事完成から10年が経過する中で、換地手続きに必要な相続登記が必要な方がおられます。現在までに12名の方の相続代位登記を完了しておりますが、まだ数名の方は相続が必要な状況でございます。関係者の方々も高齢化が進む中で、早期解決を望む機運も高まっているようには感じられております。

関係者の方々のお話の場を設けていただけるよう、相談しているところでございます。

先ほどお聞きになっておられました、組合のほうにつきましては、確かに解散をされております。誰と相談してるのかというところでございますが、旧役員の方々、それから意見が二分している状況の中でそれぞれの方のお話ができる数名の方でまずは話合いの場を持っていただけないかなというところで相談しているところでございます。

この事業の完了には、地権者の皆様の思いが一つにならなければ実現することは難しく、様々な経緯がございますが、大切な農地が将来引き継ぎますよう、合意形成に向けて、話合いに向けて関係者と協議を引き続き進めてまいりたいというふうに思っております。

〔15番岩江正行議員「あんた、汗かかんのか。汗かかんのじゃな。まあよろ

しい。かかん、仕事せん言よんじゃから」と呼ぶ]

議長（岡本 泰介君）

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

ちょっと、部長あんたね、完了する言うてね、状況分かつとって、完了すると言いよんか。あんた知らへんのんじゃろ、状況を。完成届いうのは、ああような形の中で完成届出るのか。分からんとして、ええ加減なことを先々しゃべらんほうがええぞ。あんた、毒まんじゅう食えってなんかおかしなもんが入つとるの食べられへんでしょうがな。

それと、もうあれじゃ、これじゃ言うんじゃなしに、取りあえず誰とあたりよんか知らんけども、全員の人を寄ってもらいなさいよ。あんたがたが起こした問題じゃから、これは。そうじゃろがな。施工上の不備がこういうふうな問題になつとるんじゃから。関係者皆寄せなさいよ。誰と話しよんの、ほいで。ええころのこと言うたら困る。完了しとんじゃ言うて。完了いうのはね、おかしなもの出して、これは商品じゃから、公共事業いうのは。1つの検査基準にのつとって施行したんじゃということをあんたか証明できんのに、完成しとんじゃ、完成しとんじゃ言うのは、えて勝手な話をしんさんな。もう一遍答弁。

議長（岡本 泰介君）

小林建設部長。

建設部長（小林 英樹君）〔登壇〕

この事業につきましては、確かに事業主体が美作市ということで、平成21年までに工事を行ってきております。その中で、完成という言葉を申し上げましたが、それぞれの年度におきまして検査を受け、それから施行認定等も受けているものと解釈しております。

それから地権者全員の場が設ければというところでございますが、それに向けてということで、下準備の意味を含めまして、今調整をしているところでございます。

議長（岡本 泰介君）

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

準備しよるところでございますってまだしとらんじゃろがな。早急にしんさいよ。終わります。

議長（岡本 泰介君）

以上をもちまして通告順番3番、議席番号15番岩江正行議員の一般質問を終了いたします。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

異議なしと認めます。本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は明日8日午前10時からです。

午後3時50分 延会

令和2年9月8日

(第 3 号)

1. 議事日程（3日目）

（令和2年第6回美作市議会9月定例会）

令和2年9月8日

午前10時開議

於議場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである（17名）

1番	西山正志	2番	青山慶
3番	和田広宣	4番	岩崎清治
5番	岡野鉄舟	6番	中山忠明
7番	重平直樹	8番	安藤功
9番	金谷のり子	10番	山本雅彦
11番	萬代師一	13番	尾高誉久
14番	鈴木悦子	15番	岩江正行
16番	日笠一成	17番	倉地重夫
18番	岡本泰介		

3. 欠席議員は次のとおりである（1名）

12番 山本重行

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（15名）

市長	萩原誠司	副市長	荒木利明
教育長	福田昌弘	政策審議監	春名利亮
総務部長	岡本和之	危機管理監	千原善弘
企画振興部長	春名信明	市民部長	景山二男
環境部長	森元浩之	保健福祉部長	江見勉
経済部長	遠藤宏一	建設部長	小林英樹
消防長	高山宏明	会計管理者	山森和幸
教育次長	平田幸春		

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	尾崎功三
課長	玉櫛哲也
主任	臼井隆

議長（岡本 泰介君）

おはようございます。

携帯電話の電源を切っていただきますようお願いいたします。

傍聴者の方は、傍聴規則第8条にもありますように、傍聴席にあるときは静粛にさせていただきますようお願いいたします。傍聴者の方が傍聴規則を守れない場合は議場より退席をしていただきます。

昨日に引き続き会議を開きます。

12番、山本重行議員が葬儀のため欠席です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長（岡本 泰介君）

日程第1、「一般質問」を行います。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

通告順番4番、議席番号10番山本雅彦議員の発言を許可いたします。

10番、山本議員。

資料の配布の申し出がありますので、許可しております。

それでは山本議員、始めてください。

10番（山本 雅彦君）〔質問席〕

皆さん、おはようございます。

今日は、透明マスクをつけさせていただきまして、少し顔が分かりやすくなるようにさせていただきましたけども、議長のほうに申し入れましたら、それは結構だということでございましたので、つけさせていただいております。

さて、先の台風9号、そしてその後に参加しました10号により、特に沖縄、九州が大きな被害が出ております。また、この台風がお隣の国、韓国や北朝鮮や中国などにも進んでいきまして、それぞれに大きな被害が出ておまして、日本以上に大変なところもあったと聞いております。特に九州、また熊本方面では、先の豪雨災害等もございまして、本当に二重の被害、苦しみであると思わざるを得ない。また、今回のこの災害等で不幸にもお亡くなりになった皆様方に心から御冥福をお祈りを申し上げますと共に、被害に合われた皆様方に心からお見舞いを申し上げますところでございます。

今回の台風9号、10号で特に私が大きく目を引いたのは、やはり何と言っても早め、早めの避難であったろうと思うんですね。鹿児島島の十島村なんか島単位で鹿児島市内の方に避難をしておられましたし、そういった早め早めの対応が、大きな人災を免れたと、災害を免れたと思うわけでございまして、改めて早めの避難というものがいかに大切であるかということを感じたわけでありまして。私自身も、また、我々もこのことを教訓にしていかなければならないと思うわけでございます。

さて、その台風一過でありまして、また、今日も厳しい残暑が続いております。知らぬ間に季節が9月に入りまして、彼岸ももう間近になりました。朝晩が少しだけ過ごしやすくなりました。聞くところによりますと、今年の中秋の名月は10月1日であると聞きました。満月は10月2日なんですけども、10月1日ということで、この日はぜひとも夜、秋の夜長を楽しめたらなと思うわけであります。

さて、それでは令和2年9月議会の一般質問に入らせていただきます。

第1点目は、作東中央公民館の改築についてでございます。そして第2点目が、国道179号線江見地内の大還橋の改良工事、そしてその下にあります井堰の改修についてということで通告をしております。また、3番目がため池の改修について。4番目がコロナ禍時代の対応、いわゆるウイズコロナということでありますけれども、この4点を通告させていただいておりますけれども、私は作東に住んでおりますので、特に作東中央公民館等につきましても、あるいは大還橋につきましても、かねてから懸案事項であるということは存じ上げておまして、この作東中央公民館の改築については、いろいろと地元との協議をされているわけがありますが、名称が作東中央公民館でございますので、作東全体のことであると思うわけでありまして、

そこで、現在の作東中央公民館の改築についてどのような状況になっているかということをお尋ねをしたい。進捗状況、そしてこの1つとして建て替えについては、現在の施設を撤去してその場所に新築をすると聞いているわけではありますが、設計についてのプロポーザルの結果とか、その辺りはどうなったのかということ。それから、地元の意見や要望事項は、どのようにこれに反映していくのかということ。また、その次として、この施設の活用については、どのような要望があるのかということ。こういった辺りを地元との協議の中で随分と詰めてこられたんだろうと思うんです。

そして2点目がこの公民館の完成までのスケジュールというものをお聞きします。今美作市は、萩原市長はじめ、公民館活動というものに力を入れておられまして、北は大原、南は英田と、そして中ほどでは湯郷にも立派な公民館がありますし、それから作東の公民館、勝田も含めてありますけれども、その公民館活動をこれから展開していくのに、やはり皆さんが使いやすい施設、そして災害等にも十分配慮した、あるいはこの度のコロナ禍問題についても十分配慮した建物になるのかどうかと、そういったことを含めて総合的に聞いていきたいと思っておりますので、1回目の質問といたします。

議長（岡本 泰介君）

福田教育長。

教育長（福田 昌弘君）〔登壇〕

それでは、作東公民館の改築工事に向けた、現在の進捗状況につきましてお答えします。

作東公民館設計監理業務プロポーザル実施要領、作東地域の水害等災害に対する安全性の確保や木材利用を促進することでの、地域経済の活性化等の技術提案のテーマ等を示した、作東公民館設計監理業務プロポーザル参加表明書等作成要領を本年6月3日に公表し、3社から参加表明者の提出を受けております。

7月14日に、書類による第一次審査、3社共が提案した美作市産材を活用した木造の公民館について、8月6日にプレゼンテーションによる第二次審査を行い、岡山市に本社がある株式会社宮崎建築設計事務所を最優秀技術提案業者に選定し、8月20日に作東公民館設計監理業務委託の契約を締結したところでございます。なお、建物の場所と概要につきましては、地元の皆様の御意見をお伺いしながら、設計業者と煮詰めていくこととなりますが、既存公民館の敷地内に、主構造を木造二階建てとし、延べ床面積約1,000平方メートルの建物を考えております。

水害に対する安全面につきましても、建物の床レベルを作東中学校のテニスコートより高くなるようかさ上げすることや、電気設備を2階部分にするなど、安全対策に努めた設計を考えております。

施設概要としましては、会議室、大ホール、和室、調理室といった基本的な施設はもとより、エントランスやホワイエ等の共用部分を広く取り、ユニバーサルトイレ等の採用により、幅広い年齢層において誰もが気軽に立ち寄れる施設になるよう考えております。

次に、完成までのスケジュールにつきましては、早急に地元利用者等の意見、要望について最終調整を行

い、実施、設計に反映させてまいりたいと考えております。

令和3年度早々には解体工事を含めた工事一式を発注し、同年度内での完成を目指し取り組んでまいります。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

山本雅彦議員。

10番（山本 雅彦君）

設計業者が決定しておりまして、現在地元の意見を反映させながら最終的にこれを仕上げていくという御答弁でございました。

防災面ということ言うと、平成21年に水害もあったわけでありまして、その高さというものが建築用語でGLとか言うんですかね、違うんですかね。その高さがやっぱり（聴取不能）よりも高くないとどうかなと思うんですけども、その辺りはテニスコートよりも少し高めにするという、少し高めというのが1メートルなのか2メートルなのか分かりませんが、その辺りはその当時の状況を踏まえた高さに設定していただきたいと思うんです。

1つ私が気になったのは、美作市産材を主に使うということの御答弁でございましたけども、どの程度市産材を活用できるのかということなんですね。割合にして、例えば30%とか、50%とかあるかと思うんです。これは建築設計のほうで最終的に仕上げていかないと分からないところもあるんですけども、私はできるだけ美作市内の業者の方から市産材を活用していただいて、この建物にしっかりと使っていただきたいと思うんです。その辺りを改めて2回目にお尋ねしておきたいと思います。

議長（岡本 泰介君）

福田教育長。

教育長（福田 昌弘君）〔登壇〕

先ほども答弁いたしましたとおり、株式会社宮崎建築設計事務所と作東公民館設計管理業務委託の契約を締結したところでございます。地元の皆様の御意見をお伺いしながら、設計に反映させてまいりたいと考えております。

そこで、市産財の活用におきましては、現時点でどの程度活用できるのかを、数字的なものでお示することはできませんが、できるだけ多くの市産財を活用できるよう設計に反映してまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、詳細な設計ができましたら、その概要を議員の皆様にご報告してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく申し上げます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

山本雅彦議員。

10番（山本 雅彦君）

決まってるようで、これからなんだという、早い話がそういう話なんですけど、令和3年度に完成をさせるんだということから、地元の意見を集約して要望したもの、あるいは先ほど申し上げた市の檜産材をどの程度使っていくのかということ、そういったことはできるだけ早く決めていかなければならない。今年中には大方のものが決まっていけないと難しいんじゃないかと思うんですけど、そういったスケジュールでいくんだということを受け取ったらよろしいでしょうか。いや、またあとで答えてくれたらよろしいが。そういうことで私のほうはこの質問は終わりたいと思うんですけども、そここのとだけもう一回最後に答弁をしていただけますか。

今申し上げた、大体のものが出来上がってくる時期ですね、あるいは市産材をいつ頃までにどの程度使え

るかというのが分かってくると思うんですが、それを今年中くらいで考えていく必要があると私は思うんですが、その辺りはどうお考えかということです。

議長（岡本 泰介君）

福田教育長。

教育長（福田 昌弘君）〔登壇〕

具体的な数値についてはまだ分かっていないという答弁をしましたがけれども、極力年内に数値がお知らせできるような形で調整をしてみたいと思いますので、よろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

山本雅彦議員。

10番（山本 雅彦君）

ということで、教育長のほうから年内には具体的なことをお示しできるだろうという御答弁がございましたので、またその時にはよろしくお知らせのほどお願いしたいと思います。

では、議長2項目めに入ります。

議長（岡本 泰介君）

2項目めに入ってください。

10番（山本 雅彦君）〔質問席〕

2項目めは、国道179号線江見地内の大還橋について、ここに右折レーンを設置して交通渋滞の緩和に努めたいということで、県のほうからは随分前にお話を聞いたことがありますけども、具体的にどの程度これが進んでいくのかということ、その辺りを改めて確認をしたいのでありますけども、私が聞いておりましたのは、令和2年度つまり本年度で設計等を行って、令和3年度より工事を着手していく計画でいるんだということは以前お聞きしておりますけども、この計画で変わりがないのかどうか。

また、2点目として、その大還橋下の井堰については、これも従来からの懸案事項でございますけども、改修ができる予定になっているんだという地元の協議もありますけども、そういうふうにはいるんですけども、これは萩原市長のほうも少し力を入れてやっていくんだということを前におっしゃっていただいたので、この辺りのことについて、事業費用を含めて現在の状況はどうなってるか、また地元水利組合等との協議についてはどの程度進んでいるのか、この辺りをお尋ねしておきたいと思います。

議長（岡本 泰介君）

小林建設部長。

建設部長（小林 英樹君）〔登壇〕

それでは、大還橋井堰の拡幅、それから井堰の改修ということでお答えさせていただきます。

大還橋については、平成27年に地域関係者と学校関係者から川北地区の国道179号線と県道作東・大原線の分岐付近の渋滞、通学路の安全確保についての要望を受けておまして、橋の拡幅が必要であると県に要望したことにより、県も重要案件として工法等の検討を重ね、今年度より事業化されております。

議員の発言にあります通り、橋りょうを拡幅し、右折レーンを設けるために「今年度は詳細設計を行っており、予定では令和3年度に着手、令和7年度の完成を目指す」と岡山県からは聞いております。

市といたしましても、地元関係者等との調整など、早期完成に向けて協力してまいりたいと思っております。

また、大還橋の固定堰につきましては、平成21年災の江見地区の浸水被害から課題となっているところでございます。昨年度より現地調査や、転倒堰やポンプ化の比較検討を行っております。固定堰の解消は江見

地区の浸水要因を減らすために、防災上の観点で取り組んでおり、関係水利組合の代表や、江見自治区の一部の方と協議をしていたところでございます。

現在は、工期、事業費、取水能力、慣行水利権、既存水路等への影響を勘案いたしまして、ポンプによる取水が最適ではないかと判断しており、受益者全体に説明できる準備を致しております。

なお、今議会の補正予算には、実施設計費用を計上させていただいております。令和3年度の着手を目指し、関係者協議を進めていきたいと考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

山本雅彦議員。

10番（山本 雅彦君）

建設部長のほうから具体的な説明も頂きました。

令和3年度に橋のほうは着工して、令和7年度に完成の予定であると。そうすると4年間ほどかかるわけでありまして、ずいぶん長くかかるなと思いますけれども、橋を架け替えることを思えばその方がいいのかなということでありませうけれども、当初は架け替える話もあったようでありまして、いろんな関係でこうなったんだろうと思います。できるだけ早く完成するようによろしくお願ひしたいと思いますが、この橋りょう工事の全体の予算というのはどのくらいなのかなと思うんです。ちよくちよく市民の方から聞かれますので、今分かればちよとお知らせいただいたらなと思うんです。

それから、井堰についてでございますが、これも前向きな答弁がありまして、この令和3年度の着工を目指すと、またこの議会で補正予算に実施設計の費用を計上してるということでございました。井堰についても、令和3年度に着工ということでありまして、関係者との協議をできるだけ早く進めていただいて、まだ出来上がったものではないと思っておりますので、予定通りの着工をしていただくようお願いしたい。

そこで1つお尋ねしたいのは、私詳しくは分からんのですが、ポンプによる取水というのはどういうものなのかということ、ちよと参考までに教えてやってください。用水の話です、水利の関係ですよ。

そして、この事業、つまりこの井堰の事業についても全体的な予算というのはどのくらいなのかということ、その辺りを2回目の質問にしておきたいと思ひます。

議長（岡本 泰介君）

小林建設部長。

建設部長（小林 英樹君）〔登壇〕

それでは、まず大還橋についてでございます。

こちらは県事業ということになります。安全・安心な道路整備として、早期完成に向けて協力していきたく思っております。なお、全体事業費といたしましては、岡山県より約5億1,000万と聞いております。

続いて、大還橋井堰のほうでございます。こちらのほうも浸水リスクの低減のため、水利組合等の関係者と協議を進めまして、早期完成を目指していきたいと考えております。

ポンプによる取水ということでございますが、近くでありますと平福のほうと同じ河川の下流からポンプによる取水をしております。現在の容量と慣行水利権というのがございます。こちらのほうの水利を賄えるような形で水中ポンプによる取水というようなことで計画しております。

なお、全体事業費は井堰の撤去費を含めまして、全体で2億円を見込んでおります。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

山本雅彦議員。

10番（山本 雅彦君）

非常に単純明快に質問しておりますので、答弁も単純明快にさせていただいておりますよね。非常に分かり易いと思います。

今ございましたように、水中ポンプですかね。平福も確かに聞いたことがございます。ただ、水害等があったときには、かなり土砂がたまったりして、なかなか正直大変なんだというようなことも聞いておりまして、そういった心配がないようなやり方ができるのかな、どうなのかなと、そんな気もするんですけども、その辺りは私は専門家じゃありませんけども、そういった問題がないような形ができるのなら、それはそれでいいのかなという気がしますが、そこら辺り少しよく研究していただきたいと思います。

事業費そのものが約2億円というのが、井堰の関係でございますけども、この事業にいたしましても随分昔からこの話がありまして、やっとここまでできたのかなと思いますけども、地元の方もいろいろと御苦労されながらここまで話を進めて来られたと思いますので、令和3年度に着工ができるようにしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

議長、2項目めはこれで終わらせていただきます。

議長（岡本 泰介君）

それでは、3項目めに入ってください。

10番（山本 雅彦君）

これは、昨年の定例会でも質問したわけでありまして。確か昨年も6月だったか、9月だったか忘れましたが、その頃ですね。ため池についての質問をさせていただいております。

今回は、ため池の改修についてということでございますが、特に近年の豪雨災害等で、ため池の貯水能力というものが、大幅に減少しているわけでありまして。中には貯水量の半分くらいまで土砂が堆積しておりまして、台風などの大雨のとき、非常に危険な状況にあるわけでありまして。

こうしたことから、ため池の水利組合などからも心配をされる声も上がってきているわけでありまして、このため池をしゅんせつをしたくても、なかなかできないんだと。なぜできないのかということ、なかなか費用がかかるんだと。簡単にはできないんだということで、費用面の負担も非常に大きい。最小限で言うと、今市の補助金の関係で言うと、50万の工事で25万ということが言われておるわけでありまして、その25万円を負担するのもなかなか、例えば受益が2件、3件であれば大変でありますけども、そういった小さなため池から大きなため池までいろいろあるわけでありまして、その辺のしゅんせつをする場合の費用の負担が大変なんだと。あるいは、県事業とかそういったものもあって、活用できるものもあるんだが、手続き上大変面倒であるというようなこともありまして、こういったことで支援策としてはどのようなものがあるか改めてお尋ねしておきたいと思います。

また、暴風災害などに対して、災害予防、災害復旧などに備えるために、私は確か平成29年の9月議会で、こういったことに対応するための基金を設置してはどうかということを提案をした記憶がございます。これは太陽光等の償却資産も含めてそういった固定資産税等を活用しながらできないのだろうかという、そういう提案をしたわけでありまして、これは本定例会の初日で、市長が所信表明でおっしゃいましたけども、仮称ではありますが、産業基盤強靱化基金という、そういうものの創設に向けた検討を進めるということでございました。ちょっと念のためにお聞きするんですけども、これは強靱化基金というのは、その基金のことだろうと思うんですけども、こういう名称になると、対象も広がるだろうと思うんですけど

も、それはそれで、所信表明にもございますように、農業とか林業とか、そういったことにもしっかり使っていくということでありましたので、この中でおっしゃっていらっしゃった、固定資産税の増加分ですね、今後見込めるであろう増加分の一部を充てたいということ。その意味を少し考えているわけでありませうけども、ここの意味を少しお聞きしたいのと、それから基金の名称について、私は何でもいいんだと思ってるんですよ。ただ、強靱化という少し国の政策のような感じがして、少し大きいかなと思ったりしながら、基盤整備の特別基金とか、そういった名称でも十分いいのかなと思ったりするんですが、これについては適当な名称をお願いしたいと思います、今の現段階でこのことについて、改めて市長のお考えもお聞きしておかなければいけないかなと思いましたので、合わせてお尋ねをしておきたいと思えます。

ため池について、2項目めの質問でございます。

議長（岡本 泰介君）

小林建設部長。

建設部長（小林 英樹君）〔登壇〕

それでは、まずため池の改修についてということで、過去3年間の改修としゅんせつの状況でございます。

ため池について過去3年間に行われた改修工事につきましては、2件ございます。平成30年度に白水地内での全面改修が1件、令和元年度には中尾地内で波止めブロックの改修を行ったものが1件ございます。次にしゅんせつにつきましては、過去3年間では該当がございませんでした。

次にため池の改修及びしゅんせつに係る補助制度でございます。

まず、国庫補助事業では、地震対策や一般整備などの目的により、10のメニューがあり、採択要件や地元の負担率がそれぞれ分かれておりますが、地元負担金につきましては、平成30年度に分担金徴収条例施行規則を改正し、実質の上限を5%といたしております。また、県事業では国庫補助の対象とならない小規模なため池補強についての償還助成事業というのがございまして、こちら地元負担は実質5%となっております。

次に、ため池のしゅんせつにつきましては、県補助の小規模土地改良事業の中のため池周辺整備事業がございまして、採択要件といたしまして、1つ目は受益戸数が2戸以上。2番目にしゅんせつの土量が500立方メートル以上。3点目といたしまして、工事費が100万円以上。4番目にしゅんせつした土でございますが、これを田んぼの客土や農地造成などに利用いたしまして、残土として捨てるということができない条件となっております。地元負担といたしましては、同じくこちら5%となっております。これらの条件に合致しない小規模な場合は、農業施設全般に使える市が単独事業にて行っております工事費の2分の1の補助、上限が25万円でございますが、こちらの事業で対応させていただいているところでございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

議員お尋ねの、仮称でありますけども、産業基盤強靱化のための基金ということになります。

まず、この基金の役割が大きく分けて2つあると思っておりますが、農業施設等についても当然でありますけども、災害との関係が出てまいります。安全を確保する。かつてで言うと、農地を守るという意味の災害は農地が受益者になりますけども、町を守るために農業基盤を改善しなきゃいけないというような時には、やはり市として、災害受益と農業受益は違うということに着目しながら、そこを何らかの形で公的に支援をせざるを得ないと、そのための基金が必要だろうということで、もともとを言いますと、太陽光発電パ

ネルに課税することによって、そういう資金を生み出そうということになってるわけでございますけれども、議員の一昨年のお尋ねにあったとおり、太陽光パネル発電税ができる前にすでにもう需要が生じているわけでありまして。現実には、来年、今年の実設計予算からその負担はもう当然生じているわけでありまして。細かいこと言いますと、昨年度に配備をしました移動式のポンプなんかも、当然実はその中に入ってるわけでありまして、そろそろそういったものに対する資金的手当てを取りあえずは、太陽光発電事業が開始をされたことによって固定資産税が増加しておりますが、増加の一部、一部というのはどういうことかという、少なくとも全部を出しますと、75%は国に取られてますんで、とても無理ということでございまして、25%以内が増加をしてる部分になります。その中の全部かどうかについては、必要な出費との兼ね合いも考えながら調整をさせていただきますけど、いずれにしても25%以内しかこれはもう基金に充てることはできないということで、上限として25があるんだという意味で一部と言わせていただいているというのが背景であります。

一方で、産業の基盤強化というときに、例えば今回の議会においてこれも御提案申し上げてるところでありますけれども、大原農業振興センター、なんとなく（聴取不能）を改定をし始めている。立ち直ってきてはいる。しかし、今後のもち麦生産の基盤を強化するに当たって、どうしても農協依存のシステムではなくて、もち麦をほぼ占用的に扱うことができる倉庫が基盤として必要だということで、それがためにどうするかということでありまして、食用じゃなくて、種子でこれを対応するほうが圧倒的にコストも安いというふうな事例が出てきている。農業基盤あるいは林業基盤を整備するに当たり、民間の方々や市と協調して種子を頂戴しながらやりたいという声は現実には高まっていることから、これも両方合わせて産業基盤強化と、取りあえず呼ぼうということにさせていただいているというのが今の状況であります。

名前に別これにこだわることは全くないんですが、なかなかそれとて、すっという名前が思いつくことにもなっていないということであります。何か御提案がございましたら、柔軟にそれをお聞きをする中で名前については考えてまいりたいと思います。

どうぞ御理解いただき、御支援いただきますようお願いをして、答弁いたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

山本雅彦議員。

10番（山本 雅彦君）

最初、建設部長から過去3年間におけるしゅんせつ等の要望がなかったと御答弁がありました。これはため池の管理をされてる方、受益者ですね、そういった方々から要望がなかったということなのか、あるいは、それとも他に要望をしづらい原因があるのか、その辺りを改めてお聞きしておきたいと思っております。

また、補助金についてでありますけれども、分担金の徴収条例の施行規則を改正をされたということで、使い勝手が少し良くなったということでありますけれども、地元負担が実質5%という事業、こういった事業の上限ですね、どのくらいの工事費までそういうとこに該当するのかどうかということ、また県補助の地元負担金の実質5%事業についての内容ですね、なんか聞いたところでは随分償還が長いものがあったりして、なかなかそれを管理する人が大変なんだというようなことがあったんですけど、この辺りの内容について改めてお聞きしておきたいと思うんです。

今さっき、答弁ございました小規模土地改良事業のため池周辺整備事業については、500立米以上とか、残土処分ができないとか、そういった制約もあるわけでありまして、あまり使い勝手がよくないんだと思うんです。そういったことでもう少し使い勝手の良いものにならないのかなという、県の事業でありますから、難しいかもしれませんが、そういったことの対応が難しいのかどうかということ。

また、最後のほうにありました、市の単独事業について、工事費の2分の1補助で、上限が50万円、つまり25万円の補助ということになるんですけども、この25万円の補助というのは50%ですよ。ですから、例えば50万円までの工事という、なかなかないんですけども、100万円までの工事でも50万、2分の1にするとか、市独自の補助制度ですから、そういったふうに、例えば50万までの工事なら75%までしようとか、100万までの工事なら、50%みましたとか、何かもう少し受益者があるいはため池の管理者がそれならやってみようというふうに言えるような補助制度、やっぱり考えていかないとなかなか手が出ないと思うんですね。

だから、先ほど建設部長が最初におっしゃったように、要望がなかなか出しにくいんだと。やりたいんだけど、なかなか出しにくいんだということにつながってくると思うんですね。ですから、できるだけ受益者の方がやりやすいような補助制度に変えていかないと、なかなか難しいだろうと。これはもう最初に申し上げたように、これは確かにため池ですから、農業用水に使うわけでありまして、反面、災害の予防にもなるわけでありまして、貯水率を高めていくことによって、河川への水の流入が緩和されていると。調整池ということになるわけですね。そういった意味で言うと、災害予防にもつながっていくということでもありますから、先ほど市長がおっしゃった、その基金の活用も、そういったところにも当然あっていいんだというのかなと思うんですね。ですから、そういうことで申し上げましたけども、それらを踏まえて2回目の答弁をお願いしたいと思います。

議長（岡本 泰介君）

小林建設部長。

建設部長（小林 英樹君）〔登壇〕

それでは、2回目の御質問でございます。

まず、しゅんせつの要望がなかったのか、事業化されない要因があるかといったことであります。過去3年間で申し上げましたが、少し遡りまして10年程度見たんですけども、やはり要望というのがなかった状態でございます。ため池のしゅんせつにつきましては、今までも何件か問合せはございますが、事業化といったところには至ってないのが現状でございます。

県補助の小規模土地改良事業では、しゅんせつの量が500立米であることや、土が有効利用で残土として捨てられないといったことの条件が厳しいことも1つの要因ではないかと考えております。

それから、改修事業の最低最高金額などということと、県の補助事業の内容ということでございます。

まず、国庫補助のため池改修事業は、メニューによりまして、受益面積が2ヘクタール以上であったり、事業費が800万円以上などの採択条件もございます。ただ、上限のほうの金額ということは設けてございません。

次に、県補助の小規模ため池補強事業、元利償還助成につきましては、ため池の補強のための改修が対象でございまして、事業費等の制限は、こちらございません。事業費は5%が地元負担。45%が市の負担で施工する事業で、残りの50%が県の補助となっております。この県の補助の一部を一旦地元が日本郵政金融公庫から借入れをしていただき、その後の償還に対して、毎年県が地元にも助成するという形で元利償還助成事業という呼び方になっております。このため、費用負担は5%でございますが、役員の方には最長18年間の償還事務をしていただくという必要がございます。これは裏返せば18年間営農継続をしていただきたいという意味もあるのかなと思っております。

実際の事業といたしましては、先ほど直近3年間の案件を例にとりまして申し上げますと、白水の全面改修が市内では大規模な例になります。国庫補助の農村地域防災・減災事業を活用いたしまして、事業費が1

億4,860万円かかっております。受益者負担はこの場合3%、額にいたしまして442万円が地元負担となっております。小規模な事例といたしましては、先ほどの中尾地内の部分改修が、県事業の小規模ため池補強事業を活用いたしまして、事業費439万円、受益者負担が5%で、金額といたしましては22万円という事業となっております。

次に、市単独事業の上限について引き上げられないかということでございます。国、県の補助の採択基準に合致しない場合の市の単独事業で、工事費の2分の1かつ上限25万円の補助事業でございますが、ため池のほか農道や水路改修等にも利用でき、年間30件程度の利用がございます。平均では約15万円程度の補助額でございますが、利用者のうち約3割は、上限の25万円となっております。

現制度は平成24年に改正いたしましたもので、以後の工事費等の上昇も考えられるところでございます。今後の利用実績や要望等聞きしながら、限度額の見直しについて研究していきたいと思っております。併せて、県のしゅんせつ事業の利用がないという実態のほうも、精査いたしまして、必要があれば採択条件の引下げについても、県へ要望していきたいと考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

山本雅彦議員。

10番（山本 雅彦君）

私、通常一般質問では3回目の質問は用意しておりません。したがって思いつくことを言うんですけども、先ほど建設部長が、非常に前向きにこの25万円の補助金の関係ですね、こういったこともおっしゃっていただいて、今後利用実績の分析や要望等をということですが、利用実績がどんどん増えるようにするためにこういうことを提案申し上げてるわけでありまして、これをさらに拡充していくことによって、さらにこれを利用される方が増えてくると思うんですよね。ただ、問題は財源の問題でありますし、また、限度額の見直しについてもどのようにそれを設定していくか、非常に難しい問題だろうと思うんです。これは先ほど申し上げた基金も活用できるわけでありまして、今定例議会で市長が提案されております、法定外目的税、これも活用できるものだろうと思います。そういった意味合いからすると、原資そのものは、今後いくらかでも確保されていくだろうと思いますので、思い切った見直しをしていく必要があるんじゃないかと思うんですね。

今の県のしゅんせつ事業につきましても、利用実績が少ないということは、使い勝手がよくないということでありまして、例えば先ほど話がありましたように、18年間もそこをずっと管理するというのは、かなり大変なことであります。そういったことも含めてしっかりと改善できるところは改善をしていく要望をしていく必要もあるし、また、市としても対応できるものはもう少し柔軟に対応していく必要があるんじゃないかと思うんですね。

そういうことで、これは建設部に限らず、農地の関係を含めたことになりますから、経済部もそうでありまして、そういったところがしっかりと農業振興課辺り考えていただかないと、建設部だけにこれをお願いするというのではなくて、全体で考えていただきたいと思うんです。

そういうことで、これは最後に、市長、限度額の見直しについて、建設部長はできるかな、できんかなと思いつながら答弁されたらと思うんですけども、市長としてはどうお考えになるか、そこを最後に聞いておきたいと思っております。

議長（岡本 泰介君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

財政の規律は必要であります。しかしながら、財政規律につきましては、今議会でも所信表明等でも申し上げましたし、あるいは監査委員のほうから報告がまさにあったように、マクロ的な財政規律が非常にしっかりしてきていて、したがって将来負担比率で言えばもうゼロになって、実はもうマイナスというか、貯金ができているという状況であること。加えて議員もおっしゃったように、太陽光パネル発電税、法定外目的税でありますけれども、これも時間が経過する中で、実は特定納税者の数も増えてると、あるいは特定納税者に近い方も増えてるということで、相対として言うと、当初設計した約1億円弱から、1億2,000万程度に、たられればの話でありますけれども、総務省にお認めいただければ、財源として増えてくるわけでありませぬ。

そこで、この税につきましては、当然でありますけれども、1億円弱の世界のときに、これと、これと、これをやるんだということで想定をしておいた部分がありますけれども、その想定の中に実は、ため池等については、十分に反映できていなかった。そういう状況もございました。今、御指摘がございましたように、ため池についてもいわゆる防災受益、ことに河川に対する圧迫というか、負担を軽減するという意味では、調整池と同様の効果があるということであれば、まさに太陽光パネル発電税の用途として、非常に妥当性が高いと思うわけありますから、そのどのようふうにお金を巡らすかについては、様々なセオリー的な工夫がございますけれども、それを念頭に置きながら制度改善を図っていくということだと思っております。そういう意味では、私としてもなんぼにしたらいいかについては、即答はできませんけれども、例えばそれが25が50になったところで、今申し上げたような財政状況の中で十分に吸収できると考えている、そのように御答弁を申し上げておきます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

山本雅彦議員。

10番（山本 雅彦君）

総括。

市のメニューでいきますと、分担金の徴収条例の施行規則を改正をしたということでございますので、その辺りが一番手っ取り早い話なんですよね。ですから、その辺りを改正、次の改正を目指してしっかり検討していただいて、できるだけ早い時期からそれができるように、お願いしておきたいと思っておりますよね。

この辺りをしっかりと取り組んでいながら、少しでも農家の負担を減らしていくということを考えていただきたいということでございますので、よろしくお願いをしておきたいと思っております。

議長、続けますか。

議長（岡本 泰介君）

10分間休憩します。

午前10時56分 休憩

午前11時06分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に続き会議を開きます。

それでは山本雅彦議員、4項目めから一般質問を続行してください。

山本雅彦議員。

10番（山本 雅彦君）

コロナ禍時代、ウイズコロナでございますけれども、このコロナ禍時代に向けて今後どういった取組を各

部局でされるかということでございます。

このウイルスとの闘いというのは、古代からずっとあったわけでありまして、人類の歴史上、常にウイルスとの闘いであったということでもあります。日本においては、これも特に日本は江戸時代は鎖国をしてた時代でありまして、案外外からウイルスが入りにくかったんですね。だから300年近く続いたわけでありまして、ただ、その中でも長崎の出島なんかでは交易しておりましたから、結構ウイルスが入ってきて、日本中に感染が広がったと、歴史的に大勢の方が亡くなっているのが数回あったように聞いております。広く日本に感染が広がってきたという、時代が時代だったわけでありまして、なかなか原因が分からず、流行り病というか、そういったことで恐れられていたということがあったようであります。今日ではその原因が究明できて、対処方法、治療方法、ワクチン等が開発され、またその対応ができるようになったわけでありまして、もう一步、ワクチンは時間がかかるようでありまして、ワクチンも、治療薬もですね。ただ、日頃から、これからはコロナのウイルスと我々は付き合っていくとけない。また、そうこうしているうちに、さらに進化したウイルスも出てくるかもしれない。そういったことを常に念頭に置きながら私たちは暮らしていかなければならないと思うわけでありまして。

そういったことで、今回のコロナ禍について関係の各部の取組について一通りお尋ねしておきたいと思っております。これについては、昨日15番・16番議員も質問されましたので、重複するところは避けてお尋ねしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（岡本 泰介君）

遠藤経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

コロナ禍時代への対応ということで、新型コロナウイルス感染症の影響に対する今後の経済対策について答弁させていただきます。

現在各世帯に送付した「使って応援！がんばろうみまさか地域応援商品券」を、市内の事業所で御利用を頂いております。また、ひと月の売上高が、前年同月と比較して5%以上減少した事業者に対して、法人20万円、個人10万円の給付金を交付しております。また、売上高が20%以上減少した中小事業者に対する無利子貸付制度である「新型コロナウイルスに負けるな貸付金」は、期限を定めておりませんので、現在も御利用いただけるところでございます。国の雇用調整助成金の交付を受けた事業者には、助成金の20%を加算交付している「新型コロナウイルスに負けるな給付金」につきましては、国の緊急対応期間の再延長ということで、12月まで延長される見込みということですので、これにつきましても、12月まで再延長すると考えております。

また、本9月定例会提出の補正予算に「事業継続応援給付金」と申しまして、特に被害が大きい業種の事業者を対象とした重点給付金としまして、3,000万円を計上しております。被害が大きい業種を中心に支援してまいりたいと考えておまして、まずは宿泊業、道路旅客運送業を支援するというようにしております。

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない状況であることから、事業者の方へのアンケート調査や、聞き取りによりまして、被害状況の把握に努め、事業を継続していただくために、特に影響が大きい業種などへの支援を追加実施したいと考えております。

また、特に農業については、米価の動向に注意したいと思いますし、観光振興のための誘客対策については、新たな生活様式に添ったスタイルに対応するよう、美作市観光振興協議会などの団体と協議を進めてまいりたいと考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

江見保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

次に、保健福祉部のほうから今後の取組について報告をさせていただきたいと思います。

市民の皆様へ感染拡大予防の啓発を行うとともに、台風襲来等における、避難所の開設も含め、マスク、消毒薬等の衛生用品の備蓄などを進め、安全・安心の強化を図ってまいりたいと考えております。

また、ウイルスの蔓延が予想される冬季に向けて、地域の医療が、新型コロナウイルス感染症に対応可能な状況を維持するためには、他の感染症の拡大防止が必要となりますので、少しでも多くの皆さんがインフルエンザ予防接種を受けていただけるよう、啓発に努めてまいります。

そして、市民の皆様や、医療、介護施設、学校等において、必要とする活動が継続できるよう、抗原、抗体、PCR検査を希望される方に無料、または一部自己負担で検査を受けることができる「新型コロナウイルス抗体検査等事業」を開始しておりますが、今後必要に応じ、内容も充実させ、感染症拡大防止及び市民の不安の軽減につなげてまいりたいと考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

春名企画振興部長。

企画振興部長（春名 信明君）〔登壇〕

企画振興部では、今年4月以降、人同士が直接対面しなくても、対面に近い形でコミュニケーションの取れるパソコンやスマートフォンを使用するウェブ上のリモート会議を導入しておりまして、これまでに50回以上、現在も開催が継続しているところでございます。

ウェブ上でのリモート会議の利用環境につきましては、現在のところ本庁舎の一部に限られておりまして、そのため今後の対策として、各部署の環境整備に関する補正予算案を本議会に提案させていただいております。今後増加する可能性のあるリモート会議に対応できるようにしてまいりたいと考えております。

三県境地域創生会議では、既に災害時の相互支援について協定を締結しておりますが、この度、さらに新型コロナウイルス感染症等に関する医療品など、消耗資材の提供の相互支援を行うことを追加し、協定書の変更を行ってるところであります。

体育施設の利用につきましては、感染予防対策のため、3月から県内外、隣接市町村の状況を踏まえ、一部中止、利用を制限しているところでございます。施設の利用に当たりましては、利用者が遵守すべき事項、運動を行う際の留意点等を確認していただいた上で、これまでのように手指消毒や換気、マスクの着用、消毒液などによる消毒などの対策に加え、美作ラグビーサッカー場と、武蔵武道館には、入場時点での発熱者の有無を確認するため、サーマルカメラを設置するなど、さらなる感染予防対策を行いながら、安全に御利用いただけるよう取り組んでまいります。

なお、一部利用を中止しておりますのは、美作アリーナ2階のトレーニング室などでありまして、密閉、密集、密接の軽減のための施設の改修と、器具の点検、更新を行った後に感染状況を踏まえて再開を検討してまいりたいと考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

高山消防長。

消防長（高山 宏明君）〔登壇〕

私のほうからは、消防本部の取組について御答弁をさせていただきます。

消防本部の取組につきましては、消防業務に影響が出ないよう、感染リスクが高いことを自覚した行動を

とるように、職員の感染防止の徹底、特に救急現場での新型コロナウイルス感染症へ対応する職員への感染防止の徹底を図ることを指示しております。

さらに現場に対応する職員に対して、抗体検査等の検査体制、体温測定、体調の確認など、健康チェックを行っているところでございます。

また、119番通報入電時に「発熱」のキーワードがあれば、受付時に新型コロナウイルス感染に関する聞き取りを行い、隊員には、高機能マスク（N95マスク）ですが、を装着して出勤をしておるところでございます。さらに帰署後にはその都度救急車内の消毒を行っております。

基本的には、新型コロナウイルス感染者の医療機関への移送につきましては、県、保健所が受け持つこととなっておりますが、移送の依頼が来た場合には、関係者と密な連絡体制、情報共有を図り、対応することとしております。そして、懸念される事案に対応したときは、対応に当たった職員の抗原、PCR検査等を実施し、保健所の助言を仰ぎながら、職員の健康管理を徹底しようとするものでございます。

今後もこの体制を維持し、県、保健所等の関係機関と密接な情報共有を図り「うつらない、うつさない」を念頭に置き、活動してまいります。万が一、職員の感染が発生した場合には、新型インフルエンザ対策業務継続計画に基づき、業務の継続を行ってまいりたいところでございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

千原危機管理監。

危機管理監（千原 善弘君）〔登壇〕

私からは、危機管理室から今後の対策への取組について答弁させていただきます。

危機管理室といたしましては、現在台風シーズンを迎えておりますが、先の臨時議会で承認を頂きました補正予算で、移動式エアコン、サーマルカメラ、簡易トイレ等、そして現在は保健福祉部から拝借しております、非接触式体温計や手指消毒液等につきまして、避難所専用の物品の購入を行い、避難所内における新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、努めて参りたいと考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

福田教育長。

教育長（福田 昌弘君）〔登壇〕

今後の教育委員会の取組についてお答えいたします。

美作市内の小中学校につきましては、感染予防に配慮しながら学校での教育活動を継続し、手洗いや咳エチケット、換気といった基本的な感染症対策に加え、感染拡大リスクが高い「3つの密」を徹底的に避けるために、身体的距離の確保、こういった「新しい生活様式」に基づいて、学校を含めた社会全体が移行すること、これが必要不可欠となっております。学校における基本的な新型コロナウイルス感染症対策などについて、国から示されている「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に従って、感染症対策を各校で行い、安全に配慮しながら学校における教育活動を進めてまいります。

感染拡大により、学校が臨時休業になった場合でも、学びを止めないために、タブレットやパソコンで学習が可能な、ドリル教材の導入や、オンラインでの教材活用や指導が行えるよう、一人一台端末導入時における対応や、機器操作について教員の研修を現在行っているところでございます。

また、幼稚園、保育園、こども園につきましても、サーマルカメラ等を設置して、園児等の体調管理に努めてまいります。さらに、保、幼、小中学校において、新型コロナウイルスの感染者が発生した場合に、対応が速やかに行えるよう「対応マニュアル」の作成を進めておるところでございます。

また、教職員等の健康状態を把握し、体調不良の場合には休暇、早退など、柔軟な対応が実施できるよう

な体制を取るように、学校長宛てに通知を行っているところでございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

景山市民部長。

市民部長（景山 二男君）〔登壇〕

それでは、市民部での対応について答弁をさせていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症に関しまして、誤った情報による誤解や偏見、いじめ等不当な差別を行うことは許されません。また、SNS等で投稿や書込みなどでは、誰もが情報を発信できるため、誤った情報に惑わされて、誹謗中傷や、風評被害を発生させないことが大切であります。冷静な行動に努めまじょうと呼びかけを行っているところでございます。

それでは、市民課におけるコロナ禍時代への今後の対応でございますが、窓口での3密を避けるため、マイナンバーカードを利用した住民票、印鑑証明の証明書の発行について、時間や場所を選ばず、全国のコンビニ等で交付が受けられる、コンビニ交付サービスを令和3年4月から開始いたします。新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に加え、住民サービスの向上、マイナンバーカードの普及につながるものと考えております。

次に、税務課における対応ですが、新型コロナウイルス感染症は、社会や経済に大打撃をもたらしております。感染防止のため、休業や外出自粛要請など、事業所や個人の収入が大きく減っております。このため、4月30日に新型コロナウイルス感染症等影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律、地方税法の一部を改正する法律が可決成立され、税金面から法人、個人の納税者を支援する緊急税制措置が施行されました。この措置は、収入が減少、前年同期比20%以上の減少をした事業所や個人に対しまして、無担保かつ延滞金なしで1年間納税を猶予するもので、基本的には徴収猶予の対象期間は今年の2月から来年の1月まででございます。地方税といたしまして、本市が賦課徴収する税目のうち、市民税、法人市民税、固定資産税などが対象となっております。8月31日現在で、法人14社、税額にいたしまして7,307万200円、個人が15名で、税額にしまして486万520円を許可しております。この夏の新型コロナウイルス感染症の感染状況を見ますと、早期収束は見込めないことから、来年に向け徴収猶予を認定した納税者、特別徴収義務者からの猶予分の徴収対策や、年明けから始まります申告相談の実施に向け、感染リスクを抑えるための対策を早急に研究していく必要があると考えております。

次に、くらし安全課における対応でございますが、市営バスはコロナ感染者が増えだした3月、緊急事態宣言が発令された4月、5月までの乗車人数は特に高校生の利用が多い勝田バス、英田バス、美作バスが高校の休校などの影響により、急激に減少し、対前年同月比で申しますと、最高76.5%の減少で、その他の循環線につきましても、外出を控える状況から、30%前後の減少となりました。6月からは徐々に回復しておりますが、昨年度と比べ厳しい状態でございます。タクシー利用補助につきましても、登録者は順調に伸びておりますが、4月、5月は不要な外出を控えられたことにより、減少したと考えられますが、6月は通常の利用者に戻った状態でございます。

新型コロナ禍の対策として、市営バスは、車内の消毒やマスクの着用また、運転席後部に飛沫感染防止カーテンを装着するなどの対策を行っております。また、各火葬場において、感染者の利用がある場合に備え、防護服、ゴーグルなどを配布しております。今後の新型コロナウイルス禍の状況が分かりませんが、万全を期した対応をしてまいりたいと思っております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

森元環境部長。

環境部長（森元 浩之君）〔登壇〕

環境部のほうから今後の取組についてということで、上水道課及び下水道課では、3月定例議会において御承認をいただきました、水道及び下水道料金の支払い猶予につきまして、現在のところ4事業者から猶予申請を受けておまして、9月7日現在で水道料金147万4,913円、下水道使用料135万6,300円を猶予しているところをごさいます、当分の間この猶予の制度を継続してまいりたいと考えております。

また、コロナ禍により、当初の予定より収入が減収する見込みであるため、本年度事業につきまして、可能な限り支出の抑制を図りつつ効率的、安定的な上下水道事業の運営に努めてまいりたいと思います。

また、環境課では国の緊急事態宣言発令時より、美作クリーンセンター施設内の換気や消毒、作業従事者のマスク、ゴム手袋の着用を徹底し、ごみの収集、分別の際の感染リスクの低減に努めているところであります。また、市民の方々に対しまして、再度家庭ごみの分別、捨て方について広報し、感染予防対策を講じてまいりたいと思います。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

山本雅彦議員。

10番（山本 雅彦君）

各部局から、一通り答弁を頂いたわけであります。先ほど申し上げましたように、昨日と重複しないように質問をするわけでありますけれども、まず経済部は非常によくやっていたらと思っております。昨日の岩江議員の質問でも、経済部長はよく調べておられまして、しっかりと答弁されておられました。かゆいところに手が届くというのはまだまだこれからだと思いますけれども、しっかりと現場を見ながら、あるいは情報を収集しながら取り組んでいただきたいと思うんです。経済学者とか、エコノミストといいますかね、そういう評論家の人たちから見ると、このコロナ禍の影響というのは、2年程度続くと言われております。経済が元に戻るまで2年くらいかかるだろうということでありますけれども、徐々に良くなっていくのは多分年が明けてからだろうと思うんですね。なぜならば、ワクチン等が開発された中で少し安心感が広がってくるだろうと思うわけであります。そういったことで、しっかりと今後も支援をしていかなければならない。まず、経済部としては、今回の問題の後、第1回目としては給付金とかあるいは貸付金、雇用調整助成金の上乗せとか、そういった対策をいち早くやっただきまして、非常に助かったという利用者の方もたくさんいらっしゃった。第2弾として、自営業者の方への給付金とか、このお盆前に配布されました市民の方々への1万円の商品券、これも非常に喜んでおられまして、主婦の方々もはじめ、盆前に助かりましたというような御意見もありました。もう少しもらえたらなという人もおられましたけれども、そのくらいが限度だろうということをごさいます、そういった市民の方の反応もあったようでごさいます。

そこで、1つのポイントが今年年末を控えて、第3回目というはあるのか、ないのかということ。年末を迎える方々にとって、年が越せるか越せないかという、そういう方も中にはあるんだろうと思うんです。そういう方々に対しても、特定の方々に個人的に支援というのはできないかもしれませんが、全体的にまた支援というものを、何らかの形で考えていけないものだろうかということ、経済部長に聞いたらいいか、市長に聞いたらいいかわかりませんが、まずは経済部長に聞いてみたいと思います。

そして、次に保健福祉部。これは昨日十分江見部長答弁されましてね、よく分かります。しっかりと取り組んでいらっしゃると思っておりますので、ただ1点、2点申し上げますと、検査体制ですね、これが十分できるのかどうかということです、予算も含めて。また、個人負担というのはどの程度必要なのかということがなかなか市民の方には伝わっていないということなんですね。そういったことを改めて答弁いただいた方がより分かり易いかなと思いますので。私は家庭内感染を防ぐ注意事項ということで、いくつか取り上げて

申し上げておりますけれども、息苦しさやだるさ、高熱のいずれかある場合とか、あるいは高齢者や妊婦、基礎疾患などがある方、発熱や咳など比較的軽い風邪症状がある場合、あるいは比較的軽い風邪が4日以上続く場合、又、家庭内では部屋を分けるとか、あるいは感染者の世話は限られた人でやるとか、そして、全員が家庭内でもマスクをするとか、そういった家庭内での感染予防というものもあるようでございます。また、こまめな手洗い、うがい、日中は換気を必ずするとか、いろんな予防方法が出ておりますけれども、これは多分危機管理室のほうから広く広報されるんだろうと思いますので、しっかりと対応していただきたいなということです。

そして、企画振興部につきましては、これはサーマルカメラという、これは体温が高い人がすぐ分かるというやつですよ。そういうのを設置してあるということでもありますけれども、これで異常があった場合は入場をお断りするということになるんだろうと思うんですけども、こういったカメラの設置を、今武道館とか、ラグビーサッカー場とか御発言があったわけでもありますけれども、それ以外のところでは使えるのか、使えないのかということ。そういった市民の方が少しお集まりになる、大きな会合はないかもしれませんが、そういうところでも活用できたらということもあるかもしれませんし、その辺りの対応ができるのかどうかということですね、お尋ねしてみたい。

それから、消防本部ですけども、これは消防長がしっかりと取り組んでいращやるということでありますけれども、消防職員への検査というのは、定期的に行っているんだということでありましたけれども、この辺りもしっかりと上司の方も含めて対応していただきたいし、消防本部にはサーマルカメラというのは設置してあるんですかね。ちょっとその辺りを確認しておきたい。また、職員の行動については、常に上司がしっかりと把握しているかどうかということ、そういったことも含めてどうなのかなということですね。昨日の質問にも、消防士の特別手当をどうとかいうのありましたけど、確かにそういったことも考えてあげたらいいのかもしれませんが、そういったことも含めてしっかりと職員の行動を特によく上司が把握しておくということ、これが大切だろうと思いますのでお願いしたい。

また、危機管理監には、以前お願いしておりますけれども、各避難所等、あるいは集会施設での運営マニュアルですね、これをまだできていないところもあるかと思うんですが、これが今どの程度進んでいるのかということ。また、移動式のエアコンとか、サーマルカメラ、あるいは簡易トイレ等、そういったものがどの程度準備できているかということと、今日各皆さんにこういうのをお配りしましたけど、皆さんには多分白黒ですけども、これは昨日見ておりましたら、災害現場、避難場所でこういったプライベートルームというのがあって、大きいのは約4.4平方メートルありますけれども、車いすでも入れるようなものなんですけども、これ、どのくらいするんだろうかということと今聞いてみたんですけど、だいたい1つが六、七万するとおっしゃいましたかね。それくらいするんですけども、こんなものもこれからは必要な時代があるのかなと。1つ参考までに見ていただいて、もしこういったものが導入可能であれば、体育館等大型施設では使えるものがございますので、ぜひ活用していただけたらと思います。今回の台風10号の避難場所の映像等を見ておきますと、やはり広い部屋でも従来のようにたくさんの方が入るんじゃなくて、例えば四、五人単位でそこに入って行かれる。しかも従来の定員の5倍から10倍のスペースが必要になってくるということでありましたので、そういったことも含めてしっかりと対応していただきたいなと思います。

教育委員会では、これはもう特に保育園、幼稚園、小中学校でもそうですが、しっかりと取組を教育委員会としてはそれを把握されているかどうかということ、この辺りを改めて確認したいと思いますし、これはよく報道されておりますけれども、水道などの蛇口をレバーとかセンサー付きの蛇口に替えたなら効果があるんじゃないかというようなこともあります。どういふふうにお考えなのかなと思います。

市民部については、徴収猶予の期間については明年1月まででいいのかどうか、法律の問題もありますので、そこら辺りを検討していただきながら、多分まだまだ続くんじゃないかという気もしますので、柔軟に対応していただきたいと思います。交通機関については、徐々に利用者が戻ってきているということですから、十分な感染予防対策を講じていただくようお願いしておきたいと思います。

環境部につきましては、これも支払い猶予はされておりますが、これはいつ頃まで猶予予定をされているかということと、クリーンセンター内での感染予防対策というのが、十分できているかどうかということ、この辺りを少し気になりますので、改めて御答弁いただきたい。

最後に総務部は、先ほど答弁なかったわけでありまして。してなかったからないんですけども、改めてやりますと、今現在各都道府県でそういうふうには話が上がってるんだらうと思うんですけども、新型コロナウイルスに対する対策に関する条例ですよね、例えば美作市版の新型コロナウイルス感染症対策に関する条例という、こういったものを本来我々も議員ですから、議員発議で出してもいいんですけども、そういった条例を明確に制定して、先ほど市民部長の答弁にありましたように、不当な差別とか、そういったものをなくすということ、こういったものをしっかりと条例化して市民の皆さんに御理解をいただくということも必要ではないかと思っておりますので、こういった条例の制定についても、総務部でいいのかどうか分かりませんが、確認をしておきたいと思っております。

議長（岡本 泰介君）

遠藤経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

経済対策につきまして、今後の支援策ということでございますが、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化すれば、企業の生産活動などが受ける影響はより大きくなります。そのため、市内の各業種がどのような状況にあるのかを把握するために、商工観光課では事業継続応援給付金などの申請に事業者の方がいらした際に、新型コロナウイルス感染症事業者アンケートというものへの回答をお願いしております。被害状況の把握に努めておまして、9月1日までに145の事業者から回答を頂いたところでございます。

また、このアンケート調査は、市のホームページや美作商工会の各支所におきましても回答できるようにしております。多くの事業者の方から回答を頂きたいと考えております。このアンケート調査の結果や企業からの聞き取りを参考にしながら、今後の追加支援策を重点給付金の追加に限らず、様々な支援策を検討してまいりたいと考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

3回目はあるんか言われたけどもよろしいか。

〔10番山本雅彦議員「まああとで聞きますから」と呼ぶ〕

江見保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

それでは、保健福祉部から2回目の答弁をさせていただきます。

まず、検査体制ですが、感染拡大の防止と感染症予防の意識向上を図るということを目的にしまして、必要に応じまして、抗原、抗体、PCR検査を受けることができる体制づくりを進めているところでございます。

市内医療機関に事業の説明と、協力依頼を行っており、順次医療機関の協力が得られているところで、先週末の時点で、抗体検査をやっていた医療機関が8医療機関、抗原検査が大原病院になります。それからPCR検査が3医療機関になります。負担の金額につきましては、いずれも症状のない場合に検査を希

望されるということで自由診療ということになりますので、こちらのほうからいくらということは申し上げることができませんので、各医療機関の判断に基づきやっていただくようになりますが、抗原検査につきましては、本事業につきまして大原病院のほうで負担金のない状態で事業に協力するというところでやっています。抗体検査につきましても、現在実施しております医療機関と、現在契約を締結中の医療機関につきましては、それも自己負担がないような形での金額設定となっております。あと、PCR検査につきましては、どうしても金額が高くなりますので、ちなみに今契約を進めている医療機関につきましては、価格がトータルで2万7,500円、5,000円までの助成の事業ということで、本事業を進めておりますので、PCR検査を受けた場合はこの医療機関では2万2,500円というものが、自己負担で必要になるという状況でございます。

〔10番山本雅彦議員「それでよろしい」と呼ぶ〕

次に、相談と受診の目安ということですが、新型コロナウイルス感染症の症状は、発熱や倦怠などを伴うなど、熱中症やインフルエンザと同じような症状を伴うということになりますので、注意が十分必要です。また、高齢者や基礎疾患がある方は重症化リスクが高くなるデータもありますので、軽い発熱や咳の症状が数日続く方で、かかりつけ医がある方は、まずその医師に相談をしてください。かかりつけ医がいらない場合は、連絡先の分かる医療機関か、保健所等に相談をしていただくことをお願いします。いずれにしても、勝手に自分で判断することなく、医療機関に事前に状況をよく伝えた上で医療機関の指示に従い、受診を行っていただくことをお願いいたします。

それから、家庭内感染を防ぐ注意事項につきましては。

〔10番山本雅彦議員「福祉部長、もうよろしいから」と呼ぶ〕

よろしいですか。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

春名企画振興部長。

企画振興部長（春名 信明君）〔登壇〕

2回目の御質問で、サーマルカメラの設置について他の施設での設置予定はないのかとの御質問ですが、基本的にはスポーツ大会や合宿などが行われることの多い美作ラグビーサッカー場や武蔵武道館での使用を考えております。また、これ以外の施設でも多数の方が利用される場合には、適宜移動して使用するなど、また他の部署のものとも調整いたしまして、影響のない範囲で融通するなど、効率的かつ有効にサーマルカメラを活用してイベントや大会等における感染予防に取り組んでまいりたいと考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

高山消防長。

消防長（高山 宏明君）〔登壇〕

消防職員の検査を行っているのかにつきましては、今抗体検査を実施を行っております。検査結果につきましては、現在集計中でございます。

続きまして、サーマルカメラにつきましては、消防本部には設置はしておりません。来庁者につきましては、玄関で手指消毒、マスクを着用していただき、事務所への入室はせず、窓口の対応、もしくは事務所以外への部屋へ案内し対応し、その後はその部屋の換気、ドアノブ等清拭消毒を行っております。

また、職員につきましては、出勤時に体温測定、隔日勤務、泊まりをする勤務者ですが、夜にも検温するように指示をしているところでございます。

そして、職員の行動につきましては、文章にて感染拡大への不要不急の移動を行わないなど、注意喚起

を行っております。やむを得ず出かける場合は所属長に報告するように指示をしているところでございます。また、職員の同居する家族の通学、通勤先の地域の確認を取っているところでございます。

救急業務を含め、消防業務全般につきまして、細心の注意を払い、引き続き感染防止に努めてまいります。

以上でございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

千原危機管理監。

危機管理監（千原 善弘君）〔登壇〕

御質問の避難所運営マニュアルにつきましては、市職員がいない地区の集会所やコミュニティハウス用にA3版の新しい生活様式を前面に出した避難所用のポスターを作成しております。緊急時の避難所ということで、文書で作るより、視覚に訴えた方が分かり易いかと思い、イラストを中心に作成しております。

ちなみに、これが参考までに配布したものです。御覧のようにイラストを中心に手指消毒、咳エチケットを徹底、こまめな換気、ソーシャルディスタンスの確保、そして3密の回避、こういったものを各集会所、コミュニティハウスに貼らせていただきます。

議員御質問の、現在の配布状況なんですけど、市内の公民館、コミュニティハウスの約3分の1の配布が終了しております。残り分についても、早急に配布しようと考えております。

次に、避難所物品の整備状況でございますが、サーキュレーター6台は先日納入されておりますが、その他の物品については9月末の納期になっております。

それと、山本議員の災害対策用プライベートルームということなんですけど、実は先月の臨時議会の補正予算で購入のほうを考えておりました。残念ながら予算の関係で落とさせていただきましたが、今後内容を精査し検討をさせていただきたいと思っております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

福田教育長。

教育長（福田 昌弘君）〔登壇〕

それでは、小中学校での取組について、どのように把握しているかということですが、1つの具体的なこととしまして、発熱等の風邪症状で疑われるような場合は、学校に来させないということで、出席停止の扱いをするように指示しております。そうした事例が出てきた場合は必ず教育委員会のほうへ報告するようにということで、対応しております。それから保護者判断で学校を休ませるということが、これまで何例かあったわけですが、そういう場合でもきちっと市教委のほうへ報告を上げるように指示しております。

それから水道レバーのことについてですけども、これは6月の議会で尾高議員の一般質問にもあったということを知っております。他市の状況の中で、どういう効果があるのかということをしっかり検証して、研究を深めて、効果が非常に高ければ導入するし、そんなに効果がないということになれば、見送るという辺りに対応してまいりたいと思っております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

景山市民部長。

市民部長（景山 二男君）〔登壇〕

それでは、私のほうから徴収猶予のことについてでございます。

地方税法の改正による徴収猶予の特例期間が今年2月1日から来年1月31日までの1年間、期限が到来す

る徴収金としてされておりますが、これについては美作市の臨時議会で税条例の一部を改正する条例を可決していただきまして、特例として令和2年度中の固定資産税につきましても、徴収猶予の申請があった場合には、特例徴収猶予に準じて取り扱うものとさせていただいております。これにつきましては、4期分が3月1日の納期になります。これは通常国では対象になっておりませんが、市としてはこれを対象にしてるという状況でございます。今後の国の政策を注視しながら、今後対応してまいりたいと考えております。

次に公共交通につきましても、公共交通機関にかかる新型コロナウイルス感染症予防につきましても、市営バスは国土交通省から示された、公共交通事業者が実践すべき新型コロナウイルス感染予防策に基づきまして、先ほど申しましたように対策をしておりますが、利用者の方をお願いしたいと思っております。公共交通を御利用になられる皆様につきましては、乗車時にはマスクを着用し、会話を控えていただきたい。できるだけ他の人との距離を空けるなど、新型コロナウイルスに負けない、これからの公共交通機関の使い方について御協力をお願いしたいと思っております。公共交通機関をより安全に利用していただくため、皆様の御理解と御協力をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

森元環境部長。

環境部長（森元 浩之君）〔登壇〕

私からは、上下水道料金の支払いの猶予をいつ頃まで予定しているかということでございますけれども、現在のところ、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない状況でありまして、今後市内の状況や徴収猶予の申請状況を注視しながら、市の対策本部において協議し、判断したいと考えております。

また、クリーンセンター内での感染予防対策についてという質問ですが、美作クリーンセンターでは、なるべくごみステーションに出せるものは、各地区のごみステーションにごみを出していただくよう、ホームページ等をお願いしているところでありますが、美作クリーンセンターに直接持ち込まれる方に対しましては、マスク等の着用と、手指消毒による感染予防の対策を行っていただくようお願いしております。また、来場者と作業従事者との接触もできる限り控えるようにして、作業を行っているところであります。施設内の換気及び消毒、作業従事者のマスク、ゴム手袋の着用を徹底するなど、感染予防対策を徹底しております。これらの対策により、美作クリーンセンターの職員及び作業従事者の感染リスクの低減を図ることによって、家庭ごみを直接持ち込まれる市民の方々に対しても、感染リスクを低減されるものと考えております。また、廃棄物処理に関する事業者に対しまして、廃棄物処理業における新型コロナウイルス対策ガイドライン等に基づいて、対策を継続しておりまして、国内の動向を注視し、新たな対策が必要であれば、積極的に取り入れ、感染予防対策に努めてまいります。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岡本総務部長。

総務部長（岡本 和之君）〔登壇〕

山本議員の御質問でございますが、現在新型コロナウイルスの感染者、そして医療機関、そしてそれらの家族に対する誹謗中傷ということが社会問題になりつつあり、一部の県や市では、このことを踏まえ条例の整備を図る動きがあるということはお聞きをいたしております。そして、岡山県におきましては、昨日岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部によります連絡会議が県内の市町村の部長、課長を対象に開催をされておまして、その議題の中には感染者への差別等の防止に係る啓発活動の実施についてという項目もあり、これですけれども、「ダメ、コロナ差別啓発キャンペーン」ということも既に行動として起こされているようでございます。この連絡会議の内容につきましては、市の対策本部会議や各部へも報告されると思いま

す。その報告を踏まえた上で、岡山県や他の市町村の対応を見ながら、また参考にしながら関係する部署におきまして御提案を頂きました条例の整備ということについては、検討をさせていただくことになると思いますので、よろしく願いをいたします。〔降壇〕

〔10番山本雅彦議員「企画振興部長、もうないかいな。じゃあもう一遍最後に」と呼ぶ〕

議長（岡本 泰介君）

山本雅彦議員。

10番（山本 雅彦君）

経済部長ね、3回目です。3回目の対策をどう考えるかと、これは市長いうことですね。市長は頭の中に既にあるんですけど、まだおっしゃってないんですけど。それをあるのか、ないのか。やるのか、やらないかということを市長にお尋ねしたい。

それから危機管理監ね、これは予算がないから落としたんだということを言わないようにしていただいて、今回は間に合わなかったけども、また次回は考えさせてもらいますというような答弁をぜひお願いしたい。これで終わりますね。

それから、企画振興部長、海外との交流については私聞かなかったけれども、答弁はしようと思ってたんだろうと思うんですよ。私が聞かなかったから言わなかったんでしょけれども、イエンバイ省との交流もあるし、ダナン大学の交流もある、先日の市長の所信表明にもカウアイ島との市長との交流も今後予想されるということでもありますので、これらの交流も合わせてしっかりとコロナ禍時代への対応というものをやっていかなければいけないということをお尋ねしたわけでありまして、何かおっしゃりたいことがあったらおっしゃっていただきたらと思います。時間もありませんので、どうぞ。

議長（岡本 泰介君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

経済対策中心として申し上げますれば、今回で対策が終わったということにはならないと私は考えておりまして、必要であれば10月に臨時会があるかもしれない。あるいは専決するかもしれませんが、今の状況を見てますと、例えば貸付金の需要が相当ありまして、限度額を超えてしまえばこれは補正せざるを得ないとか、ある種当然のことでもありますけれども、コロナと付き合っていくために、我々の経済を守るということであれば、追加があるだろうと私は思っております。

それから、予防面について言いますと、はっきりしません。今後焦点が恐らくワクチンの接種に移るということは間違いありません。国の動向も注視する。あるいはアメリカが11月の1日からできるとか言ってますけども、そういう流れの中で、地方自治体に何ができるかということが恐らく今後の検討課題の中に、来年度になると思うんですけど出てくるだろうということで勉強を始めたいと思っております。〔降壇〕

〔10番山本雅彦議員「もうよろしいか」と呼ぶ〕

議長（岡本 泰介君）

春名企画振興部長。

企画振興部長（春名 信明君）〔登壇〕

3回目の御質問ですが、海外との交流につきましてでございますが、現在のところは新型コロナウイルスの感染拡大の収束が見通せないということでございますので、必要に応じてウェブ会議等のオンラインによる交流を継続するなどして、コロナ禍の時代の新しい交流方法を模索していきたいと考えております。

このような状況の中で1点御報告申し上げますと、本年6月17日には、市内のラグビースクールの子供達から、アメリカラグビーチームに応援メッセージを送っております。その後7月2日には、選手達から感謝を伝えるメッセージ動画が届きまして、この交流が続いておるとい状況でございます。

また、市のほうにも改めて美作市でオリンピック事前合宿を行い、市で開催するイベントに参加したいといったメッセージを頂くなどしてございまして、交流が進化してきていると感じているところでございます。

市としましても、先ほど御発言ございました、ハワイのカウアイ島の協議も進めながら、ホームページやSNSを活用して、お互いに情報の共有、発信を行いまして、相互理解をこの際深めていきたいと考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

山本雅彦議員。

10番（山本 雅彦君）

少し12時を回ってしまいまして誠に申し訳ないですけども、一応私が通告しておりましたものはほぼ全て御答弁いただきました。これから年末にかけて何かと忙しくなりますけども、しっかりと今後も取り組んでいただくことをお願いをして、終わりたいと思いますが、議長に最後をお願いしておきます。

5分ほど経過いたしましたので、できれば午後からの開会は5分ほど遅らせていただいたらありがたいです。

それでは、私の9月定例会の一般質問はこれで終了いたします。ありがとうございました。

議長（岡本 泰介君）

以上をもちまして、通告順番4番、議席番号10番山本雅彦議員の一般質問を終了します。

それでは、ただいまより1時10分まで休憩いたします。

午後0時06分 休憩

午後1時10分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に続きまして会議を開きます。

続きまして、通告順番5番、議席番号8番安藤功議員の発言を許可いたします。

8番（安藤 功君）〔質問席〕

それでは議長に御指名をいただきました。本年9月定例議会の私の一般質問を入らせていただきます。8番安藤でございます。よろしく願いいたします。

まず、冒頭に10番議員も申されておりましたけども、今回の台風10号で九州はじめ、四国また中国地方の西のほうでは、大災害というか大きな災害がおきまして、亡くなられた方、それから行方不明の方もいらっしゃるということで、心よりお見舞いを申し上げたいと思います。市内でも風の被害がちょこちょこ散見されているとのことでございます。倒木があったり、ビニールハウスが壊れたりとか、いろんな被害があると聞いておりますので、関係部署で恐らく調査をされ始めてるんじゃないかと思うんですけども、適切なるご支援をしていただきたいなと考えております。

今回は4項目にわたって質問をさせていただきますけれども、やはりこの時期のことでございます、市民の皆さんも関心の高いコロナに関する質問も当然させていただきます。かなりの部分で重複するところもございます。また、重複しないところもございますので、順次質問をさせていただきたいと思っております。

まず、冒頭にですけど、先ほど山本議員も冒頭にもおっしゃっておられた江戸の末期といいますか、明治の初期といいますか、日本でも疫病が、流行り病がありまして、それが今で言うコレラ、当時はコロリと言われてたらしいんですけども、そのことに関して少しお話をしたいなど。

兵庫県のあるお寺で大規模なふすまの張り替えが今般あったらしいんですが、ふすまというのは、その昔は結構、今ある紙が貼ってある状態にそのまま張って、貼って、貼って、貼っていくというのが割りと多かったんですが、そうすると、縁よりも中の紙のほうがどんどん、どんどん厚くなって、ふすまとして役に立たなくなるんですね、行き違わないというか。そんなことがあって、ここで兵庫県のあるお寺が大規模のふすまの張り替えがあったと。表面を剥がすと、下地が出てくるんですけど、その下地に昔は今で言う新聞類みたいなものがよく下地に使われておりました。紙も貴重品だったんですよ。少しだけ詳しいのでお話をしておりますけども、剥がしたところ、なんとその当時明治の初期のころの新聞のようなものが出てきて、そこに当時はやっていたコロリの予防方法というのが書いてあったんだそうです。そこには、研究されてるんですけど、3つほど書いてあって、現代語に訳して直してありますけど、まず人と人との接触をなるべく控えなさいというようなことが書いてありました。それから、手をこまめに洗いなさい。それから、当時マスクという言い方をしてなかったと思うんですが、口を手ぬぐいのような布で覆って、直接外気を吸わない方がいいだろうというようなことが書いてあったそうです。今とほとんど変わらないんですよ。やはり予防策としては。だから、当時の医学と言いましょか、そういった誰がどのように考えられたかは分からないんですが、そういったのが神戸の地で書かれていた新聞のようなものを書いてあったそうです。ですから、本当に日本人の知恵といいますか、そういったときの、研究したのかどうしたのか分からないんですけど、本当にすごいなと感激いたしました。その御紹介をしておきたいなと思います。

それと、これコロナの質問に入ってるんですけど、ブランド総合研究所というところがございまして、コロナが流行り始めた6月頃にある調査をされてます。それは、人口減少、少子高齢化が年々深刻さを増す日本の地方であるが、地域を持続させるために、各地方自治体が、経済面、福祉面などで様々な施策を行っているが、苦戦を強いられていることが少なくない。そうですね、なかなか大変です。

では、そうした中で地域の特性が高い、すなわち消滅しない力を持っている都道府県はどこなのかという調査をされました。例年されてるそうです。毎年されてるんですけども、その調べ方は都道府県版SDGs調査2025を実施し、その中で地域の持続性に関する4つの指標、幸福度、満足度、愛着度、定住意欲度の平均値を都道府県の持続度として算出されたと書いてあります。多くの住民が生活に不満があり、不幸だと思い、その地域への愛着もなく、住み続けたくないと思ったら、その地域は間違いなく消滅に向かうでしょう。逆に生活に満足し、幸せに感じ、その地域に愛着があり、住み続けたいと思う住民が多ければ、その地域は消滅することはないはずだと。そこで、これらの4つを消滅しないための指数、持続度としたというような調査なんですけれども、これがコロナに関係するんですけども、その4つの指標で都道府県をランキング化した結果を見ると、昨年までは上位だった大都市圏にある都道府県が軒並み順位を落としたと。例えば、神奈川県が昨年15位だったのが、32位に落ちてます。千葉県は昨年21位から40位にまで落ちてます。愛知県は3位から17位にランクダウン。4つの指標からより詳しく見たら神奈川県なんかも、定住意欲度がかなり下がってる。いろいろな指標があるんですけど、すごく落ちてる数字があるわけですね。その一方で、順位を上げているのが、鳥取県、大分県、岩手県といった地方の県なんです。多分これで何を言おうとしとるか、お分かりだと思うんですが、鳥取県は昨年44位から11位まで上がってます。大分県は昨年27位から14位に上がってます。岩手県は昨年42位から21位まで上がったと。鳥取県は、鳥取SDGs宣言を行うなどして、持続可能な地域社会を実現する取組を行っておりまして、SDGsでの取組の評価というのは、断ト

ツの全国1位だったそうでございます。

この結びに、本調査は新型コロナウイルス感染拡大への懸念が広がる6月に実施した。そのため、持続度の結果は各自治体の感染状況やコロナ対応などに感じる満足度と、それを踏まえた上での定住意欲、愛着度を反映したものになっていると。大都市圏では感染があつという間に広がったことで、地域への不安が増し、地方では比較的感染が抑えられたことで一定の安心感につながっていると。コロナは地域の特性に対する評価が大きく変化するきっかけになったと言えるということですから、本当にこのコロナに対する対策を誤れば、本当に消滅に向かっていくかもしれません。うまくいって、成功すれば、その逆ですね。本当にこの地方創生ができるかもしれないという、岐路に立たされている災害なのかなと感じております。

そんな中で、日本の大手のパソナさんですかね、人材派遣とかされてる、あそこの会社が、本社は東京にももちろんあるんですけど、2024年までに本社を淡路島に移転するというようなことを言われております。1,200人くらいの社員がいらっしゃるそうなんですけど、全社員淡路島に引越すと。どうしても来れないという方も当然いらっしゃいます。今回のウェブ会議もそうですし、テレワークというのがこれであればできるというようなことで、そういう判断をされたということでございますので、地方にとっては逆手にとって、地方を売り出すよい機会になるのかなというような気がいたしましたので御紹介をいたしました。

それでは、まず1項目めのコロナ禍において、市の各産業・職種についてお尋ねを致します。

令和2年4月から6月期のGDPが-27.8%とのことであり、市内の産業、またいろんな様々な職種においてもかなりの影響が出ていると思われましても、現況と今までに国や市独自の対策を行ったことの効果と今後の対策についてお尋ねを致します。

高齢者や障がい児、障がい者、一人親家庭などの、いわゆる社会的に弱い立場の方々に対するの支援をどうするのかということをお尋ねします。

GDPがリーマンショック以上の過去最大の落ち込みとのこと、市民生活にも大きな影響を及ぼすのではないかと大変危惧をされておりますけれども、市内の各産業、それぞれの職種について現況と今まで行ってきた数々の支援策とその効果、今後を考えられる支援策や対策をお尋ねを致します。市内には多くの産業があるわけなんですけど、観光業、ホテル、旅館、観光バスなんかもちろん含みます。それから、サービス業であったり、金融業、医療機関、介護施設等も当然含みます。それから外食産業、小売業、製造業、建設業、農業、農業もコメ以外の野菜、園芸、果樹、花卉、畜産、林業も含みまして、大きく農業という言い方をしておりますけど。また、社会的に弱い立場である高齢者や障がい児、障がい者、一人親家庭の方々へのこの度の支援とその効果、今後の状況について支援策は考えておられるのか、どうなのかということをお尋ねをさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（岡本 泰介君）

遠藤経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

コロナ禍において、市内の各産業、職種について、現況と今までの対策の効果、それから今後ということでございますが、市内の産業の影響でございますが、本市が実施しております「新型コロナウイルスに負けるな給付金」の休業給付分、こちらの申請状況を見ますと、8月24日までの数字でございますが、宿泊業が15事業者、飲食店・飲食サービス業が60事業者、生活関連サービス業・娯楽業が24事業者、卸売業・小売業が35事業者、建設業24事業者、製造業15事業者などとなっております、合計218事業者、5,599万1,919円を給付しております。4月から6月までの休業が対象でございますが、1事業者当たり平均しますと、25万6,844円となっております。この制度は9月末まで申請を受け付けております。

雇用調整助成金の上乗せ交付、20%上乗せしておりますが、8月24日までに46事業者から申請を頂いております。業種は製造業12事業者、宿泊業9事業者をはじめ、運輸業、卸売業、小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業など、幅広くっております。

「新型コロナウイルスに負けるな貸付金」こちらの状況は8月24日までに法人44事業者、個人13事業者に貸付を行っておりまして、貸付金額は1億6,880万円となっております。卸売業、小売業、飲食業、建設業、宿泊業、製造業、農林業など、業種は幅広く、中でも売上げが50%以上減少している事業者はこのうち30事業者で、52.6%を占めているという状況でございます。

これら、本市独自の貸付金や給付金は一定の成果を上げておられます。また、売上が前年同月比で5%以上減少した事業者を対象に、事業継続応援給付金の申請を現在受け付けております。市民の方にお配りした地域応援商品券、こちらの効果にも期待をしているところでございます。また、貸付金や給付金の交付実績などから見ますと、宿泊業、観光バス事業、外食産業、サービス業などにおいて、多大な影響が出ている状況が見えます。小売業や製造業においては、取引先からの受注停止などにより、休業するなど大きな影響を受けている事業者の方もございます。建設業においては、材料調達の遅れや、受注減少により売上げ減少の影響を受けていると。また、金融業につきましては、企業の設備投資が控え目で、融資や資産運用の営業活動もできないと、こういったことから企業活動に影響が出ているときいております。

次に、農業についてでございますが、外食を避けて家庭での食事が増えたことから、業務用米の需要が減少しております。また、製茶業では、新茶の買取価格が下がったと聞いております。畜産業では、4月から6月の子牛の市場価格が2割下がりましたが、その後やや持ち直している状況でございます。また、国の対策としまして、市場価格が低落するなどの影響を受けた野菜、花卉、果樹、茶等の高収益作物について、次期作支援交付金という制度が設けられました。10アール当たり5万円の支援が中心となった制度で、本市では美作市農業再生協議会が主体となりまして、対象となる生産者に案内をして36事業者が、交付金総額4,032万7,000円を申請しております。

林業につきましては、木材市場の状況から、搬出した木材1立方メートル当たり2,000円を限度に支援することなどを内容とした「美作市新型コロナウイルスに負けるな給付金」に林業事業体分を設け、支援しております。市況を見ますと、7月が前年比1,500円弱の減、8月が400円弱の減となっております。7月まで制度を延長したところでございます。

また、本9月定例会提出の補正予算に、「事業継続応援給付金（特に被害が大きい業種の事業者対象）」ということで、重点給付金3,000万円を計上しており、被害が大きい業種を中心に、支援してまいりたいと考えており、まずは宿泊業、道路旅客運送業を支援することにしております。新型コロナウイルス感染症の収束が見通せないという状況であることから、事業者の方へのアンケート調査や聞き取りにより、被害状況の把握に努め、事業を継続していただくために、特に影響が大きい業種などへの支援を追加実施したいと、追加の補正予算もお願いしながら実施していきたいと考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

江見保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）

それでは、私のほうからは1項目めの医療機関、介護施設を含む部分についての現状と対策についてをまず答弁させていただきます。

まず、市立の病院、診療所同時に保健施設の状況ですが、大原病院では4月から7月までの患者数の推移は、外来患者は令和元年度と比較して1日平均13.5人の減、入院患者も1日平均7.6人の減となっております、

入院、外来収益も、患者数に比例して、令和2年度四半期では、入院は14%の減で、外来は11%の減となっております。

次に作東診療所では、同じく令和2年4月から7月までの外来患者数は、昨年同期と比較して19%の減となっており、老人保健施設についても、通所リハビリの4月から7月の延べ利用者数は、昨年同期と比較して16%の減で、いずれも受診や利用控えの影響により減収となっております。

民間の病院、診療所、通所等の介護事業所においても、同様の状況が考えられます。

現在、岡山県や岡山県病院協会を通じまして、感染症拡大防止等に係る経費補助や医療、介護従事者への慰労金支給等の制度の周知が行われ、市においても支援制度の周知を行っております。

大原病院では、7月以降、外来患者数、病床稼働率共、回復傾向にあります。診療所、通所等介護施設併せまして、徹底した感染予防対策を継続し、市民の皆様から安心して受診、利用いただける施設環境が、患者数や利用者数の増加につながるものと考えております。

次に、2項目めの高齢者や障がい児・者、一人親家庭など、社会的に弱い立場の方々に対する支援について答弁をさせていただきます。

コロナ禍における弱者への支援ですが、まず高齢者に関してですが、新型コロナウイルス感染予防のため、各地で開催されていた「みまさかお元気体操」の体操教室や、高齢者サロン、地区で高齢者等を見守るための情報交換の場である、地区社協の福祉会議や見守り会議が緊急事態宣言を受け、3月頃よりほとんど中止となり、高齢者の状況把握も困難になっていた状況がありました。こうした中、安否確認を兼ね、地区の福祉関係者が中心となって、高齢者宅を訪問し、新型コロナウイルス感染予防や、「みまさかお元気体操」の動きを示したチラシ、頭の体操ができる資料を配布する地区もあり、地区の民生児童委員と情報交換しながら、地域包括支援センターや、社会福祉協議会から可能な限り情報提供を行ってまいりました。

また、美作市では、世帯の主たる生計維持者の事業収入が一定額減少した世帯に対する介護保険料、後期高齢者保険料、国保税、国民年金の減免制度を行っております。対象要件などは異なりますので、窓口で御相談を頂きたいと思っております。

次に、障がい児・者の支援につきましては、感染拡大防止の観点から、身体障害者手帳、療育手帳で令和2年3月から令和3年2月までに再認定の時期を迎える方は、再認定期限が1年間に限度に延長されており、また精神障害者福祉手帳、自立支援医療の精神通院の更新につきましては、手続きに必要な診断書の提出が1年間に限度に延長となっております。いずれも医師の診断書の取得のみを目的として、医療機関を受診することを避けるための措置ということでございます。

また、障がい児サービスであります、放課後等デイサービスにつきましては、新型コロナウイルスの影響で、学校が休校になった場合に備え、日中の居場所を確保し、家庭での保護者の負担軽減のための柔軟な対応ということで、長期休暇中の対応と同じく朝からサービスを受けられるように、あらかじめ受給者証のサービス支給量を最大に変更する対応を考えておりましたが、現状では県立学校のみ休校であったため、市内では特別支援学校関係の6名のみ対応となっております。

次に、一人親家庭の支援については、おやこ家庭応援臨時特別給付金として、ホームページ、告知放送、広報誌で周知を図っておりますが、まずは6月時点で児童扶養手当支給対象の世帯である218世帯に7月31日に基本給付としまして、1世帯当たり5万円と、第2子以降の1人につき3万円を支給しています。さらに8月の児童扶養手当の現況届の手続きのときに、既に給付金を支給した世帯以外の世帯で、基本給付の申請と新型コロナウイルスの影響により、収入が減少した世帯を対象に追加給付の申請を受け付けました。なお、基本給付並びに追加給付の申請期間は令和3年2月末までとなっておりますので、引き続き申請を受

け付けているところでございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

安藤議員。

8番（安藤 功君）

一通り御答弁を頂きましたけれども、経済状況については日々変化しております。ましてや、コロナの影響は来年いっぱい、もしくはそれ以上続くのではないかともいわれております。本当にこれからも日々の相談窓口や様々なアンケートや調査など、今後どのような体制で取られるのか、今一度お尋ねをさせていただきます。

また、コロナ解雇も各産業、職種において国内で5万人を超えていると新聞でも報道がありました。地方でも顕著になりつつあると聞きますが、その辺りの調査はされているのかどうかお尋ねを致します。

また、有効求人倍率が岡山県で1.44に下落し、津山市では1.33倍と下落を続けているということでございます。この状況をどのように分析と、今後の支援をどのように考えられるか。

また、先般医療関係者から、本当に悲痛なる御相談を受けました。県内でもとある医院が、本年7月21日に倒産をされました。もちろんコロナの影響でございます。その医院によりますと、本年3月から外来患者が激減し、収入も20%程度減少していたと聞いております。公立の病院や診療所ならまだしもなんですが、民間にとっては大打撃であったことはもう間違いないということなんです。容易に察しがつきますけれども、市内でも他人事ではないんだと、はっきりおっしゃる医療関係者の方々がおります。帝国データバンクにおいても、いよいよ病院のコロナ倒産が大量発生する可能性が高まっているという記事も寄せておられました。病院をはじめ、医療機関の経営破綻は地域医療に大きな悪影響を及ぼすだけに、早めに手を打つべきと考えます。そして医療関係だけでなく、市内から倒産や従業員の解雇が出ないように、さらに取り組むべきと考えますが、いかがでございましょうか。

それから、次にコロナ禍において高齢者のみの世帯の危うさが指摘されています。感染症全般に言えることなんですけれども、感染すると高齢者ほど重症化しやすく、死に至る危険も高くなってまいります。今回のコロナにおいても、死亡した人の年齢は70歳以上で全体の約85%を占めているということでございます。現実的には全国的に介護施設での感染死亡率が高いわけでありましてけれども、そういった場合はどうしてもサービス提供において、いわゆる3密が避けられない場面が多々ございます。例えば抱き起こしであったり、排せつの介助であったり、おむつ替え、投薬、食事、入浴介助等々は、本当に密を避けられないんですよ。したがってウイルスを持ち込まないという対策を徹底されておられますでしょうし、それしか方法はないのかもしれない。そして、施設側もそうなんですけれども、職員の方も仕事が終わった後の自分のプライベートな私生活においても感染しない、最大限の予防策を取らざるを得ないんですよ。大変だとは思いますが、されておられるところだと思います。

そこで、高齢者のみの世帯の話に戻しますが、今回の件で、そのような環境の世帯の方々に、このコロナ禍によって非常に大きな影響があったと思います。先ほどの答弁でも一部触れられていたところもあるんですけれども、運動不足によるフレイルの進行、人と会う機会やストレス解消の機会が減り、抑うつ傾向や認知症のリスクが強まっていると。また、交流の機会や会話の機会が減ることによる孤立、そして孤独の問題がございます。以上のような3点について、介護施設に入所していない方々に対して大きなリスクがあることが公表されています。これからもコロナへの警戒を怠らず、また毎年のようにインフルエンザで約3,000名がお亡くなりになられています。介護施設でも高齢者世帯でも、健康維持に努めると共に、同時に外出規制などがあっても、近くに人がいて相談事や支援が受けられる環境を作り、そして維持していかなく

ればならないと考えます。

次に子どもの7人に1人が貧困状態であると言われております。これは全国平均の話ですけれども、それがコロナ禍でさらなる深刻化が懸念されているところでございます。支援の行き届かない子供をなくす、きめ細やかな対策が機運でございます。とりわけ厳しいのが一人親家庭でございます。貧困率は50%近くあり、苦しい生活実態があるとのことでございます。そして、ある調査会社によると、母子家庭の90%近くが生活が苦しいという回答をされていると聞いております。加えて、今コロナ禍が不況に陥りやすい低所得層のくらしを直撃していると言っても過言ではございません。そして子供の現在と将来が生まれ育った環境に左右されてはならず、地域や社会全体で課題を解決する仕組みが作られなければなりません。

そういった何点か質問がございますが、以上御答弁をよろしくお願いいたします。

議長（岡本 泰介君）

遠藤経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

長期化する新型コロナの影響について相談窓口など今後の体制や手法ということでございますが、経済対策の相談窓口などの体制としましては、農業振興課、森林政策課がそれぞれ、農業なり林業に対応しておりますが、経済対策全般としましては、商工観光課で対応しております。現在行っております事業者向けのアンケート調査につきましては、美作市のホームページで回答ができるほか、商工観光課または美作商工会の各支所で回答ができるようにしております。このアンケート調査の取りまとめは商工観光課で行い、追加の支援策などの検討に生かしてまいりたいというふうに考えております。

それから、コロナ解雇ということでございますが、新型コロナウイルス感染症の影響による、解雇の状況につきましては、把握できておりませんが、津山公共職業安定所美作出張所からいただいた情報では、ハローワーク美作管内の雇用保険資格喪失者のうち、解雇によるものはこの令和2年6月に2名、7月に5名ございますが、新型コロナウイルス感染症の影響ではないとお聞きしております。それから、有効求人倍率の下落ということですが、このハローワーク美作からの情報を見ますと、この美作管内の有効求人倍率は令和2年1月の2.29から、7月は1.38となり下落傾向にあります。令和2年4月以降、求人が減って、求職が増えている傾向が見えます。1を超えている状況でございますが、解雇の状況と同様に注意をまいりたいと思います。

それから、病院の倒産などコロナ倒産や従業員解雇が出ないようにということでございますが、市内の医療機関につきましては、セーフティーネット貸付のための相談1件を商工観光課のほうでお受けしている状況でございます。また、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化していることから、事業者への聞き取りやアンケート調査、商工会との情報共有など、被害状況の把握に努め、事業が継続できるように支援策を進めてまいりたいと思います。

議員の皆様におかれましても、ぜひ情報提供などよろしくお願ひしたいと思います。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

江見保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）

2回目の答弁をさせていただきますが、議員御指摘の医院につきまして、私のほうでも少しインターネットのほうで検索をさせていただきました。当該医院につきましては、慢性的な看護師不足を解消できずに、有床の診療所としての運営を諦め、外来患者に対する診療のみに切り替えたため、施設設備に対する借入金が増え、厳しい資金繰りを余儀なくされていた中で、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、診

療収入が20%程度減少し、事業の継続が困難になったという経過のようでございます。新型コロナウイルス感染症が及ぼす経営の影響は、1回目で答弁しましたとおり、大原病院や作東診療所の状況から、民間の医療機関の状況も同様の状況と推測されるところでございます。

今回、抗体検査等実施事業への協力依頼の関係で、市内医療機関を順次訪問させていただいておりますが、患者数の減少等の声も少なからずお聞きしておりますので、医師会事務局とも連携を密にし、意見の収集や要望への対応に努めてまいりたいと考えます。

次に、高齢者や障がい児・者、一人親家庭など社会的に弱い立場の方々に対しての2回目の御質問ですが、まず、高齢者関係ですが、広島県、兵庫県の介護施設でコロナウイルス感染のクラスターが発生したことから、各施設においては、感染予防を徹底しており、家族の面会制限や、職員の日々の健康管理により、ウイルスを持ち込まないように努めていただいているところでございます。フレイルにつきましては、加齢により心身が老い衰えた状態ですが、多くの方はフレイルを経て要介護状態へ進むと考えられています。

「みまさかお元気体操」のチラシを配布し、動画配信やDVDを貸し出すことにより、少人数または個人的にも介護予防ができる環境づくりを行っております。フレイルや認知症を予防するためにコロナ感染防止の注意喚起をしながら、人と会う機会であります集いの場の体操教室や高齢者サロンの安全な再開を目指しております。具体的には、今年度より体操教室など運営経費に対しては補助金制度を新設しております。その補助金にて手指消毒用品の購入も可能となっておりますので、活用していただくよう呼びかけを行っております。また、高齢者サロンにつきましては、事業実施を委託しております社会福祉協議会より、マスクの配布や消毒用品の購入をすることにより、感染防止を図っております。

次に、貧困対策ですが、議員おっしゃるとおり、子どもの貧困対策として、子供の将来が生まれ育った環境に左右されないよう、貧困の連鎖を断ち切るための支援に心がけたいと思っております。一人親家庭の支援につきましては、今回の親子家庭応援臨時特別給付金で、基本給付に加え、新型コロナウイルスの影響により、収入が減少した世帯を対象に、追加給付の申請を受付しております。9月7日現在で基本給付の支給対象者数218世帯に対して40世帯、率にして18.3%の世帯からの申請を受付しております。なお、受付は令和3年2月末までですが、取り急ぎこの40世帯につきましては9月末に追加給付をする予定としております。また、一人親家庭の支援につきましては、コロナ禍での特別な支援ではございませんが、従来より母子、父子自立支援員を設置しており、具体的な支援としては、就労したいけれども就労できていない方への就労支援はもとより、就労しているがより高収入な職業へ転職するための資格取得を支援するための母子家庭等自立支援教育訓練給付金、母子家庭等高等職業訓練促進給付金、一人親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業などの支援制度がございます。そのほかに、岡山県が行っている岡山県母子、父子、寡婦福祉資金貸付制度もありますが、相談者それぞれのケースによって、困りごとの内容をよく精査しまして、適切な制度をコーディネートして支援につなげていきたいと考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

安藤議員。

8番（安藤 功君）

御答弁をいただきました。ありがとうございました。

昨日来より、コロナに関する質問はたくさんの議員がされておられます。この項はこれで総括にしたいと思うんですが、市内には生まれたての赤ちゃんから御高齢者の方、また障がいのある方、そしてまた一人親の家庭だったりいろんな条件というか、いろんな環境の方がいらっしゃいます。そして、産業で言えば、いろんな産業、そしていろんな職業がございます。これからも市として各部署が横の連携を取っていただい

て、市民の皆様方の声をよく聞いてあげてほしいと思います。そして、私たちも、もちろん市民の皆様方の声をお届けしてまいりますので、これからもどのような状況になってくるか分かりませんが、みんなで市役所、市議会共に力を合わせて立ち向かっていかざるを得ませんので、共にこれからもよろしく願いをいたします。

次に、いいですか。

議長（岡本 泰介君）

10分間休憩します。

午後 1 時 53 分 休憩

午後 2 時 03 分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは安藤議員、2 項目めから入ってください。

8 番（安藤 功君）

まず、市内の医療機関で新型コロナウイルス感染症に対応されている病院等についてのお尋ねと、それ以外の発熱外来についてお聞きをいたします。

まず、市内の医療機関で新型コロナに関しての検査、診察、入院治療等に対応しているところは何か所で、例えば入院となった場合のベッド数などお分かりでしたら教えていただきたいのと、どこの医療機関になるのか、答えられる範囲で御答弁いただけたらと思います。

それから、単なる風邪やこの暑さの中での熱中症などで発熱してもどこに行けばいいのか、誰に相談すればよいのか分からないと言われる方がたくさんいらっしゃいますが、市としての対応はどのようにされているかということでお尋ねをさせていただきます。

先般の臨時議会において可決承認されました、抗体検査、抗原検査、PCR 検査予算でございますけれども、現在それらに対応している市内の医療機関は何か所あり、名称を公表してもよいのであれば、お教え願いたいと思います。

また、今後の具体的な運用方法と得られたデータの利活用方法をどのように考えておられるかお尋ねをさせていただきます。

それから、先日ある医院にお伺いした際に、その院長先生が困ったもんなんだよと。本当は熱中症が疑われるケースで見てあげたいんだけど、国からなのかどこからなのか分からないんですけど、発熱患者は見ないでほしいというような指示があったんだというようなお話を聞きました。熱中症が疑われるケースや、今後インフルエンザ流行期に、患者さんが困るのではないかと指摘をされておられました。市としての市民に対してのそういった対策をどのようにされるのか 1 回目の質問とさせていただきます。

議長（岡本 泰介君）

江見保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

それでは、まず 1 番目の市内の医療機関で新型コロナに関しての検査、診察、入院治療等に対応しているところは何か所でどこの医療機関になるかとの御質問ですが、市内での新型コロナウイルス感染症に対する入院治療の協力医療機関は 2 医療機関ですが、岡山県において、感染症の指定医療機関以外の医療機関名は公表されていないため、本御質問に関し、この場では具体的な機関名は申し上げることができませんが、現

在岡山県では県全体で250床の病床と宿泊療養施設として民間のホテル207室が確保されているとのことです。また、検査体制につきましては、美作市医師会と岡山県との集合契約により、検査対応機関の拡大が図られているところでございます。

また、先般の臨時議会で可決承認を頂きました、抗原・抗体・PCRの実施事業ですが、現在市内医療機関へ順次事業の協力をお願いしているところですが、先ほど山本議員にもお答えした通り、9月先週末現在で抗原検査実施期間は大原病院の1機関、抗体検査実施期間は大原病院を含み8医療機関、PCR検査が大原病院を含み3医療機関で協力を頂ける予定となっております。

今後の事業運用方針としましては、市内での感染者の早期発見を行い、クラスター発生を抑制するためにも、抗原、PCR検査が障壁なく必要な時に受けられるよう事業の充実に努めてまいりたいと考えております。また、本事業の目的については、抗原検査とPCR検査による感染症拡大防止と抗体検査による感染症対策の意識向上と感染への不安の軽減を行うものと考えており、抗体検査につきましては、本人同意を得た上で、協力医療機関より個人が特定されない形での結果報告を受けることとしておりますが、抗体検査の結果データの活用は、疫学的調査を目的に、6月末より実施しております国保特定健診受診者を対象とした検査結果を基に、大原病院長の協力を得まして、抗体獲得率の横断的変化等を明らかにしてまいりたいと考えております。

それから、2つ目の熱中症などの発熱外来の御質問ですが、大原病院並びに作東診療所に、国からの指示についての確認をいたしましたところ、そのような事実は承知してないとのことでした。熱中症と新型コロナウイルス感染症の症状は、発熱や倦怠感を伴うなど、同じような症状を伴うとのことですので、患者の受入れには判断に苦慮される医療機関もあると思われまます。まずは、かかりつけ医がある方はその医師に相談していただき、そういう方がいらっしゃらない場合は、連絡の分かる医療機関か、保健所等に相談していただくようお願いします。

いずれにいたしましても、自分で勝手に判断することなく、医療機関等に事前に状況をよく伝えた上で医療機関の指示に従い、受診を行っていただくことをお願いいたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

安藤議員。

8番（安藤 功君）

抗原検査、抗体検査、PCR検査に関しましては、おおむね理解ができましたが、検査結果についてはその有効利用と個人情報の取扱いには十分に注意を怠らないようお願いをしておきます。

また、発熱外来に関してなんですけれども、国からの要請は来ていないと、大原病院に関してはきてないということですので、先方の言い間違いだったのか、私の聞き間違いだったのかはそこは定かではないんですけれども、現実には世間一般的に来院拒否が全国の医療機関で多く散見されているということでございます。夜間の外来だけでなく、通常の診療時間内でも発熱患者お断りの病院も少なくないそうでございます。病院側の悩みやリスクも理解できなくはもちろんですけれども、患者にとってみれば生死に関わる問題でございます。なんとかスムーズに受診できるような体制づくりが急務と考えます。

そうした中、先般9月5日の新聞紙上に「発熱、まず病院に電話」という見出しで大きく扱われておりました。内容は、厚労省が9月4日、冬の新型コロナウイルスとインフルエンザの同時流行に備え、発熱症状のある患者が受診する際の手続きを変更するというような発表がございました。まず、近くの医療機関に電話をし、検査や診療ができる医療機関を紹介していただく。そこが診てやると言えばそれでいいんだと思うんですが、そういったことを都道府県に対し、10月中旬に体制を整えるよう通知し、準備が整った自治体から

実施するとのことでございます。岡山県の動きはこれからなのかもしれませんが、美作市にも何らかの間合せであったり、協力要請が来るんじゃないかと想像されるわけですが、そのときのためにも、準備を今からでも始められたらと思いますけれども、いかがでございましょうか。

そして、体制が整った段階で新型コロナをはじめ、インフルエンザや様々な感染症や急病に対応できるような保存できるようなリーフレットですね、先ほどの山本議員の質問で、危機管理監が公民館とかに貼るんだという、簡単な、あれは予防の手洗いとかのことだったんですけど、いろんな病院に電話しましょうとか、流れが記したようなリーフレットの作成ができないかなと思います。ホームページへの掲載や、広報誌に載せるだけでなく、子どもから高齢者まで全ての方々に役に立つと思いますけれどもいかがでございましょうか。2回目の質問とさせていただきます。

議長（岡本 泰介君）

江見保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）

新型コロナに関して、受診にかかる新しい体制ということでございますが、議員おっしゃるとおり9月4日付厚生労働省から、都道府県に対し、次のインフルエンザ流行に備えた体制整備についてという通知が出ております。季節性インフルエンザと新型コロナウイルス、同時の流行に備え、発熱等の症状がある患者に対して、地域において適切に相談、診療、検査を提供する体制を整備するというものです。具体的に都道府県は、発熱患者が保健所に設置された帰国者接触者相談センターを介することなく、かかりつけ医等の地域で身近な医療機関に相談、受診をし、必要に応じて検査を受けられる体制づくりについて、本年10月までに整備をすること。インフルエンザと新型コロナウイルス両方の診察やPCR検査より短時間で診断できる抗原検査などが可能な医療機関を診療検査医療機関として都道府県が指定を行います。

手順としましては、発熱症状があり、新型コロナ、インフルへの感染が疑われる人は、まずかかりつけ医などに電話相談を行います。そこが指定機関なら受診の予約を行い、そうでない場合は指定機関を紹介をしてもらうという流れになります。医療機関へは、まず都道府県から直接通知があると思いますが、県より市に対しまして取りまとめ等の依頼がありましたら、即座に対応したいと思いますし、現在美作市の医師会につきましては、大原病院が医師会長を務めておりますので、その辺りと連携して市独自の体制も県よりは早い段階で検討してまいりたいと考えます。

最後に告知の件ですが、地域の医師会と名称等の公表の件もございますので、協議や合意の必要があるとは思いますが、患者が早期に医療機関を受診できますよう、議員がおっしゃるとおり、リーフレットの作成等も行っているように努めたいと考えます。

以上です。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

安藤議員。

8番（安藤 功君）

発熱外来ということ、子供から大人まで、いつ何時、コロナじゃなくても発熱するということはある話でございますので、どうしたらいいのかな、家で我慢しとかないといけないのかなという方も少なからずいらっしゃいますので、その辺りのところ県よりも早くやっていきたいということなんで、ぜひともお願いをいたしたいと思います。

それからリーフレットに関してなんですけど、あるNPO法人の方が「風邪の症状があるときは？」、「家族が感染した場合は？」というような、クエスチョンマークをつけて、コロナ対応を分かり易く、子供

や保護者向けのリーフレットを作成されたという、これも新聞に出ておりました。ここは障がいのある子供たちが通う、放課後等デイサービスを手掛けられているNPO法人さんなんですけれども、子供や保護者、福祉施設向けに、新型コロナウイルスに関するリーフレットを作ったと。体調不良時や家族が感染した場合の方法を分かり易く解説して、県北部の学校などに配布してるということでございます。これは津山市内だけのことなのかよく分からないんですけど、こういったNPOの方も様々な工夫を凝らしてコロナ対応をされておられるところでございますので、美作市もぜひとも分かり易く、見やすいリーフレットを作っていただければと思います。

この項はこれで総括とさせていただきます。終わります。

議長（岡本 泰介君）

それでは、3項目めに入ってください。

8番（安藤 功君）

市内の保育園であったり幼稚園、小中学校において、コロナ禍における対策やガイドライン等についてのお尋ねでございます。

まず、1つ目として各園、学校での取組について。②として、修学旅行、遠足、運動会、この夏のプール、各種発表会等のガイドラインはどのように決められているのかということで、それぞれの園、学校で様々な取組をされていると思いますけれども、平常時と違った取組をされているのかどうか、それぞれの取組には判断基準やガイドラインが当然必要だと思いますけれども、その各種判断は、それぞれの園長であったり、校長に任せられているのか。または教育委員会から指針なり指導なり指示を出されているのか、各行事やその規模によってまちまちなのか、その辺りのことをお尋ねをさせていただきます。1回目でございます。

議長（岡本 泰介君）

福田教育長。

教育長（福田 昌弘君）〔登壇〕

まず、学校園での取組についてお答えいたします。

先ほど来、繰り返しになりますけれども、美作市内の学校園におきましては、感染予防の配慮を行いながら、学校での教育活動を継続し、2学期も予定通り8月27日より始まっております。国から示されている「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に従いまして、感染症対策を各校で行い、安全に配慮しながら学校における教育活動を進めております。

行事等へ対するガイドラインでございますが、1学期の水泳指導につきましては、プールや更衣室等での感染リスクが排除できないということを理由に中止を決定いたしました。また、行事につきましては、小中学校長会と市教委が協議を行い、市教委から7月に「令和2年度学校行事実施に向けて」としてガイドラインを示しました。それに沿って各校で実施の可否について検討し、修学旅行については中止を決定し、運動会や各種発表会等については、各校で規模の縮小や感染症対策等を行い、開催できる方向で調整をしながら実施に向けていっているところでございます。

幼稚園、保育園におきましては、園児、保育士等の健康管理に留意し保育業務を行っておりますが、お遊戯会、交流会など多くの保護者や園児が集まる行事は中止にしております。

また、小学校等でプールが使用できないため、保育園庭の中での水遊びに限って対応しているところもございます。

以上のような様子をお知らせしました。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

安藤議員。

8番（安藤 功君）

それでは3項目めの2回目の質問をさせていただきます。

まず、修学旅行についてでございますけれども、美作市は各学校共、修学旅行は中止という判断がされたということでございますけれども、こんな状況ですから致し方ないのかなという気ももちろんするわけですが、子供たちにとって、修学旅行というのはとても大きく意義のある行事だと思います。私の年になっても、小・中・高と、はっきりと記憶としてページに焼き付いておりますけれども、自分の歴史に残るそのような一大イベントをこのコロナ禍が奪ったことは大変残念だなと思います。ぜひとも各学校等でこれに代わる代替案を先生方、そして子供、保護者を交えて意見を出し合って今後の代替案を御検討いただければなと思います。

また、プールに関しても自治体によっても様々な判断をされてました。美作市は中止ということなんですけれども、他市町村では対応が分かれているようでございます。しかしこのうだるような暑さの中で美作市の子供さんたちはさぞかし残念であっただろうなと思います。

そうした中で、今後の各種行事もしっかりと対策を施した上で、授業では学べないこともたくさんございますので、教育委員会としても適正で的確で柔軟な御指示と御提案、御支援をよろしく願いをしておきたいと思っております。

そして、こういった場合、どうしても何事においてもですけど、責任論というのが出てまいりますけれども、各学校、園長や担当職員だけにその責任を押し付けるというようなことではなく、事前によく話し合って御決定いただきたいなと思います。

それから、小中学校の授業についてなんですけれども、美作市は幸いにも今のところ休校してないということで、小学生、中学生も楽しい夏休みを過ごしておりましたけれども、今後学校の急な休業がないとはいえないわけで、断言はできないわけでございまして、今後の状況次第では、可能性が0%というわけではないと思います。そこで、オンライン授業などを可能にするGIGAスクール構想の早期実現は有効な手段の1つでございますけれども、現在の状況をお尋ねいたします。

GIGAスクール構想なんですけど、側面的な効果として、不登校児童、生徒も参加しやすいという報告もございます。教育委員会としての御見解はいかがでございましょうか。

また、平素の授業や学校生活でコロナ禍における取組をされているとのことでございますが、特にどのような取組をされているのか、全てでなくてよいので御紹介いただければと思います。そして、その中で、これは困った、これはなんともならないというような何か問題点等がございましたら、お答えいただければと思います。

それから、これは教育委員会だけの質問ではないんですけど、発達障がい児のマスク着用が58%くらいの割合で難しいんだという報道がございましたけれども、美作市ではそのような事実を把握されているかどうか、お尋ねをさせていただきます。2回目でございます。

議長（岡本 泰介君）

福田教育長。

教育長（福田 昌弘君）〔登壇〕

市内小中学校で中止した修学旅行の代替につきましては、児童・生徒や学校、保護者で意見を出し合いながら、各校で実施に向けて検討を行っているところでございます。各校独自に協議しておりますので、なか

なか進まないところは、教育委員会としても助言をしていく必要があるなどということは感じております。その他の行事につきましても、議員から御意見を頂いたように、感染症対策に配慮し、実施する方向で進めているところでございます。

次に感染拡大により学校が臨時休業になった場合でも学びを止めないために、1人1台端末導入時における対応や機器操作について、現在、県の教育委員会の担当者や先進的に取組を進めております林野高校の担当者を講師に招き、教職員向けの研修を行っております。機器導入時にスムーズに指導ができるような準備を進めているところでございます。また、夏季休業中には、各家庭の端末を使用し、各学校と家庭とをオンラインでつなぎ、健康観察や課題点検等を行っております。全ての家庭が参加できたわけではないんですけども、顔を見て行うことが安心感につながったという意見もございました。その中で不登校の生徒が、顔は出しませんが参加することができたとの話も聞いております。不登校児童・生徒のオンラインでの授業参加等については、今後も研究を進めてまいりたいと思っております。

なお、GIGAスクール構想に向けた整備状況についてですが、タブレット端末につきましては、10月中旬頃から納品が始まる予定となっております。アカウントの設定などを行った後、各学校に順次配備する予定となっております。全国一斉に動いておりますので、製造が追いつかない状況もあるんですけども、少ない量を小刻みに発注をかけて納品していただくようにしております。

また、各学校のWi-Fi環境の整備にかかる工事につきましては、先般工事発注ができたところで、工事の実施に向け各学校、現地確認を行っているところでございます。

次に、学校生活や新型コロナウイルス感染症の対策で、例年とは違う対応を行っているものがありますので、それを御紹介いたします。

例えば音楽での合唱指導や家庭科での調理実習、体育での接触を伴う種目等、例年通りに行うことが難しくなっている活動があります。英語の授業ではマスク着用のために口の動きが見えず、発音の指導の妨げになっているところもあります。対話的な学びの実現のため、グループ学習等を行う際には、話をする向きや距離を各校で工夫しながら進めております。また、マスクを着用していることでお互いの表情が見えず、コミュニケーションの妨げになっているところもあります。児童・生徒の表情が読みにくいところは、教師が的確な声かけ、指導を行うことで児童・生徒の理解につなげていっております。また、国立障害者リハビリテーションセンター発達障害情報支援センターの新型コロナウイルス感染症の影響についてのアンケートによりますと、マスクの着用については、我慢してマスクをしている、マスクをすることが難しいと回答した割合が56%という結果が報告されております。市内小中学校の支援を必要としている児童・生徒は比較的マスクをきちんと着用していると聞いております。児童・生徒の距離が十分取れる場合はマスクを外してもよいという指導も行っております。それぞれの児童生徒の特性に配慮しながら、今後も各校で感染症予防を行ってまいりたいと思っております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

江見保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

発達障害児のマスクの着用ということで、発達支援センターの所管部としての一般的な答弁ということになってしまいますが、答弁をさせていただきます。

乳幼児期は、発達障害があってもなくても、マスクは嫌がると思われます。また、世界保健機構、WHOと国連児童基金、ユニセフは、原則5歳以下は適切にマスクを使用できない可能性があり、着用すべきでないとの助言を行っております。小学生以降で発達障害があり、感覚の過敏、触覚であるとか嗅覚などの感覚

過敏がある場合はマスクの着用がとても不快に感じ、そのことが原因となり学校がいやになったり授業に集中できないなどの支障が生じると思われまます。児童の個々の特性と、その場その場の状況に応じた配慮が必要と考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

安藤議員。

8番（安藤 功君）

御答弁いただきました。学校のほうでも様々な平常時とは違う取組をしてるということで、学校でクラスターが発生したみたいなことだけではないように、学校だけで注意してもなかなかできないこともありますけれども、みんなが力を合わせて協力し合って感染症に罹患しないように、努力していかなければいけないというのをつくづく感じました。各議員さんがいろいろと申されておりましたけど、コロナの関係で感染者を差別しないで、先ほど総務部長が答弁されてましたね、コロナ差別、ダメみたいなこと言われてましたけど、これも知事が申されておった言葉なんですけども、感染者らの誹謗中傷をめぐっては、県内でもインターネットで個人情報さらされたり、近隣に悪く言われて外出できなくなったりしたケースがあるという。会議後伊原木知事が感染を知られるのが怖くなって検査を受けなくなり、拡大防止策に水を差しかねない。冷静になってほしいというような呼びかけもされております。絶対あってはならないことでございますので、学校のほうでもそうした御指導されてるんだと思いますけれど、そういった点も子供たちにも指導してほしいなと思いました。

それとGIGAスクール、インターネット環境における学習なんですけど、先般林野高校が体育祭されて、ウェブ中継をされたとお聞きしております。やっぱり進んでますね、あの学校は。グーグルとの提携によってクロームを駆使して、先生方も詳しいんでしょうね、恐らくね。だから、先ほどの答弁の中にも林野高校の先生ということもありましたけど、体育祭、無観客だったのか、保護者だけはいけたのか分からないですけど、インターネット配信をしたということで言われておりました。すごいな、進んでるなという気もしました。そういったところも、市の小中学校でも研究していただいて、本当はこのコロナが収束して、みんなで保護者、家族みんなで地域の人みんなで子供たちを応援してやりたいんですけども、これが今後どうなっていくか分からないので、そうしたことも研究する必要があるのかなと感じてます。

それから、そのGIGAスクールで、経済産業省が取組を始められてるんですけど、GIGAスクール環境を生かして、エドテックという新しい未来の教室というようなことで、取組を始められてます。先進時代の創出、未来の教室、学校の授業にエドテックサービスを導入し、学びの個別最適化、学びのプロジェクトを実証すると、実証実験のような形で今されておられまして、今年度は導入補助金の期限は切れてるんですけど、国のほうもやはりリモート授業といいますか、そういった方へ力を入れ始めてますから、やはりそういったことも乗り遅れないように、経済産業省でございまして、ひとつそのへんもよろしく願いしたいなと思いました。

それでは4項目めに。

議長（岡本 泰介君）

それでは、4項目めに入ってください。

8番（安藤 功君）

最後となりました、コロナ関連ではございません。空き家についてです。

まず、市内の空き家件数の推移と今後の対策について。その内でも危険空き家の数はどのようになっているか。

それから空き家を解体すると固定資産税が上がると聞きますが、実際のところはどうなのかというようなところをお尋ねしたい。

空き家問題に関する問合せや、御意見は日頃多くいただいております。そして上記3点について中心にお伺いをしたいんですけれども、空き家って私の近隣地域でも、日に日にというところオーバーですけど、何か月おきには必ず空き家が1軒、2軒増えていくというようなことも起こっておりますので、市民の皆様方も空き家に関しては関心が高いわけですが、御答弁をよろしくお願いをいたします。

議長（岡本 泰介君）

景山市民部長。

市民部長（景山 二男君）〔登壇〕

それでは、私のほうから市内の空き家件数の推移と対策について御答弁させていただきます。

まず、空き家件数の推移でございますが、市が平成26年と27年度で各区長に調査を依頼いたしまして、回答があった状況は、調査件数143に対して84地区から回答をいただき、空き家件数は665軒でございました。その後、入居や撤去、新たな情報提供などで増減がありますが、平成28年が676、平成29年が693、令和元年が658、令和2年8月末で680軒の状況でございます。

次に対策でございますが、空き家についての情報が入りましたら、職員が現地の空き家を確認し、所有者を特定した後、現況写真と共に空き家の管理について通知を行い、合わせて撤去する場合は美作市老朽危険空家除却事業補助金が利用できる旨の案内をしております。今後空き家の増加が見込まれ、空き家の除却には多額の費用がかかり、所有者にとって大きな負担となり、除却にちゅうちょされる状況が見受けられます。こうしたことから、平成29年3月に美作市空家等除却事業補助金交付要綱を制定し、危険な空き家については、解体撤去費の一部を助成する制度を設けました。平成31年3月に全部改正を行い美作市老朽危険空家除却事業補助金交付要綱を制定いたしました。当初の制度では、補助金は解体費用の2分の1、上限30万円と、応急処置10万円でしたが、改正後は危険度により補助上限を設けており、一定の基準以上は事業費の2分の1で、上限300万円と、基準以下は50万円としております。

昨年度、老朽危険空家除却事業の状況は、空き家を解体したいとの要望から、23件の事前調査の申込みがございました。実際に解体まで至った空き家は10軒であり、このうち危険度判定結果が100点以上の申請が6軒、上限300万で2分の1の状況でございます。危険度判定が100点未満、上限30万円が4軒の状況でございました。なお、今年度から30万円の補助金を上限50万円まで改正しておりますので、報告させていただきます。残り13軒につきましては、撤去の意思はあっても費用的に負担ができないなどの理由から解体に至らないケースがございます。

今年度8月末までに既に11軒の危険度判定を行っており、7件の補助申請を受けております。

次に危険空家の数についてでございますが、美作市空家適正管理に関する条例第13条に、特定空家等対策審議会で審議をいただきました特定空家は、令和元年11月6日に行政代執行を行い、撤去を完了いたしました。また、もう1軒の空き家につきましては、今年度6月に所有者の方が解体いたしましたので、現在特定空家はございませんが、今後管理ができなくなった空き家が増えることが想定されますので、老朽危険空家除却事業補助金の活用を広報してまいりたいと考えております。

空き家を解体すると固定資産税が上がると聞きますが、その実態についてどのようなことかという御質問でございますが、通常家屋の立っている住宅用地には、課税標準の特例措置が設けられております。この特例措置とは、住宅やアパートなど、人が居住するための家屋の敷地として利用されている土地の税負担の軽減措置を行うものでございます。固定資産税の税額を計算する際の課税標準額について、その面積に応じて

200平方メートル以下の住宅用地については、課税標準額が6分の1、それを越えた部分が3分の1とする特例措置でございます。空き家を解体すると、家屋にかかる固定資産税はかからなくなりますが、この住宅用地の特例措置が適用されなくなり、現況地目が宅地なり雑種地に変更されることから、固定資産税がそれに合わせて変わることとなり、所有者の方が空き家を撤去すると固定資産税が上がるのは、この土地に係る特例措置の適用がなくなり、軽減を受けなくなることによるものでございます。なお、このことにより、全国的に空き家の撤去を見送る案件が多く見受けられることから、市長会を通じ、空き家を自主的に撤去した所有者に対する一定期間の固定資産税の軽減措置等を国へ要望しているところでございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

安藤議員。

8番（安藤 功君）

御答弁をいただきました。

空き家、危険空き家の数的な状況については了解をいたしました。

これからも、先ほどの部長の答弁にもありましたが、予備軍はまだたくさんあるように見受けられます。撤去にかかるコストは今後も増加して、行政代執行とかになりますと、自治体の財政を圧迫する恐れもあるといわれております。先ほどの御答弁にもあった固定資産税のように、空き家の所有者が解体する方が損をする状態であることも、積極的な解体が進まない、部長がおっしゃったとおり、原因ともいわれております。そして、この対策には固定資産税の減免を解除し、建物を解体した場合には何らかの税制優遇を行うなど、先ほど申されました所有者の解体を後押しするような対策が必要不可欠であろうと感じております。空き家を持ち続けることがデメリットになる仕組みと共に、解体した場合にはメリットが与えられるような仕組み作りが必要な段階にきていると私も感じております。

また、解体した場合の固定資産税の軽減が受けられなくなる場合と、空き家が存続している場合との結局高くなるというか、払う方からすれば、上がった、たくさんのお金を払うようになるということでございますが、やはりそういうことなんだなと思ったんですけども、例えばの仮定の話で、金銭的なものを、大ざっぱな例でいいので、お示しいただければと思います。2回目です。

議長（岡本 泰介君）

景山市民部長。

市民部長（景山 二男君）

それでは、固定資産税の軽減が受けられなくなった場合と、空き家が存続している場合との金額の差についてでございますが、仮に住宅用地が400平方メートルあったとします。その土地に一般住宅が建っており、評価額単価、平方メートル単価でございますが、1万円としたときの税額について説明をさせていただきますと思います。

住宅用地は、その税負担を軽減する目的でその面積、広さによって、小規模住宅用地と、一般住宅用地に分けて特例措置が適用されております。小規模住宅用地は200平方メートル以下の住宅用地で、課税標準額については、価格の6分の1の額とする特例と、200平方メートルを超える部分については一般住宅用地となり、課税標準額については価格の3分の1の額とする特例になっております。これを適用して仮計算を行いますと、小規模住宅用地は200平方メートルまでは1万円掛ける200平方メートルで、評価額は200万円となります。その金額を6分の1としますと、課税標準額が33万3,000円となり、税率1.4%を掛けますと、固定資産税4,600円と、それから一般住宅用地の200平方メートル、400平方メートル全体ですので、200平方メートルを除いてそれを越えた部分が200平方メートルになりますが、200平方メートルを超える部分について

は1万円掛ける200平方メートルで評価額が200万円となり、その金額が3分の1となりますので、課税標準額は66万6,000円で、税率を1.4%掛けますと、固定資産税が9,300円となり、特例措置を受けている場合の土地の固定資産税の合計は、1万3,900円となります。

次に、建物が解体され特例措置がない場合につきましては、雑種地並みの宅地に係る補正というものがございまして、これが70%で行いますので、評価額1万円に対して0.7を掛けまして、7,000円となります。評価額は7,000円掛ける400平方メートルで、280万円となり、それに地価公示価格の7割を批准して計算しますので10分の7を掛けまして、課税標準額が196万円となり、税率の1.4%を掛けますと、固定資産税が2万7,400円となります。差額については、2万7,400円から特例適用の1万3,900円を差し引きますと、1万3,500円が高くなるという計算になります。

しかし、空き家を解体しなくても、特定空き家の勧告がされた場合については、たとえ建物が建ったとしても、住宅用地に対する軽減措置は受けられず、評価額が400万円で計算しますとその0.7を掛けますので、280万円に1.4%の税率を掛けますと3万9,200円になります。ということは、家が建っていても特定の危険空き家になると、撤去した場合よりかなり高い数字が出てきますので、どちらがいいかということになりますが、どちらにしても危険空き家については撤去していただくのが、周りの方への危険度もなくなりますので、そういう対応をしてみたいと思いますのでよろしくお願いいたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

安藤議員。

8番（安藤 功君）

ありがとうございました。

誠に事例を挙げていただくと、非常に分かり易いので、ケースバイケースで様々なパターンがございましょうから、解体をお考えの方は担当部局で、市民部のほうでいいんですかね、税務課になるんですか、御相談するようにということで、私もお声がけをしたいなと思いました。

空き家はどんどん増えておりますし、本日ですね、有効利用することということも言われておりました。有効利用できたら一番いいんですけど、それより空き家の数が増えていく方が先に進んでいるような状況でございまして、どうしたものかなんと大きな問題と思います。

危険空き家なんですけど、倒れそうで公道とか隣地に迷惑をかけるというだけでなく、それは当然危険空き家なんですけど、2つほど事例なんですけど、1つは私も近隣というか、よく知ってるところで空き家がございまして、知らぬ間に知らない方が住みつかれておまして、どれくらいいらっしまったのかよく分かりませんが、1日とか2日じゃないんですね。全く気付かなかったんですけど、近くの方がある日お見つけになられて、あんた誰という話になりますよね。そしたら慌てて自転車か何かで逃げられて110番通報されて、多分逮捕されたんだと思うんですけど、そういった危険空き家もありますよね。危険な空き家、危険をはらんだ空き家というのも増えてきますでしょうし、それからもう1点は、これは青山議員と一緒に聞いた話なんですけど、ある自治体で、その自治体も空き家が多くて困っている地域だそうなんですけど、そこで職員の方々がいろいろと案を出して、空き家を見ていただくツアーを企画されたそうです。インターネットを通じて広く応募されまして、たくさんの方が応募されてこられて、大型バスをチャーターして、市内か町内か分からないんですけど、ずっと空き家を回ってツアーをされて、今後その空き家に住みたいという方がおられたらなということでしたらと思うんですけど、ところが、数日するとその空き家何軒回られたか分からないんですけど、結構よさそうな家というか、空き家でもいい家もありますから、数軒というか、この家は立派な家だなというところに全て空き巣が入ったそうです。そこに参加した方とは言い切れませんが、数

日後にそういったことが起きたということは、事実でございます、そういう危険な空き家もあるわけで、空き家というのは、これから有効利用すれば財産ですし、しかしながらそうできない、年数がどんどん、どんどん経って行って、有効利用もできなくなった空き家というのが今後増えていくと、非常に地域にとっても不安な要素になってくるのかなと思いますので、ぜひとも有効利用できるように今後も担当部局も様々な知恵を絞っていただいて、空き家がこの美作市から少なくなっていくように、そしてたくさんの方がそこに住んでいただけるような施策を今後も考えていただきたいと思いますと思いました。

今回はコロナの関係が多かったわけでありますけれども、市民皆様方が罹患されない、そして万が一市内でそういった事例が出て差別をしたりそういったことがないようにまちづくりをしていかなければいけないと感じました。

これをもちまして、本年度9月定例議会の8番安藤の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（岡本 泰介君）

以上をもちまして、通告順番5番、議席番号8番安藤功議員の一般質問を終了いたします。

10分間休憩いたします。

午後2時55分 休憩

午後3時05分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、通告順番6番、議席番号17番倉地重夫議員の発言を許可いたします。

なお、倉地議員よりパネルの持込みの申し出がありましたので、これを了承しております。

それでは、17番倉地議員、始めてください。

〔「議長、マスクつけささんかい」と呼ぶ者あり〕

17番（倉地 重夫君）〔質問席〕

17番倉地、ただいまより2020年9月議会での一般質問を始めさせていただきます。

今回、私は農業者の持続化給付金について、2番目として、補正予算第6号、抗体検査、抗原検査、PCR検査委託料について、3番目に介護事業所の災害対応について、4番目に学校給食の無償化について、そして5番目に市民の声からということで質問をさせていただきます。

まず最初に、農業者の持続化給付金についてであります。持続化給付金については、これは国の制度であります。申請の煩わしさから、条件がありながら、給付申請をためらっておられ、または申請を諦めておられる方が多いのが現状です。農業者については私も申告相談にのっていますが、確定申告をしている農業者はすべて対象になると、また確定申告をしていない人でも今から住民税などの申告をすれば、その申告書を元に請求手続きが可能であるとしています。小規模農家、10反未満のお米を生産、年金などで経費を賄いながら生産されている農業経営者の方がどのような方法を取れば申請できるのか、具体的な申請方法、またどこでどのような手続きが必要なのかお尋ねをいたします。1回目です。

議長（岡本 泰介君）

遠藤経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

農業者の持続化給付金について相談先などがございますが、5月12日に開催された衆議院の農林水産委員

会において、江藤農林水産大臣は「農林の場合は過去1年間の収入を12で割って、令和3年1月15日が申請期限ということでおっしゃったと思いますが、それまでの期間で所得の低いときと比較をしていただければ、ほぼほぼ対象になる可能性が極めて高い」という発言をされております。

本市では、業種に関係なく持続化給付金についての御相談を受けていますので、事業収入が大きく減少する場合は経済部農業振興課に御相談頂きたいと思っております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

倉地議員。

17番（倉地 重夫君）

制度についてはその通りであります。美作市で農業をされてる方にどのように取り組むのかをお尋ねするのであります。先ほど言いましたように、10反未満、例えば3反お米を作っていて、反当8俵ですか、3×8で24俵、そうすると農業収入が1俵1万5,000円として36万円の農業収入が発生しますよね。これを当然申告して、申告書を作るわけですが、このときに2019年分の確定申告書の第1表の控え、收受印の押してあるもの、青色申告書にあっては、所得税青色申告書2枚の控えも必要とされていますが、市では毎年確定申告の時期、申告相談を実施しています。これらの申告者がそれらの証明書を入手できるのかということでもあります。ほとんどの農家の市民の事業収入は、収穫時期、お米であれば9月から11月頃収入が発生しますが、それ以外の月はほとんど収入が発生しない。極端に言えばゼロに近いわけです。当然これらの持続化給付金の受給対象者になります。多くの対象者がこれらの制度を熟知していないのが現実であります。商工業者の方は商工会とつながってますので、商工会の方が事業者これらの制度がこういう形で利用できるんだというようなことをお知らせしてるので、比較的持続化給付金については知っておられます。国のほうも受給サポートセンターというのを設置するというので、津山にもありましたが申請者が少ないのか、この6割を廃止していると聞いています。津山も現在廃止されてますんで、相談に行く場合は岡山に行かないと受け付けてもらえません。この給付金は国の制度ですから、市は積極的に取り組む必要はないとお考えかもしれませんが、直接市のお金を使うことなく市民の懐を豊かにできる、強いて美作市民が経済的に潤うということになります。先ほど言いましたように、市では申告時期には申告相談を各総合支所などで実施していますが、同じ規模で持続化給付金の相談窓口を立ち上げて、市民がどうすれば給付金の申請が可能か、告知放送などを通して広く市民に知らせる必要があると思っておりますが、どのようにお考えでしょうか。

令和3年1月15日まで受け付けてもらえるということになっていきますので、まだ4か月以上の申請期間があるのだから、1人でも多くの市民がこれらの制度を利用し、多くの市民が給付金を受け取れるようにすべきであると思っておりますが、どのように取り組まれますでしょうか。

議長（岡本 泰介君）

遠藤経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

農業者の持続化給付金についてでございますが、まず相談窓口の設置とか広報が必要ではということですが、農業では年間の売上が一定の期間に集中したり、ばらつきがあることが多いと思いますが、令和2年1月から12月のうちのひと月の売上を前年同月の売上と比較して50%以上減少している場合は、国の持続化給付金の対象となります。申請について御不明な点は相談窓口である経済部農業振興課にお尋ねいただきたいと思っております。

また、確定申告書の関係の証明書の入手についてお尋ねですが、本市で行っている申告相談会場において申告された方は、白色申告の方でございますが、確定申告書第1表の写しをお渡ししていますが、收受印の

押印がないため、税務署で納税証明書の発行を受けていただかなければなりません。住民税申告のみの方につきましては、住民税の申告書の書類の控えで代替えすることができます。なお、年間の一時期だけに売上げがある稲作農家は、持続化給付金の基準である新型コロナウイルス感染症の影響による50%以上の売上げ減、これに当たるかどうか御判断いただいて申請するようにしていただきたいと思います。

また、稲作に限らず、売上が大きく減少した場合は市の単独支援策の検討にも生かしたいと考えますので、農業振興課のほうへ御相談いただきますようお願いしたいと思います。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

倉地議員。

17番（倉地 重夫君）

私は農業はやってないんですけど、近所の方に知ってるかということで声かけをして、ほとんどの方が農業をやっておられる方知らないんですよ。私がそれに該当するとは、よもや思ってたんですけど、私も昨年申告をしまして、持続化給付金の給付対象に当たる事業者であることが分かりました。恥ずかしながら、今日は私の今年の申告書ですね、皆さん相談窓口で記入されてるんで、手元に一旦はもらっておられるはずなんですけれども、これがどういうもので、どういうことが必要なかということをお聞きにさせていただく意味で持ってきました。

先ほど言いました税務署の收受印、これは私は税務署へ自分で申告書を持って行って受け付けてもらってますので、2枚複写になってるんですけど、2枚目の控えのほうに收受印をもらえます。

それから次に必要なのが、事業収入、私の場合昨年の事業収入が185万くらいあります。後、整理番号、この番号が申請に当たって必要になります。後、何が必要かと言いますと、私の場合スマホでやったんですけども、写真で免許証の個人が特定できる、証明できるものの写しということで、免許証を写真で取ります。それから入金する口座名ですね、これを確定するための自分の通帳の写真を撮って写メで送ります。そうすることによって、私のところへ100万円のお金が入ってくるんですよ。

というのが、昨年1年間の売上は180万くらいありますけども、今年に入って事業というか、ちょこちょこ仕事言うてこられるんでやってるんですけど、全くゼロの月が何か月もあるわけですよ。ゼロの月を基準に計算すると、ゼロは12倍してもゼロですから。去年の収入からゼロを引けば、この180万が対象になるわけです。法人の場合は200万、個人の場合は100万ということになってますから、結局これによって私のところへ持続化給付金100万円入ってくるということです。

議員の皆さんも、それから前におられる執行部の皆さんもやっぱり仕事の合間とかに農業、お米作りとかされてる方があると思うんですよ。当然申告をされている方は、これらの給付対象になるということなんです。先ほどいいましたように、今朝も来がけに近所でお米とブドウを作っておられる農業者の方にこういう制度があるけど、知っておられるかとお尋ねしましたが、え、そんなものがあるかということで、全く初めて聞いたという状況です。この持続化給付金の制度は今年の3月議会するとき、既に国のほうが発表してまして、当時はいろいろ給付が面倒だということで敬遠されてましたから、なかなか知っても給付申請がしにくいという状況が続いてましたけど、今は先ほど言いましたように、非常に簡単な方法で給付申請ができます。結局市民の懐にこういうお金が入ってくるということは、市民に元気になってもらって、コロナが収まった後も継続して事業を続けてもらおうという素晴らしい応援メッセージになると思うんです。

市の2階の産業課の窓口に行ったら、今言ったようなことが分かり易く説明した国が発行してるパンフレットがあるんですよ。だからこれを例えば広報に折り込むとか、要するに知らない人にもっともっと実態を知らせる、こういう手続きをすれば給付金が受け取れるんだと、税金の窓口相談にはのってるわけですか

ら、市民に申告しとる人は一旦市役所の窓口に来て相談してみてくださいというようなメッセージを私は送ってもいいんじゃないかと思うんです。市にも給付金とかいろいろ制度がありますから、しっかり予算が組んでありますけど、市のお金じゃなしに、国のお金でもって農業者に特定しませんけど、50%以上の売上が落ちている方にこういう制度が使えるということですから、ぜひとも、もっともって市民の方に利用してもらおう、知らせる努力をする必要があると思いますが、その辺についてお考えをお聞きます。

議長（岡本 泰介君）

遠藤経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

重ねての答弁になりますけど、国の持続化給付金といいますのは、令和2年の1月から12月のうちの1月の売上を前年同月の売上と比較して50%以上減少している場合は対象になるということで、この年間の一時期だけ売上げがある稲作農家の場合はその売上げ月によって、前年と比較して50%以上の売上減に当たるかどうかを御判断いただいて申請していただきたいと申し上げております。

申請につきましては、それぞれお持ちのものが違ったり、内容も違いますので農業振興課のほうへ御相談を頂きたいと思いますのでよろしく申し上げます。〔降壇〕

17番（倉地 重夫君）

総括ですね。

議長（岡本 泰介君）

はい。

17番（倉地 重夫君）

繰り返し言うようになりますが、結局去年に対して50%以上売上げが落ちている月を対象にするということですので、売上げが全く発生しない月と比較した場合には、去年の事業収入そのものがまるまる給付金になる可能性が非常に高いということです。だからこの辺の制度をなかなか農業をやっておられる方はそれほど困ってないとか、天災でもなんでも収入が安定してないで諦めることに慣れてらっしゃるんですよ。こんな余分にお金がもらえるようなこと、考えたこともないというふうな方がほとんどなんです。こういった制度があるのであるから、なんとか市のほうでもそういう対象になる方に制度をきちっと知らせていく努力をしてほしいと思います。

2番目に移ります。

議長（岡本 泰介君）

はい。それでは2項目めに入ってください。

17番（倉地 重夫君）

補正予算第6号抗体検査、抗原検査、PCR検査委託料について、1項目めで、計上されている金額は何人分を想定しているのか、2項目めとして検査機関は市内全域にはできないのか、3番目として戦略的に特定の職務に当たっている市民を積極的に検査できないかということでお尋ねします。

前議員の質問で、ほとんどの内容が答弁されてますんで、重複するところは省いていただいても結構なんですけど、私は先の議会で介護事業所、ヘルパーステーションなどの高齢者と接触し、ひとたび感染者が出れば機能不全に陥る可能性のある職場など、6月議会で市民の声を紹介しましたが、訪問サービス、ヘルパー派遣など受けている要支援者の様子を見に家族が帰省したところ、感染地域からの来訪者として一方的にヘルパー派遣を2週間休止すると通告され、困惑されていましたが、このような職場の職員を戦略的に検査を受けていただき、安心して職務に当たることができるようにするなどの対応を求めますが、どのように対応

されますでしょうか。

議長（岡本 泰介君）

江見保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

まず、1番目の計上されている金額は何人分を想定してるかの御質問ですが、当初の予算計上の時点では抗体、抗原合わせて5,000人分を2回分ということで、あとPCR検査分を200人ということで想定しておりましたが、事業に協力いただける医療機関を拡大していく中で1検査当たりの委託料を3,000円から5,000円といたしたところ、3検査で延べ6,400人の方に検査を受けていただけることとしております。

それから検査機関の市内全域にはできないのかという2つ目の御質問ですが、山本議員、安藤議員への答弁を致しましたとおり、今現在市内全域への機関の拡大を行っているところでございまして、抗体検査については8医療機関、PCR検査については3医療機関、抗原検査につきましては1医療機関の協力が得られる予定となっております。

それから、3番目の戦略的に特定の職務に当たっている市民を積極的に検査できないのかということでございますが、この制度としましては、市民の方全てと市内の施設で業務に従事していらっしゃる、医療、介護従事者、学校関係者、行政関係者で、感染リスクの高い方が対象としておりますので、医療、介護等感染リスクの高い業務に当たられている方には積極的に利用していただけるよう、制度の周知を行っていきたいと考えております。

議長（岡本 泰介君）

倉地議員。

17番（倉地 重夫君）

2回目ですね。

国のほうも検査に対する取組がどんどん変わってきています。これからインフルエンザの流行期に備えてコロナの感染を抑える両面での指針などが公表されています。先ほど安藤議員の質問の中でも答弁がありました。今大きく取り上げられているのが症状が現れない感染者を通じての感染。お答えにもあるように、施設で業務に従事しておられる関係者、医療、介護等感染リスクの高い業務に当たられている方に積極的に利用していただけるよう、制度の周知を図っているとのことですが、これらの検査費用に本人負担はどのようなかお尋ねいたします。何の症状もない人が自己都合でPCR検査を受ければ、先ほども答弁にありましたが、2万円から3万円の実費が必要とされています。しかし、PCR検査を感染症に基づく行政検査として医療機関が保険診療で行えば、検査費用は公的負担となり、初診料のみであれば1,000円程度の患者負担となり、検査費用の負担はないとされています。いずれにしても、感染拡大を未然に防ぐには、抗原検査とPCR検査を適切に実施して、クラスターを発生前に手を打つことが必要とされています。クラスターが発生する前に、無症状の人でも体調不良、いつもと違う疲れがある、味覚がおかしい、濃厚接触者ではないがその可能性があるなどの自覚症状のある方を医療機関でしっかり判断をして、検査につなげていき、市内でクラスターを発生させない取組が必要と思われま。

連日報道機関などで医師や感染症学会関係の専門家が警告を繰り返しています。現在新規感染者が減少してきているように思われます。このような時期に手を緩めることなく取り組む必要があるとされています。

市の考え方をお尋ねします。Go Toトラベルなどを通し、市内の観光施設やショッピングセンターに県外のプレートをつけた車が増加しております。お隣の兵庫県にも感染者が出ています。インフルエンザの流行期に向かって感染症対策についてノーマスクタウンみまさかを目指すと言われておりますが、その決意につい

てお尋ねいたします。

議長（岡本 泰介君）

江見保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

2回目の御質問ですが、まず1番目に検査に関する本人負担のお話があったかと思えます。お話の中に行行政検査ということでお話がありましたが、抗体検査につきましては、いずれにしてもこれは自由診療ということになりますので、後、抗原検査とPCR検査がこれは医師の判断で症状がある、疑いがあるというになれば行政検査で保険適用ということになって、本人負担なしに診察を受けていただくことができます。本人負担の額ですが、先ほど山本議員の質問に対しまして答弁したとおり、行政のほうから医療機関のほうにこの金額でということは申し上げられませんので、今現在この3つの検査の医療機関への委託料としては、5,000円を限度に市のほうが負担をするということで要綱のほうに定めておりますので、抗原検査、抗体検査について医療機関のほうで5,000円以内の金額で検査をしていただければ本人負担はなしということで、検査を受けていただくことができしております。今現在、契約を結んでいる、計画を締結中の医療機関については、この金額以内の設定となっております。それからPCR検査につきましては、これも先ほど答弁いたしましたとおり、今現在は2万2,500円の自己負担ということになっております。

後インフルエンザ等との関連につきましても、繰り返しの答弁になりますが、なかなか見分けがつかないということがございますので、これは美作市の医師会として市内の医療機関全体での取組として発熱外来の設置医療機関とそうでない医療機関とでの整理をした上で市民の皆さんに分かり易くリーフレット等でお知らせをして、受診していただき易い環境と、早期のインフルエンザの予防接種を受けていただくよう啓発に努めてまいりたいと考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

倉地議員。

17番（倉地 重夫君）〔登壇〕

抗原検査はウイルスに感染した細胞が異常に産生する抗原を検知して診断に導く検査と言われてます。3つの検査で抗体検査というのは、過去に感染して抗体を持ってるかどうかということを検査する、検査内容、目的、それぞれ違うわけでありまして。抗原検査はキットを利用すると30分ほどで非常に検査が短縮できるということが言われておりますが、特別な検査機器を使わずに検査ができるというメリットがありますが、診断をつけるためには一定のウイルス量が必要となるために、PCR検査では陽性となったものの、無症状の方や新型コロナウイルス感染症状に無症状で感染してる方がいるかどうかのスクリーン検査の用途で使うことはできないとされています。

今現在、新型コロナウイルス感染を疑ったらまずはPCR検査と言われております。PCR検査の場合は医師の判断で、かなりの検査費用もかかりますが、これが確実に人にうつすかどうかということの大本になる判断をするにはPCR検査でなければ大体いけないんだと、それで補助的な検査として抗原検査を使うということをやっております。抗原検査で陽性になるのは、要するに感染してから特定の期間だけということになってますので、この辺が人に感染をさせるか菌を持ってるかどうかという検査にどこまで正確に検査ができるかということが非常に難しいと思えます。いずれにしても、無症状の方が感染を広げるということが、今非常に言われております。こういったことをしっかり検査で抑え込んでノーマスクタウンであるとか、美作市にコロナを入れないとか言っておられますけど、そういうことできっちり対応していただきたいと思いません。

以上、総括を含めて。

議長（岡本 泰介君）

それじゃあ、3項目めに入ってください。

17番（倉地 重夫君）

3項目め、介護事業所の災害対応についてということでお尋ねしています。

100年に一度と言われるような災害が全国で頻発している昨今、想定外の災害が起こることを念頭に対応されていると思いますが、寝たきりなどの入所者を介護している施設では、少ない職員での対応が悲劇につながる事例が発生しています。市内の施設等でこのような悲惨な事故が起こらないような対応と現状についてお尋ねいたします。

議長（岡本 泰介君）

江見保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

介護事業所の災害対応についてということでございます。

市が指導監督をする事業所におきましては、何らかの災害対応マニュアルが作成されております。また、各事業所で実施している運営推進会議や市が行う実地指導において、非常災害対策についての点検を重点的に行っており、実情に応じた具体的な計画を柔軟に見直していくことや、効果的な避難訓練を実施することを要請しております。

また、令和3年から令和5年を計画期間とした、第8期介護保険事業計画の国の基本指針の柱に1つに、災害に係る体制整備が示されたことから、介護事業所等で策定している災害に関する具体的な計画を再度確認すると共に、災害の種類別に避難に要する時間や、避難経路等の確認を促すよう指導してまいりたいと考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

千原危機管理監。

危機管理監（千原 善弘君）〔登壇〕

私のほうからは危機管理室の立場から、介護事業所等の災害に対する現状と対応についてお答えいたします。

市内では過去に一回高齢者施設で浸水した経緯がございます。この施設は地下1階、地上4階建てでございまして、平成30年7月豪雨の際に、地下部分にあるマンホールから逆流した水によって地下部分が約80センチ浸水し、地下倉庫にあった資料及びポンプが被害に遭いました。この施設の1階は玄関、事務所になっており、実際に入所されている方の居室は2階、3階、4階でございまして、万一このような事態が発生した際には危機管理室といたしましては、昨年度導入致しました排水ポンプを使用して対応し、その間に上層階、または近隣の福祉避難所に避難していただくという対応を取りたいと思います。いずれにしましても、要配慮者の方の避難は時間を要することから、早めの避難をお願いしたいと考えております。〔降壇〕

〔「議長、消防長おらんけど、関係ねえんか、このことに」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

危機管理監が対応します。

〔「危機管理監と違うがな消防長と。おかしかるうがな」と呼ぶ者あり〕

倉地議員。

17番（倉地 重夫君）

介護事業所の災害ということで、ひとたびそういうことが起これば非常に悲惨なことになります。熊本の球磨川の氾濫の千寿園ですかね、非常に多くの犠牲者が出たということがありました。高台にあると逆に山のほうから雪崩とかそういうものが発生するし、川沿い、低いところにあれば浸水とかいうことも心配しなきゃいけないし、私がお尋ねした、今危機管理監が言われました施設は地階がマンホールから水があふれたということで、私も行って聞いてみました。機械室とか電気の関係が地階にあると、エレベーターなどが使えんようになると、これは大変なことになるなということを館の当事者が言っておられました。

いずれにしても、英田地域にもグループホームですかね、これが3棟建ってるんですが、実際にハザードマップで浸水危険地域に入っているかどうかは別として、施設長さんがちょっと心配なんだということをおっしゃってました。全市的にそういう施設がそういう条件のところにあるのかどうか、もう一回しっかり洗い直しをして、悲惨な事故に合わないよう徹底していただきたいと思いますが、この取組についてお尋ねいたします。

議長（岡本 泰介君）

千原危機管理監。

危機管理監（千原 善弘君）〔登壇〕

市内の高齢者福祉施設の浸水想定危険箇所について御説明いたします。

浸水想定危険箇所を見るには降雨量が大きく関係いたします。エルワン計画規模降雨と、エルツー想定最大規模降雨がございます。エルワンの場合は、1年間で起きる確率は30分の1から100分の1でございます。エルツーになりますと、1年間で起きる確率は1000分の1という降雨量でございます。ということは、当然エルツーのほうが降雨量が多く、浸水想定区域が広がっております。

美作市内の高齢者福祉施設のうち、エルワンの場合浸水想定のある施設は3か所、6施設ございます。エルツー最大規模降雨になります、これについては6か所、17施設ということになっております。いずれにしましても、降雨状況を十分把握し、熊本球磨川のような悲惨な結果にならないように、早めの避難をお願いしたいと思います。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

倉地議員。

17番（倉地 重夫君）

今、危機管理監が言われたように、何か所かそういう可能性があるというか、条件のところがあるということなんで、それはしっかり今後の対策で、そういうことが起こらないように取り組んでいただきたいと思っております。

次に移ります。

議長（岡本 泰介君）

倉地議員、10分間休憩します。

午後3時45分 休憩

午後3時55分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

倉地議員の一般質問を続行します。4項目めから入ってください。

17番（倉地 重夫君）

4項目めに、給食費の無償化についてお尋ねいたします。

この度政令市では、全国初めての取組として大阪市が無償化に取り組むと発表されておりますが、美作市の取組についてお尋ねをいたします。

学校給食の無償化については、私は今回で3回目の質問をしております。私の選挙公約で無償化に取り組むということをお尋ねをいたします。

文科省が17年度に実施した全国調査では1740ある自治体のうち、小中学校共無償化をしているのは、76自治体で、全体の4.4%、そのうち71自治体が町村で約7割が人口が1万人未満でありましたが、中核都市では、人口30万の明石市が20年度から中学校全校で無償化を予定、あるいは宮城県名取市、山梨県富士吉田市など、このところ中堅自治体でも取組が始まっております。この度政令市である大阪市の松井市長が住みやすい都市になることで、子育て支援や少子化対策につなげていく、21年度の実施に向けて無償化の範囲など、担当部局と協議すると発表しております。これらについて市の考えをお尋ねいたします。

議長（岡本 泰介君）

福田教育長。

教育長（福田 昌弘君）〔登壇〕

学校給食の無償化についてお答えします。

文部科学省による平成30年度学校給食実施状況調査によると、公立の小学校及び中学校において、保護者が負担する学校給食費の平均月額、小学校で約4,343円、中学校で約4,941円となっております。全国の小中学校における保護者の負担している学校給食費の年間総額は、約4,400億円に上るとされております。

こうした中で、子供の貧困などを背景に、学校給食の無償化の動きが全国でも広がっており、大阪市をはじめいくつかの自治体も無償化に取り組む傾向にあることは承知しております。

本市におきましては、経済的に困窮している世帯の給食費につきましては、以前にもお答えした通り、就学援助等により対応しているところでございます。就学援助を受けるためには保護者からの申請が必須となりますので、毎年度、年度当初に学校を通じて全家庭に申請方法等を含め、就学援助制度の周知を図っております。給食費無償化につきましては、継続的な財源が確保できるか、市民の税金を使うこととなりますので、公平性や必要性などについて研究してまいりたいと考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

倉地議員。

17番（倉地 重夫君）

最初に申しましたように、この学校給食無償化の質問に関しては、3回目ではありますが、3回とも答えは全く変わらないということでもあります。

全国この問題に取り組む自治体が増え、少しずつ変わってきているのが実態です。市も教育長が変わられたので、少しは変わったお答えを期待していたんですが、市長が変わられてないので、当然かもしれません。

この間、コロナ禍で地方での暮らしが見直しされています。

仕事はリモートで、仕事の内容によっては自然豊かな、比較的天災等に遭いにくい岡山も移住者が増加傾向にあります。そのような中で移住を検討する材料に子育て支援策を比較検討される方もあるでしょう。御承知のように、奈義町は子育て支援をする目標を掲げて、子育て関連予算を2%強から3%強に増やす取組をしています。何を子育て支援に入れるかということで、その予算も違ってくると思いますけれども、要するに1.5倍に増やしたということですね。合計特殊出生率も平成17年には1.41まで下がったものが、平成

26年には2.81と高い数字が発表され、全国から注目されてきたところであります。一過性のものかと思われておりましたが、現在も高い数値を維持されております。

美作市の数値は1.54ですから、比較したら非常に高い値ということになります。もちろん、若い自衛隊員の家族がいるなど、地域性もあることでしょう。しかし、取組については参考にして、取り入れられるところはどんどん、取り入れるべきと思います。給食費の無償化は、奈義町では現在実施はできていないが、食材は町内産を積極利用することで、その食材費は町負担として、利用者の負担の軽減を図っているとのことでありました。

私どもの基本的な考え方は、義務教育は無償であるの教育理念から、給食も食育という教育の一環であるの立場から給食費の無償化を求めているのであります。

市長は、ことあるごとに財政は圧倒的に改善していますと繰り返し発言しておられます。負債残高は確実に減少しています。一方基金残高は一般会計の財政調整基金、減債基金など積み増しし、2018年の資料で普通会計に160億円以上、今後財政調整基金の積み増しはせず、減債基金に充て、公債費の増大に備えるとしておりますが、市民のために税金を、市民のために活用する、市民のために生かした税金の使い方が求められると思いますが、答弁を求めます。

議長（岡本 泰介君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

議員おっしゃるように、我々は貯金を増やすためとか、財政指数だけを改善するために財政改革をしてるわけではない。当然の（聴取不能）であろうと思います。

お尋ねの中にありましたように、奈義町を含めて子育て支援については、様々な施策を展開しておられて、議員もこの議会に御出席をしておられるわけですから、御案内かと思えますけれども、我々としても子育てプランのところを含めて、近隣に負けないような制度作りに努めてきたわけであります。病児、病後児保育については、典型的に奈義町がやっていて、私どもができていなかったところを実施をさせていただいたということでありまして、奈義町が1.5倍になってるという話はそれはそれでいいんですが、私どもの数字も恐らく、くくり方によって、微妙に違いますが、相当の倍率で子育て支援のところは増加をしているわけであります。

ところで、重要なポイントは何かといいますと、我々としてはやはり困っている方々に手厚く支援をしたいということであります。障がいを抱えておられる方々、あるいは多児で苦勞しておられる方々、いろんな家庭ありますけれども、やはりその家庭、家庭においてお困りの状況は違うんです。できればその辺の方々にも御理解いただきたいんだけど、単に学校給食を無償化するというのがどういうことかというのと、今まででも言いましたように、困ってる方々に対しては支援をして実質無償になっている。その中で全体を無償化するということは、どちらかというと裕福な方々のお財布に給付をして、その財源をみんなで広く払っていくということになるわけでありまして、お尋ねの趣旨は一見聞こえはいいんですけども、本当に福祉の観点から考えた上での御主張かどうかについては聞きながら若干疑問を持たざるを得ないという判断をさせていただきます。

今後私どもとしましては、福祉的な観点から子育て支援あるいはそうですね産前、産後の議論でいろいろありましたけれども、ああいったところの拡充が全国的に今進んでいるところでありまして、その辺りをしっかりやっていきたい。あるいは保育園の受入れについても先だって具体的な事例がありましたけれども、今までOKをしていなかった、例えば双子さんが生まれたときに、いったいどうすんだといった案件、これ

はもう御提案を市民からいただいたんで、急遽教育委員会をお願いをして、受入れ可能にする、保育に欠けるという要件に該当するんであるからと、制度改善をさせていただいております。できましたら、我々としてのもちろん貯金のための貯金ではない、財政改革のための財政改革じゃないわけですが、しかし、貴重な財源はやほりの確に使いたい。困ってる方々、弱者の方々のために使うということを基本としつつ、福祉の水準を上げていくべきだと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

倉地議員。

17番（倉地 重夫君）

捉え方ですね。先ほど私が申しましたが、私どもの基本的な考え方は、義務教育は無償であるとの教育理念から給食費の無償化を求めているんであります。福祉の立場から言ってるのではないのであります。私が公約でもって、給食費を無償化するということを言ってるものですから、私のとこへ手紙が来たり、あるいはファックスが来たり、これ皆匿名でくるんでなかなか追いかけるのが難しいんですけど、そういった中で、せっかく市長が全市行政懇談会などを実施されてるんで、そういった席にぜひ出てそういう要望も市長のほうに直接ぶつけられたらどうですかということを答える方もありますが、その方は共働きで夜7時以降までも仕事をして、行政懇談会なんかに出れるような条件に自分はないんだということを言っておられました。

ぜひとも、そういった方の声にも耳を傾ける、小さな声を聞くということを今回市長は述べられておりますので、そういう方の声もしっかり耳を傾けて、検討していただきたいと思います。

次、5項目め入ります。

議長（岡本 泰介君）

それでは、5項目めに入ってください。

17番（倉地 重夫君）

議会の音声継についてということであります。

FMの告知端末が皆家庭に配られているんでありますが、これには空きチャンネルがあるんですよ。この空きチャンネルに議会の様子を音声だけ流してほしいという要望を私のところに言ってこられた方があります。このことについてどのように取り組まれるか、まずお答えをお願いします。

議長（岡本 泰介君）

春名企画振興部長。

企画振興部長（春名 信明君）〔登壇〕

倉地議員、5項目めの市民の声からということで、議会中継の音声を告知端末で流せないかとの御質問ですが、市民の方からの声として限られているかもしれませんが、背景には重要な問題が含まれている可能性があります。じっくりお話をお伺いするために御要望されておられる御本人を御紹介していただきたいと考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

倉地議員。

17番（倉地 重夫君）

私は、答弁を聞いた時に首傾けたんですけどね、これ個人情報ですよ、障がい者の。こういったものをなぜその議会の中で個人を特定することを求めるんですか、その考え方、個人を特定することを求める考え方をちょっと聞かせてください。

〔「それはおかしいじゃろ。とんでもないやっちゃんお前」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）

今議員が発言しておられるのを聞いて、ちょっと違和感を覚えたわけでございます。

先ほどの御質問の中では障がい者という言葉はなかったはずですよ。

それを、議員がおっしゃることのほうが私とても違和感を覚えました。

私どもとしましては、ひょっとしたら議員の御質問の背景には何らかの障がいを持っておられる方の声があるのではないかということを感じたもんですから、別にこの場で公にしるとは言いませんけども、具体的にそういった困った方々の声を、数は小さいけども反映するためには詳細な調査が必要なのであるから、それを後で当局にお知らせいただけたら、非常に大きな参考になると申し上げるために先ほどの答弁をしたわけです。

それを、議員自らが障がい者ということなぜおっしゃったのかということについては、やや私どもとしては逆に議員のお立場として若干の問題があるんじゃないかと不安に思った次第であります。〔降壇〕

〔「そのとおりだ」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

倉地議員。

17番（倉地 重夫君）〔登壇〕

最初から障がい者ということを使ったか、言わないかとか非常に私もよく分かりません。

本人からは別に自分のことを言ってもらってもいいよということを確認しております。ここの議場で申し上げることは差し控えますが、後ほどどなたが言われてるかということは、お知らせしたいと思います。

最初からきちんと言って発言すればよかったんかもしれませんが、視力障がいでも全くテレビを見る習慣がない。情報は音で、耳からしか聞くことができないんでなんとか対応してほしいという、その方からの要望です。後ほど終わりましたからその方の個人的なことをちゃんとお知らせします。

以上で、私の今議会での一般質問を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

議長（岡本 泰介君）

以上をもちまして、通告順番6番、議席番号17番倉地重夫君議員の一般質問を終了いたします。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

異議なしと認めます。本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は明日9日午前10時からです。

午後4時13分 延会

令和2年9月9日

(第 4 号)

1. 議事日程（4日目）

（令和2年第6回美作市議会9月定例会）

令和2年9月9日

午前10時開議

於議場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである（17名）

1番	西山正志	2番	青山慶
3番	和田広宣	4番	岩崎清治
5番	岡野鉄舟	6番	中山忠明
7番	重平直樹	8番	安藤功
9番	金谷のり子	10番	山本雅彦
11番	萬代師一	12番	山本重行
13番	尾高誉久	14番	鈴木悦子
16番	日笠一成	17番	倉地重夫
18番	岡本泰介		

3. 欠席議員は次のとおりである（1名）

15番 岩江正行

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（15名）

市長	萩原誠司	副市長	荒木利明
教育長	福田昌弘	政策審議監	春名利亮
総務部長	岡本和之	危機管理監	千原善弘
企画振興部長	春名信明	市民部長	景山二男
環境部長	森元浩之	教育次長	平田幸春
保健福祉部長	江見勉	消防長	高山宏明
経済部長	遠藤宏一	建設部長	小林英樹
会計管理者	山森和幸		

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	尾崎功三
課長	玉櫛哲也
主任	臼井隆

議長（岡本 泰介君）

皆様、おはようございます。

携帯電話の電源を切っていただきますようお願いいたします。

傍聴者の方は、傍聴規則第8条にもありますように、傍聴席にあるときは静粛にさせていただきますようお願いいたします。傍聴者の方が傍聴規則を守れない場合は議場より退席をしていただきます。

昨日に引き続き会議を開きます。

欠席者の報告をいたします。議席番号15番、岩江正行議員が通院のため欠席です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長（岡本 泰介君）

日程第1、「一般質問」を行います。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

通告順番7番、議席番号14番鈴木悦子議員の発言を許可いたします。

鈴木議員、始めてください。

14番（鈴木 悦子君）〔質問席〕

14番鈴木でございます。皆さん、おはようございます。

質問の許可を得ましたので、令和2年9月議会の一般質問を行います。

9月に入りましても厳しい残暑が続く毎日でございます。朝夕は少しずつしのぎやすくなってまいりました。風景も夏の花から初秋を告げる早咲きのコスモスが咲き、季節の移り変わりを感じるこの頃でございます。

さて、今年の夏は、今まで私が経験したことのない夏でした。なぜかと言いますと、新型コロナウイルス感染症の収束が全く見えてこないことにあります。通常の夏であれば子どもたちの夏休みを利用して旅行に出かけたり、お盆であれば皆で先祖の墓参りをし、また親族との親交を深めるなど、いろいろな過ごし方で夏の思い出を残してまいりました。しかし、今年はコロナをうつさない、うつらないということで、我が家でも子どもたちに田舎に帰ってこないでという状況があったのも事実でございます。

今年の1月頃から新型コロナウイルス感染症の発生により、世界経済におきましても、第二次世界大戦以降最も深刻で世界的な不況を引き起こしたと指摘をされております。

いずれにいたしましても、必ず近いうちにワクチンは開発され、社会生活が元に戻り、安心して日常生活が送れる日が訪れると思っています。ですから、今できることを全力で取り組むことが大事だと考えております。

そこで、今回の質問は私の視点から捉えた新型コロナウイルス感染症が収束に向かう確かな光が見えたことを想定した美作市のまちづくり、具体的には観光振興による活性化へとつながる質問を考えております。

1項目めは私の一丁目一番地であり、何とか市長の御理解を得て成し遂げたいと思っております、武蔵の里周辺を中心とした再構築に関することです。

2項目めは東栗倉地域に現存している国の重要文化財、林家住宅の活用についてお尋ねいたします。

どちらも2項目に共通して言えるキーワードは、地域振興と再生、そして活性化です。

それでは、質問に入ります。

まず、武蔵の里関連施設の今後の運営方向についてですが、この質問につきましては、市長も担当部長もよく理解されていると思っております。なぜなら先ほども少し触れましたが、私のライフワークと言っても過言でないくらい毎回、毎回質問をしてきました。現在、大原地域に点在している全国に誇れる宮本武蔵顕彰武蔵武道館と武蔵の里五輪坊と、周辺施設を動線でつなぐ活用と、再構築についてですが、たびたび地域住民の皆さんや、利用者、そして経営に携わっている会社等の意見と要望、あるいは私なりの考えに基づく思いを、一般質問の中で尋ねてまいりました。質問するたびに前向きな答弁はいただいております。市長からも、それから部長からも、本当に前向きな答弁はいただいておりますけれども、現実は何ら変わっていないのが現状でございます。現在、運営を一任している会社との指定管理制度の契約は、今年度限りで承知しております。では、令和3年度からはどのように移行していくのか、そして取り組まれるのか大いに関心が湧いてくるところでございます。

そこで、お伺いいたします。まず一点目、武蔵の里五輪坊に隣接している施設はいくつもあります。これらの施設の利用人数、収入、また経費等把握された中で、当然経営状況には満足されていないと思います。私も納得できる運営状況ではないと感じております。萩原市長になられてから、大赤字の根源だった、当時赤字が7,000万から8,000万、平成21年だったと思うんですけども、1億2,000万円の赤字が出たこともあります。その大赤字の根源だった温水プール、温泉、レストランを備えたクアガーデン武蔵の里を平成28年9月に閉館するという英断を下されました。そこはすでに解体され、来年4月開園に向けて急ピッチで新保育園の工事が行われている光景が見えています。大原地域住民は、萩原市長が武蔵の里を変えてくれる、新しい武蔵の里の時代がやってくると本当に大きな期待をされております。私も令和時代にふさわしい武蔵の里を作るべきとの思いから、機会あるごとに市長や担当部長に考えを伝えてまいりました。

では、今後の各施設の運営の方向性について、どのようなお考えなのかお尋ねします。具体的に施設を申し上げますと、①五輪坊についての考え、そして②として資料館と庭園についての考え、3番目大広間についての考え、5番目日帰り温泉について、この日帰り温泉というのは五輪坊の中にあるお風呂のことです。この日帰り温泉についての考え、そして6番目に交流館についてのお考え、7番目楽市楽座についての考え、8番目武蔵青年期像についてのお考え、9番目讚甘保育園の撤去についてのお考え、以上9点について、これらの施設をどのようにされようと考えておられるのか、お尋ねいたします。まず1回目の質問いたします。

議長（岡本 泰介君）

遠藤経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

武蔵の里関連施設の今後の運営方向ということでございますが、令和3年度からの運営のこともございます。順に答弁をさせていただきます。

まず、五輪坊についてでございますが、議員御発言のとおり、武蔵の里関連施設につきましては、指定管理者制度による管理運営を令和2年度の1年間限りとしております。五輪坊は、建築後30年が経過し、経年劣化により、今後空調設備や地下燃料タンク、屋根などの修繕費がかさんでくることが見込まれます。このため、武蔵の里五輪坊については建て替えることを前提に、新しい宿泊施設整備を進めていきたいと考えております。そのため、五輪坊は令和3年4月から休館といたします。

それから、資料館、庭園についてでございますが、武蔵資料館は五輪坊の内部にあるため、令和3年4月以降も営業を続けると効率が良くありません。そのため何らかの対処が必要であると考えております。庭園

につきまして、市において管理していくことが必要と考えております。

それから、大広間とバーベキューハウスがございますが、五輪坊の附属施設である大広間及びバーベキューハウスは、五輪坊と同様に休館といたしまして、新しい宿泊施設整備に合わせ、撤去する方向で検討を致します。

それから日帰り温泉につきましては、これも同様に令和3年4月から休業としまして、施設整備については新しい宿泊施設整備に合わせて検討をいたします。

それから、交流館につきましては、交流館の宿泊部門のほうでございますが、令和3年4月から休館としまして、宿泊部分の撤去についての検討も含め、新しい宿泊施設整備と合わせ検討したいと思います。

それから、楽市楽座でございますが、農産物直売所の楽市楽座につきましては、現在指定管理者により運営していますが、令和3年4月からは市内の他の直売所と同様に、生産者を中心とした組織において運営していただけるように協議を進めたいと思います。

それから、武蔵青年期像ということでございますが、この青年期像の位置については、現在の位置に整備され、親しまれてきています。移設につきましては地元観光協会などと協議したいと思います。

それから旧讚甘保育園についてもお尋ねでございますが、武蔵の里関連施設につきましては全体構想を定めていくことが必要だと考えておりますので、この9月議会終了後、地元議員、地元関係者にも御参加いただきまして、検討委員会を設け、構想を検討いただこうと考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

福田教育長。

教育長（福田 昌弘君）〔登壇〕

武蔵資料館につきましての答えをいたします。

本年1月下旬に展示リニューアルを行ったところです。リニューアル後の2月の入館者数は前年比200%と大きく伸びていたところですが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、3月以降の入館者は減少しております。また、リニューアル当初は地域のイベントに合わせて、無料開放や学芸員による解説などの、お披露目の企画を検討しておりましたが、コロナ禍の影響により実施できておりません。現在は展示品の状態を観察しながら、入替え等により管理を行っているところでございます。展示品の適切な管理はもとより、武蔵という人物や歴史考察について、来館者に理解してもらえるよう工夫を重ねてまいります。

また、文化財の活用という観点からも、観光資源としての資料館の在り方を検討してまいりたいと考えております。

武蔵資料館の今後の運営方向につきましても、全体構想の中で検討することが必要であり、9月議会終了後、地元議員、地元関係者にも参加いただき、検討委員会を設け、構想を検討していただきたいと考えているところでございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岡本総務部長。

総務部長（岡本 和之君）〔登壇〕

私のほうからは、旧讚甘保育園の撤去についての考え方ということで答弁をさせていただきます。

旧讚甘保育園は、普通財産として現在は大原総合支所が管理をしております、美作市シルバー人材センターやボランティアグループが倉庫として利用をされております。

御指摘のとおり、建物は老朽化が進んでおりまして、大変見栄えも悪く、一部天井の崩落なども確認しておりまして、危険な建物であることは承知を致しております。このような状態の建物をこのまま放置してい

くことは好ましくないということから、なるべく早い時期に撤去をしたいと考えております。また、撤去に当たりましては、財政的な面もございます。観光や地域振興に係る事業と関連付けることで補助金、あるいは起債など活用できないかを検討しながら進めてまいりたいと考えております。

よろしくお願いたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

鈴木議員。

14番（鈴木 悦子君）

2回目の質問をいたします。

それぞれ御答弁をいただきました。

まず①の五輪坊についてですが、私は宿泊施設の五輪坊は観光振興を進める上で、武蔵の里の中心的な役割を担う建物であると思っております。平成元年4月に完成し、30年も経過しているとのことで、利用者の方からいろいろな不満の声、そして経年による雨漏り、ボイラーの不具合等々、先ほど部長が言われましたように不具合が起きてきております。このようなことも何度も何度も声を大にして要望をしましてまいりました。指定管理制度が今年度で終了することも承知しております。今年度で休館し、はっきりとした方向性もないままで空白期間が長期にわたるような事態だけは避けていただきたいと思っております。今までの質問のたびに申し上げてきましたけども、建て替えることを前提に休館という、これが方向性なのでしょうか。もう少し具体的なお考えがあるんじゃないかなということも私は思います。

例えば今武道館を例にとりますと、合宿ができないので、武道館を今まで合宿で利用していた人が、利用をしたいと問合せがあった時に、当分の間は休館です。じゃあいつぐらいからと言われた時には、何もちょっと分かりませんというような返事を返さないといけないというのが現実なんです。相手も電話してこられた学校、部活の監督さんとかも、どうなんだろうかと不安に思われることだろうと思っております。

2週間くらい前ですか、I P U・環太平洋大学のマーチングというんですか、その合宿がバス5台で連れてきておりました。毎日泊まる所がないので、環太平洋大学から通って5日間、朝来て練習をして、また夜みんな乗り込んで帰ると。そういう合宿をしたのも実際私は見してきました。そして大学生が合宿しますから、当然創志高校も同じようにバスで来て合宿を、合宿言うんか、合宿言うのは寝食を共にして同じ目的を持って強化練習をするというんだらうと私は理解しとんですけども、泊りはないですけども、一緒に強化練習に励んできたというようなことが今年の夏もありました。ですから、1日も早くなんとか具体的な方向性を見いだしていただきたいと思っております。五輪坊についてはそういうことです。

②資料館、庭園についてですが、市長部局も教育部局も何らかの対処が必要と言われるだけで、明確な構想はないのでしょうか。私は宿泊施設との併設ではなく、前にも言いましたけれども、武蔵武道館の敷地内に、中ではないですよ、敷地内に移動するべきと考えております。突飛な考え方もかもしれませんが、宮本武蔵関連は宮本武蔵関連で集約をし、武蔵の里を点と線で結び、周辺を周遊できるようにする、その武道館の周りが宮本武蔵、剣道、そういう聖地になればいいなと私は思っておりますけども、周遊ができるようにする考えはありませんか、いかがでしょうか。

庭園については、今後広い大きな庭園ですから、しっかり管理だけはする必要があると思っております。

そして、③大広間、そして④のバーベキューハウスは撤去する。そして飛びますけども、⑥の交流館につきましては、宿泊部門は撤去を含めて検討するとのことですが、バーベキューハウスは年間を通じて利用者が少ないと伺っておりますので、撤去すればいいと思っております。大広間につきましても当然五輪坊が休館ですので、営業はできないと思いますので、必要ないと思います。交流館につきましては撤去する必要は

ないと私は考えます。今後周辺整備をすることで、宿泊施設としてではなく、会議室とか何かに利用できると思っております。

そして⑤の日帰り温泉と⑨の讚甘保育園の撤去についてですが、五輪坊を休業することになれば、温泉は利用できなくなるのは当然のことです。新しい宿泊施設整備に合わせて検討するということですが、検討するという言葉は、本当にとっても心地よく、心の中に響いてきますが、3月議会で検討委員会を作りましょうと申し上げてきました。6か月経った今も、いまだに検討委員会はできていないようです。どういことでしょうか。立ち上げるためのメンバーは何名ですか、委員の選出方法はどんなのでしょうか。そういった素案はあるのでしょうか。ぜひ教えてください。

⑦楽市楽座についてですが、休館にしないという考えであるならば、引き続き来年4月から運営ができるように体制を整えてください。生産者の皆さんは高齢化が進んでいるとお聞きしておりますので、今まで通り出品ができる体制がとれるように、そして運営方針が生産者の皆さんに周知されることを、これは強くお願いをしておきます。大丈夫でしょうか。

そして⑧武蔵青年期像についてですが、部長は親しまれていると言われました。本当に親しまれていますか。根拠はあるのでしょうか。泊まった方がいつもいつも、その武蔵像を見に行かれよというようなことが五輪坊のほうから聞こえてくるのでしょうか。美作市民にもこの像が認識されているのでしょうか。五輪坊を利用した人が、武蔵像を見られるのでしょうか。今の場所では多くの人の目に留まる場所ではないと私は考えます。旧大原町時代に大金を投入した文化勲章受章者である富永直樹先生作の武蔵青年期像、もっと、もっと多くの皆さんに見ていただくことをもう少し考えていこうではありませんか。私は武蔵武道館敷地内に移設すべきと考えております。武蔵資料館、武蔵青年期像を武蔵武道館敷地に移すことをぜひ真剣に考えていただきたいと思います。いかがでしょうか。

⑨旧讚甘保育園の撤去については、先ほど総務部長が言われました補助金、そして有利な起債などを探してもらって、前に進めていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

長々と①から⑨まで申し上げましたけれども、私が考えていること、そして申し上げたいことは、これからのあの武蔵の周辺を夢のある美作北部のエリアにしていくことを本当に私は夢を見ています。美作市の観光拠点として市内中心部の湯郷温泉エリアに主な観光施設が集中しておりますよね。ホテル、旅館、日帰り温泉、そして見学施設、食事、お土産等、一連の観光業種は湯郷温泉に存在しています。その中において、郊外エリア、湯郷、美作から外、勝田とか英田とか大原とかいろいろありますが、そこへの拡散が希薄ではないでしょうか。それが現状ではないかと思えます。逆に言えば郊外エリアの観光と題した名称、各施設の魅力と発信力にも課題があるのではないかとも思えます。

美作市の観光産業として市内の各エリアにおいて、可能性のあるエリアの再構築が湯郷温泉との相乗効果を生み、今後の美作市における観光産業の基盤となると考えます。それが先ほどから申し上げております武蔵の里と私は位置づけているからであります。その武蔵の里、大原は歴史的なスポットとして、宮本武蔵生誕地、大原宿にある本陣、脇本陣、また交通の面から見ますと、関西、山陽、山陰へのアクセスが容易な大原インターと、智頭急行線では、特急列車停車駅が大原駅があり、美作市における北の玄関口として利便性の良いエリアであります。言い換えれば、各方面へのハブ的地域でもあります。観光の核となる場所は宮本武蔵生誕地であり、この場所を中心とする観光構築が不可欠である中で、宿泊施設である五輪坊は、ターゲット層が武道館との関係、もともと建てたときのいきさつから、合宿所のようなイメージが強く、周辺施設及び地元へのリンクが不足しているように思われます。さらに周辺の観光集客施設等の整備、関連性が不十分であると言えらると思えます。これからの武蔵周辺、再構築につきましては、武蔵を聖地としたエリア、ま

た庭園を中心として、庭園を活用しながら、あの周りに特産品、地域の特産、温浴施設、自然レクリエーション等ができるようなところ、収穫体験、駐車場、トイレ、そして健康増進のためのグランドゴルフ場もあります。ゲートボール場もあります。このようなことを利用できる1日遊んで、食べて、楽しめてというプランが立てられるような、そういった武蔵の周辺整備をしていくことが大切ではないかと思えます。

そして先ほども言いました特産品とか温浴施設とか収穫体験とかレクリエーション、駐車場、トイレ、こういう各カテゴリーを一体化したエリア構築の再生計画が必要であると、私は思っております。美作市における新たな観光産業のモデルとなり、国内外や市内外、様々なユーザーに対応できる重要な拠点となると考えます。

それから、これは市長にお尋ねしますが、道の駅の位置づけということは考えられないでしょうか。その辺りも合わせて、長々と申しましたけれども、市長のお考え、それから部長も御答弁ありましたらお願いいたします。

議長（岡本 泰介君）

遠藤経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

私からは、検討委員会について答弁をさせていただきます。

武蔵の里整備のための検討委員会というのは、この9月議会終了後に委員を委嘱して設置するというところで準備をしております。メンバーには地元選出議員のほか、自治振興協議会、観光協会など、地元に関する団体、市民団体等の中から10名以内をお願いしたいと考えております。そして武蔵の里整備の全体構想について御検討をお願いしたいと思います。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

もともと武蔵の里周辺につきましては、古く言えば随分昔になりますけれども、熊本県の知事さんが武蔵が生まれたところはこちらであるかということで、でっかい石柱を建てたことも含めて、長い長い歴史があります。その歴史の中でもいろんな交流やら、今の言葉で言う観光的にも訪れる人があったわけでありましたが、それが今から約15、6年前の大河ドラマ、17年前になるのかな、大河ドラマによって爆発したんですが、その爆発はやや混乱の原因にもなってしまったと。様々な施設が当時の方々の思いを込めているようなものでできていったわけですが、議員もおっしゃっておられるとおり、統一性というか、基本的なコンセプトがどうもよう分らんと。合宿なのか宿泊なのかといったところにも、当初からの問題もあっておりました。そこで、今後どうなるかについては、今道の駅という話がありましたけれども、議員も御存じのとおり、道の駅の中に宿泊施設を持っていくという考え方も最近では強くなっていると思います。全国に成功事例もありますが、その成功事例はやはり中心となるデザイナーというか、なんと言うんですかね、ディレクターというか、監督をしてくれる人が相当念の入った人であるという条件が付くんですけども、そういった念の入った人が私はいないとは限らないと思っております。コンセプトとしてどこを中心にするのか、合宿でいくのか、それとも道の駅のコンセプトというのは合宿ではなくて、いわゆるそうですね主に平常はシルバー層で、土日になると家族連れ、若い世代と、こういうようなコンセプトなんですけれども、そういうものとしては、今後全国各地のいろんな地域が同じようなコンセプトを求めて動いていく。岡山県内でもそういったコンセプトで動こうとしているところも何か所か出つつあるのかなと思っておりますが、出つつあるところと比較をした場合に、決して資源的に劣っているというものではないと私は思っています。ことに武蔵ブ

ラスで言うと、やはり東栗倉近辺の後山とか、西栗倉との関係で言うとダルガ峰までの見晴らし林道作りますけども、山との関係も非常にいいわけでありますので、そういったコンセプトの中でサステナブルな施設運営がどうできるかということを検討するのが、今回の検討委員会だと思っておりますが、その検討委員会の中で、道の駅という概念がフィットするんだということであれば、これは不可能ではなからうと思えます。道の駅は必ずしも国道沿いにある必要はなくて、国道から少し離れててもいいし、県道であってもそれは構わない。現に私どもの道の駅につきましては、彩葉茶屋がありますけども、あれは県道沿いということになってますんで、不可能ではないだろうし、市内のロケーションからいって、旧美作町内にある道の駅、それから関連で言うと西栗倉村に道の駅があつて、その中間点にあるということで、別にそうおかしくはないと思っておりますが、ただ運営の方向性、コンセプトをみんなで合意をする。そしてその合意をされたコンセプトにある程度のサステナビリティがあるということが多分必要になってくると思うんです。

我々としては、五輪坊については、ももとの構造が継ぎはぎであつたり、動線がかなり分断されていたというようなことから、経営する上で非常に難しい施設であつたろうと思っておりますが、もう1つは、最近の動きをみると、道の駅の宿泊施設も民間的な動きが非常に強くなっておりまして、民間の方々と組んだ上で市が一定程度の初期負担をするけども、できれば継続的な運営負担はしないというようなレベルが取ればサステナブルになってきます。一方で、文化施設であるところの武蔵資料館その他については、これはもうけるつもりは全くありませんが、適切に市で管理をし、ある程度の収入を得ながら文化的な事業として継続をしていく、そんなことだと思えます。

もう1つ大きなことは、ランドスケイピングと言いまして、あそこの鎌坂峠辺りから武道館にかけての1帯をある種の全体のイメージとしてどんな風にするんだということをご検討しなければならぬ。取りあえず言うと、旧讃甘保育園がなくなればまたスペースも増えてきて、そこはかなり広大な庭園のようなものができてくる。交流館を残すかどうかの議論がありましたけども、残すとすると交流館の位置づけが一体何になるのかという、ひょっとするとそれが資料館、博物館かもしれないという議論もあるかもしれません。ただそれは、私が今ぱつと頭の中で思ってるだけじゃなくて、地元の方々はどう考えるかということにもなってきますし、専門家である観光業を主に見てる方々がそれをどう評価するかといったことも考慮に入れなきゃいけないと思っております。ただ、議員がおっしゃる中で誠にそうだなと思うのは、例えば武蔵像について言えば、順番的に言うと、武蔵像が武道館より先にできたんですね。武道館の構想が明らかになっていたとしたら、恐らく場所は違つただろうということもある。これなんか、さっきも言いましたけども、あの周辺の開発が割合継ぎはぎ的にできたことのちょっとした問題点を示す一例と思っておりますが、今回はそういった問題点を総ざらえをして、トータルなコンセプトとしてやっていく必要があると思えます。多少時間はかかりますけれども、早急に立ち上げて早い時期に基本コンセプトを作り、最初に何をするんだ、それがうまくいったらこうするんだという段階論的な発展も考えながらやっていくべきだと私は思っておりますので、若干お尋ねがあつたこと以外についてもお話をしましたけども、答弁というふうにいたしたいと思っております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

鈴木議員。

14番（鈴木 悦子君）

3回目です。

先ほど市長のほうから言われたんですけど、私3回目で言おうと思ったんですけども、武蔵の周辺、鎌坂峠、壱貫清水ですね、あの辺りから武蔵神社、そして武蔵のお姉さんの嫁ぎ先のおぎんさんのおうち、武蔵

の生家、一体的に全部ひっくるめて武蔵の里周辺と私は位置づけてお話をさせてもらっているつもりだったんですけど、これが後先になりましたけど、そういうつもりで話をさせていただきました。

そして、昨年なんですけど、群馬県の利根郡川場村というところに、人口が3,500人くらいです。そこに川場村田園プラザといってすごい道の駅があるんです。道の駅です、これは。年間の売上は350億、お客様が180万人くらい来られると。人口3,500人程ですよ。村の人を雇用してるのは大体140人くらい。40人が正職員であとはパートとかアルバイトとか、そういう形で140人を雇用している。ですから川場村に納税する税金だって何億というお金を納税をしているというお話も聞かせていただきました。そこは一日そこで遊んで食べてレクリエーションして、スポーツして、そこに泊まるというような、一日そこへ来たら家族みんなで楽しめるというプラザなんです。私がそこちょっと置き換えてみたら、川場村より条件がもっといいと思うんです。武蔵の里、鎌坂峠からある、今市長が言われた西栗倉がある、東栗倉がある、そういうふうなことで、一日来てしっかり楽しんでいただいて、スポーツする方はスポーツもできる。グランドゴルフもできる、ゲートボールもできる、じゃあ武道場行って剣道の素振りもできる。それから道場ではまた武道館と違って、道場は本当に剣道をされる方は神聖な場所と言われます。武道館より道場のほうが神聖だということをお話はよく聞きます。そういうところもあるわけですから、それをもっともっと大切に広げるというか、皆さんに知っていただいて、進めていただきたいなと思います。それで、その人たちが泊まる場所は別に五輪坊、名前がどうなるか分かりませんが、五輪坊の宿泊施設に泊まらなくても、湯郷温泉に泊まってもらいたいと思うんです。湯郷温泉に泊まったお客様がまた大原に来て一日遊んでその日は自分のとこのお家に帰っていただける。そういうふうなことも考えて、湯郷温泉とこの武蔵との関わりというそういうことも考えていく必要があるんじゃないかなと思います。特に今回は2回目の質問でしますが、林家住宅、これも243年前に建てられた建物で重要文化財になってます。そういう文化財がある。そして市長が言われた後山がある。行者の修験道がある。そういう歴史の宝庫みたいなところだと思っておりますので、ぜひそういうことも全部大原、東栗倉をひっくるめて真剣に考えて継ぎたし、継ぎたしじゃなしに、順番を間違えずにしっかり組み立てて進めていただきたいなと思います。今までは単発でお風呂してください、五輪坊建てましょうと。そういうことを私は言ってきましたけれども、やっぱり、よくよく考えてみて川場村行ったり、あっちこっちの視察に行ってこんな小さいことを言うと思ったんじゃないかなという思いで、私は自分の夢を今質問に替えさせていただいたんですけども、そういう思いでおりますので、ぜひよろしくお願ひしたいなと思います。

川場村はこの中でも、何人かの議員さんも一緒に行っておりますので。だからよく御存じだと思います。

それから、五輪坊とかいろんなものが赤字だから建てない方がいい、赤字だからどうのこうの言われますけども、赤字だからこそ、赤字が出ないように公がするんだと思います。赤字が出ないんだったら民間がしますよ。どんなことでも。バスの運行にしたってそうです。神姫バスが走ってたんですけども、赤字が出てどうにもならないから共同バスというものが、交通手段のない方のために赤字覚悟で公共が、公がお金を出してやってるんですから、そのへんのことは議員さんにもよく理解していただきたいなと思います。

以上です。何かございましたらお願いします。

議長（岡本 泰介君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

群馬県の川場村の話がありましたけど、私も若干調べてみた限りにおいては、とっても素晴らしいコンセプトで、何とかさんというディレクターが全部統括をしてやってるわけでありまして。何もなかったところであれだ

け稼げるというのは、やっぱり施設のコンセプトのよしあし、あるいは経営に携わるある種の情熱といったものを感じるわけであります。そういう先進事例というものも、ぜひ我々としても参考にしていける必要がありますし、そこだけじゃなし、ほかにもまだやれることがあるとは思ってますけど、あんまり二番煎じでやると客こないんで、我々としては今後構想する中でどうしたら武蔵が生かせるかとか、どうしたら自然が生かせるかということをしっかり研究していきたいと思えます。

やや難しいことで言うと、特産品という話があったけども、じゃあ特産品ってなんだろうかと思うと、これがよく分らないのですよね。あるような、ないような。だから今後できてくる大原の地域、あるいは東栗倉地域の農林業の振興と合わせながら特産品の開発なども本当はしていかなければならない。野菜とか花ね、花なんか多分特産品になってくると思うんですけども、そういったものを現地の方が熱心に作っているところというのも資源の一環として考えながらそういうもの、花なんてのは直売が多分できると思うんですよ。もち麦も相当いいレベルになってきている。ないのはなんだろうかな、乳製品かな。本当は乳製品があるといいんですけどね、地域に。ジェラートかなんかになってると本当にいいんですが、そこはちょっと今からじゃ急ごしらえでできないんですけども、あるもので言うと今申し上げたような農業関係のこと、花卉類ということになって、そういうものをまず別途商工観光課だけじゃなくて、農業振興課とも連携しながら、これなら売れる、自信を持って出せるというものを少し探していく必要がある。お酒は大丈夫です。ちゃんとあります。大変うまいものがあると思っております。そういうことで川場村見ると、地ビールがあったりなんかいろいろあるんですが、それはすぐやれるほどじゃないんですけども、まず今ある我々が売れるものというものをしっかり見定めた上でやっていく。それがピーマンであったりなすびであったりする可能性はあんまりないのかなと僕は思ってるんですけどね。そういう意味では少し考えていかないといけない。寿司はおいしいです。そんなことをいろいろ、ある物品をよく吟味して、何が競争力あるんだということ、相当やっておかないといけないのかなと思っております。

いろいろある中で1つだけ言うと、そういったことをずっと点検していく中で、夢が夢として力を持ってくると思えます。夢は現実とは違うけれども、現実から離れた夢は単なる夢なんで、現実にはひっかきながら夢を形成していく作業がこれから私たちがやっていかなければならない、大変難しいけど重要な仕事だと思います。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

鈴木議員。

14番（鈴木 悦子君）

総括ですね。

簡単に総括をさせていただきます。

大原、東栗倉の地域の住民の方は、萩原市長ならやってくれるだろうと期待をされておりますので、ぜひお願いしたいと思います。

それから、私が夢と言いましたが、現にあるものを生かしながら実現していくということですから決して本当にドリームじゃないです。その辺のことをしっかり言わせていただきます。

ということで、是非検討委員会を早急に作っていただいて、しっかりとした議論を進めていただきたいと思えますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

議長（岡本 泰介君）

鈴木議員、10分間休憩したいと思います。

午前10時50分 休憩

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは鈴木議員、2項目めに入ってください。

14番（鈴木 悦子君）

2項目めは、美作市に現存し、歴史的建造物として知られている林家住宅についてお尋ねいたします。

私が生まれ育った東栗倉地域の名所としては、岡山県最高峰の後山、愛の村パーク、ベルピール自然公園、そして昭和44年、1969年に国の重要文化財に指定された林家住宅があります。これは東栗倉地域の中谷というところにあります。

旧東栗倉村時代から美作市が誕生後の今日まで、観光誘客を目指して様々な施策を進めてきましたが、国の重要文化財として高い評価を受けていたにも関わらず、観光名所としての存在感は薄いように感じておりました。積極的にPRできない理由は、個人の所有家屋であることから所有者の理解と協力が無いと何もできない、触れないという歴史もありました。もう1点は、国の重要文化財に指定されている歴史的建造物の保護と保存と言う観点から、開放することにより、重要文化財に傷をつけられるのではとか、いたずらされても困るという概念が働き、林家住宅を観光名所としての戦略に加えることができなかつたのではないかと考えておりました。

しかし、令和2年3月議会の一般会計予算審議において、5年間の期間をかけて、5年間ですよ、その時は、国が85%、県が5%で90%の補助金、市は10%の財源を計上しながら住宅の改修を行うとの説明を伺いました。これは3月議会で初めて何の噂もなく私は聞きました。情報がなかったのかも分かりませんが。そういう状況でした。私はついに時代は動いたと感じました。美作市の財産であり、1786年、今から234年前に建築され、大庄屋の構えを現在に残し、国が認める貴重な林家住宅を地域の活性化を目的に活用することが可能となるわけでございますので、美作市そして東栗倉地域の観光振興につながると思いました。

そこで1回目の質問として、観光誘客の要素を秘めた林家住宅をどのような構想を持って、令和の時代に歴史的価値観の高い建造物を有効に活用されるのか、さらには将来展望も含めて、どのような計画を持って取り組まれているのか教育長にお伺いいたします。1回目の質問といたします。

議長（岡本 泰介君）

福田教育長。

教育長（福田 昌弘君）〔登壇〕

それでは林家住宅につきまして、所有者、管理者が地元不在のため、国の重要文化財でありながら適切な管理がなされず、その保全管理が危ぶまれておりました。平成30年度になり、林家住宅を地域活性化の拠点として活用することで、文化財を後世に残すことを目的に、所有者と協議を重ね、その趣旨に御賛同いただき、令和元年度に東栗倉地域、所有者、市等で協議をしまして、林家住宅保存活用計画を策定し、文化庁に承認いただいたところです。その計画により、本年度から保存、活用に向けた修理改修工事が始まりま

す。計画の内容としましては、林家住宅を「昔ながらの自然に包まれた古民家宿泊施設」として活用するというものでございます。また、地域の活動拠点として地域に公開し、交流会や収穫祭などの各種イベントを開催し、地域の集いの場としての活用も考えております。

具体的な整備の内容につきましては、屋根の葺き替えを中心とした修復を行い、合わせて内部の電気設備、水回りについては活用を意識した実用的な設備に改修するように考えております。運営につきましても、東栗倉地域の方々に参画していただき、地域に開かれた宿泊施設になるよう予定しています。

事業の実施主体はあくまで所有者個人であることから、所有者の意向を反映し、所有者、岡山県、市の関係者、地域の代表で組織する修理委員会を立ち上げ、文化庁の指導を仰ぎながら工事発注等を行ってまいります。

今後のスケジュールとしましては、文化庁より9月に修復工事の交付決定がなされる予定となっております。10月下旬には工事に着手できるよう取り組んでまいります。

内部の活用に向けての改修工事につきましても、11月には交付がなされる予定となっております、その作業に取り組んでいるところでございます。令和3年度中の完成を目指し取り組んでおりまして、工事終了後には所有者と施設を管理する活用団体とで無償貸借契約が結ばれ、東栗倉地域の皆様と協力して事業を進めていく予定でございます。

以上、概要をお知らせします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

鈴木議員。

14番（鈴木 悦子君）

2回目の質問をいたします。

当初は、5年の歳月を経て工事が行われると説明があったと3月予算委員会では記憶しております。令和3年度には完成予定とお聞きし、喜んでおります。スムーズに改修工事が進むことを願っております。おおむね林家住宅の活用と計画については理解しましたが、関連していくつか2回目の質問としてお尋ねいたします。

武蔵資料館に展示されている300万円で購入した海北友松作と言われている屏風や、2億円という超高価な町民の血税を投入して購入した宮本武蔵作の達磨頂相図の絵画が本物という証明を掲げて市の観光に結び付けることができないかと質問したとき、いろいろと私なりの視点から国宝、国の重要文化財についても調べました。そのとき目に触れた項目が、従来の文化財は、保護法の下で保存活用してきたが、今後は重要文化財としてきた様々な有形、無形などの文化財を観光資源として地域の活性化につなげることを目的に文化財保護法の改正があったという記事を見ました。また、先日の新聞記事には、文化庁が今年5月に施行された、文化観光推進法に基づき、美術館や博物館などの文化施設を拠点として、観光振興を図る計画に大原美術館と美観地区、文化観光推進計画など、10件が文化観光として初めて認定されたと載っていました。まさに、林家住宅を文化庁が進める施策に利用することが東栗倉地域は当然のこと、観光による美作市の活性化につなげるための大きな要素があると考えております。ところが全国的な傾向として、地域住民にとっては、どんなに優れた景観や資源があっても、毎日見慣れた風景の1つであり、国指定の重要建造物という認識が薄いそうです。私は東栗倉によく行きますけども、あそこを通っても、今までは立ち寄ってちょっと見ようかなというようなことは、1回か2回はしましたけども、今はあそこを通ってもさあっと素通りします。選挙でも回りましたけども、別に何事もなく素通りしてきたと思っております。重要建造物という認識が薄いそうです。しかし、そこに住んでいない人や、インバウンドで日本を訪れる外国人にとっては、東栗倉地域が作り出した日本の原風景の中で、歴史的な建造物はとても魅力に感じると思います。さらに、234年の歴史を持つ江戸時代後期の住宅、林家が宿泊と食事ができるように新しく再生されることは、今後の展開に大きな夢と、また夢が出ましたけども、大きな夢と期待が膨らんでいきます。

そこで、お伺いいたします。

1点目、先ほどの答弁を伺いますと、地域の皆様の協力を得て専門の団体に管理を一任するとのことですが、どのような団体ですか、実績はある団体ですか、地元の皆様はどのようなことを担うのですか。地元の皆様にどのような、重要文化財の管理、運営ですから、当然本当に厳しく教育をされないといけないと思うんです。その辺のことはどうなんでしょうか。お尋ねします。

それから2点目、私が調べたところでは、この事業は、内閣官房歴史的資源を生かした観光まちづくり連携推進チームが深く関わっているようですが、東栗倉地域と自然的にも人口的にも交通網的にも似た環境の中で守られてきた歴史的建造物を資源として活用した成功事例がありましたら教えてください。

3点目、どのような視点、観点から林家住宅を歴史的資源を活用した観光まちづくり事業に取り組もうと考えられたのか、メリットも含めて根拠を教えてください。

4点目、長期的な展望に立ったとき、国指定の重要建造物として存在価値を認められている文化財を、宿泊、食事ができる住宅として再生させて観光推進を図ることは大賛成です。私も本当に大賛成です。ですが、例えば5年や10年程度で、どうにもならんようになったわ、もう前へ進めれんようになったと、閉館しないといけなくなったような事態だけはどうしても避けてほしいと思っております。そのようなことは起こらないようにするための計画プランは当然考えておられると思いますが、いかがでしょうか。また、運営経費について、市はどのように関わっていくのでしょうか。

以上4点についてお尋ねを致します。

議長（岡本 泰介君）

福田教育長。

教育長（福田 昌弘君）〔登壇〕

それでは、4点の質問にお答えいたします。

まずどのような団体が管理するのか、どういった実績があるのかという御質問ですが、丹波篠山市など、兵庫県を中心に古民家再生を行っている一般社団法人ノオトから独立し、新たに本事業のために設立された一般社団法人創造遺産機構が管理団体となる予定で進んでおります。この団体は、先ほど議員からも紹介がありました、内閣官房歴史的資源を生かした観光まちづくり連携推進チームの専門委員も所属しており、構想の段階から本事業の実質的責任者として携わっております。

また、地元の方の運営参画ですが、当初は配膳、清掃、接客等のスタッフとして参画していただく予定としておりますが、徐々に経営についても地元の方に移譲していく予定で進めてまいります。サービス提供から、経営までの人材発掘を兼ねた協議を重ねていく予定としております。

2点目の、成功事例につきましては、内閣官房歴史的資源を生かした観光まちづくり連携推進チームが関わった東栗倉地域と似た環境での成功例があるかという御質問だと思っておりますが、石川県の輪島市の三井地区が里山まるごとホテルをコンセプトに、地区内にある茅葺古民家を里山の食材を楽しめるレストランとして再生し、農村集落の暮らしを体験できるおもてなしを核とした観光まちづくりを2018年から始めており、連携推進チームの成功事例の1つとして紹介されております。

3点目の、どのような視点、観点から本事業の取組を計画したかという点でございますが、かつての大庄屋の構えを残した国の重要文化財を、東栗倉地域の象徴としてもう一度地域に開き、地域住民が行き交う場として活用することが、地域コミュニティの再生には有効であり、また、東栗倉地域の豊かな自然、昔ながらの暮らし、後山の修験道などの歴史的文化遺産等の豊富な資源を組み合わせれば、インバウンドも含めた観光ビジネスにも有効だという、そういう観点から活用案を策定いたしました。一方で林家の保存修復を考

えた際に、国の補助金を財源の柱とするためには、修復後の活用方法を示すことが必須条件として挙げられております。そこで相談した相手が、先ほども申し上げたとおり、成功事例豊富な内閣官房歴史的資源を生かした観光まちづくり連携推進チームとなり、専門委員を中心として作成したものでございます。

4点目の質問でございますが、計画プラン、市の運営経費の御質問にお答えします。林家の文化的意義を後世に伝え継承することが一番の目標となります。そのためには、施設の安定経営が不可欠と考えております。現在、活用団体が中心となって地元と活用方法、運営管理について協議を行っているところでございます。10月には委員に加え、後山地区と中谷地区の代表を交えて協議を行う予定で進めているところでございます。地区の代表との協議を経て、地域の方々に運営参画に対する説明を行う予定としております。

その後は、2か月に1回程度で運営参画に関する協議を行う予定としております。

完成後の管理、運営につきましては、最終的には地元東栗倉地域の皆様による管理、運営を目指す計画となります。運営団体からは、協議の中で、現段階では市からの運営経費の負担を求められておりませんのでお知らせしておきます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

鈴木議員。

14番（鈴木 悦子君）

先ほどの武蔵の里とは違って、3月議会で予算計上されて、次々、粛々と委員会もある程度の委員会は立ち上げられて、あとは地元の中谷と後山の地域の方が入ってこられるというふうに、前へ前へ進んでおりますし、とてもいいことなんで、3億かかっても市の負担は10%ということですので、ぜひしっかりと進めていただきたいと思います。

一番私が心配するのは、運営を地元の方がすると言われたんですけども、これだけかけて重要文化財で宿泊費は果たしてどのくらいの金額がいただけるのかなと思うことが1つあります。その宿泊費によって、お料理だって違ってくると思いますので、その辺のことはどういうふうを考えられておるのかなということもあります。

それから、今おられる地元の方が運営されるのはいいんですけども、私は重要文化財ですから、やはりそれを古民家の民泊に使うということになったら、若い方に声をかけて、東栗倉の地域の方でも、美作市内の若い方に、出ておられる方にでも声をかけてしっかりと運営に関わっていただいて、守っていただくと。年がいったから辞めるんじゃないというような方ばかりにお願いするんじゃないなくて、若い方ももっともっと発掘しながらしていただきたいなと思います。

それから、重要文化財ですので、取扱いが普通の古民家とは違うと思うんです。さっき丹波篠山と言われましたけど、これは普通の古民家ですよ。重文じゃないんでしょ。その辺はどうなんですか。その普通の古民家を再生して宿泊施設にしたということと、重要文化財を国の補助金を頂きながら、宿泊施設をしたというのと、管理の仕方が全然違うと思うんです。当然宿泊費も違ったら、運営も違ってくると思います。その辺はどうなんでしょうか。

議長（岡本 泰介君）

福田教育長。

教育長（福田 昌弘君）〔登壇〕

まず宿泊施設として運営していく中で、宿泊費をどのように設定するかということでございますが、付加価値をどういう形でつけていくか、地元産品でありながら、地元独自のもので、他にないようなものが設定できれば付加価値をどんどん上げていって、安価ではなくて高額の満足度の高いサービスを提供できれば単

価を上げた運営というのも1つ視野には入れております。どなたでもどうぞという安い設定になると、結局たくさんの方が来ていただけるんだけど、逆に収益率が数が来ないと得られないという厳しさもありますので、その辺りを案分しながら計画を進めていきたいなと思います。

それから、若手の参画ですけれども、地元からそういう方が手を上げていただいて、積極的に進められれば一番いいわけですけれども、逆にもしそういう方、適任者がいない場合でも、市内、市外からやっぱり募集して若手に移住、定住その辺を視野にいれて参画していただくという、そういう構想も広げていけたらなと思います。もちろん地元の方でやりたいという方があれば、これが一番だと思っております。そうすることによって、若手が取り組みれば、安定経営を模索しながらより長期的に文化財の保護と活用が継続できるのではないかと考えております。

それから重要文化財としての扱いでございますが、一般古民家と違いますところは、特に消防法等にからんで、木造ですので、焼失したりしないような形での防火設備などは非常にきめ細かにはなっております。それから内部そのものにつきましては、改装しまして、特に通常の使い方では問題はないというような形にはなると思います。

簡単ですけど、以上お答えします。

〔14番鈴木悦子議員「もう1つ。丹波篠山は単なる古民家、それとも重文」と呼ぶ〕

そのことにつきましては、丹波篠山は普通の古民家で、重要文化財としての指定はございません。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

鈴木議員。

14番（鈴木 悦子君）

いずれにいたしましても、東栗倉で1つどっちか言いましたら林家住宅は何か活用がしたい、オープンしていただきたい。そういうふうなことで、合併前からずっと課題だったと思っております。ここで昨年でしたかね、大原の公民館で説明があったんです。それも私も聞かせていただきました。そういうふうなことで、一遍に前に前に進み出したなという感じがしております。

ですから、東栗倉も後山、ベルビール、愛の村パーク、林家住宅、大原では武蔵の里というようなことで、ぐるっと周遊できるようなそういうふうな感じになればいいなというふうに思っておりますので、ぜひいい施設ができますように願っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上をもちまして、令和2年9月議会の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（岡本 泰介君）

以上をもちまして、通告順番7番、議席番号14番鈴木悦子議員の一般質問を終了します。

続きまして、通告順番8番、議席番号1番西山正志議員の発言を許可いたします。

西山議員、始めてください。

1番（西山 正志君）〔質問席〕

それでは、議長の許可を得ましたので、1番西山が令和2年9月定例会の一般質問をさせていただきます。

今回質問させていただくのは、旧もうもう工房跡地の現状と今後についてお尋ねいたします。

以前行政懇談会でパークアンドライド等の活用はどうかと質問しましたところ、さっそく整備していただ

き、現在縦貫バスの利用者、市民の方が有効に利用されていると認識しております。

しかし、現状では、縦貫バスの乗降の駐車場として利用するには、街灯が少なくまた区分けの線引きも一部しかございません。何よりもトイレがないというのが一番問題があると思います。市民の方が利用されるにあたって、整備が必要ではないかと考えています。また、防犯も含めて3点お尋ねします。

街灯を整備し、舗装と線引きを行って敷地を有効に駐車できるように早急に整備できないか。

2点目、早朝や深夜の利用者もおられ、利用者のためのトイレの設置はできないか。

3点目、皆さんが縦貫バス乗降時の駐車場として有効に利用していくに当たって、今後の整備計画などを教えていただきたいと思います。

議長（岡本 泰介君）

小林建設部長。

建設部長（小林 英樹君）〔登壇〕

それでは、3点の質問の内でございますが、まず、今後の整備計画こちらのほうから答弁させていただきます。

昨年の利用者アンケートなどから、跡地の活用について、大きく3点の機能を盛り込みたいと考えております。まず1点目が現在利用してます通り、パークアンドライド機能といたしまして、自家用車同士の乗り合わせですとか、高速バス、バスツアーなどへのための有料駐車場としての機能を中心に考えております。

2点目といたしまして、バス専用の駐車場など、必要設備の施設整備や、ETC2.0などを活用することで、現在のバス停がございます、大阪から津山間の高速バスに加えまして、大阪を起点に現在三次、松江、出雲などに向けての長距離バスが美作を通過しております。こういったバスについて、降りてきていただいて、休憩と共に乗車するようなことができれば、新たなバス路線が誘致できないかといった意味で検討しております。

3点目といたしまして、この敷地付近の県道でございますが、インターチェンジの交差点のほか、消防署からの市道の食い違いの交差点になっておりまして、車線が非常に複雑になっております。駐車場出入口の安全性等も考慮いたしまして、この交差点の整理ができないかについて検討いたしております。具体的に申し上げますと、インターチェンジの進入路の部分と、消防署からの突き当たりとなるT字路、こちらを1つにまとめられないかといったような構想でございます。

これらの計画につきましては、道路管理者である岡山県、ネクスコ西日本、各バス事業者等が関係しております。関係事業者との協議を重ねておりますが、高速道路の区域変更などの事例も少ない案件であることから、その実現性についてはまだ具体的に明確な状況にはなっておりません。ネクスコにおきましても、津山の事務所が窓口でございましたが、現在広島中国支社と近日中に協議をしていきたいと考えておるところでございます。

続きまして、街灯、白線、トイレ等の関係でございますが、一方で臨時駐車場として開放して以来、利用者からの要望によりまして、県道の街路樹の伐採、また防犯灯につきましては2基を設置、通路の改修等若干ではございますが行っておりますが、今後事業化までには時間を要することも想定されます。今回御意見を頂戴いたしました、街灯、舗装、それから白線による駐車場区画の有効利用などについて、またトイレなどにつきまして現状利用状況を考慮しながら、仮設の設置について検討していきたいと考えております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

西山議員。

1 番（西山 正志君）

ありがとうございます。

街灯、舗装、白線での有効な駐車場についてと、トイレの設置については、前向きに検討していただくということで理解しましたけども、そういう理解でいいですね。ありがとうございます。

現在宅地分譲等も見受けられまして、早急な対応が必要と考えますが、いかがでしょうか。

特に今後の整備計画について、現在3点の構想があるようですが、以前の質問でも出ていたように、土地の買い増し等して、施設の拡充等含めた将来構想の検討も必要ではないか。先ほども申しましたように、付近では、宅地分譲等がどんどん広がっておりますので、いろいろな構想されるに当たって早急な対応が必要と考えますが、いかがでしょうか。これが2回目で質問させていただきます。

議長（岡本 泰介君）

小林建設部長。

建設部長（小林 英樹君）〔登壇〕

それでは、2回目の御質問でございます。

利用状況を考慮しながら、仮設の設置と申し上げました。開設以来、ここの駐車場の利用も、平日では以前のお盆頃で30台くらい、休日については60台以上が駐車されておったところでございます。ところが、何分直近ではコロナ禍と言う中で、現在休日でも10台前後のような状態になっております。

また、バスのほうにつきましても、津山、大阪間、また京都のバス停がございますが、上下線合わせて50便のうち、現在6便が運休と聞いております。また、上の本線を通過しております路線につきましても、112便のうち、47便が運休というような状況に陥っているようでございます。さらに聞くところによりますと、10月以降運休路線も検討中というような状態のことを聞いておるところでございます。こういったところで利用状況の回復といいますか、その辺を願うわけなんですけれども、そういった状況を見てトイレ等どうしても必要なものでございますので、検討していきたいと考えております。

また、周辺の土地もというところでございます。現状の敷地は入り口が非常に狭く三角形の形状をいたしました6,400平方メートルの土地になっております。この部分を周辺の高速道路の進入路や県道の残地、それから周辺の農道や水路、こういったものを再整備することで最大1万平方メートル程度の敷地を有効にすることも可能と考えております。さらに周囲の土地について、協力が得られる場合は、活用の選択肢と共に周辺の土地利用の発展にもつながる可能性がございます。今後の協議の進展に応じて周辺整備についても研究させていただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

西山議員。

1 番（西山 正志君）

この土地は美作市の玄関の1つでありますし、この地域の1等地ですね。本当にいろいろな面から1等地であると思っております。そのために、将来的な構想と、当面の措置についてよく検討していただき、ただ単純な駐車場だけじゃなし、市民の方に喜ばれるまた若い人が立ち寄れるような施設も含めてそういう施設を検討していただけたらと思っております。

私も初めてなもので、私の質問は以上といたします。どうもありがとうございました。

議長（岡本 泰介君）

以上をもちまして、通告順番8番、議席番号1番西山正志議員の一般質問を終了します。

ちょっと早いですけど、ここで昼休憩に入らせていただきます。

再開は1時にします。

午前11時38分 休憩

午後1時00分 再開

議長（岡本 泰介君）

午前中に引き続き会議を開きます。

それでは、一般質問を続行します。

続きまして、通告順番9番、議席番号13番尾高誉久議員の発言を許可いたします。

パネルの持ち込みと資料配布の申出がありましたので、了承しております。

13番（尾高 誉久君）〔質問席〕

議長の許可を得ましたので、これから9月定例会の13番尾高、一般質問いたします。

今年の猛暑は永遠に続くんじゃないかと思ったような夏も、9月を迎えて、9月8日ですか白露を過ぎる辺りからひんやりと朝夕に秋の気配を感じるようになりました。それにしてもいつまで続くんか、コロナは。本当に地球規模の災害、コロナと。先の見えない状況が一日も早い収束の日を迎えることを心より願っております。

ところで、今回の台風10号は、過去に例を見ない勢力の台風と言われ、暴風や猛烈な雨による被害をもたらして北に去っていきました。被害に遭われました方々には心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。

さて、今回の私の質問も、くしくもというか、災害の関連の質問ということでございます。

基本的にはこのパネルと令和元年に出されました資料等を基に質問をさせていただきます。

今回の質問内容は、1、災害対策について、2、パネル税についてということでございます。

それでは、1の災害対策について。防災、減災の観点から質問いたします。1、美作市局地的大雨災害による被災建物土砂等処理費及び未然防止対策費補助金交付金要綱について。

8月臨時議会において、表記の補助金が500万円組まれましたが未然防止の判断基準についてお尋ねいたします。目視によるほか、どのような判断基準を設けられているのかということと、それに関連して急傾斜地崩壊対策事業についての説明と新築時の問題点についてお尋ねいたします。

勾配が30度だとか2Hルールだとか。また既存の敷地しかない場合にはどうするんだとか、補助金と負担金について1回目の質問。

次に豪雨時の道路冠水越流による農地災害の一例を示して、これに対する考えを聞きたいと思います。ちょっと待ってください。昭和コーポレーションと技術専門学校の区間の県道は、大雨災害時には毎回農地がえぐられて被災を受ける農地です。原形復旧の原則により復旧がなされておりますが、次の大雨災害には濁流にえぐられて同様の事態になります。このことについて、未然防止は考えられないのかお尋ねいたします。被災地点の上流というか、吉野川上流の堤防の一区画が低いために濁流が流入し、毎回繰り返されております。堤防敷きの工事には制約がありますが、単純に考えれば、堤防を高くすれば解決すると思われまます。このように、簡易に手を加えることで、解決するであろう同様の箇所が美作市内にはどのくらいあるのか、なかなか把握できないと思いますが、きっとかなりあるんじゃないかなと思いますので、このことを県、国に対して、またこの美作市としてどのように運んで行かれるかというのにおいて、返りますが、やられたのが結局災害の時に50万以下、災害時の時に住居に押し寄せた土砂50万以下はやった。それを一歩踏み込んで局地的大雨でもやると。しかしもう一歩踏み込んで、未然防止するんだと、非常にその考え方が素

晴らしいと思っております。といいますのが、次のパネルのこともあるんですが、このように伐採して、これは開発をするという、プラス思考ですね。プラス思考というか、マイナスの思考というか、開発を矛とするなら、これを守る盾がのり面工事による施工、また用地工事による守る工法を取ってる。これが矛であるなら、これ盾、これを続けて読むと矛盾というんですよ。矛盾なことが行われてるということを正したいと、いうことが国に言おうとしておられるのが、総務省に対して矛盾を突きつけようとしているならば、矛なのか盾なのかをはっきりさせて、使い分けていかないといけないんじゃないかというのが今回の大きな目玉でございます。

最初に答えありきでこれから進めるということで答弁のほうをお願いします。

議長（岡本 泰介君）

千原危機管理監。

危機管理監（千原 善弘君）〔登壇〕

尾高議員から、災害対策についての御質問です。

私のほうからは①の美作市局地的大雨災害による被災建物土砂等処理費及び未然防止対策補助金についてお答えいたします。

近年、地球温暖化などの影響も相まって、自然災害が増加傾向にあり、特に台風や竜巻といった気象災害を耳にする機会が増えております。特に最近ではゲリラ豪雨や、雷雨、大雨など、各地で記録的豪雨が頻発し、極めて短時間に住宅浸水や土砂災害が発生し、深刻な被害をもたらしている現状を受け、災害等を少なくするような方策はないものだろうかという思いからこの要綱を作成しました。

これから台風シーズンに入り、今すぐの対策は無理かと思いますが、先の臨時議会で補正予算を計上させていただきました予算の範囲内におきまして、崩壊した崖を復旧し、または崖の崩壊を未然に防ぐことを目的とした工事を行うことに対し、未然防止対策補助金を交付するものでございます。

判断基準につきましては、職員が現場を確認し、前提といたしましては、自己の居住用に供している建物が局地的大雨に伴う土砂崩れによる土砂、倒木等により被災した世帯。また、建物は今後、土砂等により被災する恐れが高く、早急に対策を講ずる必要があると認められる世帯となっております。

現在の申請及び交付状況ですが、市内の数か所の現場を職員が確認しまして、補助金申請の御案内をいたしております。要綱の告知後昨日9月8日現在ですが、土砂撤去が2件、未然防止が2件の申請があり、審査を終え補助の決定を致しております。また、現在未然防止で1件の問合せを頂いております。

議員御質問の川の水、溝の水の件なんですけど、一応前提としては、土砂災害等ということになっております。これを持ち帰りまして、職員で検討したいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

小林建設部長。

建設部長（小林 英樹君）〔降壇〕

それでは、私のほうからは①のうち、急傾斜地崩壊対策事業、それから建築規制について、それから②の農地災害の一例についてということで答弁させていただきたいと思っております。

まず、急傾斜地崩壊対策事業でございますが、急傾斜地の所有者や被害を受ける関係者が施行することが困難な場合に、都道府県が崩壊対策事業を行うもので、受益者にも費用負担がございます。規模が大きな国庫補助事業では、12の事業メニューがございます。それぞれ採択基準と負担割合が多岐にわたりますが、市内で実施された一例で申し上げますと、被害を受ける恐れのある区域内の人家が、10戸以上、崖の高さが10メートル以上、事業費7,000万円以上のもので、事業費負担は国と県が合わせて95.275%、市と受益者が

それぞれ2.3625%の負担割合となっております。また、小規模の単県事業もございまして、おおむね5戸以上、崖の高さ5メートル以上の条件で、費用は県が67%、市と受益者がそれぞれ16.5%の負担割合となっております。

次に崖に関する建築規制でございますが、岡山県の「建築物の制限に関する条例」第3条の規定によりまして、建築物の敷地が崖に隣接する場合の規制がございます。水平面に対しまして、30度以上、のりの勾配で土木的に申しますと、1割7分程度でございますが、を崖の定義といたしまして、敷地より上の崖は5メートル、下の崖は2メートルの場合に崖の高さの2倍以上の距離を崖の上端または下端から離して建築するという規制がございます。これは、崖が崩壊した場合の人命と建築被害を低減する目的で制定されております。ただし、岩盤などの土質やのり面の保護、擁壁などの対策や、建築物の一部を鉄筋コンクリートにして土圧に耐えられる構造にするなどの対策によりまして緩和される規定となっております。

次に、②の安蘇地内の事例でございます。

議員御指摘の箇所は、吉野川の改修が未整備箇所の一部区間から、越流いたしまして、用水路や水田等を経由し、県道を冠水させた後に、一段低くなっております農地に流れ込むことで、土砂の堆積や洗掘されるものです。平成30年度をはじめ、過去にも被災歴がございます。この箇所は原形復旧の原則によりまして、農地の災害復旧を行っておりますが、原因の1つであります河川の堤防については、改善されていない状況でございます。岡山県に確認しましたところ「現地を認識し昨年度でございますが、現地測量を実施しており、今後かさ上げなどの必要な対策を検討していきたい」と聞いております。

大規模な河川改修につきまして、県からは「吉野川の河川整備を、河川整備計画に基づき現在英田青野から尾谷にかけて順次改修工事を進めているところ」と聞いております。全ての河川改修を終えるには、非常に長い年月がかかることは予想できるところでございますが、このように河川の越流により浸水が予想される箇所が存在していることから、危険度に応じまして必要な対策を行ってもらえるようにパラペットの設置やしゅんせつ工事の対策についても、引き続き県のほうへ要望していきたいと考えております。

また、原形復旧のみでなく、災害の発生予防、拡大予防を目的に市が管理しております小規模な河川においても利用できる緊急自然災害防止対策事業が令和元年度から2か年の限定でございますが、創設されております。現在28か所の河川改修に市でも取り組んでいるところで、このような災害の未然防止に対する事業の財源について、今後の制度の延長や拡充が望まれるところで、国、県等に対して要望もしていきたいと考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

尾高議員。

13番（尾高 誉久君）

答弁ありがとうございました。

危機管理監、これはさっき何か言われたんでもう一度言っておきますけど、これは美作市の巨勢地域の状態です。これはインターネットから拾ったもので、美作市の状況ではないです。その辺は。

この辺りが本来土砂がどってきた場合は、上限50万でしたかね。未然防止の場合は、今やり取りしたらいいので、返事しないで、怒られますんで。確か言ってますけど75万かなということを答弁していただきたいというのが、何を言ってるかということ、非常にいい制度なので、皆さんが、そりゃ、いい、そりゃ、いいというて啓発活動をやると、押し寄せてくるときに線を引くと、危機管理というのは、生か死かの線を引くことが非常に判断基準が難しいと思うんです。消防にあってもそうだと思うんです。今日消防署の署長もおられるんで、また怒る人がおられませんが、そういうことで線を引くことが大事だと思うんで、今一

度50万以内とか75万のことの答弁をお願いします。

建設部長におかれましては、大変よく分かりました。やはり間違っていないのは原形復旧が基本だと。そのことを議員の同僚の方から結構出るのが、今までの概念を捨てるべきだと。捨てることから始まっているのが、次に言うパネルだと思うんですよ。地方分権だとか、この次の総理になるであろう方も言われていますが、地方創生とはなんぞやというのが、いつも私の頭の中にあることであります。その言われた中で建設部長がちょうどおられますんで、長い年月、非常に用地交渉がかかる言われましたが、あなたの部、あなた、職員、課長みんな一生懸命なやっつた防災工事、すなわち大師匠の防災道路が全部用地取得されたんじゃないかなと想像しているのは、何か教育委員会のあるこの文化財のトレンチのようなことに向けて動いているように思うんですが、多分そうだったんだろうなと思うんで、また産業建設委員会のほうで報告のほうよろしくをお願いします。

県、国にも、こういう大きな働きかけをうちの委員会共々やっつていこうじゃないかと思っております。

危機管理監、今一度、建設部長のほうは委員会での報告もありましようから、この場での報告は控えた方がいいんかと思えますんで、お願いします。

議長（岡本 泰介君）

千原危機管理監。

危機管理監（千原 善弘君）〔登壇〕

尾高議員の2回目の御質問です。

金額についてでございますが、土砂撤去につきましては、補助対象経費の2分の1、最高50万円までとなっております。未然防止対策事業につきましては、補助対象経費のうち、50万円までは全額、50万円を超える部分についてはその2分の1で最高は75万円となっております。

災害現場でございますが、1か所、1か所現場の状況が異なります。職員が現地を確認し、あくまでもこれは危険だなということを皆で判断してからの対応ということになりますので、御理解のほうよろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

尾高議員。

13番（尾高 誉久君）

一応そこで締めて、建設部長に聞いたかったのは、私も手元に資料を頂いたんですけど、これは部長のほうから答えていただきたいと思うんですけど、農地災害で、ここ農地ですから、農地がこのようになってるんですね。だから、4年に一度くるのはオリンピックかもしれないけど、災害は4年に一度か5年に一度、ずっと局長もよく御存じの場所ですけど、これがくるのに、ここの農地災害の場合は負担金があると思うんです。およその金額でよろしいから、それだけのものは常にかかっていると、負担してるんだと、出してる側の気持ちになって考えていただきたいというふうに思ってるんで、だからこういう場所が美作市全域にあるんじゃないのかなという気持ちで何度も言いますが既成概念を取っ払って前に進むということが、岡野議員が言われました「ゆでガエル」にならない、自分をチェックする、挑戦なんだという気持ちを持ってやってもらいたいということで、答弁のほうよろしくをお願いします。

議長（岡本 泰介君）

小林建設部長。

建設部長（小林 英樹君）〔降壇〕

農地災害の負担金等ということでございます。

その例で申し上げますと、3枚と言いますか、3名の方が対象になっております。額についてはばらつきがございますが、概ね100万円程度の工事費に対しまして、負担金がこの場合3.9%でございましたが、御一方4万円程度の負担金が発生しているという状況でございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

尾高議員。

13番（尾高 誉久君）

総括は、これを元にこれから本題のパネル税を考えたいということですが、申しましたように、私もそちらの席にある頃に、県道のアスカープ、やるべきだというのが、河川と維持管理は非常に県においても市においても、関わりのある部署だと思います。維持管理が河川の担当であった時代もあるんじゃないかなと思ってますんで、そういうように維持管理というのは、皆さんの身近な問題を解決するんだと。先ほどの河川の用地がなぜ長引いているのかというのは、地権者と1つには行政との間の問題とか、いろんな問題があるわけで、もう1つは当然美作市職においてはここにありますけど、県職の場合は、ぐるぐると異動がある等があって、10年も20年もいる方がおられないようなこともあるんで、思いついた時というか、考えた時に行動を起こすべきだと思っております。

それでは、次に議長入ってよろしいか。

議長（岡本 泰介君）

はい、どうぞ、2項目めに入ってください。

13番（尾高 誉久君）

パネル税について。

美作市事業用パネル税条例についてということで、2019年6月定例会に議案上程されてから、6月議会、9月議会、12月議会、3月議会、と4議会連続で継続審査となってきた問題です。非常に重大な問題ということではあるかと思えます。6月議会において、自動消滅となりましたので、私が一般質問するようになりました。

太陽光パネル税は、地方税法に基づく法定外目的税で事業用太陽光発電所の設置面積に応じ、発電事業者に課税するものでございます。具体的にはパネル1平方メートル当たり50円を5年間課税する構想を掲げている。課税対象は出力10キロワット以上の野立てタイプ事業用太陽光発電所で、建築物の屋根上に設置した太陽光パネルは含まないと。税収の使途、目的は、環境保全と防災対策のほか、町民の生活環境の維持向上としているとこのように報道されているようです。この条例が是であるとか非であるとかの立場ではなくて、疑問点についてお尋ねいたします。

施行に当たっては、法的手続き、法人事業者と個人事業者、大規模事業者と小規模事業者とではどのような違いがあるのか、別紙写真のようなというのは、このような小さな面積ですから伐採後の造林届出書だけでこれがいいわけです。手続き上は不備がないということになります。ですが、私は大変心配です。万一、土石流が発生し、家がひずんだとか、これにパネル税を充当することができるだろうか。家屋災害関連の補助事業はないように思いますが。というのが、平成21年7月19日7時だったと思います。安蘇を襲った竜巻に対して、安東市長が最初にやった行動は300万上限で今までなかったことをやって、安蘇の皆様は非常に感謝されたと。確かその後作東でも同じような手当てをしたと思います。

次に、事業主が法人と個人、法人も人ですし、個人というのも人で、おのずと法人と個人とでは違うと思うのですが、この考え方についてお尋ねしたいと。法人税、法人市民税と所得税、住民税というのは、個人にとっては所得税、住民税、法人にとっては事業税とかいろいろあるんですけど、端的に言うと法人税と法

人市民税というものが対応してるんじゃないかと。総合所得として個人の方は所得税を払い、収益が上がった場合はですね。住民税にもそれが反映していると。ただ、これが申告の仕方によっては、青色申告というのは、特別控除が60万から55万の控除があるんで、それはそれとしての法に基づく手続きですので、非常に節税になっていいんじゃないかと思っております。例えば撤去費の確保についてというのは、今大規模な発電所は美作市内に5か所くらいあると思うんです。撤去費を取ってるところと、取ってないところがあるならば、それを安全のために、要するに廃墟と化さないためにするんだったら、取るなら取るとした方がいいのではないかと思うことが1つと、1回目に結構たくさん質問しますが、何を根拠に言ってるかという、この冊子ですね、令和元年第1回美作市議会定例会説明資料の2ページ目にそのことが書いてありますが、この美作市が現在では日本一の規模の太陽光発電パネル設置の町なんだということ。それと、このような環境を開発していただくことに対して、環境整備をするためにパネル税が必要なんだという意味合いもあって、ここに書いてる土砂災害、河川洪水、鳥獣被害あるいは事業者による太陽光発電の売電事業云々という観点からいうと、なるほどな、その通りだなという思いを持っております。そのことについて分けて質問したほうがいいかと思っておりますので、取りあえずはこのくらいのところで。

あと、景山部長に、確か会社の概要ですね、本社がどこにあって、支社がどこにあって、全従業員数はどのくらいで、美作市の事業の利益はどのくらいあるのか、それによって美作市の配分はどのようになってるのかという観点からの、すなわち美作市に利益還元がなされてるのか、なされてないのかについてまずは1回目の質問といたします。

議長（岡本 泰介君）

景山市民部長。

市民部長（景山 二男君）〔登壇〕

それでは、尾高議員のパネル税の関係の部分で、太陽光発電事業にかかる法人と個人との申告と課税についてでございますが、令和元年12月末時点で、市内に10キロワット以上の太陽光発電所が233か所ございます。そのうち法人は市内が13社、18か所。市外が58社、68か所。個人は市内が56名で68か所、市外が72名で79か所となっております。

市内に事務所または事業所などを有する法人につきましては、申告により法人税、法人県民税、法人事業税、法人市民税が課税されておりますが、法人市民税の納税義務者は、市内に人的設備、物的設備及び事業の継続性の3要件を備えている事務所を有する法人とされております。市内に事務所を有しない法人に対しては、法人住民税を課税することができず、事務所等が所在する地方団体が課税することになってまいります。

なお、法人住民税法人税割は、事務所等の従業員の数を分割基準とするため、本社機能が置かれている大都市圏、東京都であるとか、大阪府などに税収が集まっている状況でございます。

また、市内に住所がある個人についても申告により、所得税、個人県民税、個人市民税が課税されておりますが、市外に住所のある個人の住民税につきましては、その地方団体が課税となることから、課税することができておりません。

市内外の法人、個人を問わず、太陽光発電所そのものに対する課税では、毎年固定資産税を徴収できます。固定資産税のうち、土地については、太陽光発電設備を設置前の地目は山林や田畑に設置してある場合、雑種地に設置してある場合など、様々でございますが、設置後の現況地目に合わせて造成費を加えた額が評価額となり、太陽光発電用地として課税することになります。また、固定資産税のうち、償却資産につきましては、太陽光発電設備に対する課税でございますが、償却資産は年々減少することもあり、大規模な

発電所ほど減額幅が大きく、安定的な税収とは言えない状況でございます。

先ほど放置パネルについてということで、今回の太陽光パネルの目的税でございますので、その中で環境対策として事業を上げておまして、令和元年9月総務委員会に提出した資料で申しますと、放置パネル対策として、不法放置パネル撤去事業ということで、金額をあげて事業としてするようにしております。

それから、会社の概要ということでございますが、会社の概要としましては、メガソーラーとしての会社としては1社が事務所、従業員を置いて法人税の報告をされております。法人については、利益になりますので、今回報告してある分につきましては数万円と均等割という形になっております。

〔13番尾高誉久議員「1社が何人いるか。」と呼ぶ〕

1社1名でございます。

それから環境整備の内容についてでございますが、先ほども放置パネルについて申しましたが、総務委員会での資料では9項目にわたりまして、報告をさせていただいております。吉野川の山家川の治水対策であったり、内水面対策それから避難所の移転、それから消防施設の移転、獣害対策、放置パネル対策、環境測定、調査研究費であったり監視業務の地元調整、パトロールですね、こういうものに当てるということで計画をしております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

春名企画振興部長。

企画振興部長（春名 信明君）

尾高議員、3点の質問項目だったかと思えます。

まず、施行に関しましては、法的手続きに法人事業者と個人事業者、それから大規模事業者と小規模事業者ではどのような違いがあるのかとの御質問ですが、太陽光発電所の施行に関して企画振興部で担当しております条例の関係では、「美作市開発事業の調整に関する条例」と、「美作市大規模太陽光発電事業に係る地域社会に対する影響評価条例」がございます。「美作市開発事業の調整に関する条例」では、造成等の開発面積が2,000平方メートル以上の場合に届出の対象となります。「美作市大規模太陽光発電事業に係る地域社会に対する影響評価条例」では、開発面積に関わらず、太陽光パネルの公称最大出力の合計が1メガワット以上の場合に届出の対象となります。したがって、法人事業者と個人事業者での手続き上の違いはございませんが、出力が1メガワット以上の大規模事業者であれば、事業着手の90日前に届出が必要となります。

次に、市内5か所の大規模発電所に違いはあるのかとの御質問ですが、開発面積が10ヘクタール以上となっております、作東と大原のメガソーラーにつきましては、岡山県県土保全条例の規定によりまして、市と事業者との事業実施協定を締結いたしております。また、撤去費用の確保につきましては、作東のメガソーラーでは、地域より事業終了後のパネル等の放置に関する不安の声があったことから、撤去に必要な費用を信託という手法で毎年積み立て、積み立てた撤去費用につきましては、美作市、当市の合意なしに取崩しができない協定の内容としております。なお、平成30年7月より10キロワット以上の発電事業者につきましては、撤去費用の積立て計画と積立ての進捗状況を経済産業省へ定期報告することが義務化されております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

遠藤経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

経済部からは、伐採及び伐採後の造林の届出書について答弁させていただきます。

森林所有者や立木を買い受けたものが、森林の立木を伐採するときには、伐採及び伐採後の造林の届出書を市町村の長に提出することが森林法という法律で義務付けられております。

森林法の規定では、届出の面積が1万平方メートル未満の場合、必要な届出は、この伐採及び伐採後の造林の届出書のみとなっております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

尾高議員。2回目です。

13番（尾高 誉久君）

さっきも言うように、課税されるか、課税する側に立って考える場合、例えば先ほど景山部長が早口で言われたんで事業名がパネルに当てる大規模太陽光発電の環境対策事業を5年間やるんだというのが大還橋の井堰の改修工事であるとか、緊急自然災害防止対策事業というようなことで上げられておる中に、入田地区のポンプ、林野ポンプ場維持管理、そういうもの、また避難所の移転で土居の公民館の移転とこういうことについて、向こうの特定事業者でしたか、10分の1を超える事業者を特定事業者と言って、それで議会の意見も聞いて国に出さなければいけない、云々というようなことがあったと思いますが、そのことによって、私が言いたいのは、企業も納得ずくなんだと。すなわち良く理解していると。ああいいですよと、これならいいなあという形になつてれば、話がつくと思うんです。

それで、もう1つ思いとしてなぜ大原に1名の従業員をつけてるとするのは、何を言ってるかというのと、これ以前に作東でも大原でもどこでも、建設業者が入った時にある一定期間以上そこで工事というかそれをする、そこに従業者分の美作市に張りついた法人市民税割が12.3くらいかな、のものが取れてたわけ。要するに自分たちの糧はそこで建設業者はそこで糧を拾ってたというか、恩恵に預かったわけ。向こうさんの、メガソーラーの会社、1名あると言うんだけど、ほとんどのところがないに等しいような状態で、景山部長、均等割は9段階くらいあるんかな、5万から300万まで。小さい美作市の土建業者じゃって、5万円は払ってるわけよ。それで、今度は個人のパネル税云々の中で、それは損益分岐点がどれくらいかいうのを景山部長分かれば答弁してもらいたいけど、最初投資しとるわけだから、投資しとる。しかしながら、青申の65万控除があるから、それを申請すれば総合所得だから、総合所得というのは、給与所得、年金所得、いろんな不動産所得全部入れたのを総合所得というんですね、景山部長。それと合算するのにプラスがあるよと、メリットあるんでというんだけど、投資しとるわけだから、10年ひと昔と言うけども、今は5年先が見えないから5年限度にしとんかなと。状況が変わる、10年先なんか考えよつたらということで、クリーンセンターにそれたらいけないで、これに集中して言うけども、そのところがかける側とかけられる側に考えたときに、筋の通るようなことをすべきだ。例えば私が思うのは、固定価格の40円の人、これで言うとは何ページだった、15ページにこうなつとんよな。平成24年は40円、36円、32円、29円、24円、21円、18円、平成32年度は18円くらいで今が12円か14円くらいでしょ。それも下がってるけど、大変需給バランスによって、供給単価そのものも下がってると思う。だから、利益率というものがどの程度かというのは、今は言えないけども、その点に立った時に、一番美作市が目的としたのは、大災害が起こってはいけなないと、それは大規模な面積を占めるからだ。ちなみに市民部長、429平方キロくらい美作市が面積あんでしょ。パネルの敷地面積全部を寄せるとどのくらいになるのかというのが質問の1点。というのが、私から言えばなぜそんな屋根の上に乗って上がるのならば、40キロ以上で50キロ未満の屋根の上に乗っているものはかけないんだというのがわからないんだ。かけるならばむしろそこにかけて、それこそ今日休まれている議員が言うたけど、爪に火をともしてやってるような望みをやってるようなところまでかけるのかというところの精査をもっとしっかりやるためには、一言、話せば分かるというた5.15事件ですか。亡くなられた犬養木堂さん

が相手を思いやる心を序の心というんでしょうが、序というものを非常に大切にしていたということがあって、相手を思っただけの話ですれば、前に進むんじゃないかなと思います。

今回の条例についても、平地だとか、田んぼだとか課税免除するんじゃないかと、使い分ければいい、盾と矛は使い分ければいいというのは、総務省に出す場合は課税するんだということだけ出せばいいんじゃないんですか。だから減税するんだということを出すやり方というのは、手法としてそれに巻き込まれた人はとんでもない問題だと。今度払う側から言うと、筋のとおることをしてもらいたいというようなことを思われてんじゃないかなというような気持ちで今回質問してるわけです。どちらの身にもなって考える、だから盾と矛なんだと。盾と矛でね、皆さん知ってるように、盾で矛をついたって、最強の盾で最強の矛をついてどっちが敗れても、そこには矛盾が生じるわけよ。そのことについて、質問してる趣旨は、今回言いたい趣旨はそこなの。景山部長に言うのは、もっと資金力がある、いろんなプロポーザルのときに向こうの資金力というのも1つの評点でしょ。だから、そういうような429分のいくらになるか知らないけども、答弁していただくだけで、そのものを超えた場合には、国もその政策を打つんだよと、角栄さんが言った日本列島改造論をやったのは、進むがそれを抑制するために何をやったか、特別土地取得税と保有税やったんですよ。だから、進む時にはブレーキがいるんだと。アクセルとブレーキをいかに踏んだり止めたりするのが大事なんだということが言いたい。

それについての答弁をお願いします。

議長（岡本 泰介君）

景山市民部長。

市民部長（景山 二男君）〔登壇〕

それでは、まず最初にパネル面積についてでございますが、市の面積が429.29平方キロ、今現在のパネルの設置面積は、2平方キロになりますので、約0.5%。

〔13番尾高誉久議員「この次立てれんけん、言うんじゃけど、設置面積というたらパネル面積のこと」と呼ぶ〕

パネル面積ですね。

〔13番尾高誉久議員「敷地面積は」と呼ぶ〕

敷地面積まではちょっと分かりませんが、今パネルの面積として報告をさせていただいております。

〔13番尾高誉久議員「それが0.5」と呼ぶ〕

そうですね、0.5です。

それから、損益分岐点のお話でしたが、例えばでございますが、最初2012年、平成24年くらいの固定買取価格が40円くらいで推移してたと思います。それを、約20年間売電すると、4,000万くらいの収入があるのではないかなということになります。その内、この約50キロをした場合なんですけど、これにつきましては、設置費用がかなり高い費用だったと思いますので、その当時、7、8年で償却ができるんじゃないかということによってたと思いますので、そのころが分岐点だと思います。

それから2020年、今年でございますが、単価が約13円くらいまで落ちてると思います。これでも1,300万くらいの収入に20年間でございますが、ただ、設置費用は当時2012年、平成24年当時よりはパネルの設置費用は安くなってると思いますが、売電収入も安くなっておりますので、これはもう12、3年くらいは償却にかかるのではないかなということ、当時よりは損益分岐点が長くなっているというような状況になっていると思います。

それから、大原の1名、それからメガソーラーをしたときの建設業者の法人の関係でございますが、これ

については、半年以上その開発行為に携わった業者がおられると、法人税かけられると。本社から出て来られて、こちらで働かれています従業員数に応じて案分されますので、そういう形になっておりますが、今回のメガソーラーの1名というものは、1名だけがそちらのほうに管理としておられるということで。

〔13番尾高誉久議員「何回も言いよるけど、何回もいわすなよ、もう。全体の従業員数言わんがな。資本力がどんだけある会社になんのか、安心な会社なのかどうかいうことをずっと聞いてとんで、わし」と呼ぶ〕

法人の先ほどの業者で言いますと、資金的には当初はすごい金額の資本がありましたが、今現在の美作市に法人として資本金の出資としてしていますのは数万円の資本というようにその業者はされておりますが。

〔13番尾高誉久議員「全然違う。それ違うがな。全然答弁なっていないだもん。市民税割はほな、法人税割いくらで、市民税は何かいうのを言うて、法人市民税はいくら納めて、いうて具体的に言うてくれなわし質問しとんじゃけん、答えてくれよ。何を言いよんな」と呼ぶ〕

それでは、先ほどの業者の部分の均等割の部分、5万円の対象になっているものでございます。

〔13番尾高誉久議員「違う。それ言いよんじゃない」と呼ぶ〕

〔「休憩」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

尾高議員、私も尾高議員の質問を聞いてるんですけど、質問の内容がちょっと分かりにくかったように思いますので、ですからそういうふうに食い違って出てくるんだと思うんで、ちょっともう少し調整をされた方がいいんじゃないかと思っております。

〔13番尾高誉久議員「分からんの、何回も言うてるのに」と呼ぶ〕

〔「休憩しよう」と呼ぶ者あり〕

ちょっと休憩します。

答弁調整のため、暫時休憩します。

午後1時56分 休憩

午後2時06分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議に入ります。

それでは2回目の答弁からお願いします。

景山市民部長。

市民部長（景山 二男君）〔登壇〕

先ほどの答弁でございますが、今回の1社1名の会社でございますが、資本金としては1万円、均等割は5万円という状況でございます。こちらの会社につきましても、開発当初から会社の体系が変わったということで、資本金が1万円ということになっております。

それからもう1つ、元の会社についてということでございました。これについては、こちらのほうで把握しておりませんので、よろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

尾高議員。

13番（尾高 誉久君）

大体、分からないということが分かったんで。

〔萩原市長「ちょっと補足しとく」と呼ぶ〕

議長（岡本 泰介君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

今市民部長からお答えした件でありますけれども、現に美作市に存在する会社として多分合同会社のことを言ってると思うんですけども、会社形態が変わったんですね。そして、本社から切り離して、特別の地位を得ていったんですが、そのときに若干経緯がありまして、その資本金を減らしているいろんなことをされてるのは、節税上意味があるとは思いますが、我々として地域を守る観点から言うと、非常に心もとない会社形態になるねということを言った経緯があります。ここはとても重要な問題で、簡単に言うと、我々が見ている限りにおいて、印象としてはファイナンス会社の感じなんですよね。いかにして投資のリターンを上げていくかということがメインの動きになっていますんで、とても我々としては快感はないというか、普通の言葉で不快な感じを持たざるを得ないような状況があったことを補足をしますし、そのことも我々としては背景にあって、しっかりとした対策を市として独自に講じなければ、我々の身は守ることはできないというような判断の補強になったということを補足させていただきたいと思っております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

それでは、尾高議員、3回目です。

13番（尾高 誉久君）

さっきの続けると、よく分からないということだなということで、市長からファイナンス会社から地域を守るという、納得した不快には思ったけど納得したわけじゃないよという意味でしょう、私も質問しながらそう思ったんですよ。向こうの実態が分からない。すなわち俗に言う人のふんどしで相撲を取るという形だなと思ったんですよ。そこから収益を上げるならば、その地に還元すべきだということを持って、その当時の、昭和24年か25年頃、GHQの関係でシャープさんがぐるぐる回られて、シャープ勧告というもんでもって住民税がなされたのかなというのは、私から言うと二重課税ではないですよ、四重課税ですよ。私から言うと。国保があつて。でも、それをやっているとところは総務省がもうちょっとやれよという意味であるならば、そのような行動を取るべきだし、ここの社の50キロ以上は保安監督署という、保安協会に入らなきゃいけないわけでしょうし、それからこれの維持管理というものがやる中で、ハウレンソウ言われますけど、報告、連絡、相談という、どこにそれを持っていったらいいのと。責任者はどうなのと。これを建業法で考えると、主任技術者とか、それなりの資格を持った人がおり、元受けがおり、下請けがおる、そういう届を出し、そういうものを出して始めてこれだけの工事がなされるのに、こんだけの大変な額をかけたことをやってる町が全国広しと言えども、美作市にあるならば、もっとなすべきことがあるんじゃないんですかと。だから、開発と制御というものが必要だし、これをもって整ってないならば、ただし弱いもんいじめしなくてもいいじゃないかという、通る、通らんは別問題として、これを問題として国に提出していくから意味があるんじゃないんですか。それが地方創生なんじゃないんですか。それを言ってるんです。

だから、規制の概念にとらわれないから、さっきの災害は原形復旧だという考え方を国も直せばいいじゃないの。農業者に迷惑ばかりかけて、この場合だと。直せばいいじゃない。だから、悪いことは直せばいいんだと。間違ったら謝るんだという姿勢を取ればいいんだということなんですよ。

元に戻ると、保安協会50キロ以上いるんでしょ。それで今の工事が進んでるところ、または完成したところは、その社が責任者としてここに張りついとんだったら、その社があるはずだと。台風10号がきて、パネ

ルがどんどん飛んで行って、人家に迷惑をかけて死人も出た。死んだほうの人は誰がやったんだと言わんか。そのときは東京におるんだ、大阪におるんだ、そんな話を通るんかって。自分の身として考えたらそうなるもん。じゃないですか。だからそのことをやるならば話し合いをやって今回は条例案が出てるわけですけど、十分にその観点から吟味し、調べる方法は、私は景山部長あると思うよ。だって、それでシャットアウトすればいいじゃないか。建設業者のことばかり言うけど、納税証明、完納証明出してなかったら指名から外すわけだろ。だから積み立ててるどころ、積み立ててないところがあることが俺には不思議なんだと。積立金を取り崩してでもそれに当てればいいじゃないかと、時には。そういう臨機応変な協定を結ばないじゃないかと、ここだけ取るんだと。ここだけ取らないって、それはおかしいって。取るんだったらみんな取れって。そうやればいいと思う。屋根にのってる人も、屋根にのってる40キロ以上で50キロ以下、大変な屋根面積があるんじゃないかな。だから、これ以上はいくら言っても同じ繰り返しだと思うんですけど、私がいいたいのは、今まで継続してきたのは一体何だったんだ。そのことと、今回やる以上は、とことん詰めていい結論を出して、別にこの場合は1番でなくていいから、3番でも4番でもいいから、やればいいことと、美作市にとって何が有益か、地域を守ること、市民を守ること、財産を守ることが私は大事なんだと思っています。そのためにこれやってるんだと。だから、市民の中にはぜひともこれをやってくれと、ここにパネル税が投じれるんだったらいいんですよ。でもきっと、片方では危機管理監、未然に防ぐ75万を非常に感謝してる人もおられるでしょう。きっとこれは、なんで突っ込んで言わなかったか。美作市の人じゃないと思うんです。これ答弁いりませんけど。だからよそから来た人が荒らしてくれて、自然を荒らしてくれて、そのままにしておくことがまかりならないから、行政が一生懸命やってるんですと僕は思う。そのような考え方を中央もやらなきゃおかしいんじゃないかと。というのは、3回目ですってのがこれから5年先、教育長ね、アクティブラーニングという時代に入るわけですけど、その時代というのは、もう10年もしたらロボットがみんなやる時代になったときに、例えば勝央工業団地と言ってすごい豊かなんだと。大正製薬とか東和薬品いろいろあります。AIで、ロボットで人にかかる税金がかからなくなって、それでもっていいんだと、国民が納得するだろうか、地方は納得するだろうか。ドラマ見てて、半沢さんも見てるんだろうか、前に下町ロケットという中で、ロケットの後、大きな大農具開発するんですよ。その中で無人のものをやったときに無人はロボットは人じゃない。すなわち法人ではないよ、これ。人でなかったら、そこには税は落ちない。シャープ勧告がどうだと言ってるんじゃない。税の仕組みそのものに、考える時期が来てるんだと、そのことを言ってるんですよ。だから、今一歩足を踏み出してるこの美作市がみんなこのことについては、地方公共団体が注目してるわけで、分かり易く丁寧な説明と丁寧な議論を、審議をさせていただいて、総務委員会に今回の条例も付託になるんでしょうが、そのようなことをお願いしてどうも私の頭の中と、なんぼか説明の下手さもあるんでしょうが、ただ私は思います。挑戦というのは、一休禅師が言ったんかどうかわかりませんが、道を危ぶんで怖がっていたら前に進めない。行ったら分かる、結果が出る、そういう気持ちで取り組んでいただきたいと思います。

何かありましたら、もう別にこれがほぼ総括に近いことと質問ですんで、下請けのことは答弁してください。下請け、分からんの。分からんなら、分からんでええわ。

議長（岡本 泰介君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

地方自治法が法定外目的税という制度ということ、これは法定普通税もありますけれども、地方自治の最も進化した姿というものを道を開いているわけであります。もちろん我々単独ではできません。国の同意が

必要でありますけれども、同意を求めるプロセスの中に、地方の発想が国全体を動かしていくというダイナミズムがある。このことは確かであります。同意の際に若干の修正があるとか、様々な紆余曲折はあろうかと思っておりますけれども、我々が広大な面積を持ち、その面積を先ほど部長からもお話があったように、大半、過半は市外の方々が開発をして、利益を持っていかれるというときに、じゃあどうやって自分の地域を守るんだということを真摯に考えたときに、なかなかほかに方法がないんだというこの強い思いを、我々としてはしっかりと議会の賛同を得ながら国に対して申し述べていける立場を頂戴できればなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。〔降壇〕

13番（尾高 誉久君）

議長、総括です。総括だけでしょ。

議長（岡本 泰介君）

尾高議員。

13番（尾高 誉久君）

さっき、つい一休禅師がどうのこうの言うて、あれ一休禅師が言うた言葉じゃないかもしれんけど、私もちょっと打つとったから、これを紹介してだけ。

皆さん、一番有名なのは、アントニオ猪木さんが言ったから全国に広まったんですね。「この道を行けばどうなるものか、危ぶむなかれ、危ぶめばそこに道はない。踏み出せばその一足が道となり、その一足が道となると。迷わず行けよ、行けば分かるさ」行けば分かるんです。常に挑戦、という気持ちで取り組んでる私です。

9月定例の一般質問をこれで終わります。ありがとうございました。

議長（岡本 泰介君）

以上をもちまして、通告順番9番、議席番号13番尾高誉久議員の一般質問を終了します。

続きまして、通告順番10番、議席番号3番和田広宣議員の発言を許可いたします。

3番、和田議員始めてください。

3番（和田 広宣君）

3番、公明党美作市議団、和田でございます。議長の許可をいただきましたので、令和2年9月定例会の一般質問を始めさせていただきます。

今回通告させていただいている項目、がん患者のQOL（生活の質）を高める支援について3点質問させていただきます。

昨年末より新型コロナウイルスの世界的感染拡大の中、日本でも感染者が7万2,000を超え、亡くなられた方も1,400人に近づこうとしています。連日の答弁にもありますように、我が美作市においても感染予防対策や経済対策に多くの部署が総力を挙げて取り組んでいただいているところであります。新型コロナは未知のウイルスであり、慎重かつ適切に対策を講じなければならないことは当然のことです。しかし、その一方、がんの新規発病者は年間約100万人近くおられ、亡くなられる方も約38万人であります。美作市においても、多くの方が罹患し、治療に取り組んでおられるわけです。新型コロナ対策だけでなく、がん患者への対策や支援もおろそかにしないことが全体としての美作市民の健康を守ることに繋がると考えます。

それでは1点目、若年性がん患者の妊孕性温存治療への支援についてお尋ねいたします。

がんなどの悪性腫瘍に対する治療が進歩することで、多くの人々の命が救われるようになってきています。しかし、その治療法の1つである化学療法や放射線治療法等のがん治療は、場合によっては生殖機能を

損なう恐れがあります。がん治療後の妊娠の可能性に不安を抱く思春期や若年成人に対して、精子や卵子を凍結保存して不妊に対応する妊孕性温存治療は、若者ががん治療に取り組む上でも、希望と目的を与えることができる有効的な治療であると考えます。しかし、精子や卵子を保存するには、多額の費用がかかり、健康保険も適用されません。今後のがん治療にかかる費用も考えると、残念ながら出産の可能性を諦めざるを得ない人も少なくないと言われています。そのような事情から近年多くの自治体でも調査、検討が始まっているとのことであります。近隣の市町村の取組と、当市の検討状況、またお考えについてお尋ねいたします。

2点目に、医療用補正具の購入などの補助についてお尋ねいたします。

医療用ウィッグ、かつらのことでありますが、購入費用の補助についてであります。がんの治療、化学療法では抗がん剤の副作用により、かなりの確率で脱毛がみられるとのことであります。しかし、そのような方がつける医療用ウィッグや、乳房手術後に使う補正下着、人工乳房等外見的ケアに必要な医療用補正具は保険の適用がありません。また、外見的ケアはがん罹患者の方々が治療中、また治療後の充実した社会参加をするために、大きな役割を果たすものと考えます。その上で治療費や通院費以外の費用を自治体が補助をするということは、経済的負担の軽減と共に、孤独になりがちな罹患者やその家族にとっても寄り添ってもらっているという実感を持っていただける有効な手段だと考えるものであります。近隣の市町村の取組と、当市の検討状況について答弁願います。

次に3点目、がん患者が自宅で安心して日常生活を送れるようにする在宅療養生活支援についてお尋ねいたします。

がん治療の進歩により、多くの方々の命が救われるようになってきました。しかし、その中でも進行が早く、根治が見込めない方々もおられます。そのような方々の中には、住み慣れた地域、自宅で家族や地域の方と共に療養生活を送ることを希望される人が少なくないとのことであります。在宅療養に必要な訪問診療や訪問看護、訪問介護の各種サービス、介護用品の購入やレンタル料金には多くの費用がかかります。40歳以上でありますと、介護保険が適用されたり、小児にも慢性特定疾患の助成があるわけでありまして。しかし、AYA世代と呼ばれる、思春期、若者世代の中でも特に18歳から39歳には、こうした公的な国の支援がないという問題点があります。そんな中、在宅療養生活の支援として、がん患者のQOL向上のため、居宅サービス費用、福祉用具の貸与や購入の支援を始めた自治体が増えてきているとのことであります。AYA世代も含めて、がん患者の在宅療養生活を希望される方に対する美作市の支援の状況をお聞かせください。

以上、1回目です。

議長（岡本 泰介君）

江見保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

それでは、まず1点目の若年性がん患者の生活支援についてお答えをします。

妊孕性温存治療への支援についてですが、議員御指摘のように、これまではがん治療の内容によっては子供を持つことが困難になる場合がありましたが、がん治療前に精子、卵子、卵巣組織を採取し、凍結する妊孕性温存治療を行うことで、がん治療後に子供を持つ可能性を残すことができるようになってきています。岡山県内では、真庭市独自で、今年度4月から治療費の一部を助成できる制度を始めておりますが、まだ現在のところ実績はないという状況です。岡山県及び他の近隣市町村はまだ助成制度は設けていないという状況であります。

美作市では、不妊治療に関する助成事業を平成20年から開始していますが、不妊治療の申請の中で若年性

がん患者の症例や問合せは今のところございませんが、今後この案件に関する具体的な問合せがあれば取り組んでいく考えです。

次に、2点目の医療補助装具の購入などの補助についてで、医療用ウィッグ、かつら等の購入費用の補助についての御質問ですが、医療用ウィッグや補正下着など、医療用補装具は抗がん剤治療中の患者が就労や通院を含めた日常生活において必要なアイテムにもかかわらず、医療費控除や健康保険の対象外ということになっております。こうした状況の中、自治体によっては、医療用ウィッグの購入代金の一部を助成する制度が始まっております。岡山県内では、1自治体で、美咲町が平成31年度から行っています。内容は、医療用ウィッグの購入費用の2分の1の補助で、限度額3万円となっております。対象は男女、子供、成人の区別なく、初年度は申請は3件ということと聞いております。

現在、市内の該当者の調査等はしておりませんので、該当者がどれくらいいらっしゃるか、どのようなニーズがあるかなど、市としましての調査が必要と考えております。

次に、3番目のがん患者が自宅で安心して日常生活を送れるようにする在宅療養生活支援についてですが、議員がおっしゃるとおり、40歳未満の方は、介護保険制度が利用できず、特に18歳から39歳は、公的助成も対象外で、障害認定のない方への在宅福祉サービスはなく、谷間の世代と言われております。現状では、社会福祉協議会の車いすの貸出しが利用できるのみということでございます。隣接の兵庫県では、末期がん患者の在宅療養の支援を行っています。月額5万4,000円を上限に、県と市町村が半分ずつ負担する形で、昨年度現在で県内41自治体のうち、24自治体が参加し、8市町で32名が利用をされておられます。全国では、40歳以下の在宅がん患者への介護保険の適用拡大を市単独で実施しているところもあるようですが、岡山県内にはまだそのような自治体はございません。岡山県は平成30年3月に、第3次岡山県がん対策推進計画を策定し、AYA世代への在宅療養への支援拡充を目指していくと盛り込まれておりますが、その中に在宅介護への具体的な計画は見られません。今回、議員の御質問を受け、今後どのようなサービスが求められていくのか、市としての調査を行う必要があり、また、在宅療養支援が実施できるかなど、岡山県などの関係機関にも相談をしてみたいと考えます。

以上です。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

和田議員。

3番（和田 広宣君）

2回目です。それぞれ答弁を頂きました。

まず、妊孕性温存治療に関しては、真庭市が本年4月より予算化されておられます。現時点で実績がないということでもあります。そして、当市にも不妊治療の助成を開始してから、具体的な問合せはないので、今のところ検討はしていなかったということでもあります。しかし、具体的に問合せがあれば、取り組んでいただけるとのことによろしいでしょうか。

次に、医療用ウィッグや補正下着等の外見的ケアに必要な医療用補正具の補助に関しては、県内では美咲町が補助事業を行っているとのことでもあります。当市でもニーズ調査が必要とのことで、調査をしニーズがあれば取り組んでいただくということによろしいでしょうか。また、現在お持ちの年代別やがんの種類別統計では、どのようなニーズが考えられるか御答弁願います。

次に、がん患者の在宅療養に関しては、岡山県では計画の中でAYA世代への計画はあるが、具体的に示されていないということでもあります。先日私のほうからも岡山県に問合せいたしましたが、30年度ですかね、計画を立ててから、実際に進んでいないと、予算も下りていないということでありましたので、美作市

のほうでも御検討いただき、私のほうからも公明党の県議団をとおしてまた要望も上げていくようにしていきたいと思いますので、しっかりと検討のほうよろしく願います。

それでは、1点目、妊孕性温存治療の助成と、ウィッグ等の医療用補正具助成について御答弁をお願いいたします。

議長（岡本 泰介君）

江見保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

それでは、2回目の御質問に答弁をさせていただきます。

まず、妊孕性温存治療への支援でございますが、これにつきましては先ほど答弁をさせていただきましたとおり、今後具体的な問合せがあれば取り組んでいく考えでございます。

それから、医療用ウィッグ、かつら等の購入費用への助成、また年代別がんの種別統計によるニーズについてという御質問ですが、抗がん剤の副作用から脱毛が起こる可能性が高いということは一般的に知られているところでございますが、今まで購入費用補助への要望の声があるということは、私ども保健福祉部までは届いて、そういう声が把握できていなかったということもございまして、医療用のウィッグ等に助成をしている自治体があるということは、今回の質問の後に調べて分かったという状況でございます。

統計の件ですが、平成27年のデータですが、美作市のがん罹患者数ですが、男性145名、女性111名の計256名でした。中でも女性の乳がん、子宮がんなどの件数が合計で26件を超えておりますので、医療用ウィッグや補正下着などのニーズのある可能性は高いのではないかと推測されます。がん治療の症例を多く扱う医療機関や、先進的に補助制度を導入している団体等への調査をこの後行ってまいりたいと考えます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

和田議員。

3番（和田 広宣君）

3回目です。

妊孕性温存治療に関しては、具体的な問合せがあれば取り組んでいただけるということを確認させていただきました。もし、そうであるのならば、問合せを待たず、妊孕性温存治療の方法が確立してきた今、また社会的ニーズが高まってきている今、すぐに取り組むことはできないでしょうか。といいますのも、当然のことながら、この治療はがん治療が始まるまでの短期間で決断をし、実施をしなければならないからであります。つまり、問合せを頂いた方には、諦めていただく可能性があるということでもあります。

先日、保健福祉部にお聞きしましたところ、平成28年度から開始した不育症治療助成は、多くの問合せがあって取り組んだわけではなく、社会的ニーズの高まりを感じた執行部が萩原市長の指示の下開始したとのことでありました。そして、本年まで5年間に3件の御利用があり、2人の尊い命が誕生したとのことでもあります。つまり、問合せを待っていたら間に合っていない可能性もあったわけでもあります。また、昨年市長に御英断いただいた不妊治療助成費の拡充の質問の際に申しましたが、子供を欲しくても諦めなければならない市民の方に対して、少しの手助けを行政がさせてもらうことは、多くの市民の方が望まれる税金の使い方の一つではないでしょうか。

次に医療用補正具助成についてですが、2回目の答弁で多くのニーズのある可能性を認めていただきました。実施に向け調査、研究いただけると理解させていただこうと思います。そもそも、私のがんに対する助成の質問をさせていただいたのは、本年1月ある知人の御家族が乳がんにかかれ、1か月後から治療にか

かられると聞かされました。何か力になれないかと美作市のホームページで「がん、補助金」と検索をいたしました。しかし、がん検診の項目はあるのですが、がんに対する治療等に対する補助は見当たりませんでした。そしてその知人は治療前に医療用ウィッグは購入されたとお聞きしました。今の時代ネットで自治体情報は確認される方が増加にあると考えます。電話や来所での問合せの有無が必ずしもニーズにつながるとは限らないかと思われます。問合せの量のみにはこだわらない、社会的ニーズを鑑みた答弁を期待し、3回目といたします。

議長（岡本 泰介君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）

お話を伺っていて、誠にそのとおりでと思うところがあります。

部長から答弁をしていただいた妊孕性温存治療については、具体的な例があればすぐ取り組むというふうには言ってちょうだいねと言っておいたんですが、その背景を少し申し上げますと、我々としては早急に補助要綱を作っておくと。お金については予備費がありますんで、その予備費をベースにして今年度もしあれば直ちに執行できるようにしていくと、こういう意味を込めて申し上げているわけでありまして。議会終了後かどうかは別として、かなり早い段階で要綱は整備をしておく、予算化については今年度は予備費で対応するけれども、来年度以降よく様子を見ながら適切な対応を取って行く。こういうことだと理解をしております。

医療用補装具等につきましても、私ども近隣自治体と比べて、福祉について劣っているところがあるのはとてもよくないという基本的な立場を取っておりますので、何らかの対応をしていきたいと思っているのはありますけれども、それがためにどういうやり方をするかということではありますが、先ほど部長の答弁の中にありましたように、ほんの僅かでありましてけれども、全国の自治体の中に介護保険というものが市町村をもって保険主体としているところをうまく使ったんだと思うんですけども、介護保険の中に40歳以下の方々に対するサービス給付を入れ込んでいるということだと思うんです。これについては、大変興味のある話であります。恐らく金額として数十億かかっている介護保険の中で、まあ300万とかね、ぐらいのおそらく話であるのであれば、これは積極果敢に、先ほどの尾高議員のアントニオ猪木じゃないんだけど、行ってみないけん、これは。道を踏み出してみるべきではないかなと思いつつ聞いていたわけでありまして。県に陳情されること、とても重要なことでもありますけれども、先ほど話の中にあつたように、介護保険という、われわれが国から頂いている保険者としての地位、多少の自由度があるということであれば、要するに介護用の補装具については入ってるわけでしょう。ですよね。ある年齢を超えると入ってるわけだから。そこも含めて、介護の世界の援用というのがあり得るなと思いつつ先ほどから自分なりに想を練っておりましたので、そのことを会議終了後、担当部局とも相談をした上で早急に検討をしてみたいなと思っております。それが、我がほうの介護保険料にどこまで影響するのか、今の私の頭の中の計算だとほとんど誤差の範囲でしかない。であれば、十分にやれると。年間にお一人で言うと、そうだな人口の中で保険料を頂戴しての方が2万人いらっしゃるとしたら、恐らく20円とか、30円とかね。年間です、誤差の範囲である程度のことのできる可能性があると思うんです。そういうことについても具体的に想を練ってみたいということをお答弁として申し上げさせていただきたいと思っております。

議長（岡本 泰介君）

和田議員。

3番（和田 広宣君）

それでは総括をさせていただきます。

市長には、大変力強い御答弁を頂きまして、妊孕性温存治療に関しましても、すぐに補助要綱の整備をしていただき、対応していただくということでありました。

近年15歳から39歳のAYA世代のがん罹患者の増加が注目されています。この世代での死亡原因はがんが1位であります。この世代は最もがんの罹患率が低いともいわれています。そのため、この世代へのがんへの対策が遅れているのが現状であります。自覚症状がないままで、定期健診の機会も少ないため、発見された時には他の世代に比べ、進行した状態の診断が多いのがこの世代の特徴であるとのことでもあります。

人生においても、就職、結婚、出産、子育てと、人生の基礎を作る大事な時期であります。治療と重なるため、様々な角度からの支援の必要性を感じます。

全国的にも今回整備していただく妊孕性温存治療の補助等たくさんの自治体が徐々にではありますが、採用をされているということでもあります。今、新型コロナ対策が重要な課題であることを認識したうえで、並行してAYA世代へのがん対策へさらなる取組を希望し、私の9月定例会一般質問を終わります。

議長（岡本 泰介君）

以上をもちまして、通告順番10番、議席番号3番和田広宣議員の一般質問を終了します。

ただいまから10分間休憩します。

午後2時48分 休憩

午後3時00分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に続きまして会議を開きます。

続きまして、通告順番11番、議席番号2番青山慶議員の発言を許可いたします。

青山議員、始めてください。

2番（青山 慶君）

それでは議長に発言の許可をいただきましたので、私の令和2年9月の定例議会一般質問を行います。

私の今回の質問は、認知症の治療についてと、健康診断受診の傾向と今後の対策についての2点でございます。

まず、1点目の認知症の治療についてでございます。

今月9月は、世界アルツハイマー月間ということで、これに合わせて、美作市で初めて認知症への理解を呼びかける「美作オレンジウォーク」というのが、9月2日に行われました。市民ら約60人が「認知症、心をつなぐまちづくり」と書いた横断幕を掲げて、認知症支援のシンボルカラーのオレンジ色のポロシャツを着てパレードをしたとのことでございます。

市役所の4階のベランダにもオレンジの横断幕が掲げられておりますが、市長、横断幕の色がオレンジで、本庁の壁の色が茶色なので、ちょっと横断幕が目立たないかなと思いますので、設置場所については御検討いただければなと思います。

この認知症支援の活動でございますが、私も支援に助けられた一人でありまして、認知症の方への対応として、非常に簡単に言うと、認知症の人というのは、今の状況にあった言動ができないので、認知症の方の発言に合わせてストーリーを組み立ててあげて、安全なほうに誘導するという対応をするのが望ましいとされております。私の祖母が昨年他界しましたが、晩年認知症を患っておりまして、祖母も同じような症状がよく表れていたんですが、私の前に来て、慶がおらんと私に向かって言うんですよ。ここで私が認知症の方

への対応を知らなければ、僕が慶じゃがなと対応したかもしれないんですが、そこは慶は親戚のどこへ泊りに行つとるでと対応しましたところ、祖母は、あ、そうかと安心したようで、自分の部屋に戻っていったというようなことがありました。これが一番よく覚えているエピソードなんですが、こういった意味で認知症の支援に携わる方々の日頃の活動の賜物ではないかと思ひまして、そういった方々には大変感謝している次第でございます。

また、理解と共に大事なのが治療でございます。現在美作市を中心とした近隣には認知症の専門医がいないと認識しております。高齢者が多い地域でもあり、社会問題にもなっている認知症につきまして、積極的に対策していくべきではないかと思っております。認知症の専門医を誘致、例えば大原病院に定期的に来ていただくですとか、そういったことでもできないかというのが1回目の質問でございます。

議長（岡本 泰介君）

江見保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

認知症の専門医を市内に誘致できないかという御質問ですが、高齢者の方は、認知機能の低下以外にも様々な身体的な病気をもち、複数の病気を治療している方もおられます。身体的な病気については、かかりつけ医が認知症も含め、日常診療を行うと共に、必要がある場合は、適切な医療機関につなぐ役割を担っておられます。認知症の方の容態に合わせ、居宅で家族等の介護を受けたり、御一人暮らしであっても、地域の見守り等を受けながら通所介護や訪問看護、短期入所、生活介護、有料老人ホーム等の特定施設入居者生活介護などの居住系サービスを利用したり、介護保険施設に入ったりと、様々な形で介護サービスと関わりながら生活をされておられます。

美作市を含む県北は、津山市の積善病院が認知症疾患医療センターの指定を県から受け、一般診療科の医師からの認知症の専門医療相談を受ける体制を整備しているところでございます。認知症の方の容態に最もふさわしい場所で適切なサービスが提供できるよう、医療、介護の連携を進めているところでございます。

〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

青山議員。

2番（青山 慶君）

2回目の質問です。

すいません、1回目の質問で誘致できませんかという質問に対して、それに対する回答がなかったかと思うんですが、答弁の中で有益と思われる情報がありましたので、そこを掘り下げて質問したいと思います。

先ほど江見部長から答弁がありました、認知症疾患医療センターという言葉が出たかと思うんですが、これは私、初めて聞く単語でして、この認知症疾患医療センターはどのような施設なのかというのが1点目の質問。

2点目の質問が、そのセンターの利用方法はどのような方法があるのか。

3点目としまして、県内の他の認知症疾患医療センターの指定病院がどれくらいあるのか。

4番目としまして、病院ごとに特徴があり、積善病院以外にも利用できるのか。これは積善病院が悪いというわけではなくて、やっぱり合う、合わないというところがあると思うんですね。なので、ほかにあるんだけど、そこは利用することができるのかというのが4点目の質問です。

以上、2回目の質問でございます。

議長（岡本 泰介君）

江見保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

まず認知症疾患医療センターについて、どのような内容のものかという御質問ですが、認知症疾患医療センターとは、認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して生活ができるための支援の一つとして、都道府県が指定する病院に設置するものということで、具体的な業務内容としましては、患者、家族等からの相談の受付や鑑別診断、それとそれに基づく初期の対応、それからかかりつけ医等への研修の実施や、地域包括支援センターとの連携、認知症医療に関する情報発信などを行う組織ということでございます。

御質問との答えの順番が多少前後しますが、岡山県内には8つの病院がこの指定医療センターがございませう。岡山市に2か所、倉敷市に2か所、そのほか高梁、津山、笠岡、真庭にありまして、岡山県認知症疾患医療センターとされており、現在鑑別診断や急性期の治療の医療の提供と共に、専門医療相談等を行っているということでございます。

認知症疾患医療センターの受診は、かかりつけ医からの紹介が多いということでございますが、事前の相談は、家族や包括支援センター、ケアマネージャーから直接電話で相談することもできます。また、一般の診療もされておりますので、予約等により、どこの病院でも受診は可能となります。それぞれ、精神科や神経内科、脳神経外科などの診療科がございませう。

特徴ということでございますが、例えば、病院のセンターの1つとしまして、これは笠岡にありますきのこエスポワール病院というところでは、日本初の認知症高齢者専門医院ということで開設されたというところでございます。それから、積善病院、これは津山でございますが、様々な心の問題に対する治療、統合失調症、うつ病、不安障害等への対応を行っている、それから御質問の認知症でありますとか、アルコール依存症、てんかんは専門外来があるというような特徴がございませうし、倉敷平成病院、これもセンターの指定がされておりますが、アルツハイマー病の早期診断、治療に力を入れているという特徴があるようでございます。

以上でございます。

すいません、僕が聞き漏らしてたところです。最後誘致についての御質問ですが、県の東部、それから北東部ですね、市内にセンターとしての病院の設置ということの御質問ですが、認知症は推計で65歳以上の15%と言われております。美作市の人口で計算しますと、約1,600人ということで推計されております。この方が全部一医療機関に集中すると、診察が滞るということに、理論上はなってしまいますが、高齢者の方は認知症以外の疾患の治療も必要な方が多いので、一次診療はかかりつけ医で行っていただきまして、必要に応じて、認知症の専門医を紹介していただき、専門医の先生とかかりつけ医の先生と相談していただきながら認知症も含めかかりつけ医で治療できる流れが良いのではないかなと考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

青山議員。

2番（青山 慶君）

3回目の質問です。

センターに指定されている病院の一覧はどこを見れば分かりますかというのが3回目の質問と、後は、認知症疾患医療センターの存在、利用方法を広く市民に周知してほしいと思いますが、その意志はおありかどうかというところを3回目の質問でございます。

議長（岡本 泰介君）

江見保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

まず、認知症疾患医療センターの確認につきましては、岡山県のホームページのほうへ認知症疾患医療センターということで検索をしていただければ検索ができますので、そちらのほうで御確認を頂きたいと思います。

それから、こうしたセンターの周知、認知症の対応につきましても、冒頭議員のほうから、世界アルツハイマー月間の御紹介を頂きました。今月はそうした強化月間になっておりますので、月間中の取組ということで早急に周知を行っていきたいと考えます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

青山議員。

2番（青山 慶君）

総括です。

議長（岡本 泰介君）

はい。

2番（青山 慶君）

岡山県に指定を受けた病院につきましては、先ほど江見部長から簡単に御紹介いただきましたが、どれも県南であったり県の西部に位置するもので、県の北部、真庭と積善病院があるんですが、それも西部のほうに偏っているので、県の東部、北東部、欲を言えば市内にあることが望ましいとは思いますが、先ほども言われたように、一度に利用が集まるということで、診療が滞るという懸念も理解できます。また、認知症疾患医療センターの存在そのものを、ほとんどの市民の方は知らないと思います。このセンターを利用することによって、地元に住みながら、主治医であったり、後はケアマネージャーですとか、包括支援センターも恐らく間に入ってくれると思うんですが、を通じて専門的な治療を間接的に受けられるというような利用の仕方ができるというのを、ほとんどの市民の方が知らないと思います。先ほど鈴木議員と市長のやり取りの中でもありましたが、まず今あるものを活用するというのが専決かと思っておりますので、ぜひこのセンターの存在を市民に広く周知していただきまして、多くの方に利用していただき、先進的な医療を受けられるような体制を取っていただきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

1回目の質問はこれで終わります。

議長（岡本 泰介君）

2項目めに入ってください。

2番（青山 慶君）

健康診断受診の傾向と今後の対策についてでございます。

今年度は新型コロナの感染拡大対策として、集団検診を行わないこととなりました。当然受診率の低下が予想されます。現在の受診率の傾向と、現時点で受診率が低いようであれば、今年度の今後の対策、来年度以降も感染拡大の対策を取る場合、どのような対策を考えているのかお考えを質問します。

議長（岡本 泰介君）

江見保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

それでは、2項目めの、健康診断受診の傾向と今後の対策について答弁をさせていただきます。

今年度の健康診査事業は、新型コロナウイルス感染症予防対策として集団検診から個別健診へ変更し、実施しているところでございます。実施の期間は6月1日から3月31日までの10か月間で、美作市、津山市、

勝田郡内の84の医療機関で実施中でございます。

受診は、各医療機関の事前予約が必要であり、現在の受診状況は開始2か月で、昨年の受診者の2割程度となっております。この受診率は、近隣の新型コロナウイルス感染の状況や、連日続いた記録的な猛暑などにより、医療機関への受診控えが影響していることや、実施期間が10か月と長期なため、健康受診の活動性が緩やかになっていることなどが主な理由と考えております。

健診で最も大切なことは、新型コロナウイルス流行の状況を見ながら、生活習慣病やがん発見の遅れを最小限にするということであります。今後一人でも多くの市民が適切な時期に定期検診を受診していただけるよう、広報誌や告知放送で受診勧奨を発信すると共に、職員の電話による未受診者への受診勧奨を9月下旬から行う予定で、現在準備を進めております。

来年度の健診につきましては、新型コロナウイルス感染症対策の基本である、3密を可能な限り回避できる環境づくりと、市民の感染リスクを最小限にとどめる安全確保を重要課題として、健診遂行のため医師会等関係者と共に検討を行ってまいりたいと考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

青山議員。

2番（青山 慶君）

先ほど、昨年度の受診者の2割程度ということですが、昨年度が全体で大体46%くらいの受診率だったかと記憶しております。そこから2割とすると、全体の約10%、1割くらいですかね、の受診率であるというような状況かと思えます。これは、大変驚愕といえますか、ある程度予想されたことではあるんですけども、思った以上に受診率が低いなという感想でございます。

対策につきましては、今年度は9月の下旬から職員による電話での受診勧奨をするとのことですが、市民の状況をしっかり把握していただいて今回のケースはデータとして今後のために残しておくべきかと思えます。特に対策のための重要な情報源でもありますし、来年度も同じことをやらないといけないかもしれない。そして、将来新たな感染症が流行したときに、今回の対策が役に立つかもしれないということもありますので、電話勧奨の際には、しっかりなんで受けないのかというところをヒアリングしていただいて、データとして残しておいていただきたいということでございます。

ある程度予想される受診率が下がった理由としては、今までとやり方が違うから、やり方がよく分からないであるとか、直接予約を取るのが億劫であるとか、そういった理由の方もあってしょうし、足がないというような方もいらっしゃると思うんですね。そういう人にはタクシー補助を健康診断に限り、補助するというようなことも考えてもよろしいかと思えます。ほかの自治体がどうしているのか、ちょっと調べてみたんですが、数は少ないんですけど、集団検診を実施している自治体がいくつかありますし、中止していたんですけども、やはりやることにしたという自治体もございます。

受診されない方においては、病院に行くのが怖いというような人もいないかと思うんですが、そうした場合は、やはり集団検診のほうが感染リスクが低いんじゃないかなという考え方もあるかと思えます。

今年度集団検診を実施している自治体のホームページを見たんですけども、こういうことに気をつけて今年度集団検診を実施していますというような説明書きがありましたので、ちょっとこちらで披露させていただきますと、全て聞いたことがあるような内容ですので、あまり真新しいことはないんですが、職員、スタッフのマスク着用、健診受診者のマスク着用、消毒の励行、消毒用アルコールを準備しますと書いております。あとは、椅子や机などの消毒、会場入り口での検温、体調不良者、発熱のある方は帰宅をお願いしますと。健診車内、健診車台等、人に触れる部分の消毒、健診着は1人1枚を原則、受付時間の厳守、換気に配

慮、こういった点に気をつけて集団検診を実施していますと。大体どこの自治体も似たようなことを書いておりましたので、こういった例も参考にして、今後の対策に生かしていただければと思います。

いずれにしても、コロナにはかからなかったけど、重大疾患になってしまったということにならないように、やはり健康診断は定期的に受けていただきたいということがあると思いますので、例年以上の方が受診できるようにしっかりと対策をお願いして、2項目めの質問は以上で終了とさせていただきます。

議長（岡本 泰介君）

以上をもちまして、通告順番11番、議席番号2番青山慶議員の一般質問を終了いたします。

続きまして、通告順番12番、議席番号9番金谷のり子議員の発言を許可いたします。

金谷議員、始めてください。

金谷議員より、パネルの掲示の希望がございますので了承しております。

9番（金谷のり子君）〔質問席〕

議長の許可をいただきましたので、令和2年9月金谷のり子の質問をいたします。

台風11号で被害を受けられました皆様にはお見舞いを申し上げます。そして、美作市では、倒木や特にブドウの農家では棚が倒れたり、それからビニールが破れたりという被害の声を聞いております。そして、刈り入れ前の稲は倒れていなかったのかなと、とても心配しております。

今回は風が強かったということで、何よりも心配したのは、通学時の児童や生徒がどうだったのかなと朝警報が出てるのかと思いましたが、注意報ということで、美作市は休校にはいたしませんでしたが、近隣では休校にされていて、注意報でも保護者の方の声を聞きましたら、休んでもいいんじゃないかなというふうなことを言われている方も、ちょっと声を聞きましたので、今後状況をもう少し、注意報だから登校するというようなことが絶対には言えないと。今後、その辺も検討していただきたいというのは思いました。

では、今回の質問は4項目でございます。

新型コロナウイルスの影響について、美作市の保育環境について、男女共同参画社会の実現について、美作市営バスあおぞら号の廃止後についてという4項目でございます。

新型コロナウイルスの影響については、同僚議員が何人も質問をされましたので、同じところについては省かせていただこうと思っております。

最初なんですが、美作市における新型コロナウイルスによる行政、各部局への影響と、市民生活への影響についての質問をいたします。そして各部局で言うても時間もかかりますので、総務部長にまとめていただきたいと思いますのでよろしく申し上げます。1回目といたします。

議長（岡本 泰介君）

岡本総務部長。

総務部長（岡本 和之君）

新型コロナウイルスの影響、そしてそれに対する対策という御質問で、御指名でございますので、大まかにまとめて御報告をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症は、市民生活の上で健康に関わる環境面をはじめ、経済面でも大きな影響を与えておりまして、その対策については「美作市新型コロナウイルス感染症予防・経済対策本部」を設置しまして、基本的な対応方針を協議した後に、市役所の各部署で、それぞれ分野ごとに手分けをして対策を行ってまいりました。

まず保健福祉部でございますが、対策本部の事務局を担っておりまして、感染情報の収集や、市民の方へ手作りマスクの作成方法を広報するなど、衛生面での注意を促すと共に、入手困難な消毒液を確保し、御寄

付をいただきましたマスクと合わせまして、必要とされている施設や学校に配布をいたしております。

また、総務部では家計への支援を行います、「特別定額給付金」の給付事務を担当しております、市長の所信表明にもございましたが、5月18日から郵便での申請受付を開始しまして、8月17日の受付終了までに申請のございました1万2,377世帯に対しまして、総額27億1,970万円の給付を行ったところでございます。

そして、経済部では経済対策として、本年度第一号補正予算で議決を頂きました「新型コロナウイルスに負けるな給付金」、そして「新型コロナウイルスに負けるな貸付金」に速やかに取り組むと共に、これまでに様々な対策を行っております、事業者の方々の経済支援に努めてまいったところでございます。

また、住民の方に直接対応する機会が多い市民部では、感染予防のため、加湿器の使用、飛沫感染防止ガードの設置、来庁者の減少した時間帯を見計らい、次亜塩素酸水でカウンターガードの消毒などを徹底いたしております。税制面では、市税の納付猶予や、軽減措置につきましても御相談にも積極的に応じてまいりました。

環境部では、他の議員さんの御質問でもございましたが、上下水道料金の支払いを猶予する制度を設けておりまして、事業者の方に御利用を頂いております。

また、教育委員会、学校関係では、国からの要請によりまして、多くの自治体では小中学校等が臨時休校となりました。しかし、美作市では近隣や全国での感染者の発生状況を見極めた上で、保護者の方の御理解と、各学校での感染予防を徹底すれば臨時休校は回避できるとの「美作市新型コロナウイルス感染症予防経済対策本部」の判断によりまして、臨時休校はいたしませんでした。結果、臨時休校の対策を取った他の市町村では、夏休みを短縮するなど、授業の遅れを取り戻すための対応に追われておりますが、当市の子供たちは通常通りの夏休みを過ごし、何事もなく無事2学期がスタートしているというところでございます。

以上、大まかに初期段階での対策等申し上げましたが、これら以外にも各部署におきましては、それぞれの分野での対策に取り組んでおり、多方面で市民の安全対策に努めているというところでございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

せっかくの機会ですから、今まで議論がなかったところについてお話をしておきますが、1つは、企画関係ですけども、海外交流がびたっと止まっちゃったんですね。イエンバイ省に行く話があった、それから春名部長がカナダに行く話が中止になったとか、とにかく海外との交流が全く不慮になってしまった。あるいは東京に行かなくなりましたので、大阪にも行けなくなったので、自衛隊の体育学校の誘致の関係で背広組じゃなくて、制服組のところに行ってくれというんで、中部方面総監のとこに行くはずだったんだけどやめたとか、そういうことでは、目に見えないわけではありますけれども、要するにやめちゃったように見えませんが、いくつかの政策を前に進めるための契機が遠のいちゃってるというところもありますし、今日鈴木議員のお話の中にあつたように、五輪坊周辺の検討委員会を作るって3月に言っついて、3月の時点でもう既にコロナのほうに頭が回っちゃった。なかなかそういうことが動かないとか、実はコロナ対策として忙しかったということもあるんですが、いろんな事務事業が前に行かなくなっちゃったというところが全国的にも当市においてもあつたということは御記憶に留め置いていただきたいし、その筆頭、典型がオリンピックだったということも、ぜひ申し上げておきたいと思っておりますので、補足ということで発言をさせていただきます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

金谷議員。

9番（金谷のり子君）

様々な影響で、私が3回目に質問いたします男女共同参画の審議会等も開かれていないとか、本当にまだまだ市長が答えられた以上にあるのではないかと思います。

特に市民生活として変わりましたのは、健康に関わることですので、一家庭でも感染しないためにどうするか、そしてまた感染させないためにマスクをする。人と人が接しない、密を避けるとか、いろいろ各家庭でもいろんな注意をされて影響がある。そしてウイルス除去を徹底して、手洗い等マスクの着用、飛散、今まで風邪をひいてもマスクをしてない方もありました。飛沫を飛散させないということや、咳エチケット、いろんなことが加わってきて家庭内でもいろいろな影響がありました。

それから、職場ではテレワーク、ウェブ会議等、極力人に接しないための方法で仕事が進んだりしておりますが、営業マンの人はどうしても人と話してということもあったでしょうし、仕事も大変だったと思ひまして、いろんな職種で差があったでしょうが、影響を受けているということでこれからアンケート調査をされて、いろいろと被害、どれだけ影響を受けられているか、把握できていない業種なども分かっていたらいいのではないかなと思います。特に観光に関する業種、宿泊業、そのバスをされているところ、それから小さいところでは、カラオケを個人でされてる方、いろいろな給付等も受けられてないと思います。でも、もう閉めているけれども、白申とか青申してない方は受けられないんですよね、カラオケの事業を家でされてても、年金だけとかだったら申告されてないと受けられないのかなと私も把握しております。それから飲食店。小売業でもあまり受けてないと聞きますが、その小売業の中でもイベント関係に販売を卸していく業者さんだったり、イベントがないわけですから売れないですよね。それから結婚式場、葬儀場等々、人が集まるところの方が大変影響を受けておられるのではないかと思いますので、きめ細かく影響を吸い上げていただきたいと思っております。

6月議会の冒頭で、勝央町で事業をされてるんだけど、美作市にお住まいで市民税も美作市に収めているという方のことを冒頭でお話しましたが、これについては、勝央町と話をさせていただいて、給付を受けられたということで感謝しておりますという話を聞いております。ありがとうございます。

今後の対策、しっかりしていただくんですが、皆さんが質問なさったので、ちょっと変わったところからの私は話をしますが、コロナのうわさというところがすごく出るときがあるんですよね。どっからこんなうわさが出てきたのか。

この間、このようなうわさが出ました。どどこでコロナが出ましたので気をつけてくださいということをおもうわさを聞きました。えーと思いました。その時に、どどこに実家の母が週3回お世話になっていたからです。実家の姉に電話しましたところ、近隣でコロナの感染が出ているので1週間施設を休みますという連絡が前の晩にあったらしいです。なんで、あーじゃあ出たわけじゃないんだな、またうわさなんだなと。ちょっとしたことでうわさになっていく。本当に学校関係でもいろんなことがうわさになっていくということで、正しいことじゃないことが広まるのはよくないですし、注意しないといけないなというのと、もう1つ、コロナにかかってしまったかもしれないという人の話を親戚の人から聞きました。

先日知り合いの息子さんが発熱されまして、扁桃腺持ってるからかかりつけの医療機関に行かれまして、高熱が出まして、仕事を休まれました。熱が完全に下がらなくて、37.5度から8度を上がったたり、下がったりで倦怠感が続いて、1週間たっても下がらない。1週間たっても下がらないと、だんだん不安になってきて、僕は、私はコロナだったらどうしようと悩んだ。1週間後にもう一度病院に相談する電話をしたら、検

査したほうがいいんじゃないですかと言われて、その病院の紹介で検査をできる病院をまた紹介していただいて、抗原検査を受けられたんです。もちろん陰性だったんですけれども、よかったんですが、受ける前にその人はきちっと職場にこれから受けますということを連絡し、それなりの対応、もし陽性だったら困るんで対応してくださいということも伝えて検査に挑んだと。本当に気が気でなかったということもありますので、今誰がかかっても不思議でない時期が来ているというところで、うわさに惑わされないように、美作市内でもし発生した場合には、どのように発表が行われてプライバシーをどのように守って、感染拡大防止を進めていくのかということ、うわさにならないためにもちょっと部長のほうから答弁いただけるだけでいいので、よろしくをお願いします。

議長（岡本 泰介君）

江見保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

御質問の、万が一、市内でコロナ感染症の患者が発生した場合にどのような対応になるのかという御質問ですが、まず検査がほとんどの場合が行政検査というような形で発熱とか、倦怠感とかそういった症状のある方が行政検査を受けられてその結果を保健所が確認をした時点で、その方については感染症法に基づく行動制限がかかります。そのかかった上で保健所が、積極的疫学調査ということで個人情報情報を情報保護と感染症法との優劣を考えながら個々の事案について積極的に調査をしていくということになります。

そうした事案があったということで、保健所のほうから市のほうへまず一報が入ることになります。その確認を受けまして、市としましては、対策本部を開催しまして、事案の内容の整理や確認を行うこととなると思いますし、保健所が行います疫学調査への協力ということになると思います。

事案によりましては、市内の教育施設や体育施設、あるいは観光施設への影響とか対応を行わなければならないということの仕事が出てくると考えます。

その後、岡山県によるプレス発表がまず行われます。政令市とかそういったことになりませんので、美作市の場合は岡山県が第一報をプレス発表するということになります。それを受けましてまだ事案がございませんので、具体的にはあれですが、その岡山県のプレス発表を受けて、その後、市長からの市長メッセージを報道発表という形で行うか、ホームページ上で行うか、いろいろと手法はその事例で想定できると思いますが、プレス発表を行う流れになると考えます。

注意事項としては、落ち着いた行動を取っていただくことや、先ほどありました不確かなうわさとかに惑わされない、それからコロナ差別ですね、それから誹謗中傷、そういった行動を厳に慎んでいただくというような啓発を行うこととなると思います。

ですので、事案が生じた場合は、県によるプレス発表、または市長からのメッセージが必ずございますので、そういった発表がない上においてコロナが発生したということが流れるということは、それは本当の事案ではないというふうに判断していただければ結構かと思えます。

その後、必要に応じまして、発生した場所によりまして、消毒作業等を保健所の指導や場合によっては保健福祉部等も関係しまして行うことになるかと思えます。それと同時に濃厚接触者への検査というものが保健所が主導して行うということになるかと思えます。そうしたことで順次濃厚接触者の判断というものが保健所の指導の下に行われていくわけですが、わが市の場合におきましては、昨日も説明しました抗体検査等、実施事業がございますので、濃厚接触者に該当されない方でも、もし心配な方がございましたら、その事業を活用して検査を受けていただくことができますので、ぜひ事業のほうを活用していただければと思います。

それから、職場等での対応ですが、御本人さんは発熱とかの症状があれば絶対に会社には出勤しないということを徹底していただきたいと思います。先般も赤磐市の学校の先生が出勤されて、子供が全部PCR検査を受けたというような事例もございましたので、良かれと思ってしたことが大変なことになってしまうことがありますので、少しでも似たような症状があれば、出勤しないということが肝腎だと思います。保健センターにもタイムカードのそばに、非接触型の体温計を置いてまして、自分で測れますので、朝来てタイムカードを押すときに熱がある職員はすぐに帰ってくださいということで、朝礼のときをお願いをしているところでございます。

それから、大事なことと思われるのが、コロナにかかったということで、いじめとか誹謗中傷を受けることを恐れて症状があるにもかかわらず、病院を受診しないということを現に言葉でおっしゃられる方もおりますし、そういうことを心配されている方もいらっしゃると思いますので、決してそういうことを行うことなく症状がある場合は必ず病院に相談した上で受診をしていただくよう強くお願いしたいと思っております。〔降壇〕

〔「議長、休憩しましょう」と呼ぶ者あり〕

〔9番金谷のり子議員「もう終わります」と呼ぶ〕

議長（岡本 泰介君）

金谷議員。3回目です。

9番（金谷のり子君）

丁寧な説明を頂いてありがとうございます。

総括です。

もうこれは、陽性じゃなくて陰性であったから本当によかったんですが、その息子さんも本当に受けようか受けまいか一瞬、一瞬どころか迷ったというのも聞いておりますので、誹謗中傷を恐れて受けるという決断をするまでに悩んだというのも聞いておりますので、みんなに起こることですよ。ですけれども、人間は人のことはなんとでも言うところもございますので、そこを注意するようにみんなで気をつけないといけないなと感じました。

職場にきちっと連絡されたので、職場も休んでいる社員に連絡して、検査の結果が出るまで出るなというようにこともされました。それから職場もすぐに結果が出るまでアルコールで消毒もされたとか、そういうふうなことも聞きまして、陰性でよかったんですが、そういう対応をきちっとなされたというのも聞いておりますので、今後の参考になるんじゃないかなと思ひまして言わせていただきました。

それではこれで1回目を終わります。

議長（岡本 泰介君）

それでは、10分間休憩します。

午後3時51分 休憩

午後4時01分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、金谷議員、2項目めから入ってください。

9番（金谷のり子君）

2項目めの、美作市の保育園、こども園での保育環境についてという質問をいたします。

保育園、こども園での保育は、人間形成において大変重要であることから、度々質問をしております。しかしながら具体的にこのようにするという答弁はまだいただいております。

国は、人間形成において大切とし、新たに保育所保育指針を公示され、平成30年4月1日より適用されています。保育指針の中には大きく、健康、人間関係、環境、言葉、表現の各領域における狙い、内容、内容の取扱いを精査してあります。

今回は環境について重点的にお尋ねしたいと思っております。

環境を通して行う保育、子供自らが環境に関わり自発的に活動し、様々な経験を積んでいくことができるよう配慮すること、保育においては、子ども自身の興味や関心が触発され、好奇心をもって自ら関わりたくなるような、子供にとって魅力のある環境を保育士等が構成することが重要である。その際、子供がそれまでの経験で得た様々な資質、能力が十分に発揮されるよう工夫する。また、遊びが展開する中で、子供自らが環境を作り替えていくことや、環境の変化を保育士等も子供たちと共に楽しみ、思いを共有することが大切である。さらに保育所における自然環境や空間などを生かしながら、多様で豊かな環境を構成し、子供の経験が偏らないよう配慮することを求められています。その中で美作市は教育長変わられまして、市内の6園を見て、それぞれに必要な環境整備はなんであるかということをお尋ねします。

それから、環境に伴う人員整備も必要となりますので、保育指針を踏まえ、人員体制についてどのようにお考えなのか質問させていただきます。

議長（岡本 泰介君）

福田教育長。

教育長（福田 昌弘君）〔登壇〕

保育環境についてお答えいたします。

それぞれの園でどうかというところにポイントがなかなか置けないのは、それぞれの園の特色を生かしながら、園長を中心にして保育活動が続いているため、私のほうとしましては、概括的な部分でのお話をさせていただけたらと思います。

乳幼児期は、生活の中で興味や要求に基づいて、自ら周囲の環境に関わるという体験を通して心身が大きく育っていく時期であり、身近な人やものなど、あらゆる環境から刺激を受け、経験の中で様々なことを感じたり、新たな気づきを得たりします。こうした充実感や満足感を味わうことで、好奇心や自分から関わろうとする意欲が生まれ、健全な心身がはぐくまれます。また、自然の中での遊びなどを通じて、子供たちの非認知能力が向上し、生きる力が生まれ、いずれ人生を切り開いていくために必要な問題解決能力、考える力を身に着けるための土台作りが必要と認識しております。今話題になっております、その非認知能力というのは、スキルの問題なんですよ。知的なものではなくて、繰り返し技能的なものとして身に着けていく、そういうものです。

本市では、子供たちがやってみたい、どうして、などの感情を深めたり主体的に活動するための環境づくりとして、園庭に築山を作ったり、タイヤ跳びができるよう、タイヤを埋めたり、子供たちと池を作ったりなど、様々な工夫を凝らし、園長のリーダーシップの下、保育士、保育教諭、幼稚園教諭共々に一丸となって取り組んでいるところです。その取組方にも、一律に同じようにできない部分があります。人それぞれの個性がありますので、非常に先進的にできる方もいれば、他を見ながら少しでも充実したものをというところで努力されている方もいますので、当然差が生まれているのが実態でございます。

2点目の人員体制についてですけれども、人員につきましては、これは定数というものがおりますので、その上乗せをどのようにしていくかということで、美作市の場合は様々な面で手厚く人を配置できておりま

す。

まず、子供が主体的に活動するために、保育者の援助の仕方、意図のバランスが重要であり、園が組織として保育の質の向上に取り組むと共に、一人一人の職員がキャリアステージに応じての役割や専門性を発揮していくことが大切になります。その中で、本市では保育支援員、保育事務員や幼児教育アドバイザーを配置することによって、研修体制を充実させ、保育の質の向上を図ると共に、保、幼、小の接続にも取り組み、小学校以降の生活や学習の基盤となる育成に努めているところでございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

金谷議員。

9番（金谷のり子君）

2回目の質問をさせていただきます。

市内を見られたけれども、各園長の個性に合わせているので、何とも言えない、ただ環境整備について教育長自身がどのように感じられたかというのを聞きたかったわけでありまして、それは園長とそれから保護者とか、その中に教育長もおられて、全く意見は言われないうすかね、というのをちょっと疑問に思いました。全くこうしてほしいんだということは、教育長は言っていられない立場であるのかなというのを感じましたが、そこについて後で、今思っで感じておりましたんですが、6園の環境がそれぞれ違います。私も全部見ているわけではありません。

答弁のとおりで、各園では園長を中心に、日々工夫を凝らして、一生懸命一丸となって日々の保育に取り組んでおられます。全くそのとおりです。一生懸命されていると思います。たまたま、私は8月4日から8月25日の間の11日間ほど、都合で預かり保育である園に送り迎えでお世話になりました。園舎は新しくきれいです。そして、先生方も生き生きと園児を出迎えてくださり、とても安心して預けることができました。園舎の前にはテントを建て、影を作り、外遊びの中の暑さ対策も考え、プランターに野菜を植え、緑を増やそうとする努力をされております。たらいに亀さんを放していたようにも思いました。保育の充実のために工夫され、大変努力されているということ、本当に感謝でいっぱいです。擦れ違う保護者さんも、気持ちの良い挨拶をされて、一日のスタートが楽しい気持ちになりました。

その中に、娘の同級生の保護者さんが一人おられまして、お話を聞きました。本当に先生方が良くしてくださる。数年前から野菜や植物を植えてくださって、緑が増えたような気がする。お願いしたいことはいっぱいあるんだけど、しかし先生方は忙しいので、あまり言い過ぎてもいけないと、要望を控えている。でも私は言っているほうだとその保護者さんは言われました。

その園の保育理念は、子供の健全な発達を図ると共に、生きる力の基礎を養い、最善の利益を保証する。園ごとに理念は違い、方針も違うんでしょうね。指導の重点的な目標というところに、その園は、発達や子供の興味、関心に沿った環境を備え、主体性を育む。先ほど教育長がおっしゃったような内容のことなんです。身近な人々や自然と関わる中で豊かな感性や思考力の芽生えを養うとか、多様な体験を通して子供の豊かな育ちや学びが小学校につながっていくように努めると、円滑につながるよう努める。家庭と連携を密にして、生活習慣の定着や、自己肯定感を高めるというようなことが出ておまして、中学校区内での15年間を見通し、愛されていると実感できる子供を育てるという保育理念、方針、目標、目指す子供像というのが指導の重点的にいろいろ書かれてありました。

2回目の質問なんですが、教育委員会は美作市の保育の充実のために指導の重点に当たる環境を整えるために保護者や各園との対話、要望を吸い上げるためにどのようなことをされているのかということですね。

1つ目。

それから2つ目に、保育協議会での講演会が行われたということも聞いております。私はその内容を聞いておりません。されたということだけ聞きました。どのようなことをされたのか。

それから3番目に、人間を一本の木に例えたときに、幼児期、3歳から6歳くらいまでの間に、根の部分ができると言われております。家庭と連携して、自然の植物や、昆虫、水、動物、泥遊び、小山遊びなど、外遊びの体験などで、関心、興味、疑問を持ち、非認知能力を育てることです。しっかりと強い根っここの園児になるために、園の自然の環境の充実はできているのでしょうかということです。教育委員会として予算をつけるようなところは見当たらないのでしょうか、ということです。

それから、外遊びの時間ですね、各園で何時間くらい取れているのか、年齢によっても違うと思いますが、外遊び、自然豊富な外での体験と、体を動かして日々体力をつけるということが、小学校に向けての基礎になってきます。運動能力も外で遊ぶということはついてきます。それで、外遊びをした後、お腹がすいて、給食をモリモリ食べる。そしてお昼寝をする。このリズムが健康につながってくると、そういう秘訣になるんですが、しっかりと外遊びの時間が取れているのかなとおたずねいたします。

それで、ここにパネルを出してるのは、これは特に自然を大切にしたい園で、こういう芝生とか木をいっぱい植えられていて、自然に子供が虫や植物と触れ合えるということを特に目標として作っている園なんです。1歳児くらいの子供も平均台の低いのに上がって歩いてみたりとか、こういう芝生が下にあるので、少々転んでも柔らかいので大丈夫です。そういうことも考えて運動能力も増すしということで、こういう園を作っていくというのが、国としても指導してるんじゃないかなと思うんですけど、美作市にはこういうことのできている園があるのでしょうかね。ということで質問します。

議長（岡本 泰介君）

福田教育長。

教育長（福田 昌弘君）〔登壇〕

まず、市内の園を全部は行ってないですけど、いくつかの園には訪問させていただいております。その中でそれぞれ園庭、あるいは園の周辺の環境は見ておりますけれども、非常に充実していつでも自然環境に触れられるような設定をしているところもあれば、なかなかやりにくい部分をプランター等で野菜を栽培しているような園もございました。そういう足りないところを園長さんが主導してこういうふうにやっていきたいということで工夫をされているなどというのは見てきました。園庭の中に広い運動場みたいな感じなんだけれども、やはり真ん中のところに登ったり、どういうんですかね、小さな山を作ってそれで子供が興味をもって活動できるんじゃないかというので、普通なら物を置かないところに物を置いている、そういう工夫がされているところもございました。

それから池を作るというか、穴を掘るということで、少し水遊びにそこを絡めようと思われたのか、子供達と一緒にスコップ等の道具を使って一生懸命穴を掘って、それで遊びを開発するという、そういう工夫がされているところも見てまいりました。

差はあるんですけども、お互いに市内の園、市外の園を見ながらいいところを取り上げ、これは環境を基にして、結局子供たちが育てられるかどうかという、一つのきっかけですね、そのところを園長先生も頭に置かれていると思います。ですから、園ごとに経営理念を定め、それぞれに特色を持った保育の充実に取り組んでいるというのが現状だと思います。

幼児教育は魅力的な遊びが生まれることが必要であり、幼児期にふさわしい環境を整える、それから幼児期らしい遊びを育み、幼児期を幼児期として過ごせる環境づくりを園と共有してまいりたいと思っております。

それから、次に保護者や園との対話の中で要望をいかにして把握しているかという辺りのお話でございますが、教育委員会として教育長が現場を見て、これが足りないからこれをしなさいというような形では、主体性を求めるということはできませんので、どちらかという、ボトムアップになるような動きが取れることをこちらでも期待しております。そのカギとなりますのが、幼児教育アドバイザーと、指導保育士が各園を巡回し、保育者の声を直接聞き取り、子供に応じて環境設定を含めたアドバイスを行っているところでございます。

園長会等を通して、保育の取組を協議したり、各園の共通認識も図っております。その中で、予算期が近づいておりますから、それに合わせて環境を整える上で必要なものがあれば要望を上げていくようにと。上がってきたものは教育総務課のほうで検討しながら予算付けに力を注ぎますということで計画しているところでございます。

それから、保育協議会での講演内容をお知らせいたしたいと思っております。

令和元年5月25日に美作市、勝田郡、英田郡、保育協議会において、鳴門教育大学の木下教授を講師に迎え、開催された講演会に職員が参加しております。講演会では幼児教育の本質は、環境を通した遊びにある。身体全体で対象に向かい、夢中になって遊ぶ時、見たり、触れたり、感じたりしながら五感を精一杯働かせる。失敗や試行錯誤を重ねながら、時間を忘れ没頭している姿こそ遊びの本質であり、幼児自ら作る遊びには何をして遊ぶか、誰と遊ぶか、いつから遊び始めるか、どれくらい必要かなどを考えなければならないことがたくさんあり、もしも保育者が準備したものだけで遊んでいるとすれば、それは少なくとも遊んでいるとは言えず、大切なのはどれだけ園庭の草花や木の葉などの環境に自ら働きかけたかである。遊びの本質も見極め、遊びについて考えていくことが大切であるということです。

また、植物や生き物、砂、土、雨、風などは、自然がもたらしてくれる大切な教材であり、雨が降ったら遊べないというのは、大人の独りよがりである。子供には子供なりの、雨の日の遊びがある。どんなに科学が進歩しても、自然に勝る教材はない。園庭の環境を見直し、魅力的な遊びが生まれることが必要であり、幼児期にふさわしい環境を整え、幼児期らしい遊びを育み、幼児期を幼児期として過ごしていく教育が大切であるというような内容でございました。

このことを踏まえ、今ある資源、地域の自然や人を工夫しながら各園の特色を生かした保育を行っているというところでございます。

それから、次に自然環境の充実はできているのかというお尋ねでしたけども、これは先ほども紹介したとおり、園によって差はありますが、園ごとに工夫をされながら少しずつ充実させてきているというのが現状だと思います。

それから、その次に、外遊びの時間でございますが、保育指針等で時間は決められておりません。どの園でも外遊びを一時間以上は設定しております。ただ、一人一人の発達する姿、興味関心は様々であり、子供の環境への関わり方、発想の仕方、考え方も異なっているため、子供たちがしたいことに取り組める環境づくりが大切であると考えています。そのため、日常的に活動計画に沿って、先生が指導するスタイルではなく、保育環境を整えることで、子供が興味、関心、好奇心を持ったりする中で、子供主体の活動になるように支援しているところです。

どこで遊ぶか、というよりも、遊びをどのように作り出すか、新しい発見を生み出す喜びや楽しみ、子供達個々の力を引き出せる環境づくりにこれからも努めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

金谷議員。

9番（金谷のり子君）

3回目です。

努力されてますし、保育士さん、先生方もこの講演を聞かれて、必要性も理解しておられるということですよ。

私のお邪魔した園は、木が一本もありません。植えておられました。それは先生の努力なんですよ。それも腰くらいに育っています。木陰にもまだありませんし、枯れた木もあります。管理ができないんですよ。先生方分かってるんですけども、必要だということは分かってるんですけども、自分たちでなんとかしようという限度があるんじゃないかと思うんですよ。一生懸命頑張っておられても。何とかもう少しこのような気持ちのいいところで、都会の中のビルの谷間じゃないんですよ、そういうことを考えていただきたいし、やり方を教育長なんとかしていただきたいと私はもう3年前からこういうことは言ってるんですが、その中で、新しく大原保育園ができますので、今から作っていくわけですから、ストーリーを考えて、きっちりと今の市に合った園庭を作っていただきたいというのは前も言いました。市長どのようにお考えでしょうか。

議長（岡本 泰介君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

まず大変申し訳ないんですけど、ある園、ある園と言われると気になるんですが、多分湯郷保育園のことだと思いますけども、私も縁があって行ってるんですが、この話申し上げますと、湯郷保育園の設計はずいぶん前だったんですよ。ずいぶん前に設計をして、すったもんだあってようやくできたんですけども、その設計概念の中に、広場である園庭とプレイルーム含めて、これは内部空間が面一になるという強い思想があったもんだから、まったく園庭を盛り上げたりしていないという、そういう特徴があったんですよ。そこで保育所の方々がそのよさもあるんだけど、単にまっ平な地面だけじゃ、あんまり変化もないし、子供の興味も引き続けることができないというので今に至ってる。そこで鳴門教育大の木下さんなんかの話も聞いた上でオクラが生えたり、なすびがなったりしてるんですけども、おっしゃるとおり、樹木については、なかなか今の状況だと難しいと思いますし、木下さんがおっしゃったことの中の1つはやっぱり木なんですよ。木陰、虫というようなことがあって、そういう意味では、先ほど教育長もおっしゃってましたけど、今の湯郷保育園はその環境を作るのはちょっときついかないと。ただし我々として一定の費用をかければできないことはない。職員の自助努力だけで、例えば樹高3メートルの木を植えるなんてのはできないんで、やっぱり造園的な世界との協力もいるとなると、予算上の措置もいると思います。

一方、大原の場合は、コンセプトの中に自然のことも若干入ってますんで、もともとね。園庭の仕方について、最後若干のお願いを事業者の方々にして築山っていてもね、スコップでできる築山ではなくてね、ユンボが多少いるような程度の斜面を持ったところに木を植える。木はいろんな考え方があるんですけども、超自然的に言うとかこの辺の里山の主林木、クヌギなんかがいいという説もあるし、一方で子供の楽しみを考えると実なる木、私の個人的趣味で言うと、ユスラとか、この季節ちょっと前だとナツメね。ああいうのをバリバリ食って生きてきた人間としては、いいなと思ってみたりしますし。虫がたかるやつがとってもしいらしいんですよ。虫との戦争を一緒にするとかね。そんなことも含めて、そういった環境を、大原の場合はまだ園長いませんから、取りあえず教育委員会のほうでよく考えて、プレゼントしておくというのは、いい話だと思うし、多分周辺の方々が木のプレゼントをしてくれると思います。とっても期待されてい

る園であります。園庭もだたっぴろい、結構広いもんですから、その一角に今申し上げたようなネイチャーワールドなのか、ビオトープなのか、木立の林なのかわかりませんが、そういったものがあれかしと、私も思っておりますので、答弁とさせていただきます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

金谷議員。

9 番（金谷のり子君）

総括です。

もうそのように考えていただける。大原だけじゃなくて、湯郷というふうに市長がおっしゃったので湯郷、それから江見はとおりにちょっと寄ってみました。車を止めて外から、木がありまして、蝉も鳴いて、子供たちが蝉を取るんですよって先生がおっしゃいました。それから芝生もあります。とてもこういう感じではないんですけども、他の園に比べたら環境がいいなと思いました。勝田も木がなかったです。行ってきました。外から見ました。木が一本もない。ほかはちょっと見てません。見ていただいて、きっと先生たちは思ってるんです。こうしたいうのを。ぜひ上手に思ってることを吸い上げていただいて、というところをお願いしまして、保護者の方たちもこの園を作るのは保護者の方も芝生と一緒に植えたりとか、お父さんが作業の時にしたりとか、そういうことも他の園ではされているようですので、ぜひとも子供たちのために、早いです、一年が。早急にね。3年も4年も経ってたらいなくなっちゃいますので、園庭は建ててくださいと言ってるんじゃないので、早急に取り組んでいただきたいと思います。

これで2項目めを終わらせていただきます。

議長（岡本 泰介君）

それじゃ3項目めに入ってください。

9 番（金谷のり子君）

男女が互いに人権を尊重し、人が持っている個性や能力を發揮できる社会、男女共同参画社会の実現についてということで質問をさせていただきます。

私、今年の3月の議会でもこの質問をさせていただいておりますが、今年度に入ってからいろいろな状況は進捗してるんでしょうかね。進んでいるのか、後退してるのか、現状維持なのかということで質問させていただきます。

それと、その結果の要因ですね。今の現状の要因についてもお答えください。

議長（岡本 泰介君）

景山市民部長。

市民部長（景山 二男君）〔登壇〕

それでは、男女共同参画についての状況でございます。

くらし安全課では、現在「第2次の美作市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向け取り組んでいるところでございます。少しずつではございますが、進んでいると考えております。

「第2次美作市男女共同参画プラン」では、数値目標を定め取り組んでいますが、その中で「審議会等の委員の女性比率」を目標の40%としておりますが、策定時22.3%から、現在24.3%と少しずつですが増えている状況でございます。増加の要因といたしましては、例を挙げますと、民生委員推薦委員会策定時21.4%から28.6%、美作市介護保険運営協議会が36.4%から50%と増えています。また、審議会数に対する女性のいる審議会の比率については、策定時80.6%から現在84%と増えている状況でございます。

地域における男女共同参画として、様々な意見、決定過程へ女性の参画が確保されるよう女性部会の設立

を推進しております。

策定時から比べますと、5団体から7団体へと増加しております。地域の代表である区長の人数は策定時2名から現在9名と増えており、住民自治の活動の中で、避難所の運営や被災者支援など男女のニーズの違いがあると配慮されるよう、女性の意見も反映された活動がされていると考えております。

また、市内の地区自治振興協議会の副会長として活躍されている女性の方もおられます。

このように、以前に比べると女性の意見を伺うことのできる環境が整いつつあると考えております。

「第2次男女共同参画プラン」につきましては、来年度が最終年度となり、コロナ禍の影響があり、審議会を開くことはできませんが、目標達成に向け男女共同参画審議会委員の方々、金谷議員におきましても委員の一員として御意見を伺いながら取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

なお、今年度は「第3次美作市男女共同参画プラン」策定のための情報収集を行いますので、意識調査の実施も予定しておりますので、御意見をいただければと思っております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

金谷議員。

9番（金谷のり子君）

審議会での委員の比率が目標が40%ありますが、策定時22.3%、現在は24.3%と少しであるが増えているということですが、これも何年前に目標を立てたのかなというぐらい、美作市だけではありません。男女共同参画が進んでいないのは日本の問題でもあります。世界的に先進国の中で男女共同参画ということが進んでないのは日本。なぜなんだろうなとも思います。私は以前この議場の中を半分女性にしたいというようなことも大きな口をたたきましたが、1人少なくなっております。

美作市独自の特別な施策を何とか考えて、どこも成し得てないんですよね。どの町も、村も、市も、県も。どこでもできてないんです。なのであえて日本一となる女性と男性に優しい男女共同参画の市を作りたいという思いがあります。一番になれる。何年前かに農業委員さんで女性が誕生しました。それも市長がそういう形にしなきゃいけないというようなことでされまして、その中のお一人ですが、まじめに着実に仕事をされて、この間豊田地区の区長会で、あの人はよう見に戻ると言うてすごく褒められてました。評価の声を聞きました。できるんですよね。女性がやってみれば自信がつくんですけど、なかなか一歩踏み出せないというところも課題ではあるんですが、この人口減少の中山間地域の美作市は、特に女性も男性も同じように草刈り機を持って草を刈ったり農作業をしたり、共働きで同じように生活しております。そういう家庭が多いです。男性も家事を一緒に行い、配偶者が先に旅立っても一人で暮らせるようにしなきゃいけないですし、女性も地域の役を受けて政治や行政に関わり、配偶者が先立ってもいろんなことを知っているというようなことで、いかないといけないと思って、これは女性も課題があると思うので、一歩前に入る。男性も女性を一歩押し出していきたいというようなこともありますし、後は市長の判断で一歩、何か特別な施策を考えていただいたら日本一の男女共同参画の町になるんじゃないかなと思っております。

答弁をお願いします。

議長（岡本 泰介君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

思いをよく理解はできてるということをまず申し上げますが、特別な施策というのがなくはないとは思ってるんですけども、それが実現のためにはかなりハードルがあったり、多くの方の協力が必要である。まし

てや市民の方々の理解も必要ということになるということもあるんですが、それはそれとして、最近見えますと、年代的な問題なんですかね、30代、40代の方々と話をすると、だいぶ変わってます。もう。女性の意識、言葉遣いも変わってると言ったら変わってるんだけど。ユニセックスな言葉遣いが随分浸透していて、そういう意味でこれから数年うちには、いろいろな分野で女性の方々の進出が現実の問題として出てくるだろうと私は強く期待をさせていただいてますし、審議会の委員の任命等についても、これからも少しずつですけど、（聴取不能）を用いていきたい。そのためには、審議会の委員も含めて、いろんな職の候補人とかね、こういう人がいるんだということについては、また私も個人的にも探索を続けていきますけれども、議員各位におかれてもそういう方々がおられるよと、情報があれば私でも結構ですが、一方で担当の景山部長はじめとする、市の幹部にもぜひお申し越しを頂戴しておきたいなと思っております。

十分なお答えになっておりませんが、御許しを賜りますようお願いいたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

金谷議員。

9番（金谷のり子君）

なかなか難しい、進まない問題ですので、答弁も難しいと思うんですが、今、男女共同参画という、男女の間にもう1つ中間の方たちも入ってきております、この社会は。ですので、この言葉、男女共同参画というのはあるんですけども、そういった意味でのこれからの審議会なんかでもそういうことも話していかないといけないのかなというもよぎっております。他の市では、そういうことを話し合いをしているということも聞いておりますので、今後考えることはいろいろあるんであると思っております。

この項目は終わります。

議長（岡本 泰介君）

それでは、4項目めに入ってください。

お諮りします。

本日の会議時間は、議事の都合により延長いたしたいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

異議なしと認めます。よって本日の会議時間を延長することは可決されました。

それじゃあ、金谷議員、4項目めに入ってください。

〔「休憩は」と呼ぶ者あり〕

1項目ですから続けます。

9番（金谷のり子君）

それでは、4項目めの、美作市営バスあおぞら号廃止後についてということで、本年3月末に美作市営バスあおぞら号が廃止となり、地域から存続もしくは何らかの対策の要望があったとのこと、その後どのようなになっているかということでお伺いします。

議長（岡本 泰介君）

景山市民部長。

市民部長（景山 二男君）〔登壇〕

それでは、美作市営バスあおぞら号の廃止後のことですが、地域からの要望といたしまして、令和2年3月21日に、豊田地区自治振興協議会から区長全員の連名によりまして、「美作バス豊田、檜原、豊

国循環線存続の要望書」が美作市長あてに提出されております。内容につきましては、美作地域循環線のうち、豊田、檜原、豊国を循環する系統2の存続を要望するというものでございました。美作地域内の循環バス廃止につきましては、タクシー利用補助制度の導入で、利用者のニーズがバスからタクシーへ移行したということもありまして、美作地域内を循環する公共交通をバスという形で維持することが困難という判断によるもので廃止をいたしました。要望の相手方に対しましても、系統2のみであってもバスという形態での継続は困難であると結論を伝えております。しかしながら、タクシーはバスと比べて経済負担が大きいのも事実であり、市営バスと同等、同程度の負担で美作地域内を移動したいというニーズが一定数存在することも分かりました。

そこで、代替となる交通手段について検討していましたが、地元のタクシー事業者からデマンド型の乗り合いタクシー導入について提案を頂きました。その後、事務局とタクシー事業者との協議の結果、他の地域で導入済みのデマンドタクシーと同程度のサービスで運行が可能であると判断することになりました。

美作地域のデマンドタクシー導入については、5月28日の美作地域自治振興協議会において、役員13名に対し、提案内容の説明を行い、地域の理解を得ているところでございます。その後、6月11日の美作市公共交通会議幹事会を経て、7月25日付で書面協議により、美作市公共交通会議を開催いたしましたところ、反対意見なしということの結果となり、協議が整ったところでございます。

現在、運行事業者が国土交通省中国運輸局に運行許可の申請手続きを行っているということで、正式に運行許可が出ましたら、美作地域の皆様に広報誌等により周知させていただく予定としております。〔降壇〕
議長（岡本 泰介君）

金谷議員。

9番（金谷のり子君）

2回目ですが、バスの代替としてデマンド型乗り合いタクシー導入をするということで、交通会議でも話が整い、運行业者の手続きができるのを待っていると。あと少しであるということですが、今9月ですので、あとひと月くらいでできるのかなど。待ってらっしゃる方が4月から待っておられますので、ここでもし分かれば話していただきたいのと、どのようなバス、ルートは今まで2ルートだったんですが、どのようなルートになるのかということをもう少し詳しく、デマンド型乗り合いタクシーということについても答弁をお願いします。

議長（岡本 泰介君）

景山市民部長。

市民部長（景山 二男君）〔登壇〕

それでは、デマンドタクシーの形態、運行区域であったりということで御説明させていただきたいと思っております。

まず、運行形態につきましては先ほども申しましたデマンド運行ということで、事前予約制、電話等で業者に予約をしていただくと。それから運行区域につきましては、旧美作地域で運行、4地域に分けて運行させていただきます。4地域と申しますのが、まず下香山、田殿線、これを月曜日運行、それから岩見田、中山線を火曜日運行、海田、安蘇線を木曜日運行、山外野、平福線を金曜日運行ということで、この4地域を曜日別に運行するというようにしております。これは週に一日になりますが、日に2便、これにつきましては、時間帯は病院の時間に間に合うように、朝便については午前8時台、それから昼便としては12時台の運行を予定しております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

いつ頃からできるか。見込み。

市民部長（景山 二男君）〔登壇〕

いつ頃かということですが、中国運輸局のほうに今申請しております、10月1日くらいにはできなかなということですので予定をしております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

金谷議員。

9番（金谷のり子君）

それでは、着々と進めていただいておりますので、これをもって終わりとさせていただきます。

これで9月の金谷のり子の一般質問を終わらせていただきます。

議長（岡本 泰介君）

以上をもちまして通告順番12番、議席番号9番金谷のり子議員の一般質問を終了いたします。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

異議なしと認めます。本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は明日10日午前10時からです。

午後4時50分 延会

令和2年9月10日

(第 5 号)

1. 議 事 日 程 (5 日 目)

(令和2年第6回美作市議会9月定例会)

令和2年9月10日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

追加日程第1 会議録署名議員の指名

日程第1 一般質問

日程第2 議案質疑 (認定第1号～認定第13号、議案第79号～議案第91号)

日程第3 請願・陳情について

陳情第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2021年度政
府予算に係る意見書採択の要請について

2. 出席議員は次のとおりである (16名)

1 番	西 山 正 志	2 番	青 山 慶
3 番	和 田 広 宣	4 番	岩 崎 清 治
5 番	岡 野 鉄 舟	6 番	中 山 忠 明
7 番	重 平 直 樹	8 番	安 藤 功
9 番	金 谷 の り 子	10 番	山 本 雅 彦
11 番	萬 代 師 一	12 番	山 本 重 行
14 番	鈴 木 悦 子	16 番	日 笠 一 成
17 番	倉 地 重 夫	18 番	岡 本 泰 介

3. 欠席議員は次のとおりである (2名)

13 番	尾 高 誉 久	15 番	岩 江 正 行
------	---------	------	---------

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 (14名)

市 長	萩 原 誠 司	副 市 長	荒 木 利 明
教 育 長	福 田 昌 弘	政 策 審 議 監	春 名 利 亮
総 務 部 長	岡 本 和 之	危 機 管 理 監	千 原 善 弘
企 画 振 興 部 長	春 名 信 明	市 民 部 長	景 山 二 男
環 境 部 長	森 元 浩 之	保 健 福 祉 部 長	江 見 勉
経 済 部 長	遠 藤 宏 一	建 設 部 長	小 林 英 樹
消 防 長	高 山 宏 明	会 計 管 理 者	山 森 和 幸

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名 (3名)

議 会 事 務 局 長	尾 崎 功 三
課 長	玉 櫛 哲 也
主 任	白 井 隆

議長（岡本 泰介君）

皆様、おはようございます。

携帯電話の電源を切っていただきますようお願いいたします。

傍聴者の方は、傍聴規則第8条にもありますように、傍聴席にあるときは静粛にさせていただきますようお願いいたします。傍聴者の方が傍聴規則を守れない場合は議場より退席をしていただきます。

昨日に引き続き会議を開きます。

欠席者の報告をいたします。議席番号13番、尾高誉久議員が通院のため欠席です。議席番号15番、岩江正行議員が葬儀のため欠席です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

御報告いたします。

9月2日、本会議の会議録署名議員として13番尾高誉久議員を指名いたしましたが、通院で欠席のため、会議録署名議員の指名を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

異議なしと認めます。

したがって、会議録署名議員の指名を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1 会議録署名議員の指名

議長（岡本 泰介君）

追加日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

9月2日、本会議の会議録署名議員として13番尾高誉久議員を指名しておりましたが、通院で欠席のため、新たに会議録署名議員として16番日笠一成議員を指名いたします。

日程第1 一般質問

議長（岡本 泰介君）

それでは、日程第1、「一般質問」を行います。

昨日に引き続き、通告順に発言を許可いたします。

通告順番13番、議席番号4番岩崎清治議員の発言を許可いたします。

4番、岩崎議員、始めてください。

4番（岩崎 清治君）〔質問席〕

皆さん、改めましておはようございます。

議長の発言許可を得ましたので、これから令和2年9月議会の一般質問をさせていただきます。

この度の一般質問は、新型コロナウイルス感染症の影響についてということと、介護保険という2つをさせていただいております。なお、新型コロナ関係につきましては、本議会において、多くの議員の皆さんからいろいろな質問がございましたけれども、私の質問は少し違いまして、市の直接的な影響、市民の方というか、市

が直接経営している税を含めて、影響がどの程度あるのかという質問でございます。

私は、6月議会に新型コロナウイルスの関係で多くの質問をさせていただきまして、その中で特に市民の方のアンケートを取る必要があるんじゃないかと、影響額を実際調べる必要があるんじゃないかという御質問をしたところ、市のホームページの中でアンケートを取るようにされておりますので、その辺り私が質問した部分がされてるなということを含めて感謝をしながら、改めて今回の質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症、緊急事態宣言が出されたのが、4月7日から5月25日の間であります。宣言解除時の感染者数は、全国で21人でございましたけれども、7月1日には、127人となりまして、7月末には1,579人ということで、非常に大きくなっております。それが7月末から8月にかけて1,000人台を超える日が何日もありまして、まさに国のほうは認めていないというか、宣言はされてないんですけども、コロナの第2波がやってきたというのは、皆さんも思われてますし、私も思っておるところでございましたけれども、昨今につきましては、昨日の数字ですけれども全国で508人ということで、1,500人程度から言えば3分の1くらいで、徐々に、徐々に収まってきたのかなと思っておるところでございます。

国においては、感染対策よりも経済対策を優先ということで、GoToトラベルを行いまして、人の移動を活性化して、特に観光業の活性を図ろうとしておりますが、見方を変えれば、感染拡大をどんどん、どんどんさせていくという状況だろうと思っております。

現在では、先ほども言いましたけれども新規感染者のピークを過ぎた傾向にあると思っております。そして、その方向は良い方向かなと思うんですけども世界的に言えば、6月前後については世界的には700万人程度がいつ700万人を超えるかという話でありましたけれども、昨今は、2,000万人が上乗せして、2,700万人を超えております。すごい、3か月くらいのことで、世界中に物すごく広がりがある、ということは、経済的に世界規模のダメージがあるだろうと想像するんですけども、これは誰も思うことだろうと思っております。

私は、経済通や医者ではございませんので、私的な意見を言う知識や気持ちはありませんが、現状については十分注意しながら対策を取って、先、先に手を打っていかねばいけないと思っております。

市長はノーマスクタウン美作ということで、美作市にウイルスを入れない。だから議場においても、マスクしなくてもいいんじゃないかということまで持って行こうとされてますし、抗体、抗原検査にしても、市民全部をやられるということで、できるだけの対応をされておりますが、これはなかなか非常に難しいことだろうと。と言いますのは、さっきも言いましたけれども、人の移動があればあるほど感染リスクが広がると思うことで、万が一に備えておく必要もあると思えますし、備えられてると思っております。

最近では、近隣の津山市では高校生の感染者が発生されました。そして佐用町でも中学生の感染者が出たとマスコミ等で出ておりますけれども、それを少し見てみますと、感染経路については不明であるという県等の発表でございます。うわさの中では大阪のほうに旅行へ行っただとか、どこどこに行ったんだとか言う話がありますけれども、これはあくまでもうわさでございますので、どこから感染したんだろう、ということは、先ほど言いましたように、市内で一人でも感染者が出てくれば、広がる。特に家庭内感染でもあれば、広がるのはもう防ぎようがないような現状じゃないかなと思います。

経済の活性化の中で特に観光業を元の状況に戻すには、コロナの感染者の多い地域から来てほしくない、来てもらったら困るということを出すわけにはいかないし、言えない。これをもし移動制限等をやろうと思えば、市の単位ではなしに、やはり国の単位、最低でも県がやるべきかな。

沖縄においても、県知事ができるだけ来てほしくないといいながら物すごい状況で広がった経緯がございます。そして、離島においてもそういう状況であり、どこの離島でしたか覚えてないですけども、クラスタ

一的な話があって、島の中での感染者の対応を沖縄まで患者のほうを運んで治療するというテレビもございます。

すなわち、感染者を出したくないんですけども、仕方がない。経済との両立を考えると仕方がないという状況があると思います。

少し前ですけれども、岡山県の状況の中で、旅行、出張を兼ねて岡山駅に降りられた方が、そこで倒れられた。救急搬送されたら、他の持病もあったわけですけども、コロナの陽性者であったということで、その人からの感染というのが、非常に心配な部分もございます。致し方がないという部分というのは、世の中たくさんあると思いますので、今後も注意をしなければいけないと思っております。

このようなことばかり言ってますと、なんか体とか気持ちが沈んで、どうにもならないような状況になるんですけども、これでは駄目なもので、市のほうも希望が持てる、安心できるような状況を市民の方に伝えていかなければいけないのではなかろうかなということで、いろいろ考えた中で、いろいろ見た中で、市においては、コロナに対応した補正予算を、コロナ以外の予算もいろいろあるんですけど、補正予算を今まで、今議会を除いて6回の補正予算をされております。その内容を今回見ましたところ、予算総額については、約ですけども40億弱の金額、予算総額ですね。国県の補助金というのが、29億8,000万円程度で、ほかの特定財源もございますけれども、一般財源としてこれ、地域振興基金も入れてですけど、6億円程度かなと私は思っております。分析の方法というのは、いろいろありますので人、人によっては考え方が違いますけれども、そして、先ほど言いました29億8,000万円のうち、主なものとしては、特定定額給付金が27億6,000万円、これは事務費も入れての話なんですけど、この金額や、コロナに負けるな給付金や貸付金、それから学校関係のタブレット等々がございまして、私独自の判断をしたところ、市の一般財源6億といいながら、貸付金とかタブレットとかいうものがございまして、少し少ないのかなという気がしますが、前段に言いました市民アンケートを取られて、これで十分かなと、十分という言葉は良くないと思っておりますけれども、何とかやれる状況かなというんですけども、少し不安な気がしております。

そこで、市長は、市長というか、総務部長だったと思うんですけども、前回の1号か2号の補正予算のときに、今後の補正予算をどうするのですかという議員の皆さんの質問の中で、東京並みのことをすると言われたんですけど、これが意味がよく分かりません。例えば東京都においては、今回の補正予算は1兆3,000億円か4,000億円。ちょっと桁違いな部分なんですけれども、そしてこの間の新聞を見ましたところ、東京の持っている基金が1,000億円を切るくらいの状況。基金の残高を95%使ったんですよとか、千代田区でしたかね、先ほど言いました特定定額給付金が美作市の場合、全国ほとんどでしょうけど10万円ということだったんですけど、千代田のほうは12万円、ただしこれは年末にならないと配布ができませんということになりました。美作市のほうについては、どの程度のことを今後やっていくのかなという疑問と、逆に言えば、市民の方に何かあったらやるよという安心感を与えていただきたいなという意味で具体的な質問をいたします。

今後のコロナ感染の状況や経済状況によって、補正予算を行う可能性があると思っておりますけれども、財源状況を勘案して、今後どの程度の市単独、市単独ですよ。国から出れば一緒なんですけど、市単独の財源を使えるのか。私の試算では、試算ではなしに、財調が約70億、それからこの前の議会のときで交付税のまだ使っていないのが5億ほどあるということも言われましたし、逆に言えば財調については今年度使ってる分もありますので、その中でどの程度のお金を使えるの。ただし、昨日も質問があったんですけども、第2回速報を見ると28%の上くらいGDPが落ちてます。この回復については、3年から5年かかるだろうという方もおられますし、二、三年は絶対かかるという方もおられますので、息が長い、長期間ということもあり得

りますんで、一遍に使ってしまったらなくなるわけですから、どの程度のお金を使えるのかなということ、どこの市町村かは忘れましたが、このコロナの中で地域経済が成り立たなくなっている。まさに大規模な経済危機でありますということで、今こそ財政調整基金を使って、危機を回避することが必要であろうということで、多くの経済対策をされていますし、美作市についてもある程度されてると思います。そういう中で、今後どのようなことをされていくのか、特に金銭的なこと、方向性を含めて期間が長いことになろうと思うんですけども、どう考えておられるのかなということ。

そして、2番目については、全国で緊急事態宣言が出され、人の動きがほとんどなくなりました。観光施設などは、臨時休業したところや、極端に収入が落ちたところがあると聞いております。市直営の観光施設、道の駅などの減収額はどの程度ですか。また、バレンタインホテルなどの、市の全額ではないと思うんですけど、出資率が高いところについては、運営資金の不足額を補うために、金融機関から借りれないために、基金を改正して貸付をされるようにしてると思います。その状態が5日の時点、特に年度をまたいでどンドンやるわけにはいかないとはいえますけど、どのくらいの金額で、どういうことをされるのかな。今回の予算ですね、大原振興センターで900万円でしたかね、予算されてるんですけども、確か大原振興センターも出資の母体に入って、されるように頭の中では残ってるんですけども、コロナの影響でされたんかどうかというのは別なんですけど、その辺りも含めてお知らせをしていただきたいな。といいますのが、基金の取崩しをして、結果的には出資金をして財源を増やさないと、もうできないわけですから、ということは、人に出資するということは、一般会計から減るわけですから、その辺りのものがどうなんかなということと。

それから、市内の観光施設については指定管理をいろいろされてると思うんですけど、指定管理の条項の中に、例えば今回の災害ですけど、災害があったときに、今の指定管理料の金額をそのままいくのか、もしくは、相手と協議しながら、指定管理料を増やすのか、その辺りについてはどうなっているのか、指定管理を受けられた方との話はどうか、契約はどうかということも含めて、教えていただきたいな。今後のこともございますので、どのようになっているのかということ。

それから、それ以外の施設として、病院、診療所、老健なんかがございます。この辺りについては、どうなのですか。特に大原病院なんかは、資金の積立てをたくさんされてますんで、ある程度の不足額についてはそれで充分対応できると思うんですけども、診療所についてはあまり金額ないんじゃないかなという記憶の範囲内ですけど、その辺りのもちろん年度決算ですから、今の時点は早いんですけど、後半ですけど、どういう方向性をされてるのかなという感じでございます。

そして、税金とか上下水道、税金については、一般会計の中でいきますんで、一般会計の中で話をできるんですけども、上下水道は企業会計ですから、操り出しをしてやるのであれば、一般会計に負担をしてもらうのであれば、一般会計に影響するし、企業会計の中でやるのであれば、その中の範囲内でできるし、もしくは、繰越金の範囲内で、軽微な金額だったら、繰越金の範囲内でできると思いますので、その辺りの部分がどうなんでしょうかというのが気になります。

つまり、各企業会計や特別会計の繰越金の範囲内で処理可能な金額なのか、一般会計が全部のものをもって処理しなければいけないのか。一般会計でするのであれば、先ほど言いました財調の取崩し等々ございますので、そのお金がなくなるということなので、ないものは振れないというわけにはいかないんで、市民のコロナに対する経済負担というのも、これもその辺り考えなきゃいけない。だから、市民の方について、これが必要なんだ、出して、出して、出してと言ってもそれは無理なことではございますので、全体的な財政状況どうなんだということのお尋ねであり、そして、3項目めについては、令和2年中に収入不足を解消しな

きやいけない。対応しなければ、決算の方法で赤字のままやる方法もあるんですけど、昨今の財政事情、GDPの落ち込みを見ると、数年かかるだろうと思ってますんで、普通であれば単年、単年で赤字額の決算ではなしに、整理をする必要があるんじゃないかなという意味での質問で、今後の対応、後半年あるんで、先ほど言いましたように、今までの数字と今後の半年は推計なんで、どういうふういつ頃の時期に整理をして、1回でやるんか、2回でやるんか、今回できませんので12月でやるんか、3月でやるんか、対策本部会議でどのように詰められているんか、まだ詰めてるんか、詰めてないんかということも含めて御説明を願いたいと思います。

議長（岡本 泰介君）

岡本総務部長。

総務部長（岡本 和之君）〔登壇〕

まず私のほうからは、1点目の今後の補正予算、市単独の財源がどの程度使えるのか、そして3点目の今後の対応予測、収入不足をどうするのかという御質問にお答えをさせていただきます。

今回の新型コロナウイルス感染症はまさに災害でありまして、しかも長期化しており、いつまで対策を要するのか、先ほどの御質問にもございましたように、何年先になるのか現時点では予測をすることができておりません。この新型コロナウイルス対策の財源につきましては、国や県から措置されるものを優先し、その対象とならないもの、また措置される額を超える部分につきましては、美作市独自の財源で対応する必要があります。

その財源として考えられますのが、先ほどからおっしゃっておられました財政調整基金でございまして、令和元年度末で約69億円の残高がございまして。財政調整基金は、自然災害等に対応する基金でもございまして、これを全て使うということではできませんけども、また、先ほど申しましたように、コロナ対策は長期化が予測されますので、初期の段階で大きな額を取り崩すことも避けた方が良く考えております。

具体的な金額ということは、ちょっとお答えしにくいんですけども、収束が見えないことや、政治的判断を要するものでございまして、今後アンケート調査の結果等により、具体的なケースが出てまいりましたら、施策内容、金額等につきまして議会にお諮りして、取り組んでまいりたいと考えております。

それから、収入不足をどうするのかというところでございます。

令和2年度中の収入不足につきましては、現在市税の徴収猶予が1億円弱あるとお聞きをしております。これに対しては、徴収猶予特例債が発行可能とされておりますが、この程度、1億円弱程度の額でございましたら、徴収猶予特例債は発行せず、財政調整基金のほうで対応できるものと考えております。

なお、令和元年度決算につきましては、財政に影響を与えるような減収というものはございませんでした。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

遠藤経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

新型コロナウイルス感染症の影響につきまして、私のほうからは観光施設、それから道の駅について答弁をさせていただきます。

まず、市直営の観光施設3施設でございまして、大芦高原温泉雲海では、本年4月から7月までの宿泊者が829人で、前年同期と比較しまして1,618人、66.1%の減。収入のほうでは333万8,000円ということで、前年同期と比較して533万5,000円、61.5%の減となっております。

それから、入浴の部分では、入浴者が1万3,699人で前年同期と比較して4,149人、23.2%の減で、収入の

ほうは633万2,000円で、123万1,000円、16.3%の減となっております。売店などを含めた全体の収入では1,041万9,000円で、692万5,000円、39.9%の減となりました。

それから、現代玩具博物館・オルゴール夢館の4月から7月までの来館者数は、3,393人で前年同期と比較して6,169人、64.5%の減、収入のほうは350万9,000円で、506万6,000円、59.1%の減となりました。

市営露天風呂の本年4月から7月までの利用者は4,786人で、前年同期と比較しまして1,055人、18.1%の減、収入は106万6,000円で、26万5,000円、19.9%の減となっております。

以上が一般会計で運営している施設でございます。

次に、指定管理者によりまして管理運営している施設が7施設ございます。

まず、武蔵の里関連施設の本年4月から7月までの利用者数は3,707人で、前年同期と比較して5,006人、57.5%の減、売上は666万4,000円で、1,316万3,000円、66.4%の減となっております。

愛の村パークの4月から7月までの利用者数は3,032人で、前年同期と比較しまして、2,766人、47.7%の減、売上は334万円で、540万6,000円、61.8%の減となっております。

大芦高原キャンプ場の4月から7月までの利用者数は1,290人で、前年同期と比較して134人、9.4%の減、売上は232万2,000円で、80万6,000円、25.8%の減となっております。

湯郷駐車場の4月から7月までの利用台数は824台で、前年同期と比較して433台、34.4%の減、売上は93万4,000円で、19万3,000円、17.2%の減となっております。

それから、トム・ソーヤ冒険村の4月から7月までの利用者数は1,908人で、前年同期と比較して32人、1.6%の減、売上は314万8,000円で122万円、27.9%の減となっております。

ベルピール自然公園の4月から7月までの来訪者数は1,424人で、前年同期と比較して4,380人、75.5%の減、売上は10万1,000円で、44万5,000円、81.4%の減となっております。

能登香の里小房は、本年4月から7月までの利用者数は70人で、前年同期と比較して378人、84.4%の減、売上は10万7,000円で、72万6,000円、87.2%の減となっております。

作東バレンタインホテルの4月から7月までの利用者数は1,875人で、年同期と比較して4,764人、71.8%の減、売上は903万7,000円で、6,288万3,000円、87.4%の減となっております。減収の内訳は、婚礼がなかったことで3,049万8,000円、宿泊の減が1,800万2,000円、宴会の減が1,044万9,000円となっております。

各施設とも、新型コロナウイルス感染症による影響で利用者が減少し、減収となっております。休業による雇用調整助成金の交付を受けているところもございます。

それから、道の駅について申し上げます。

道の駅彩菜茶屋の4月から7月までの入り込み客数は9万224人で、前年同期と比較して1万1,835人、11.6%の減、売上は1億437万6,000円で、770万3,000円、6.9%の減となっております。

それから、第三セクター、出資法人でございますが、株式会社作東バレンタインホテル、こちらの方へは美作市地域振興基金のほうから本年4月20日に2,000万円を貸し付けております。その後、追加融資が必要になると考えておりますが、現在のところ追加の申請はまだいただいている状況であります。

それから、大原振興センター、これはまた議案質疑でもお答えしますが、補正予算で出資金を見ておりますのは、運転資金ではなく、新たな投資のための出資金ということで御理解いただきたいと思っております。

それから、指定管理者に対する指定管理料でございますが、これは協定書のほうに規定しておりますが、双方の市と指定管理者が協議して定めると、変更について協議するというようなことでございますが、一部の指定管理者からは、減収分の補填ができないかというような要望の声もございますが、現在のところ特別な補填をする考えはなく、市が設けております新型コロナウイルスに負けるな給付金、こちらのほうの対

象、該当になれば、こちらの給付を受けていただくという方針で対応しているところでございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

江見保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

私のほうからは、大原病院、作東診療所、それから作東老人保健施設に関することについて答弁をさせていただきます。

大原病院の場合、4月以降の患者数の推移を見ますと、外来患者は令和元年度の1日平均96.5人と比較して、13.5人の減、入院患者は同じく令和元年度1日平均76.5人と比較して、7.6人の減となっており、入院、外来収益も、患者数に比例して、令和2年度4半期において、入院は14%の減で、外来は11%の減となっております。収益額においては、4か月で入院収益額は対前年度と比較して、1,900万円の減収で、外来収益額は590万円の減収となっております。未収金額の比較では、5月末の決算額数字の比較では26万円で、5%の増となっております。しかし、7月以降は患者数も増えてきており、入院患者は1日平均74.5人と、病床稼働率も93.1%まで回復してきております。今後は県の補助金も活用しつつ、経営上の影響額を軽減できるよう努力してまいります。

それと、この赤字についてですが、今後慎重に推移を見ていく必要があるかとは思いますが、7月までの先ほども言いました入院の累計の収益がマイナス1,900万円、外来の収益が596万3,000円ということですが、7月分だけを見ますと、入院についてはプラスの17万1,500円、外来は52万5,590円のマイナスであります。こうしたことと、それから元年度の病院の決算の純利益が1億8,000万円、それからこれまでの未処分利益の剰余金が約12億ということで、病院につきましては、コロナに関することで一般会計からの特別な繰入れというものは必要はないと考えております。

それから、作東診療所です。作東診療所の場合、4月から7月までの患者数の推移を見ますと、外来患者は、前年度同期間の1日平均16.6人と比較して、3.3人の減、外来収入は15%の減で、減収額は約200万円です。福山診療所では、患者数は前年と大きく変化はありませんが、外来収入は15%の減で、減収額は約5万円ということでございます。

大原病院と同じく、今後推移を見ていく必要がありますが、診療所会計につきましては、財政調整基金がございまして、もし万が一の場合は、基金対応と考えております。

それから最後、作東老人保健施設ですが、作東老人保健施設の場合、4月以降の入所者数の推移を見ますと、一般入所者数は、令和元年度1日平均45.9人と比較して、0.6人の増、収入も1.5%の増となっております。しかし、短期入所者数は、令和元年度1日平均2.5人と比較して、1.4人の減、収入は42%の減となっております。通所リハビリ利用者数は、令和元年度1日平均17.4人と比較して、2.8人の減、収入は21%の減となり、減収額は全体で約300万円となっております。

老人保健施設では、短期入所や通所リハビリの影響額が大きく、感染症対策を徹底して、利用者が安心して利用していただける施設環境の確保に努める必要があると考えております。

それから一般会計との関係ですが、令和元年度の実質収支が約1,200万円弱、令和元年度で現在予算化しております繰越金が100万でございますので、約1,000万円程度につきましては、財源がございまして、今後の財政調整基金などは、老人保健施設の場合は持っておりませんので、今後の介護報酬の推移を見ながら、一般会計との調整が必要な場合も出てくる可能性もあると考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

景山市民部長。

市民部長（景山 二男君）〔登壇〕

それでは、私のほうからは、市税への影響について答弁させていただきます。

事業者、個人からの申請に基づき、徴収猶予を適用しております。その状況は8月31日現在で、法人14社、税額にして7,307万200円、個人15名で、税金にして486万520円を許可しております。

税目ごとの内訳で申しますと、固定資産税が6,559万820円、法人市民税が651万6,900円、入湯税が203万1,600円、個人市民税が180万8,000円、国民健康保険税が190万4,400円、軽自動車税が7万9,000円となっております。

また、7月中旬に、令和2年度国民健康保険税納税通知書送達以降、国民健康保険税の減免に関する問合せも相次いでおりまして、申請による減免決定は、8月31日現在で14世帯、税額にいたしまして282万4,000円となっております。国保税の減免により減収となった税額につきましては、全額国からの交付金で補填されることとなっております。

なお、他に減免の対象となる税目といたしましては、固定資産税がございますが、こちらは令和3年度分の固定資産税が対象となっており、中小企業者の事業用資産であるところ、家屋、償却資産部分の税額を半額、もしくは全額免除するといった制度となっております。申請受付は、開始時期も令和3年1月からとしております。

続きまして、4月以降の未納における前年対比の状況でございますが、7月末現在の減免課税分で申しますと、徴収猶予の影響や納期の未到来の部分、納入遅延などの影響もございますので、単純な比較とはなりません。個人市民税が100.74%、法人市民税が207.87%、固定資産税が130.47%の増、軽自動車が65.78%、入湯税が44%となっております。入湯税につきましては、未納は減っていますが、調定額が870万円程度減っていることから、4月5月の自粛による影響が表れているものと思っております。

なお、法人市民税につきましては、予定申告や仮決算による中間申告などを行った事業者が確定申告を行っておりますが、昨年8月時点で21件204万円の還付であったものが、今年度8月時点で約60件約676万円と、件数で1.86倍、還付金額で2.31倍となっております。このことは、新型コロナウイルス感染症の影響が決算を迎えた法人に出ているものと考えております。

市民部といたしましては、コロナ禍による経済的困難や、未納につながらないように、引き続き市税の徴収猶予並びに国民健康保険税の減免につきまして、納税義務者から相談、徴収猶予の許可、減免決定など速やかに対応してまいりたいと思っております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

森元環境部長。

環境部長（森元 浩之君）〔登壇〕

私からは、上下水道料金の支払い猶予、減収状況、未納状況について答弁させていただきます。

まず、コロナ禍の影響によりまして、水道及び下水道料金の支払い猶予の状況ですが、9月9日現在で、4事業者から猶予申請を受けておりまして、水道料金147万4,913円、下水道使用料135万6,309円を猶予しているところであります。

次に収入の状況でございますが、旅館業や営業関係などの集客数の減少、学校のプールなどの中止により、4月から8月までの間で、昨年同期と比較しまして、全体で水道料金が3.5%、金額にしまして901万円、下水道使用料金が2.7%、471万円の減収となっております。

また、収納状況についてでございますが、コロナ禍の影響により、減収はしているものの、昨年4月から

7月までの収納状況と比較しますと、昨年度の4月から7月までの平均は、水道で96.58%、下水道が96.91%でした。今年の4月から7月までの平均で、水道が95.84%、下水道が96.62%ということでございます。今年の分につきましては、支払い猶予の額を除いた率でありまして、ほぼ昨年と比較し収納率は同率であり、コロナ禍による未納はないものと認識しております。

また、今後の対策についてですが、先ほども申しましたが、特に宿泊業などが減収が多いので、水道につきましては、エリア的には上水道エリア、下水道では公共下水道エリアについての減収が多いのではないかと考えております。水道、上水道につきましては、いくら留保資金がございますので、そちらのほうで最悪の場合は賄えるかと思いますが、下水道につきましては他に収入財源がないものですから、これから歳出の抑制を図りまして、努力していきたいと考えておりますが、最終的には財政課と協議させていただくことになるかと思っております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岩崎議員。

4番（岩崎 清治君）

一通りお答えを頂きました。

結論から言うと、私の観点から言うと、税収の部分が1億弱、それ以外のものも入れても最大見ても2億ほどのもんかなと、今の説明では思うんです。ただし、企業会計は別ですよという気がするんですけど、今のお話を聞いた限りの中では、美作市の一般会計の予算、260億くらいですからね、1億、2億のお金ではそれほど心配することはないかなという思いを今いたしました。

しかし、気になるのが4月から7月の4か月間、といいますのが、お盆過ぎ位のと看、8月終わったくらいのと看ですかね、湯郷温泉の方にちょっとお聞きしたところ、お客さん戻りましたかと言ったら、いや対前年の6割、7割止まりですというような話もありましたので、それはやはり4か月しかたっていないので、まだまだ今年度ありますので、特に市の観光施設、特に言えば大芦高原温泉なんかの部分については、金額的にすごい大きい金額、690万、700万近い、オルゴール館でも500万くらい、これが4倍しても、逆に言えば、数億と言う話にはならないんで、私の今日聞きたいのは、市の財源がどのくらい影響するかというのが主体ですので、今後の見通しだけを特に注意してやっていただきたいなと思っております。

気になったのは、入湯税の関係です。入湯税の関係は、見たこともあるんですけど、入湯税の2分の1をお返ししてるんで、その部分が下がらないようにという要望書が来たような、来てないような、見たような、見てないような、お話があったような、なかったような、あやが悪い感じがするんですけど、入湯税については、すごく落ちてます。逆に言うたら、その2分の1を出す、今までの約束なもんで、それ以上下ると困るんじゃないかなという気もしますし、これは、収入は収入、支出は支出という判断もあろうと思うんですけど、その辺りの考えと、先ほど言いました市の観光施設、小さい施設はよろしいですけど、それから先ほどの説明では、バレンタインホテルのほうで、対前年に比べて6,000万の上の金額、2,000万しか原資貸せない、4,000万あるわけですね。来てないからって言えばそうなんでしょうけど、ここらが特に今の収入が対前年に比べてどうなの、月単位の収支がどうなのというのが非常に気になる点でもあります。この辺りが分かっておられたら教えていただきたい。分からなかったら、分からないと言ってもらったら結構なんですけど。非常に気になる点だろうと。入湯税とバレンタインホテルの関係を教えていただきたいと。

それから、上下水道の関係なんですけれども、やはりこれは8月の中旬くらいまでの集計みたいなんですけど、先ほど言ったお客さんが戻ってないというのが事実であれば、今後も影響があるだろうかなという気

がするんですけど、特にこれについても、市の財政担当に下水のほうにはお金ないんで、それは都合で入れてもらうよという話もあろうと思うんで、金額的には大した金額じゃないんで、その辺りは答弁は思われていることがあったら言ってもらったらいんですけど、特に財政担当とよく協議をしてもらって、トータル金額このくらいは必要なんだというのをしてもらって、先に先にやっていただかないと、私たちにも分からないということで、その2点をできれば、分かれば説明をしてください。分からなかったら、分かりませんで結構です。

議長（岡本 泰介君）

遠藤経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

まず、入湯税の関係でございますが、3月でしたか、旅館組合また湯郷の観光協会のほうから入湯税のことについて要望書を頂きました。その時は入湯税の収入が減るんで、今2分の1を使って補助金を出しておりますけど、全額を出してくださいというような要望だったんですけど、非常に入湯客が少ない状況で、全額出してもかなり補助金の金額としては、考えておられる額に行かないんじゃないかというようなこともありまして、これについては検討課題だと思っております。

それから、作東バレンタインホテル、こちらについても心配しております、今持ち帰りのランチなんか営業しながら頑張らせていただいておりますけど、実はもう追加の融資の申込みに来られるんじゃないかと思いがらいるんですが、まだみえてない状況で、こちらも心配している状況ではあります。内容については詳しい把握ができておりませんので、把握に努めたいと思います。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

森元環境部長。

環境部長（森元 浩之君）〔登壇〕

先ほど議員の指摘がありましたとおり、特に下水道につきましては、財源がそもそもないということでございます。今現在でも470万円の減収ということで、単純に年間にしますと、940万程度になります。これほどにはならないことを望んでおりますけども、議員おっしゃられましたとおり、早め、早めに財政担当と相談しまして、対策を練っていきたいと考えています。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岩崎議員。

4番（岩崎 清治君）

3回目はよろしいんで、総括をさせていただきますけれども、私の思よった金額よりも非常に少なかったんで安心をしているというか、どうってことはないかなという気がするんですけども、数字そのものを常に把握しながら、今の時点は特に気になったのは、4か月ですから、あと8か月、今年度いっぱいでも8か月ありますんで、その辺りを常に先を先を見ながら、計算をした上で、全体像を特に対策本部、経済というのがついてますので、対策本部の中でよく議論をしていただいて、方向性を出していただきたいなど。

それから、入湯税に関しては多分ですけど、入湯税を出したお金で1年間運営をされてて、余裕もそれほどないと思うんです。ということは、検討を長くすると、事業ができない、支出ができないという状況になるかと思うんで、長い検討というのはやはりいけないと思うんです。できるだけ早め早めの判断を観光協会の言うなりにはならないと思いますけれども、判断をして、その辺りを連絡をさせていただきたいな。特にバレンタインホテルにしても、同じようなことが言えると思うんです。できるだけ、向こうが言うてくるのを待つんじゃないしに、こっちのほうから、おい、どうなのというぐらいのを聞かないと、全体計画

を作るのに非常に困るだろうと私は思いますし、この前の予算の議案質疑のときに、交付税があと5億ほど財源猶予があるという話がありましたんで、そのことを思えば、今日の話全部聞いても、これを掛ける1年間にしたとしても、税なんかは今回限りであんまり増えないと思うんですけど、十分余裕があるなという感覚をしたし、安心できるなという感覚をしたので、後は市民の方の困られている方にかに給付をするかという方向だろうと思いますので、よろしく願いをいたしまして、この項目は終わりいたします。

議長（岡本 泰介君）

岩崎議員、ここで10分間休憩します。

午前10時56分 休憩

午前11時06分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは岩崎議員、2項目めに入ってください。

4番（岩崎 清治君）

2項目めにつきましては、介護保険ということでございまして、介護保険は現在第7期の3年目で、1期が3年で動きますので、この3年間は一旦決めたら動かないというのが鉄則でございまして、よっぽどことがない限りという条件が付くんですけど。そういう意味で第8期の部分を今計画をされてる最中だろう。決定についてはもう少し時間がかかる。12月くらいかなと想像してるんですけども、実は3月のときに新聞に共同通信の新聞が出てましたけれども、それを切り取りをしまして、そのことも含めて今回一般質問をさせてもらおうかなと思ったんですけど、ここを見ると、今年度は介護保険制度が始まって20年ですよという1つがある。20年の中に何が困ってるんだというのは、介護保険制度そのものの存続について非常に問題があるというか、問題点が多いよと。その中の維持について懸念がありますよ。一番大きいのは人手不足、2番目がお金の話、保険料の話。美作市においてはどうなんかなという中で、特に8期の計画してる最中に特にお尋ねをしておかないと、8期を作った時点で途中でおかしいと言われても変えられないんで、作るところで特に聞いておきたいなと。先ほどの共同通信のアンケートの部分については、これは都道府県単位の、極端に大きい市、政令都市みたいな市で答えられてるんで、美作市とはだいぶかけ離れたところもあるだろうと思って、これでの質問をする気はないという意味の中ですけれど、一応世の中については、本当に金額が困ってるんで、今現在だったら1号保険者、65歳以上ですかね、23%なんですけど、これを財源構成を変えてくれというふうな要望のことも書いてありましたんで、その辺りも今後の課題だろうなと、一遍には前に行かないですけども、課題だろうなと、国のほうも財政がないんで、という意味で少しか紹介をしておきたいなということで、介護保険でのこの時期は、第7期の最終年度であると共に、第8期の計画の前年度ということであると思います。ひもといってみましたところ、3年前にも介護保険について私が同じ時期に質問しております。3年前の6期の保険料が、平均ですけども6,450円ということで、高いという話がいろいろ出まして、市長のほうは市の財源を入れて、特別軽減策として300円下げると。確かこのときに言われたのは、岡山県内の市の中で一番高いんで少し安くしたいんだと言われたと思います。それ以後だったと思うんですけども、以前もあったんですけどね、市民のアンケートでも、国保と介護の保険料や自己負担が高いんで、なんとかしてくれというのが、アンケートのが一番多い、それも理由の1つですよと言われて、私は介護保険法の趣旨に反するんで、少し考えて金額を下げる方策をしないと、第7期だけじゃなしに、8期、9期と以降ずっと続くんじゃないかなと、先ほど言ったのも、介護保険の部分の制度から言

えば、持ち出し案分を変えないと、この話はずっと付きまとうだろうなと思います。

具体的に質問をしますけれども、今年のことは特に介護施設のコロナ感染クラスターの発生のニュースなどが、テレビで出たり、いろいろしたりしてます。その中で言われてるのが、3密を避けるために、自ら自分の意志でデイサービスを自粛する、施設へ入ってる人が出るという意味じゃなしに、自分の通所サービスのほうを、取りやめますよと。その結果において、テレビのニュースなんですけれども、ひきこもりみたいな状況になって、認知症が進み、結果的に施設に入らなきゃいけないようになるという悪循環とえば悪循環ですよ。こういう報道がございました。なぜこの話をするかと言うと、そういう人がどの程度あるんか、ないんか、もしそのことによって、在宅でおられた方と施設に入られてる方というのは、介護保険料の負担金が物すごく変わってくるわけですね。デイサービスの金額と、施設の入所の金額というのは、非常に違いますので、施設のほうは月40万超えるところも、療養型になれば、そういう施設もあると思いますので、その辺りを含めて、実際どうなのかな、美作市の状況はどうなのかな、それが普通通りにしないと、8期に影響するんじゃないかなという気持ちもあつての話です。

それから2番目は、現在の7期の介護保険料と、計画値の推移、計画値というのは、ここに第7期の介護保険事業計画というのが、丸3年前になるんですかね、制度が始まってから、2年前ですかね、配布を受けて、この中にトータル的な事業計画書の数字も給付費の数字も標準給付の見込額等もございます。そういう数字のデータと、実際の決算というか2年たってますんで、決算見込みと、差異がどのくらいあるんならと。特に保険料とか繰越金。というのが、1個1個の差異を見よつたらなかなかこちらも分からないんで、あまりにも大きいんで分からないんで、それはどうなんですかということです。

それから、現在の7期の見込みの分析と、次期保険料はどのくらい想定されてるんですかと。令和2年の予算を見ると、保険料は人口減少で少なくなってる。しかし、保険給付費、サービスですね、施設に入ったり、デイサービスのサービス費は上がってるわけですね。新たなサービス事業が始まったのかどうか、ということは、始まったことによって8期も影響すると思うんです。7期だけでは済まないんで、8期もこのような伸び、対前年との伸びが見込まれるのか、見込まれないのか。見込まれることになると、介護保険料に反映されるので、その額はどのくらいで、いつ頃決まるのかな。

次の4項目めは、私は介護保険料を安くするには100%安くなる、100%いうか、少しでも安くするにはという意味合いなんですけれども、健康寿命を延ばすことしかないだろうと。施設に入るのをできるだけ遅らせて、家での生活をできるだけ長くする。ただしこれも無理な場合があるんですよ。一人暮らしで認知症が発生した場合とか、例えば歩いてこけて、大腿部骨折なんていうのは、高齢者の方多い事故に1つなんですけど、こういうふうになって一人暮らしというのは、非常に、非常にというか無理がありますので、そういうふうな場合には施設に入らざるを得ない。胃瘻にしてもそうですし、ある程度の看護師さんや医師の手助けが必要な場合には、もう二の三の言うてられない、お金のことじゃなしに施設に入らざるを得ない状況になろうと思うので。ですけど、極論ですけど、一日でも家に長くいていただいたほうが、保険給付費としては安くなりますよ。これはもう当たり前のことだと思うんですけど、その辺りで健康寿命延伸の施策はどのようなことを思われてるんか、されてるんか、されてないんかということを含めてお答えを頂きたいなと思います。1回目の質問とします。

議長（岡本 泰介君）

江見保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

それでは介護保険について、まず最初の新型コロナウイルスの影響はあるのかという御質問ですが、複数

の居宅介護支援事業所のケアマネージャーに聞き取りをしたところ、コロナ感染を避けるため、自らデイサービスへ行くことを自粛された方が数名程度おられるということです。そのような方には、日常生活の影響及び認知症の進行等を勘案し、ケアマネージャーが訪問したり、代替サービスの提供の検討等を行い、可能な限りコロナウイルスの影響がないように努めていただいております。

それから、2番目の第7期の介護保険料の実際との差異はということですが、現在のところ、介護給付については、計画値に対する実施率が約95%、地域支援事業費については約98%を見込んでおります。第7期計画のみの決算見込みについてですが、保険料は3年間平成30年から令和2年度になりますが、で計画値の月額6,150円に対して、6,112円とほぼ計画通りと見込んでおります。繰越金につきましては、保険料相当額では、計画期間の3年間で、約2,400万円の繰越しを見込んでおります。

次に、現状の分析と次期保険料の想定はということですが、保険給付費の伸びについて原因の1つとしましては、施設居住系サービスの給付費の伸びが考えられます。施設サービスでは、介護老人福祉施設、特別養護老人ホームになります。それから、居住系サービスでは、認知症対応型共同生活介護、これはグループホームのことを指しますが、の利用者の方の介護度が上がる重度化により、受給者1人当たりの給付費が伸びたことが原因と考えております。第8期につきましては、施設居住系サービスの利用者の重度化による給付費の伸びについては、ある一定水準を保つことが予想されます。また、在宅のサービス給付費の伸びにつきましては、第一号被保険者及び要介護、要支援認定者の減少に伴い、微減となることが予想されます。このことから、第8期の介護給付費は横ばいとなる見込みでおります。なお、介護保険料につきましては、令和3年度介護保険特別会計予算の歳入に反映させる必要があることから、算定につきましては、今年12月中の決定を目指しているところでございます。

それから、健康寿命の延伸の政策はということですが、高齢者になる前の壮年期の対策として、特定健診の受診勧奨、受診後の指導の中で慢性腎臓病早期発見、早期治療につなげるなど、生活習慣病の予防から、健康寿命の延伸を図っているところでございます。

また、高齢者の方は70歳半ばから自立度が徐々に低下していきます。要支援者等を対象として実施している事業として、介護予防、生活支援サービス事業があります。これは、訪問型サービスと、通所型サービスを中心として、要支援等の方が要介護状態にならないよう、維持改善できるよう、身体機能の向上、認知症や閉じ籠もり予防を目的とした事業です。体力の維持、強化のために各地域で開催されています、介護予防教室ですが運動指導やグループ活動の運営について中心となる介護予防サポーターの養成講座や研修を行い、必要に合わせ、ステーションの専門職員を派遣し、助言を行い、介護予防教室の開催の支援を行っています。今年は新型コロナウイルス感染症予防を踏まえながら、地域で介護予防の活動が実践できるよう注意喚起のチラシや自分でも学習が続けられるよう体操のパンフレットやDVDを作成し、介護予防活動が継続できるよう支援しているところです。

健康寿命の定義の1つに、要介護2以上が不健康な状態とされています。美作市の介護保険認定者数に対する要介護2以上の率は、平成27年12.8%でしたが、以後年々低下し、令和2年4月1日には、11.2%に低下しており、市民上げての取組の成果とみることでございます。今後さらに高齢者の自立の状態を継続することにより、健康寿命の延伸を目指してまいります。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

介護保険の持続可能性については、大変重要な問題である。そのことについて先ほどやや蛇足的だとおっ

しゃいましたけども、共同通信の調査等を引用されたお話がありましたが、簡単に私の理解を申し上げますと、ようやく大都市圏に介護保険の重みが伝わっていったということだと思えます。大都市圏では、人口構造が比較的若いというようなこと、流入もあるということの中で、これまでは介護保険負担というものがあんまり強く意識されずに、保険料についてもそれなりのコントロールができたわけですが、簡単に言いますと、東京にしる、大阪にしる、全体が昭和40年以降、どっと流入した団地構造になってるわけでありまして、これから大変な負担が出てくる。そのことが、ようやく今大都市圏でも問題視され始めてきている。ところが、我々の地域を含めて地方は、人口構造の変化で言うと、かなり先進的、先行的に動いてきたんで、早い時期からこの介護保険料が上がってきてるわけですね。そこで今頃になって、彼らが負担調整はしないかと言ってる話については、やや注意を要する。つまり、その負担調整の結果、我々が既に自腹で払ってきたものを、まさか国費かなんかで後づけで払うんじゃないかと。そうなると、時間差があるんですけども、我々としてはとてもつらい話が生ずるわけでありまして、よく注意をしながらこの問題については公平な負担が、時間を超えて、全国的に実現できるように工夫をしてかなければならないということで、田舎自治体として、まとまって声をしっかり上げていかなければいけない課題の1つであります。

もう1点は、その議論の中にも若干ありますけれども、人口構造の変化というのは残念でありますけれども、私どもは第4段階というのを迎えていて、御高齢の方の数も減っていくという状況にもなっております。3年前の議論を思い出しながら、頭を整理しておったんですが、この第7期をなんとか乗り越えれば、恐らくある程度の頭打ちというか、平準期に達するのかなという期待を持ちながら、資本注入をしたわけがありますけども、だいたいそういうことになっていて、私どもとしてみると、第8期も今の水準を維持しながらやれるのかなと、若干の余裕があると。繰越金も出ました。そういうことになるのかなという見通し、あるいは期待を持ちながらやってるわけですが、そのことを申し上げた上でもう一度昨日の議論に戻ってお話をしますと、和田議員から末期がんのことも含めてAYA世代という言葉も出ましたけれども、ある一定の年齢層の方々について言うと、あらゆる社会的な支援制度の谷間になっていて、困った時にどうしようもないじゃないかという話であります。振り返って考えてみると、介護というものが年齢によって給付されたり、給付されなかったりするという、本当は問題なのかと。これ、公平感というか人権の問題としても。年齢が上だから介護保険が適用されるというものでもない。身体状況によって考えますと、40代の方でもどうしても介護が必要な状況に陥られることはあり得るわけでありまして。その辺り介護保険法の根本的な問題の1つが表れているというのが、昨日の議論の総括みたいなものなんですけども、我々としてはそういった問題も、せつかく基礎自治体である美作市が保険者になっていて、そして支援の部分について言うと、かなり自由演技ができるというようなことを考えながら、この介護保険というものをサステナビリティを確保した上で話でありますけれども、どこまで有効に市民全体の福祉の水準の支援のために活用できるかということを考える時期にもなっている。そのことを改めて申し上げるきっかけを頂戴したんで、答弁とさせていただきます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岩崎議員。

4番（岩崎 清治君）

私、この質問をした後にですけど、改めて自分自身で少し分析的な、分析はできません。分析的な部分をやってみました。といいますのは、結論的に言うと、結論というか、繰越金が29年度末と元年末、2年たった時にどうなってる、基金の残高がどうなってるならというのがまず第1点見ましたところ、これも金額で、大ざっぱな金額言いますけども、繰越金の額で言えば、7,100万円減ってますけど、基金の額で7,100万

増えてるんで、これはもうプラマイゼロですよという話です。

次に、計画値と実際の数値を確認したところ、先ほど少しありましたけれども、3%、4%数字くらいが、実際の数値のほうが少ないよという結果です。じゃあ保険料を含めてどうなんでしょう。だから先ほど言いましたように、これは3月のときに私を含めて議員の皆さん全部配られてる資料だと思うんですけど、第7期介護保険第1号被保険者保険料の推計という部分を3月25日付の書類を持ってるんですけど、これ私持ってるだけじゃなしに、皆さん持っておられると思うんですけど、そのときに標準給付費と地域支援事業費のこの本の計画値と実際の数値の差異、両方合わせた部分が3%、4%くらいの数字が少ないよという意味ですから、それほど気にされることはないんですけど、その後ずっと計算して、出る金が出る金、その反対に集める金があります。つまり、保険料なんですけど、保険料を算出する計算式で、ずっと計算して、それだけでは、先ほどいる金から言うと、足りないんで、先ほど言いました一般財源から3,800万と基金から2億いくらの金額を入れて、2億5,400万入れるような計算がしてある。あくまで計算の話なんですけど。結果的に30年度には3,800万入れられて、元年度には入れられてない。元年度は全然入れてないんです。元年度の決算を締めたときには、先ほど言いましたように、繰越金や基金がプラマイゼロ、入れる必要なかった数字なんです。

じゃあ、2年度、今年度、今動いてますので、これがどうなんでしょうというのが、非常に分かりづらい。ただ今言いましたように、少しおかしい部分があるなという気がしますし、逆に言うたら、保険料3年間変わらないわけですから、令和2年度については、予算上ですけど、6,700万金が足りないよと基金から入れるようになってるわけです。サービス料については、結局サービス受けるほうですね、ほんの少し上がってるよと。これ理屈がおかしいんじゃないかなという気がして、だいぶ見かけたんですけど、この中に調整交付金という項目がございまして、その数字、計算式知らないと私ではできない。だから計算するのを途中でやめたんですけど、そういうことで、この理屈がなんでこういうふうになるのかというのを端的に教えてもらいたいなという気がします。と言いますのが、先ほどの答弁でも今の7期の部分、6,100いくらの数字を言われまして、第8期も同じくらいでしょうといわれたんですけど、ということは、7期で6,000何百万足らんから、理屈が合わないような話なんです。言ってる意味わかりますね。それを介護保険料にするか、どっかの収入から持ってこないよと金が足りないよと。去年の年度末でプラマイゼロですよ、ただし、その前年に3,800万入れてるから、プラマイゼロです。今度は支出のほう逆に少しだけ増えてるんですけど、収入も6,700万増やしてるわけです。今度は介護保険料についても、上げるんじゃないし今並みですよ、6,112円と言われたかな。今150円ですけど、112円、ほぼ同じくらいの数字ですよと言われた。そうしたら、6,700万の数字どこから持ってくるんですかという意味なんです。これが正しいとした場合ですね。というのが、徴収のお金に関しては、私たちが聞いているのは、それこそ計算式分からないということも聞いたもんで、システムの中でやるんで、分からないと言われたもんで、ちょっとその辺りを教えていただきたいなと。もうそこだけで結構ですから。

議長（岡本 泰介君）

江見保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

御納得いただけるかどうか分かりませんが、第7期の計画値が今議員おっしゃるとおり、月額6,150円ということでございます。これは3か年平均しての金額になりますから、平成30年度の実績が保険料で言いますと5,896円でございます。それから元年度の実績が6,392円ということになります。3年間通して6,150円の数字にイコールに近い数字に持って行く必要がございますので、今回基金から6,700万を投入して、3年

間の保険料を6,112円にするということでございます。

先ほどの調整交付金の話でございますが、基本、国からの調整交付金というのは、事業費の標準給付費と地域支援事業費の合計額の5%が調整交付金ということになります。市によりましては、高齢者人口の多い、少ないがあつたりしますので、その調整を国のほうで取ります。美作市の場合は当然高齢者人口が高いので、標準の5%より多い額を国から頂くようになります。その額が当初計画におきましては、調整交付金を11億8,600万みておりましたが、これが10億8,500万ということで約1億円程度の目減りが生じているという状況にあります。その辺のこともありまして、今回基金から6,700万繰り入れて、3年間計画の6,150円に近い数字を決算見込みとなるように調整をさせていただいているということでございます。

議長（岡本 泰介君）

違う。違うがな。それはええんじゃけど、次が6,700万入れなくて済むんかということを開かれたんじゃないの。ええんかな。

〔4番岩崎清治議員「まあいいですよ。改めてもう一度」と呼ぶ〕

議長（岡本 泰介君）

岩崎議員。

4番（岩崎 清治君）

はっきり言ったら何となく分かりませんでした。というのは、故意に数字を作ったようにしか聞き取れないんです。故意にね。数字合わせのための数字をしたみたいなのがするんで、それじゃあいけないんじゃないかなと。といいますのが、8期の保険料が、来年の保険料が3年間平均で6,150円になるのであれば、今年度よりもサービス料が減っていかないとイケない。人口の絡みがあるんで、はっきりしたこと言えませんけどね。なぜかと言うと、30年には3,800万のお金を入れているんです。市の方からね。今回についても6,700万入れているわけです。1億500万入れているわけです。調整交付金の話があるから、僕ちょっとよう分からんところもあるんですけど、保険料がどっかのお金入れて、下がるんだつたら分かるんです。誰が考えても。だから、サービス料が下がるんでトータルがいらんのんだつたら、これはもういらんようになるんも分かるんです。サービス料は上がってますよと、保険料はこうですよ。だけど去年入れているですよと言うたら、それで数字は一緒ですよというたら、これはちょっと分からないなということで、もう時間がないんで、質問するんですけども、改めて聞くんですけど、先ほど市長の口ぶりをそのまま聞くと、第8期については、保険料が今までとおりにじゃから、もう高止まりして今の数字だろうから、というくらいな表現をされたんですけど、市の独自財源を8期については入れる予定があるのか、ないのかということと、現在の基金が2億5,000万、これ今話をきいたら2億5,000万を使いながら流れていくんだというふうな感じがあつたんですけど、本来の制度から言うたら2億5,000万全部使ってしまうと、保険料安くすりゃええがなという気持ちもあるんですけど、1億近い金が行ったり来たりしてれば、足らなくなってお金借りて、次の期るときに最大で保険料ががんと跳ね上がると困るので、それは何とも言えないんですけど、本来からいうと、これを少しずつでも減らす必要があるんじゃないかなと思うんですけど、その2点について、減らす必要があるというのは、介護保険の基金の趣旨から、制度設計からという意味合いですよ。金額がもっといった方が安心なのは分かるんですけどね。介護保険制度をつくった、制度の趣旨から言うとも単年度、単年度プラマイゼロがいいよ、足らんときには貸しますよということで出資もしてるわけですから。その辺りから考えるとゼロなんですけど、今後どういうふうな計画をされるのか。2億5,000万を取崩してされるんか、何かのときに、一般会計の財調と同じような取扱いするんかという意味合いだけです。2点お願いします。

議長（岡本 泰介君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

まず、8期について先ほど部長からもお話をしましたけれど、8期については施設、居住系サービスについては、大体横ばいだろうという話をしたんですね。微減かもしれないんだけどね、ひょっとすると。一方で在宅サービスの給付費の伸びについては、数の減少というのが危惧されることもあって、微減ということであるというようなことになっていて、そういたしますとトータルとして、横ばいと書いてあるんだけど、横ばいと微減を足すと、微減なんですね、本当はね。母数が40億弱ありますんで、微減というのがどれぐらいのパーセンテージを微減と言うのかは別として、1%で確か4,000万くらい違うんですよ、これ。その辺りの精査が必要なんですけど、我々としてはポイントを戻しますと、市としてお金を一般会計から繰り入れるかどうかについては、どちらとも今言えない状況だと私は思っています。1つには、引き続き介護保険料等について、安いとは言えない水準になっている中で、市民の方々の御負担というものを頂戴するし、市民の方々の高負担感というのは、完全に拭き取っていないと思うというところが1点目。

それから2点目に、地域サービス、地域として行う支援事業というのがあって、これをどう考えるかということですね。先ほどの和田議員からのご提案があったことや、いろんなことを含めて、それをどこまで積極的に考えるのかということ。それから、最終的には介護保険の趣旨というものが、議員おっしゃるように、単なる保険としての単年度主義やあるいは区間主義でもって帳尻を合わせるということなのか、あるいは社会福祉全体の中の一翼を担うべきものであって、完全には保険料だけではなくて、現に行われているように、国費やその他の公費がある程度投入されながらやっていくのかどうかというようなところの問題であると思います。

議員の発想は、確かに介護保険を当初謳ったときの条文、そう言われればそうなんですけど、現にいろんな基礎自治体において、一般会計投入があり、それが地域福祉の充実につながっていることに対して、このところ、国が特段の違和感のある発言をしたこともないということも重要なポイントだと思っております。

ただ、現時点において、これは精査がいるんです。非常に国が提供してるソフトを使うと高めにでるんで、この辺よく考えながらやっていく必要があるんですけど、今の時点ではイエスともノーとも言えませんけども、決して可能性がないということを言い切る必要性は今のところはないというようなところで答弁したいと思います。よろしくお願いします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岩崎議員。

4番（岩崎 清治君）

まだ現在、第8期については計画中ということで、もうそれ以上話をする予定はないんですけど、先ほどおかしんじゃないですかと言うのは、30年と令和2年度の予算と比べただけでも1億5,000万ほど伸びてるわけです。費用がね。それなのに保険料というのは伸びてない。3年トータルですから、2分の1言うんじゃないけど、第8期は伸びないというから、どんな計算するのかなという気がしたもんで、お尋ねしたんですけど、計画の段階でよく精査をしていただいて、極端な話、他の人については、1円でも保険料は安い方がいいのは、これは事実です。ただ、特別の繰入れというのは私は問題があるんで、長続きしない方向だろうと思うし、僕は法的なことを守るべきだと思うんで、支援事業を一生懸命やっていただきたいという思いでお話をさせていただきました。

以上で、今回の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（岡本 泰介君）

以上をもちまして、通告順番13番、議席番号4番岩崎清治議員の一般質問を終了いたします。
ただいまより1時まで休憩いたします。

午前11時45分 休憩

午後1時00分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、通告順番14番、議席番号6番中山忠明議員の発言を許可いたします。

中山議員、始めてください。

なお、パネルの持ち込みの申出がありましたので、了承しております。

6番（中山 忠明君）〔質問席〕

ただいま議長から発言の許可を頂きましたので、令和2年9月議会の格調高い選挙後のいわゆる最後の締めを頂いておりますので、私の一般質問をさせていただきます。

今回私は、ベトナム人236名に対して、美作市からコロナ対策の一環として支援米が2トン360キロがプレゼントされた件。

2番目は、本年8月2日に投票が行われた美作市市長選挙と美作市市議会議員補欠選挙について。

3番目、市内の火葬場建て替えについて。

4番目が、新型コロナ対策でおきる差別被害について。

5番目、防災公園建設の見通し。

以上5項目であります、その前に執行部の方々に少しお尋ねしたいことがありますので、この場をお借りしましてお聞きします。

今この場におられます方々は、一応御丁重な挨拶を受けておりますので知っておりますが、1名の方のお名前と役職は知りません。大体この神聖なる議場で挨拶もしない、できないものがあるということ自体、議会の冒瀆するものであると私は思っております。皆様はどう思われますか。いずれにしても…。

議長（岡本 泰介君）

中山議員、一般質問ですから、通告のものだけにして。

6番（中山 忠明君）

通告ね。はい。

議長からすぐ通告に入れということなので、ちょっと順番が違うではないんですけども、さっそくそれでは通告通り、まずお尋ねいたします。

まず1項目めの1回目は令和2年7月14日、美作市と美作市内業者NPO法人Mとの間で、契約取引した、米あきたこまち2,360キロをベトナム人に支援米として送った経緯と、なぜMなのか。

2番目は、米の運送代金としては異常に高いと思うが、郵送代金44万2,000円の説明を求める。

3番目、質問でございます。8月11日の臨時議会で、米の支援をベトナム大使館からの要請を受けてとのことであるが、いつ、誰に、文書かあるいは電話で誰が受けたのか。

4番目、他の外国人に支援米を送る予定はあるのですか。

5番目、米の郵送料金44万2,000円とのことですが、その内訳。

6番目、相見積りを取らなければならないが、いつ、どことどこを取ったのか。

7番目ですね。あきたこまちが市内のどこから来たか知っておられますか。

8番目、美作市内の稲作中心農家が何軒あるか知っておられますか。

9番目がですね、稲作中心の農家がコロナ禍の中で、お米が売れないでいる中、市として広く公平にすべきではなかったのか、また、米の販売に協力する気はあるのか。

以上9点をお尋ねいたします。

議長（岡本 泰介君）

春名企画振興部長。

企画振興部長（春名 信明君）〔登壇〕

中山議員、1回目の御質問でございます。

ベトナム人236名の支援米についてということで、9点からなる御質問かと思えます。

まず、1点目のベトナム人に支援米として送った経緯等の御質問ですが、新型コロナウイルス感染症の影響で、収入が減った市内在住を含む日本国内のベトナム人に対する緊急の食糧支援について、ベトナム大使館から協力を求められたものでございます。美作市としましても、ベトナム大使館の考えに賛同し、市独自の食糧支援をベトナム大使館とタイアップして、実施したものでございます。

経緯につきましては、ベトナム大使館からの緊急支援の協力依頼を受けまして、緊急にベトナム大使館とタイアップした支援を行うため、市内の農業法人2社から見積りを徴収し、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定に基づきまして、支援物資として購入したものでございます。

2点目の郵送代金につきましては、郵送代金の44万2,000円は予算額となっております。これは、日本郵便のゆうパックの料金を参考に予算要求をしております。1個1,700円、市内在住ベトナム人を260人と見込んで、44万2,000円となっております。

3点目の、ベトナム大使館からの要請を受けてとのことであるが、ということですが、6月24日にベトナム大使館の公使参事官次席代表のラム・ティン・フォン氏から、営業課のほうへ電話で食糧支援についての協力依頼がございました。その後の事務的なやりとりにつきましては、大使秘書官のチャン・スン・グエン氏と行っております。

4点目の他の外国人に支援米を送る予定はあるのかとのお尋ねですが、この度のベトナム人に対する支援事業は、ベトナム大使館から協力を求められ、美作市としても大使館の考えに賛同しまして、市独自の食糧支援をタイアップして実施したものでございます。現在のところは他の外国人につきましては考えていないというところでございます。

5点目につきましては、先ほど郵送料金のところでお答えしております内容と同じものでございます。

6点目につきましては、見積りにつきましてということなんですけれども、大使館からの依頼を受けまして、急ぎ道の駅彩菜茶屋へ精米されたお米があるか問合せをしました。ところが、端境期のため、在庫がないということでした。この度のベトナム人に対する食糧支援事業は、急なことであったと共にまとまった量の米が必要であったため、市内の農業法人2社から、7月9日を提出期限として見積りを徴収したものでございます。

7点目のあきたこまちにつきましては、全て市内産の米であるとお伺いしております。

8点目の稲作中心農家が何軒あるかということですが、2015年農林業センサスによりますと、市内における水稻栽培農家は1,719経営体、作付面積にしまして1,081ヘクタールとなっております。そのうち、稲作経営が8割以上の農家が、1,264経営体となっているというところでございます。

9点目につきましては、市として広く公平にすべきではなかったのか、また米の販売に協力する気はあるのかと言うお尋ねですが、この度の美作市在住のベトナム人の方に対する食糧支援は、美作市の契約規則に

基づき実施しております。また、コロナ禍の中で、米の関係に限らず、困っている方、業種に対しては支援をしていかなければならないと考えてございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

答弁漏れありますか。中山議員。

6 番（中山 忠明君）

割に簡単にさらさらと答えられたんで、じゃあ2項目めに移りたいと思います。

議長（岡本 泰介君）

1項目めはもういいんですね。

6 番（中山 忠明君）

ごめんなさい。間違いました。1項目めの2回目。

議長（岡本 泰介君）

1項目めの2回目。分かりました。

6 番（中山 忠明君）

日本国内のベトナム人に対する、ベトナム大使館から協力を求められたものであるとのことですが、それはそれで人道的な立場から素晴らしいことで評価できる。しかし、美作市にはベトナム人だけではありません。420人以上の外国人の中には、パキスタン、タイ、それぞれの方が、中国を含めてたくさんの方がおられます。この外国人の人たちには何もしてあげてないのですかということと、次2番目が市内在住のベトナム人を260人と見込んでとの答弁であったが、見込むんと、現実におるんとはちょっと違うんで、私が聞いておるのは、236ですか。その中でちょっと数字的にきちっとした、大ざっぱな数字が出ておるようです。だから、郵送料にしても44万2,000円が予算であるとか、それから、ここに資料があるんですが、郵便局から送っておるんが142袋、その単価が1153円、合計16万3,726円になっております。後の94については、業者が直接トラックで運んだらしいです。私がついとったわけじゃないんですけども。結局は16万3,000円くらいしかかかってないものが、なぜ44万2,000円に、なんぼなんでもちょっと乱暴な数字やと思うんですね。ええ加減な数字としか思わんですよね。やっぱりいろいろと見積りもされて一応事細かな計算もしながら、まして高い米を買って出しとんですから、10キロが3,550円かかるということは、大体それ3倍掛けて30キロ1万500円ほどかかるんじゃないんですか。1俵いうたら2万1,000円、なんぼあきたこまちだろうがなんだろうが、高すぎるように思います。そういう意味で、なんかええ加減なような気がしてならんのですわ。ちょっとそういうとを大ざっぱなことを言わんと、じゃあこの後の146は送ったけど、後の90なんぼはどういうふうにして送ったんかということも言うて下さい。

それから3番目でね、これは今言うた書類のことなんですわ。これ開示請求したんですけども、この説明はもうよろしい。

3番目として、この度の食糧支援事業は、急なことでまとまった量の米が必要であったため、市内の農業法人2社から見積りを徴収したとの答弁であったが、なぜ2業者からだけなのか。また、いくらの見積りがとっていたのか、値段ですね。

それから4番目、米の種類は確認したのか。朝日米いうて分かるか。見て分かるんですか。

議長（岡本 泰介君）

あきたこまちですね。

6 番（中山 忠明君）

そこら辺のとをちょっと言うてください。

それから、これも書類のことになります。重複するから私が言いませんでしたけど、5番目として郵送料の内訳は私が持っている書類では142個分を郵送で送った取扱票では金額は単価1,153円、142個分掛ける1,153円、16万3,726円です。残りの94個分は業者が直接自分で1キロ離れたところに持って行つとるそうですが、これの郵送料はいるんですか、いらんのんですか。そこら辺をひとつお願いします。

それから6番目、美作市内の水稲中心の農家、JA勝英の担い手メンバー約50名、認定農業家としてのメンバー約30名、大型水稲研究会のメンバー約14名、おおむね4ヘクタール以上の米栽培者でございますが、この人たちは真面目に米を作られておる方々ですが、この方たちが言っておられますのでよく聞いてください。

精米や袋詰め等に経費がかかろうとも、一般の農家の感覚としては、大変高いと思うことである。これをお答えください。安いんですか、高いんですか。

議長（岡本 泰介君）

春名企画振興部長。

企画振興部長（春名 信明君）〔登壇〕

2回目の御質問でございます。6点あるかと思えます。

まず、1点目でございますが、他の外国人には何もしていないのかというお尋ねですが、今回の食糧支援につきましては、美作市と交流を行っておりますベトナムの方を対象として事業を行っております。市としましてもベトナムとの交流事業を推進している中から、また本年4月にはイエンバイ省からのマスクの寄贈も受けているということもございまして、大使館からの協力依頼を受けて市としてタイアップしたということでございます。

それから、2点目につきましては、人数の見込みの中で、最終的に236人のうち94につきましては、手渡しとなっております。これは直接ベトナムの方には郵送ではなく手渡しということで行っております。

それから3点目は、なぜ2業者かという点でございますが、緊急の対応を行うということで、こちらのほうで2社の方を選定させていただきまして、随意契約を行っております。

それから、4点目でございますが、米の種類ということでございますが、生産者の方、請負業者の方からあきたこまちということをお聞きして確認しております。

それから5点目でございますが、郵送していない、残りの配送の経費についてのお尋ねかと思えますけれども、これは経費が発生していないというものでございます。

それから、米の単価でございますが、仕様書に基づき契約しております単価が、米10キロが3,500円というものでございます。その内、もち麦300グラムが350円、それから箱代が100円ということで合計で1つ当たり3,950円という価格の設定になっております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

中山議員。

6番（中山 忠明君）

聞いてないことまで言う必要ないんですよ。米が10キロなんぼですかと聞いただけでね。もち麦のこと、箱代のごことは一切聞いておりません。

最後、ごちゃごちゃ言うても仕方がないんですが、この米の件でベトナム側から要請がある前にバスで東京方面に行かれましたか。行かれたとしたら何人くらい行かれたのですか。ベトナム大使館に行ったんですよ。ちょっとそのことだけ。

議長（岡本 泰介君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

その件は報道にも出ておりますが、私がベトナム国から友好表彰というものを授与するというので、完全な防護をした上で遠隔地にワンストップして、ベトナム大使館に直行して帰ってくるということで受賞をさせていただいた件であります。数名の方に御足労をいただいたということでもあります。

なお、お尋ねの中で若干答えが不十分だと思いますが、予算への計上と実際の執行は違いますので、経費がかからなかったというよりも、業者の方々の協力によって、輸送量を飲み込んでいただいたという分が約半分あったと。それは、多少手数料を払ってもいいんだけど、辞退をされてるんで、44万円が10数万円でおさまって、後は不要というか、予算残としてまた市民の懐に戻っていくと、こういうことになりますので、どうぞよろしくお願ひします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

よろしいですか。中山議員。

6番（中山 忠明君）

総括。

議長（岡本 泰介君）

はい、総括。

6番（中山 忠明君）

今市長から丁寧な説明をしていただきまして、なんとなしに納得しましたけど、やはり春名部長、もう少しアバウトなことばかり差し出すんじゃないに、事細かなとまでは言いませんけど、把握してないからこういうことになるんでしょ。どこになんぼ送ったか、なんぼ送ったというような。部長が。140なんぼしか郵送してないのに、40何万円も、16万しかかかってない、またそれでも20万でおさまるのに、なんで44万2,000円とかいうそういう、ちょっと少しそうか、こんだけ業者の人も努力してくれとんだというようなことじゃないに、なんかおかしいような受け取られ方をするようなことは言わんほうがいいですよ。わかったか。

それでは、この項目終わって次入ります。

議長（岡本 泰介君）

それでは2項目めに入ってください。

6番（中山 忠明君）

このたびの市長選と市議補選について。

このたびの選挙費はいくらかかったのかですね。

議長（岡本 泰介君）

岡本総務部長。

総務部長（岡本 和之君）〔登壇〕

このたびの選挙費用はいくらかかったのかという御質問でございます。

8月2日執行の市長選挙及び市議会議員補欠選挙の執行経費でございますが、全ての支払いが終了していないということから、概算ということになりますけども、市長選挙に約1,060万9,000円、市議会議員補欠選挙に約1,021万5,000円、合わせて約2,082万4,000円の執行見込みということでございます。

よろしくお願ひいたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

中山議員。

6番（中山 忠明君）

2番目にですね、概算で2,082万4,000円かかったと。しなくていい選挙だったとは思いますが、市長にしてみれば、しなくちゃいけなかったという思いがあったんでしょうけど、こういうことで大変混乱の極みになったわけですが、この選挙は本当に私がどうのこうの言う立場ではないので、できるだけ控えますけども、少しおかしいところもあるんですが、これはこの議場において言うことではないと判断しましたので、いずれ市長との間でまた話をしたいと思います。

それでは3項目めの市内の火葬場について。

議長（岡本 泰介君）

3項目めに入ってください。

6番（中山 忠明君）

今後の火葬場について執行部、行政としてはどうあるべきと考えているのかお答え願います。

パネルな。

それではちょっと今の現状を私がぐだぐだと説明するまでもないんですけども、せっかく持って入っておりますので、ちょっと見ていただきたいと思います。

このパネルに2つの建物が写っております。1つは旧美作町時代の幕谷という場所にある火葬場でございます。もう1つは旧作東町にあります通称バレンタイン横にあるレインボーという建物でございます。

写っておりますのは、かなり近くで写しとるから、大きく見えますけども、このレインボーの火葬場と比べたら、設備その他がもうこれは全然違います。ほとんどの方が御存じだと思うんです。一番最新の設備、また、中もいろいろと（聴取不能）をすぐ済ませてその場で火葬場のほうに向かわれる人もおられます。それで、老朽化しているのは、これは事実でございます。ここで、林野の幕谷にあるものは今年度はこの煙突を立て直すと、2,000万かけて。もうこの煙突も古いんですね。建物自体も古い。これ直してどうするんですか。その前には電気が故障して途中で止まって遺族の人に迷惑かけたりというようなことが多々ありました。現在は修理して使えるようにはなっておりますが、やはり、人間が最後を終わる、そして旅立つのであればこのような下にあるレインボーのようなすごい、すばらしい環境の中で最後を迎えたいと思うんでございます。

この美作市の火葬場について、何回かお尋ねもしたり、そういう検討委員会なんかもある、ある、する、するとは聞いておりますが、実際のところ、じゃあ、どこまでどういうふうにしておるんですか。これからどういうふうな形でこの美作市の火葬場を経営していくんか。市民のためにどんな火葬場がいいんかというようなことを早急に決めていただいて、本当に安心して過ごせる町にさせていただきたいんですが、そういう意味で、今後どのように進めていくんかということをお聞かせください。

議長（岡本 泰介君）

景山市民部長。

市民部長（景山 二男君）〔登壇〕

それでは、市内の火葬場についてどうあるべきかということで、答弁させていただきます。

各議会で、各議員さんからも美作市の火葬場をどうするのかという御質問を頂いております。市内に3か所ある火葬場のうち、先ほどのパネルにもありますように、美作の火葬場については昭和45年の3月竣工以来50年を経過しております。毎年修繕を行いながら、日々の火葬業務を滞りなく行っておりますが、今年度は先ほども議員が言われたように、コンクリート製の煙突を取り替える工事も計画しております。今後も

施設の維持管理を図っていく予定であります、いずれ老朽化により、現在の美作火葬場が利用不可能になることも承知しております。美作市の火葬場の基本構想案については、7月に検討委員会を開催し、今年度中に、基本構想案をお示しできるような検討を重ねております。この中で、各火葬場の課題や方向性を検討しておりまして、例えば美作火葬場につきましては、先ほど申しましたように、耐用年数が経過しております、火葬場への道も大変狭いというような状況もございます。それから大原斎場につきましては、当面存続する予定でありますが、統合、分散案のどちらにしても耐用年数を考慮しても、その後どうするかということも検討しております。

それから、パネルの下にありますように、仮にレインボーホールに、これはあくまでも仮定でございますが、2炉増設する場合を考えたときに、敷地の確保であるとか、斎場利用と火葬場利用者との動線の確保など、どのようにしていくかと。

それから柵原火葬場、これは組合立になりますが、英田地域の半数が利用する現状を考慮しながら方向性を検討しております。

また、火葬件数は年間550体の火葬がございますが、友引を除いた利用可能日数は300日を思っております。

市内3施設の各2炉を1日1回、1炉使用できると想定した場合、現状では、未使用の状況が多く見られております。必要火葬炉数の算出を行いまして、規模及びランニングコストなどの財政的な問題、また告別式場から火葬場までの距離的なものを地域ごとの実情を考慮し協議を重ねております。

いずれにいたしましても、老朽化しておりますので、建て替え等は重点課題であるということも承知しております。現在検討中の基本構想案ができましたら、美作市火葬場建設に関する委員会を新たに設けさせていただきまして、有識者、議会、市民などの構成員として委員会を設置し、議員の皆様や市民の方々から御意見や御要望を頂きながら規模、候補地等を決定していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（岡本 泰介君）

中山議員。

6番（中山 忠明君）

よく分かるんですよ。いつも言われてることやから。だけど、その全然前行きしてないんですよ、この話は。今も告別式場の話が距離がどうのこうの言うて出たけども、その何ですか、別に告別式の業者が云々かんぬんじゃなしに、ここの中にも告別式あるじゃないですか。私の考えはお金のある人は、そういうふうにしていい葬式、それなりの葬式をしていただければいいです。しかし、これからいろんなことでお金もかかるし、葬儀なんかでも、息子の代でもうお付き合いをやめようかというような、社会的にそういうことが多いんですよ。やはりいろんなことを模索しながら、考えながら、早急にやっていただくということが大事なんであって、この年度中ですか。そういう方向性を示していただけるという言葉信じて、皆さんに市民の人にそういうことをお伝えします。間違わんでくださいよ。それなりのことをやっぱり期待しとんですから。よろしく願いします。

それでは、次の項目に行きたいと思います。

議長（岡本 泰介君）

10分休憩します。

午後1時43分 休憩

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議に入ります。

中山議員の一般質問、4 項目めから入ってください。

6 番（中山 忠明君）

今定例会では、やはりコロナのことが一番多くありました。その中で私が一番気になっておりますのが、感染者が出た場合のプライバシーを保つための手立ては行政としては十分なのか。いろいろな中でコロナにかかりたくてかかっておられる人は一人もおられません。特に 4 月、5 月、6 月を過ぎた辺りから、どこで感染したのか分からないような感染者が出ております。

実際にそういうことを見聞きしております中で、しかしかかった人はどこにおられるかは把握されるわけです。そうすることによって、いろんなメディア、いろんな SNS、いろんなことですぐコロナにかかっておられる患者を調べようとする。気になってかなわんこともありますし、自分の身を守るという意味で調べられるんだと思いますが、やっぱり石を投げてきたり、また、聞くに堪えないような言葉で相手を、コロナにかかっている上に踏んづけるようなことが現実起きております。

当市もコロナにかかったというような偽情報というよりも、誤解いうか、誤人いうんか、そういうようなことがあったんですけども、瞬く間に美作市内を駆け巡ってですね、どこどこの誰誰さんですねとかいうようなことが、私も聞いております。やっぱりそこに我々がどうしてもしなくちゃいけないのは、コロナにかかれた患者さんの治療、回復を願うと共に、その御家族を、また御家族のない方はまたその人のプライバシーを守ってあげないといけない。そう思うわけであります。

しかしながら、現在行政としてできる範囲内というのは、なかなか難しいと思うんですが、そういうときの場合に、行政としてどういうことを考えておられるか、またどういうふうに対処していかれようと思っておるのか、お答えいただきたいと思います。まず、1 回目。

議長（岡本 泰介君）

江見保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

それでは、感染者が出た場合のプライバシーを保つための手立ては充分であるのかという御質問です。

議員御指摘のとおり、他の自治体の例を見ましても、プライバシーの流出が顕著な例もございます。現在は、新型コロナウイルス感染者が確認された場合、感染者、感染者の家族、職場、学校等の情報が SNS などを通じ、発信され、感染者のプライバシー侵害または誹謗中傷などを誘発する言動など、様々な偏見差別が生じていることがございます。これらの情報には、事実無根の誤った情報も含まれることもあり、プライバシー侵害等深刻な権利侵害が行われるという事例もあります。SNS が拡散される情報は、行政だけでは止めることはできません。情報を流す人が、みだりに個人情報を拡散することが、民事上の不法行為として損害賠償責任が生じ、名誉毀損、業務妨害等の犯罪行為としての処罰の対象となることを知っていただく必要があると考えます。

情報を受け取る側に必要なことは、正しい知識に基づいた冷静な対応です。感染者などが、差別や偏見などの不当な権利侵害を受けることがないよう、行政は情報を発信する立場からはその情報が風評を与える影響に十分配慮し、また、市民の方にはプライバシー侵害などの正しい意識啓発に取り組んでもらう必要があると考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

中山議員。

6 番（中山 忠明君）

江見部長から、そういうことを考えておりますという、考えておるだけじゃなしに、ぜひそういうことがあった時のために、どうするかということを考えていただきたいと思います。

これ、もう総括入ってもいいですか。

議長（岡本 泰介君）

はい、よろしいですよ。

6 番（中山 忠明君）

ここに新聞の切り抜きがあるんですが、感染者を責めない社会に、コロナとの共存。そうなんです、もうコロナ言うても最近ではあんまりびっくりせんようになった。慣れてきたというんじゃないんですけど、コロナに対しての接し方、また人とのソーシャルディスタンスというものも含めて、だんだん体が覚えてくるんだと思うんです。そこで、この新聞の中で短い部分だけを読ませていただくと、国がコロナ差別対策議論、政府分科会、11月に提言とこう書いてあります。新型コロナウイルスの感染症や医療従事者への差別や偏見をどうすればなくせるかについて、政府のコロナ対策分科会のワーキンググループが1日、初の会合を開き、議論を始めた。感染の拡大防止とプライバシーの保護を両立させる情報公開の在り方や、国や自治体、体育機関の課題を探り、11月に提言をまとめる。会合では、差別の現状について、連合に寄せられた相談や三重県が把握した事例の報告があった。差別を禁じる条例など、自治体の取組も紹介された。委員からは、人口の少ない地域では、感染の拡大防止に資する範囲を超え、感染者が住む町村名などの子細な情報が公開されたことが個人の特定につながり、差別の要因になっていると指摘があり、今後議論するという座長の中山ひとみ弁護士は感染者や家族に対する偏見や差別が横行すると、市民は感染の恐怖だけではなく、感染したことを非難されるという二重の恐怖にさらされると指摘した。

というようなことが書いてありました。ぜひ、そういうことがあってはならない。そういうことはさせないという取組をしていただきたいと思って、次の5項目めに入りたいと思います。

議長（岡本 泰介君）

はい、5項目めに入ってください。

6 番（中山 忠明君）

防災公園の見通し、ね、市長、防災公園の。今後の見通し、いろいろと言う中で、災害は待ってくれません。そこで用意をしておくということが大事なんです。

防災公園の今後の見通し、よろしく願います。

議長（岡本 泰介君）

小林建設部長。

建設部長（小林 英樹君）〔登壇〕

それでは、防災公園についてでございます。

昨年度より、防災公園の問題提起を頂いております。その必要性について、認識しているところであり、事例などの調査研究、事業化に向けた基本方針を整理してきたところでございます。

具体的には、まず、立地条件といたしまして、被災のリスクを避けることが最も重要で、河川の氾濫による浸水地域、急傾斜や土石流などの土砂災害危険地域、そして地震被害が大きい断層付近を避ける必要があると考えております。

次に、被災時においてもインフラが確保できる必要があります。道路であれば、広域支援を受けやすい第

一次緊急輸送道路に直結し、市内各地への輸送路が複数確保できるということや、通信面では、岡山情報ハイウェイの幹線に安全に接続できること、また、電力や上下水道が災害に強いといったことがあげられます。

3点目に、活動する各機関と連携がとりやすいということが挙げられます。対策本部がおかれます市の庁舎、消防本部、岡山県の事務所、警察、医療機関またボランティアセンターや大規模避難所など、他の防災拠点との連携や、また兼用がしやすいことを条件に適地を選定する必要があると考えております。

次に、必要な機能と規模でございますが、これは確保できる面積に応じて、様々な機能を組み込むことができますが、国土交通省のガイドラインでは、対策本部と直結し市の中心となる地域防災拠点では、おおむね10ヘクタール以上となっていることから、15ヘクタール程度を目標としていきたいと考えております。また、必要な機能や施設につきましては、現在作成中であります、国土強靱化地域計画とも連携いたしまして、その役割を整理していきたいと考えております。

また、平成30年度の市民アンケートでは、新文化センターの建設位置といたしまして、新庁舎との合築、またはその周辺との意見が48%と最多となっております。文化センターは避難所としての活用も可能であり、対策本部である本庁舎と防災公園、これらが集約されることが、防災機能は一層発揮されると考えられるということから、3施設が連携した事業化ということをまずは念頭に計画を検討していきたいと考えているところでございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

中山議員。

6番（中山 忠明君）

小林建設部長から、今お考えが分かったいうんか、いつも聞いているようなことやったと思うんですが、これをどういうふうにしていくんか、そこら辺りをやはり執行部の方中心に考えていかれて、次の議会くらいでは、ここにそういう建設に向けてのいろんな話をできる組織をつくっていただいて、前向きにできればいいんじゃないかなと思います。それについてもこの次はこういうふうにしようと思ってるんですとか、こういうふうな形ができつつあるんですとかいうような話をしてもらわんと、いつもこの話、同じような話ばかりしてたんじゃね、前へ行かんです。

ほかにもいろいろと言いたいこともあるんですが、この9月の定例会にしんがりのお役目を頂いて、不十分ではございますが、中山忠明の一般質問を60%のできくらいかなと思っております。実際はもっともってこういう場じゃなしに、本当は細かにしたいんですがね、まだ美作市は環境が整わないという、まだまだ議会改革もしていけないけんところがありますんで、大事な時間を使わせて申し訳ないと思っております。この5分少々ありますが、議案質疑の人に使っていただいて、令和2年9月議会の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（岡本 泰介君）

以上をもちまして、通告順番14番、議席番号6番中山忠明議員の一般質問を終了します。

以上で一般質問は全て終了いたしました。

日程第2 議案質疑（認定第1号～認定第13号、議案第79号～議案第91号）

議長（岡本 泰介君）

日程第2、「議案質疑（認定第1号～認定第13号、議案第79号～議案第91号）」を一括議題といたします。

これより質疑を行います。

なお、議案質疑につきましては、申し合わせにより、議案質疑の回数は3回までとし、一括質疑となっております。

また、通告をしていないものの質疑は1議案につき、1件の質疑となっております。

通告をしていない質疑につきましては、通告のありました質疑の後、お受けいたします。

なお、通告した方も、通告なしの方も、質疑は質問席で行ってください。

議案質疑は、一般質問化しないようお願いします。

質疑の発言につきましては、先般御手元に配布しております、発言通告順により、議案ごとにその都度発言を許可いたします。

はじめに、認定第1号「令和元年度美作市一般会計決算の認定について」ですが、本件は決算特別委員会を設置し、委員全員での審査を行う予定となっております。よって、認定第1号の質疑を終了いたします。

続きまして、認定第2号「令和元年度美作市国民健康保険特別会計決算の認定について」ですが、本件は決算特別委員会を設置し、委員会での審査を行う予定となっております。よって、認定第2号の質疑を終了いたします。

続きまして、認定第3号「令和元年度美作市介護保険特別会計決算の認定について」ですが、本件は決算特別委員会を設置し、委員全員での審査を行う予定となっております。よって、認定第3号の質疑を終了いたします。

続きまして、認定第4号「令和元年度美作市簡易水道特別会計決算の認定について」ですが、本件は決算特別委員会を設置し、委員全員での審査を行う予定となっております。よって、認定第4号の質疑を終了いたします。

続きまして、認定第5号「令和元年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定について」ですが、本件は決算特別委員会を設置し、委員全員での審査を行う予定となっております。よって、認定第5号の質疑を終了いたします。

続きまして、認定第6号「令和元年度美作市公園墓地事業特別会計決算の認定について」ですが、本件は決算特別委員会を設置し、委員全員での審査を行う予定となっております。よって、認定第6号の質疑を終了いたします。

それでは続きまして、認定第7号「令和元年度美作市都市と農村の交流施設特別会計決算の認定について」ですが、本件は決算特別委員会を設置し、委員全員での審査を行う予定となっております。よって、認定第7号の質疑を終了いたします。

続きまして、認定第8号「令和元年度美作市老人保健施設事業特別会計決算の認定について」ですが、本件は決算特別委員会を設置し、委員全員での審査を行う予定となっております。よって、認定第8号の質疑を終了いたします。

続きまして、認定第9号「令和元年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計決算の認定について」ですが、本件は決算特別委員会を設置し、委員全員での審査を行う予定となっております。よって、認定第9号の質疑を終了いたします。

続きまして、認定第10号「令和元年度美作市後期高齢者医療特別会計決算の認定について」ですが、本件は決算特別委員会を設置し、委員全員での審査を行う予定となっております。よって、認定第10号の質疑を

終了いたします。

続きまして、認定第11号「令和元年度美作市水道事業決算の認定について」ですが、本件は決算特別委員会を設置し、委員全員での審査を行う予定になっております。よって、認定第11号の質疑を終了いたします。

続きまして、認定第12号「令和元年度美作市病院事業決算の認定について」ですが、本件は決算特別委員会を設置し、委員全員での審査を行う予定になっております。よって、認定第12号の質疑を終了いたします。

続きまして、認定第13号「令和元年度美作市下水道事業決算の認定について」ですが、本件は決算特別委員会を設置し、委員全員での審査を行う予定になっております。よって、認定第13号の質疑を終了いたします。

それでは、続きまして、議案第79号「美作市事業用発電パネル税条例の制定について」質疑を行います。

それでは、発言通告順に発言を許可いたします。

通告順番1番、議席番号4番岩崎清治議員。

4番（岩崎 清治君）〔質問席〕

それでは、美作市事業用発電パネル税条例についてお尋ねを致します。

まずは前回の条例と特に変わったところをまず全般について教えていただきたいなということ。

次にこの条文を見たときに、例えば2条の1号のところに書いてあるのが、電気自動車による再生エネルギー電気の調達に関する特別措置法という法律の規定がありますので、この規定をずっと読むと、私の早とちりというか、思い違いかも分かりませんが、太陽光発電を行い、売電をする事業に対するパネル税のように感じるわけなんですけれども、そうした場合に、例えば課税期間、これ本文の中にも期間とか単価というのは書いてないんですけど、課税期間というのは、売電期間というのは20年らしいんですけど、他の部分で書いてあるんですけど、その20年なのか、そういう定めがないのか、まず第1に、売電が正しいのかどうかということを含めてなんですけど。

それと、次に順番がちょっと違うんですけど、売電ということになれば、法律においては、経費が高くつくんで住民の方に育エネということで負担をしていただく。だから、もうけてもらわにやいけないよという趣旨が法律の中にあるんですけど、収支をして赤字のような場合、実際私はなんぼかかって、なんぼで売れているところは全然分からないんですけど、そういう場合にも課税するのか、しないのか、そういうことが一切ここ書いてないんです。最後には撤去されると思うんですけど、撤去される時に赤字になる可能性がある。単年度赤字と累計赤字かどうかというのは分からないんですけど、そういう場合というのは、元は平成23年以降法律にされて、別の法律の施行の部分だと、売電そのものは24年から対象になる、24年7月1日からスタートになると書いてあるんですけど、そういう解釈でいいんかということです。

それから、特に課税免除の5キロとか10キロというのが、第4条のところに書いてあるんですけど、この辺りのなぜ10キロですか、なぜ50キロですか、普通固定資産税なんかだったら、1,000円以下は免除とかいうのはあるんですけど、そういう他に法律があって、こういうふうにされてるんかどうかということ。

それから、3号のところにこれ多分新たなやつだと思うんですけど、田んぼという言葉があるんですけど、なぜ田んぼが50キロで、畑では50キロにならないのかという素朴な疑問が出てくるんですけど。その辺り。

そして、畑は書いてないんですけど、田んぼなんかの場合は、農振地域とかいろいろありますよね。それはもうもちろんその手続きを全てした上での田んぼだろうと思うんですけど、田んぼに本当にパネル立って

いいんですかという気持ちがあるんですけど、それはこの条例とは一切関係のないという解釈でいいのかなという気がするんですけど。

そして、附則のところの最後のところのほうに、住民アンケートの結果に基づいて、この条例の施行に当たり、必要な措置を講じるものとするという書き方がしてあるんですけど、本来は、アンケートを取ってからこの条例を作るものであって、なぜこういう書き方がしてあるのかなというのが、この条例の審査をする時以降にアンケート結果によってこの条例変わったとしたら、再度審議しなおさなきゃいけない可能性がないのかなという疑問点。

以上、6点ですかね。そのことについてお答えをしてください。

議長（岡本 泰介君）

景山市民部長。

市民部長（景山 二男君）

それでは、岩崎議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、前回のパネル税と、今回のパネル税の違いのところでございます。

まず、第4条の部分でございますが、前回の提案におきましては、第4条の課税免除の規定につきましては、第1号と第2号、この2つの号で出しておりましたが、今回第3号として、発電認定容量が50キロワット未満の太陽光発電設備について登記地目が田であり、また田であった土地に設置されたものによる発電事業のうち、市長が適当と認めるものということで、これを足しております。

それから、2番目としまして、附則の部分でございますが、前回提出して審議頂いた中で、総務委員会で審議していただいておりますが、事業者への説明が必要であるという意見から、説明会を予定しておりましたが、今の現状のコロナ禍の影響で開催できない場合については、アンケートを実施して説明会に代えるということで、こちらの附則を付け加えております。先ほどのアンケートで条例を変えるのかということでございますが、アンケートは施行規則の部分でそれを反映する形にしていきたいということでございます。

それから、2番目の御質問の中の売電で期間はどうかということでございますが、この期間につきましては、附則の3項のところ、この条例の施行後5年ごとにこの条例の施行状況、社会経済状況を勘案して必要があると認めればこの条例に規定する検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするということで、今の現状では5年をめぐりとして課税をするということでございます。

それから、課税免除の部分でございますが、課税免除につきましては、まずメガソーラー事業者だけではなくて、対象とするものとして、新税を創設するに当たりまして、対象となる規模について再三検討いたしました。その中で、10キロ未満の発電につきましては、パネル設置者が個人で使用することを目的として、また一方10キロ以上につきましては、この発電した電力を全量売電を目的としておりますので、個人であっても発電事業者、つまり業として行うものとしておりますので、発電量がメガとなっても、その他の目的は同じであるために、税の公平性の観点から10キロワット以上を対象として、制度設計を行っております。

それから、田んぼの部分でございますが、今回田を加えておりますが、これにつきましては、特に新潟大学の農学部の吉川准教授という方が調査をされておまして、特に2011年7月に新潟福島豪雨のときに田んぼがダムとなって、降雨のピークには雨水をためて、新潟市内の浸水を軽減したというような形がございます。その中で、国土交通省の中でも、水田機能の評価ということで、洪水防止機能であるとか、土砂崩壊防止機能であるとか、土壌の浸食防止の機能、それから河川の流況の安定機能、それから地下水の涵養などの機能があるということで、田んぼについては保水力があるということで、今回田んぼについて課税免除の部分を追加させております。

収支につきましては、いろいろなケースがあると思いますが、今回のパネル税の課税につきましては、課税標準がパネルの面積ということで、収支の関係で課税するものではございませんので、基本的には収支が赤字の場合でもパネル税を課税するというように考えております。

以上でございます。

議長（岡本 泰介君）

岩崎議員。

4番（岩崎 清治君）

1回説明をいただいたんですけど、私の読む限り、先ほど言いましたように電気事業者による再生エネルギー電気の調達に関する特別措置法ですね、この法律の下というのは、全部売電じゃないでしょうかという意味なんです。売電というのは、もうけるためにこの法律が作ってある。その中の1つが太陽光ですよという取決めがしてあるわけです。だから、もうけをしないと駄目じゃないんですか。赤字が出たらどうなんですかというのが1つと、期間をというの、23年からいうと、令和の何年になるのか、平成33年以降ですね、20年たったなら、もう売電できない。できないときには、事業主と発電所、この法律から外へ出るわけですね。出てこないんですかね、法律の中でいくんですかね、その辺りのところを説明してもらいたい。それから、ゆっくりさせてください。先ほど田んぼは保水力はあるから、逆に免除の分をずっとする、逆じゃないかなと思うんですけどね。ここの法律の場合については、法定外目的税の部分で安全な環境をつくるために危険なところからお金を頂いて、法定外目的税をするというふうに一般的にはとれますよね。それに安全な田んぼだからいうたら、逆の話じゃないかなという気がするんです。その辺りをもう少し丁寧に説明してもらいたいなど。

議長（岡本 泰介君）

市長。

市長（萩原 誠司君）

まず、お尋ねのとおりでありまして、事業用と書いてあるからには、事業化されない発電パネルがぽっと置いてあっても、そこからお金は取れません。何となれば、このパネル税につきましては、国がもうかるはずだということで、ある程度の利益率を確保した上で許可をしている事業であります。もうかることが前提なんです。その上で、もうかるお金が、尾高議員の質問にもあったように、ほとんどすべて消えて向こうにいっちゃうんで、こちらのほうの防災対策に生かされない。そこでほんの少しだけ、そのもうけの一部をこちらに置いていくということでもあります。前提としては、国がこの値段であればもうかるはずだと言って設定しているものの中から頂戴する。ただし、1点だけ説明の不備がありまして、この案の第19条というのがありましてね、19条がそういう問題に対する一定のエスケープクローズになってます。例えば、何らかの事情、災害その他の事情によって、売れなくなったとか、作れなくなったということによって、お金が入らないというようなときには、その事情をきちっと説明をして減免を申請することができるという条項が入っておりますので、その部分御認識の訂正をお願いしたいと思います。

それから、田につきましては、要するに、例えば田んぼの中に、全部田んぼで、ぽこっとパネルがありましたというときに、基本的に流域に対する負荷が変わらないですよ。畑の場合には、畑が保水したやつが、するっと流れて溝から流域に対する負荷が拡大するという、その負荷の拡大の有無を主に調査をして、ここなら周りもずっと田んぼだったんだなということの中で、負荷がないだろうということであれば、減免できるということにしたということでもありますので、基本的には岩崎議員のおっしゃるとおりであります。

議長（岡本 泰介君）

岩崎議員。

4番（岩崎 清治君）

3回目で最後なんですけど、部長の答弁よりも、市長の答弁のほうがだいぶ理解度が上がりました。と言いますが、第1条件でもうかるよという条件が私はあると思って話をしたんですけど、特に何点かの部分は、もうからなかった時には市のほうへ言ってきてくださいと、マイナスが出てきたら市のほうへ言ってきてください、その都度、その都度内容については精査するということでもよろしいんですね。今までの説明でもそのようにあったんですけど、この条文を見る限り、少しその部分が足りないのかなという気がしたんで、今回は売電が目的の人についてですかということだったんで、それで間違いないということですね。

わかりました。これで終わります。

議長（岡本 泰介君）

通告者の質疑が終了いたしました。

他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、これで議案第79号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第80号「美作市手数料徴収条例の一部を改正する条例について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、これで議案第80号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第81号「美作市立中学校、小学校及び幼稚園に関する条例等の一部を改正する条例について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようですので、これで議案第81号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第82号「美作市共同作業所（素麺工場）設置及び管理に関する条例の廃止について」、質疑を行います。

それでは、発言通告順に発言を許可します。

通告順番1番、議席番号5番岡野鉄舟議員。

5番（岡野 鉄舟君）〔質問席〕

家内が人前で話をする時には背広のボタンを閉めなさいというのが、クールビズで簡単なあれですが、ちょっとボタンをつけますので、しばらく。

議案第82号につきまして、タイトルは美作市共同作業所（素麺工場）設置及び管理に関する条例の廃止についてでございます。

通告しております内容は、共同作業所の不動産、土地家屋の所有の実態、それから2、用途廃止に至るま

での経緯、本条例につきましては、6月議会で継続審査になっていました。御承知のように、異様な専決処分によって、上程されたあれが可決された状態になりましたので、今回改めて執行部のほうで上程をされた。パネル税についても、本条例につきましても、私も行政事務をやったことがありますので、大変な御苦労があったんじゃないかなと、今岩崎議員が質問されたパネル税は大変だったと思います。

さて、私は今2点この82号について、質問いたしましたので、1回目の質問とさせていただきます。

議長（岡本 泰介君）

遠藤経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）

それでは、まず共同作業所の土地家屋などの所有の実態ということでございますが、家屋につきましては、美作市の所有で、保存登記もしてございます。土地につきましては、一部市有地でないところ、個人の所有と、民地の部分がございます。また、この施設の敷地につきましては、道路から施設の敷地に入るために、民地を通らなければいけないというような状況でございます。

用途廃止に至るまでの経緯ということでございますが、この施設はもともと、昭和61年に東栗倉村が国庫補助事業によりまして、地方改善施設の整備費ということで、同和対策事業でございまして、こちらの事業を利用して、中谷地内に素麺工場を設置し、地元の2つの事業者が操業を始められました。そのうちの1事業者が建物の増築をされまして、平成9年にその増築された建物を東栗倉村が購入をしております。増築された建物の敷地は、個人所有のままでその時譲渡契約が結ばれておりません。東栗倉村では、平成10年5月24日に同和対策事業終結村民集会を行いまして、同和対策事業が終結完了したことを宣言をされております。その後、平成18年になりまして、2つのうち1つの事業者が操業を止められ、平成29年に残ってありましたもう1つの事業者も操業を止められまして、素麺工場として稼働していない状況になっておりました。そして、施設の財産処分につきましては、補助金返還の必要な年限を経過したことから、この令和2年3月議会にこの条例を廃止する条例を提出しましたが、継続審査となり、6月のときに廃案となりました。

地元の関係を申しますと、令和2年4月に地元地区代表者、区長さんや自治会の代表者でございまして、協議を行いました。施設の運用について御意見を伺ったところ、東栗倉村の同和事業は、平成10年度に終結している。今後地域として素麺工場としての利用はない。所有者である市の判断に任せるという回答を頂きました。そのため、市としましては、施設を行政財産から普通財産とするということで、設置条例を廃止するというので、改めてこの条例を提出させていただきました。

議長（岡本 泰介君）

岡野議員。

5番（岡野 鉄舟君）

今、合併時点の1村5町が問われているのはこういうことですよ。つまり、それぞれ地域の活性化としてやっていたものが、人口減少によって、いろいろ試行錯誤でどうするかということが今まさに話になっているんですが、東栗倉におきましては、観光施設ではベルピールがあり、いろいろあったりするんですが、やはり人口減少化しても地域で雇用の場が少しでもできて活性化をしていくということが、大なり小なり求められるんですが、今の部長の説明を聞いてなるほどそうかなとは思いますが、新たに蘇生する方法というのは、確かに同和対策事業という前提があったんでしょうけど、4月に地域の人たちが議論された時に、要するに素麺という産業ではなくて、それ以外でもなんかこういう用途があるんじゃないかとか、そういう前向きな話というのが、あったのか、ないのかというのが分からないんですけど、その辺りをちょっと4月に代表者の方が集められた時に具体的話はなかったのかなということをお聞かせいただきたいと思います。

議長（岡本 泰介君）

遠藤経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）

4月にお話をしたのは、先ほど述べました素麺工場としての利用はないので、市のほうで判断してくださいということでございました。

議長（岡本 泰介君）

岡野議員。

5番（岡野 鉄舟君）

それは今部長から説明があつて分かつたんですが、要するに地域を活性化するために、それ以外の用途とか、そういうようなお話というか、活性化の方便というものはなかったんですかという、もしないのであれば、例えば具体的話は産業建設委員会の常任委員会に、私は細かく分からない部分があるので、門外漢の立場で言えば、そういったことの道があるんじゃないかなという素朴な質問をしてるわけでございます。そりゃ、素麺工場の話はあなたが言われたから分かつてますって。

議長（岡本 泰介君）

市長。

市長（萩原 誠司君）

まさに岡野議員がおっしゃるとおりだと私も思っておりまして、今の条例かなりきつく書いてまして、美作市共同作業所で止めておけば、いっぱいの利用方法があつたんですけども、（素麺工場）と書いたものだから、行政財産として、素麺工場以外の目的に使うときにはかなりハードルが高いんですよ。そういうこともありますんで、今何ができるかは決まってはいませんけど、これを素麺工場だと言い続けながら、他への活用をするというのは非常にまどろっこしい話になりますので、地元としても、例えば確か餅のときに使ってたような気がするんです。それを表から正々堂々と使えるようになるというようなことも含めて、地元としても素麺工場という冠で、きちっと素麺ですというよりは、普通財産として、ゆるい利活用ができる方法をお好みになるんだろうなと私は推定をしております。

議長（岡本 泰介君）

もうできない。総括ないんで。

5番（岡野 鉄舟君）

3回目、終わりました。やめましょう。

議長（岡本 泰介君）

通告者の質疑が終了いたしました。

他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようですので、これで議案第82号の質疑を終了いたします。

ただいまより10分間休憩します。

午後2時45分 休憩

午後2時57分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、議案第83号「美作市キャンプ場条例の制定について」、質疑を行います。

それでは、発言通告順に発言を許可いたします。

通告順番1番、議席番号5番岡野鉄舟議員。

5番（岡野 鉄舟君）

それでは、議案第83号「美作市キャンプ場条例の制定について」質問いたします。

通告しています内容は、キャンプ場条例の第2条の現在の運営主体、内容、経費等。それから2つ目は、指定管理者導入の理由、まず2点です。

議長（岡本 泰介君）

遠藤経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）

美作市キャンプ場条例の制定につきまして、まずキャンプ場の現在の運営主体、内容、経費などでございますが、まずこの条例制定は、第2条に2つキャンプ場の名称が上がっておりますが、津谷キャンプ場の管理運営を指定管理者制度を活用して行うために、もともと大芦高原キャンプ場について規定していた「美作市緑地等利用施設設置及び管理に関する条例」を全部改正をするものでございます。

ですから大芦高原キャンプ場につきましては、すでに指定管理者によります管理運営を更新しまして、令和2年度から3年間として協定を交わして運営をしております。

そして、新しく加わりますのは、津谷キャンプ場ということで、こちらはもともと民間資金を活用した運営方式として平成元年に事業者を募集いたしましたところ、グランピングという事業の場として運営したいという応募がありまして、岡山市の業者と10年間の契約を交わしておりました。令和2年春、この春にはオープンしたいということでございましたが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、資金繰りが困難になったということで、運営を辞退するという申出があり、本年8月3日付でこの契約を解除したところです。津谷キャンプ場につきましては、令和元年度から休業として現在に至っております。その施設の内容でございますが、キャンプサイトが25区画、トイレ棟が2棟、シャワー棟が1棟、炊事棟が2棟などがございます。現在はいろいろ電気とか止めておりますので、水道の休止料金のみ、月額770円の支払いということでございます。

それから、指定管理者制度導入の理由でございますが、津谷キャンプ場について、グランピング事業を行うと言っていた事業者が契約が解除になったということで、このキャンプ場条例を制定して、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上や経費の節減を図りたいということでもあります。

既に指定管理者制度で管理運営している大芦高原キャンプ場の実績を見ますと、利用者が年々増加し、令和元年度の利用者は4,075人と、前年度より831人増えたといった状況がありました。指定管理者によりまして、利用者のニーズに対応したサービスが提供されているものと思われまます。この例に準じて、津谷キャンプ場の運営について、指定管理者制度を導入して、管理運営を行っていただきたいと考えております。

議長（岡本 泰介君）

岡野議員。

5番（岡野 鉄舟君）

整理をいたしますと、大芦高原キャンプ場については、既に指定管理者制度を令和2年から3年間です、ね、ということで今度新たにこの美作市緑地等施設設備及び管理に関する条例を変えて、美作市キャンプ場

条例でそこに津谷キャンプ場を入れると、こういう事務の流れですね。

1つお聞きしたいのは、民間に委託、平成元年に募集をしてやってたけども、今年になってその業者の人がもうできないと、こういわれた施設では指定管理者制度を導入しようが、一緒なんですけども、よしんばこの条例が通ったとしても、その者がギブアップした理由を、新たに募集にエントリーする人があったとしても、それは可能なんですかと。条例を作る以上は、形だけを作っても意味がないんで、その辺の可能性というのはいかがですか。

議長（岡本 泰介君）

遠藤経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）

契約解除になった事業ですけど、グランピング事業ということで、少し豪華なキャンピングといいますか、ウッドデッキを設けた地面じゃなくて、土台も設置してテントも少しいいものを、エアコンとか完備したようなそういうテントを設置して少し高額な料金で泊まっていただくというようなことで事業を計画されておりました。つまり、かなりキャンプ場について土台やテントその他かなりの投資をして事業をもともと計画されておりました。今度この条例制定をしようとするのは、もともと津谷キャンプ場でございますけど、既に芝生があって、普通のキャンプはできる形になっておりますので、通常のキャンプ場として利用していただこうと考えて条例改正をお願いしとるものです。

議長（岡本 泰介君）

岡野議員。

5番（岡野 鉄舟君）

簡単に質問いたしますが、じゃあその大きいキャンピングというのじゃなくて、普通のキャンプであれば、それはもう指定管理を受けてくれる人がいるだろうと、そういう理解でよろしいですか。

議長（岡本 泰介君）

遠藤経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）

必ず受けていただけるということは申し上げられませんが、まずは地元の御意向も、地域に密着した施設として運営したい意向も確認しまして、原則は公募ですけど、指定管理者の選定に当たっていきたく思います。

議長（岡本 泰介君）

通告者の質疑は終了いたしました。

他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようですので、これで議案第83号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第84号「大芦高原国際交流の村設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」、質疑を行います。

それでは、発言通告順に発言を許可します。

通告順番1番、議席番号11番萬代師一議員。

11番（萬代 師一君）〔質問席〕

それでは、議案第84号「大芦高原国際交流の村設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」につき

ましては、副市長の提案説明では、工事中であったグランドゴルフ場が本年の11月に完成をすると。それに伴う改正とのことをございました。そうして、この大芦高原温泉との相乗効果を大いに期待するところをございます。

次の、通告しておりました3点についてお尋ねをいたします。

まず、1点目といたしまして、年間使用料についてでございます。市内一般の方については、年会費3,140円だったものが4,400円に、及び市外一般につきましては4,190円が、8,800円と大幅な値上げとなっております。改正料金の根拠についてお尋ねをいたします。

また、大芦高原温泉、グランドゴルフ場は、従来より県南を中心といたしました市外の方の利用者が大変多く、一昨日8日に雲海杯が開催されたということでございます。総勢185名の方の参加で、盛会に開催されました。そのうち、実に110名の方が市外からの参加であったと聞いております。また、通常行っております、英田グランドゴルフ協会主催の大会におきましても、市外の方の参加が非常に多く参加を頂いております。また、この市外の方の参加につきましても年々増えていると聞いております。この傾向は先ほど申しました雲海温泉に併設されたグランドゴルフ場という特異性によるものと考えております。このような実情を十分考慮された料金改正であるのかお尋ねを致します。

2点目といたしまして、1コース1日当たりとして、占用使用が新設されております。市内一般については1万円、市外については2万円ということで、設定をされております。この占用使用を新設された理由をお尋ねを致します。

3点目といたしまして、既設のグランドゴルフのコースでございます大芦コースというのがございます。副市長の提案説明にあった4コースの中に、この大芦コースが含まれるのかどうか1回目の質問といたします。

議長（岡本 泰介君）

春名企画振興部長。

企画振興部長（春名 信明君）

それでは、議案第84号「大芦高原国際交流の村設置及び関する条例の一部を改正する条例について」の、3項目の御質問に答弁させていただきます。

まず、1項目めでございますが、料金が上がった理由ということでございますが、旧のコースでは1コースだったものが4コースになったということが、大きな理由の1つでございます。その中で天然芝3コースと、人工芝1コースということで、現在新しく4コースを整備してござまして、この4コースの年間経費を基に使用料の積算を行いました。積算に当たりましては、人件費を除きまして、年間に必要とされる直接的な維持管理経費として、例えば芝管理の燃料費や、休憩所の光熱費、消耗品、一定程度の修繕費などの経費を基に使用料を積算してござります。

具体的な経費の合計額を利用人数で割りまして、1人当たりの市外の料金でございますが、8,800円というものを出示してござります。

それから、2項目めでございますが、占用使用を新設する理由でございますけれども、もともとのグランドゴルフ場利用者の中には、年間利用証を購入して使用する方がたくさんござりました。このことから、市外などから大会などの利用で占用使用することがござりますので、このような時に年間利用券を購入された方の使用との、大会との利用の調整を図るために、占用する際の料金を新たに設定して調整を図りたいと考えてござります。

それから、既存の大芦コースは4ホールに含まれるのかというお尋ねですが、現在のグランドゴルフ場は

1コースでございまして、地元の英田グランドゴルフ協会をはじめとする利用者の方々ともお話をさせていただいておまして、皆様からは、グランドゴルフ大会の開催には1コースであるということから大変苦慮されていたとお聞きをしております。こうしたことから、地元グランドゴルフ協会とも協議を行いまして、御理解を頂いた上で新たに先ほど申し上げました、天然芝の3コース、人工芝1コースを整備して新たなゴルフ場を整備するというでございまして、既設の現在のコースは4コースには含んでないということでございます。

議長（岡本 泰介君）

萬代議員。

11番（萬代 師一君）

年間使用料8,800円の算出根拠については、人件費を除く維持管理費を使用料で割り戻した金額という説明だったと思いますが、それでよろしいでしょうか。

それと、ということになれば、市外の方だけの使用料金で維持管理費を賄うというふうに理解するような答弁でしたが、それで間違いないのか。

それと、合わせまして先ほど字句ではそのような説明をされたんですけど、年間の維持管理費、全体で結構でございます。本当は個々の燃料費がいくらだとか、それから一般的な修繕をどのくらい見込んどるか、そういうのも積み上げての維持管理だろうと思うんですけど、本来ならそれを個々に聞きたいんですけど、こちらについては、また所属の委員会のほうで十分説明していただきたいと思いますが、今日は全体の維持管理費を使用料収入、いくらで割り戻して8,800円が出たのか、そのことだけを答弁いただけたらと思います。

それから、占用コースについては、利用される方からの希望があったと答弁を頂きましたけれども、実際この占用使用ということになると、単位区分が1日当たり1コースという言い方になっております。これは、冒頭申しましたが、新たに11月に完成するグランドゴルフ場を見越しての条例改正だろうと思いますので、今度は1コースじゃございませんよね。先ほど答弁ありました、4コースを使用してのグランドゴルフの大会なんかの開催だろうと思うんですけども。こちらについて、今先ほども触れましたけども、一昨日行われた雲海杯185人、大勢の方が徐々に集まられたんですけども、一般的な大会でしたら、100人前後なんですけど、こちらのほうの開催に要する時間、こちらについては大体、受付から開会式、競技、競技の合間には休憩、そして閉会式、ここまで含めて大体3時間半くらいで、3コースを8ホール掛けて24コースでのスコアによって競技をなされております。その使用時間が大体3時間半なんです。これが1日借り上げということになると、後残りの半日くらいはどのように運用されるのかな。お客さんが来られて、空くの待ってる。だけど、そこについては、占用のほうで既に料金を頂いとる。料金頂いとるところにまた人を入れて料金をもらうというわけにはいきませんよね。ですから、1日当たりの区分というのがちょっと問題があるんじゃないかなと、実際私もグランドゴルフを行います。議員の中でもグランドゴルフをされる方はおられません。

それと、もう1つ言いますと、大体先ほど申しましたように、24ホールでスコアを出してでの競技でございますけども、1つのコースを3回回って24ホールというような大会はございません。それはコースが1か所しかない場合はそういうことでしょうけども、コースが3か所あればですね、3か所8ホールを3コース回って、そうして24ホールのスコアでの競技というのが一般的でございます。ですから現実的にどのようなグループの方が占用コースを設けてほしいと申されたんかは分かりませんが、実際の運用面では、この1日当たりで区分するのは非常に問題があると思います。

それと、もう1つの大芦コースにつきましては、確かに地元の英田のグランドゴルフ協会の皆さんも新たなグランドゴルフ場を整備するに当たっては、了解はされと思うんですけども、その中でも今まではグランドゴルフ場ということになると、大芦コース1か所のように言われましたけども、野球場の中の外野の芝を張ったところを2つのコースに分けて3コースでの大会は今までもされてました。そういうところについては、外野と内野の野球場の整備で、多少変わってきてそれは無理になったんかもしれませんが、やっぱり地元の方につきましては、足の悪い方もグランドゴルフ大会に参加をされてました。以前は車いすでも参加をさせていただいておりました。そういう方が、今度新たにできたグランドゴルフ場を見られたんでしょう。これは、わしはグランドゴルフでけんなど。なんとか大芦コースを残してもらえないかなという声だけは私のほうにも入ってきてます。

ということで、お願いでございますけども、大芦コースについての今後の利用計画、いつ頃どのような整備をされようとされとんのか、それをまずお尋ねをさせていただきたい。

それと、先ほども触れましたけども、8,800円の算出根拠について、もう少し全体でよろしいから具体的な数字をお示しいただきたい。

それと、占用移行について、私が先ほど説明申しました一般的な大会はこういうやり方ですということですけども、どのような対応を考えられとんのか、お尋ねをいたします。当然、借りに伴いまして、1人当たりの使用料金、年会費を払われてない一般の方については、参加人数にもよりますが、非常に安くできると思うんです。市外の方2万円が仮に100人おれば、一人200円で済むということでしょうから。それはそういう利便性はありましようけども、ただ1日借りに伴いましてということにつくそちらのほうの問題のほうが大いではないかなと。思いとすればこれを1日当たりの単位を時間単位ぐらいにされたらどうかという思いもしております。そちらのほうについてのお考えを2回目の質問といたします。

議長（岡本 泰介君）

春名企画振興部長。

企画振興部長（春名 信明君）

まず、現在のグランドゴルフ場のこれからの予定というお尋ねかと思いますが、現在も議員おっしゃられたとおり、野球場の芝生の部分と共に3コース利用していただいております、多くの方に御利用を頂いておりますのでございます。しかしながら、関係者の方からは、1コースしか本格的なコースがないということで、大会の開催に苦慮されているというお話もございました。その話もございまして、今回の新しいグランドゴルフ場の整備も始まったということもございまして、この現在のグランドゴルフ場につきましては、議員おっしゃられたとおり、地元の協会の方の御理解もいただいておりますけれども、今後私も非常に旧のグランドゴルフ場のことについては議員と同じように心配もしております、地元の方も含め皆様の御意見も今一度伺ったうえでこの活用について検討をしてみたいと考えております。

それから、積算基礎、積算根拠についてでございますけれども、全体の新しいグランドゴルフ場の維持管理費の経費、人件費を除いたものとしまして、年間で121万5,000円余りを想定しております。それに、年間の利用人数で割ったものを単価として設定しております、それが先ほど申し上げました880円でございます、それが年間にしますと8,800円、1年間分相当が8,800円の市外料金ということでございます。

それから、1日当たりで占用使用1コースと設定しておりますのは、3コース芝のコースがある中で、1コース当たり市内であれば1万円、3コースですと3万円と、議員おっしゃるように、大きな大会規模になりますと、24ホールですか、3コース全部使う場合もございまして、そういったコース設定の料金をすることで年間利用者ですとか1日利用者の方の利用後は調整を事前にできるようにするためにも、こういった専

用使用の料金を設定しておるといふことでございます。

議長（岡本 泰介君）

萬代議員。

11番（萬代 師一君）

まず、大芦コースについては私は今後の利用目的どのように利用するんかという、利用計画について示してくれとお尋ねをいたしましたけど、今のところ具体的な方向性は定まってないと理解すればよろしいんだろうと思います。と申しますのが、地元の方と再度検討するという答弁でございました。

こちらについては、私のほうでは野球場のサブグラウンドにするだとか、いろいろ話は耳に入ってきます。ところがそれについてまだ当然予算化もされてないし、年次計画にも上がってんかどうか分かりませんが、できれば今の状態で残してほしいと。最悪、要望が強くて、グラウンドゴルフ以外の利用目的になる場合は、十分地元と事前協議をしていただく、そして工事が着手する、してからグラウンドゴルフのほうはもうこらえてくれと、1年でも5年でも長く現状を残していただきたいということをお願いをしておきたいと思っております。

それから、占用コースについてでございますが、これを1日単位でされたら、好きな方は朝から晩まで、大体グラウンドゴルフについては、通常が9時から5時までですよ。1日言う。それをずっと途中休憩を入れながらでしょうけど、占用される人がおられるでしょうか。それは半日なら、半日されたら、また明日来ようかとなると思うんです。それと、1つのグループが1つのコースを占用した。大体占用する場合は、同じ料金であるならば、私もでしょうけど使い便利のいいコースから予約を入れますよね。御承知のとおり、新しいコース3コースについては、上から3段になってますけど、一番フラットなと言えば一番上のところだろうと、下に行くにつれてだんだん勾配が、ジョイントの勾配がきつくなっております。そういうところを一番いいコースを占用されたら、後の人が来てくれるでしょうか。それと、特に先ほど来話してますように、市外からのお客さんが多い、この1つの要因とすれば、英田のグラウンドゴルフ協会の皆さんが積極的に市外の大会に参加されてるんですよ。そして今度うちでもこういう大会があるから来てくださいますよと市外のお客さんの割合がだんだん増えてきとるし、年会費についてもしかりなんです。また、聞くところによりますと、新しい3ホールが完成するというので、県南のほうに向かって積極的にPRをされてるんですよ。そういうふうにして市外の方の年会員を増やされている、努力もされております。そして、その方々が今まで4,190円だった市外の方が8,800円、会員の方の努力が私は無駄になるんじゃないかなと、このことが強いは大芦高原温泉雲海への誘客にも影響があると思っております。

そういうようなことでございますので、8,800円の料金設定、それは使用料で人件費を除く維持管理費を賄うんだということでございますけれども、やっぱり利用される方々が、また雲海のグラウンドゴルフ場で会おうと、病院で会おうという約束じゃなくて、グラウンドゴルフ場で会おうと、このグラウンドゴルフ場も本来なら健康づくりというものが要因だろうと思っております。後、詳細については、これ以上言うておりましたら一般質問化しますので、総務委員会のほうで十分協議を重ねていただきまして、よりよい方向性を出していただくことを願って私の議案質疑終わらせていただきます。

議長（岡本 泰介君）

通告者の質疑は終了いたしました。

他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようですので、これで議案第84号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第85号「市道路線の認定について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようですので、これで議案第85号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第86号「市道路線の変更について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようですので、これで議案第86号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第87号「美作市大原居宅サービスセンター美作市コスモス園及び美作市東栗倉ふれあいセンターの指定管理者の指定について」、質疑を行います。

それでは、発言通告順に発言を許可します。

通告順番1番、議席番号5番岡野鉄舟議員。

5番（岡野 鉄舟君）〔質問席〕

早速質問に入らせていただきます。

まず、質問の第1は指定管理者制度導入予定の3施設の令和元年度の収支決算、これは年度協定で出てきているはずでございますので、これを教えていただきたいと思えます。

それから、2つ目は、指定管理者選定の経緯、選定委員会の開催日、評価点等でございます。

3つ目は、指定管理料についてまず1回目の質問といたします。

議長（岡本 泰介君）

江見保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）

それでは、指定管理制度導入の3施設の令和元年度の収支決算ですが、それぞれの収支決算につきまして、まず大原居宅サービスセンターは、収入が4,051万7,568円、支出が4,165万8,758円で収支決算額は、114万1,191円の赤字となっております。

コスモス園は、収入3,136万4,800円、支出2,663万6,187円で、収支決算額は472万8,613円の黒字ということでございます。

それから東栗倉ふれあいセンターにつきましては、収入は75万6,944円、支出が112万4,897円で、収支決算額36万7,953円の赤字となっております。

それから、指定管理者選定の経緯ですが、3施設は現在も指定管理者制度を活用し、管理運営を行っておりますが、今年度末で現指定管理者の指定管理期間が満了することから、5月29日の指定管理者選定委員会において、民間のノウハウを活用した効率的かつ効果的な運営を行うことを目的として、公募を行うことに至りました。6月8日から7月27日までの間募集期間を持ちまして、1社の申請があり、8月6日に指定管理者選定委員会を開催し、申請団体からのプレゼンテーションを行った上での管理運営の基本方針、業務の

安全確保、申請者の体制などの審査項目について審査を行い、各委員の評価を基に、総合的に検討した結果、アピニティ株式会社が適当とされました。候補者の評価点数は審査委員の平均値で140点満点中、100.83点であり、基準の60%、84点になりますが、以上の評価点に達しておりました。この審査結果を踏まえ、当該団体を指定管理者の候補としたものでございます。

それから、指定管理料ですが、3年度以降においては、3施設についていずれも指定管理料を予定はしておりません。

議長（岡本 泰介君）

岡野議員。

5番（岡野 鉄舟君）

2点質問いたします。

平成28年から今年度で5年間になるということなのですが、ホームページ、私も出してみまして、選定結果について私手元にあるんですが、1つ気にかかることがあります。確かに今部長が言われたように、140点満点中の100.83点なのですが、気にかかると言いますのは、要するに御承知のように指定管理者制度というのは、目的は2つあるんですね。1つは経費を節減することと、もう1つは、指定管理者ならではのサービスをやってもらう。つまり美作市にはないものをしてもらうという目的なんですけど、その最初に申し上げた1点の管理経費の縮減が10点満点中の5.83なんですね。評価委員の人が何人いらっしゃるのかわかりませんが、私は非常に5年間やっていらっしゃる、しかも実績等見ますと、いろいろなデイサービスなんかもやっていらっしゃるんですけど、この3つを管理する上で、5.83というのは、要するに58%ですから、平均的にやれば60点を下がってるんですけど、これをどういったことがあるのか、どういう評価をされたのかということをお聞きしたいと思います。

それからもう1つは、指定管理者制度を導入する場合に、行政の大事な役目として、モニタリングというのがあるんですけど、モニタリングの場合は、美作市がその指定管理者をモニタリングする場合と、指定管理者その者が、例えば地域の人たちにアンケートを取ったりとか、いろいろな意見を聞いたりしなければいけないという項目があるんですけど、実績報告を毎年年度期ごとに基づいて取っていらっしゃる、その辺は担当部としてどういう評価をされたのかということ、2つお聞きします。

議長（岡本 泰介君）

江見保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）

確かに、経費の削減ということですが、10点中5.83という審査結果でございますが、5年間の指定管理につきまして、今現在は指定管理料376万1,823円の5年間実績でお支払いをした上での管理をしていただいております。ですが、今回この376万1,823円につきましては、今後5年間については指定管理料はいらぬという形で指定管理をお受けいただいておりますので、大きな節減効果があると考えております。

それから、モニタリングにつきましては、現指定管理者のほうから、年度が終了後に項目に基づきまして各報告を頂いておりますが、やや報告の内容について粗い部分もあるということで、選定委員会の委員長のほうから、再度指摘を行いまして、内容の再確認の上、再提出というようなことを行っております。今後お引受けいただく方につきましては、平成24年から長期間にわたり地域の密着型ということですから、地域内の方だけを対象にした事業をやっておられますので、そういった民間ならではのサービスの提供、ノウハウというものはお持ちであると考えております。

議長（岡本 泰介君）

岡野議員。

5 番（岡野 鉄舟君）

3 回目ですね。

2 回目にすべきだったかなと思うんですが、3 回目いたしますが、3 つのうち、コスモス園が約400万の黒字で、後、大原の居宅サービスが約114万の赤字、東栗倉ふれあいセンターが約36万の赤字なんですが、私は恥ずかしながら、そこへ行ったことがないんですけど、数字の上でだけで見てこれが元年度どうして赤字になつるとという分析をされとんですか。

議長（岡本 泰介君）

江見保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）

現指定管理者から頂いている収支の決算書を見ると、東栗倉ふれあいセンターは、介護報酬が生じる建物ではございませんので、経費の人件費等の充当の仕方の問題があるのかなと考えておりますが、大原の居宅サービスセンターにつきましては、介護報酬が平成29年度、平成30年度それから令和元年度と3年間においても500万程度減少しております。そういった介護報酬の減少が赤字の要因と考えております。

5 番（岡野 鉄舟君）

終わります。

議長（岡本 泰介君）

通告者の質疑は終了いたしました。

他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようですので、これで議案第87号の質疑を終了いたします。

ただいまより10分間休憩します。

午後 3 時44分 休憩

午後 3 時54分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議席番号10番山本雅彦議員が通院のため退席されております。

それでは、議案第88号「令和2年度美作市一般会計補正予算（第7号）について」、質疑を行います。

それでは、発言通告順に発言を許可します。

通告順番1番、議席番号5番岡野鉄舟議員。

岡野議員。

5 番（岡野 鉄舟君）〔質問席〕

補正予算について3件質問してるんですが、皆さんが一般質問でされたりしとる部分があります。経済部長の御負担も少し減らさにかいけんと思っておりますので、3つのうちの1つだけにしますから。

しかしながら重たい質問であります。

予算書の14ページですね、款6、項1、目3、節23、出資法人のときに私は長時間かけて質問いたしまし

たが、大原農業振興センターの出資金900万円、これがどういったものかということと、出資法人の質問とタブの部分もありますが、大原農業振興センターの経営状況をどう分析しておられるかと。

3つ目は、今議会にこの900万円を出資する理由はなんなのかということでございます。

議長（岡本 泰介君）

遠藤経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）

14ページの款6項1目3節23の有限会社大原農業振興センター出資金900万円についてでございますが、有限会社の経営状況につきましては、この本定例会の初日に報告をしたとおりでございます。その際、令和元年度の当期純利益は719万2,024円で、前年度に比べ273万8,296円の増益ということで、それまでの赤字を清算して、法人税納付が始まったということもでございます。国の交付金を活用しながら、今後も黒字の経営をしていただけるものとみております。

今議会での出資の理由でございますが、有限会社大原農業振興センターが、事業主体となりまして、桂坪に黒大豆共同乾燥調製施設がございますが、このうち共同集出荷施設というものがあります。これの内部を改造しまして、もち麦などの農産物を保管するための低温倉庫、低温といいますのが、20度から15度程度のものでございますが、これを整備するための資金として出資するものです。会社のほうにおける事業費を申し上げますと、1,500万を想定しておりまして、財源としては今回この予算にも計上しておりますが、岡山県の担い手育成スマート農業社会実証促進事業補助金を県から頂いて、市の予算を通じて補助するものが300万円、そして市からの出資金が900万円、会社の負担が300万円ということで見込んでおります。市が直接工事を発注して施設を改修するのに比べまして、経費が縮減できること、それから、先ほど言いました県補助金300万円が受けられることなどから同社を事業主体として実施することにしております。そして、市からの出資金900万円につきましては、その財源に過疎債を充当するというので、有利な財源ということでございます。

議長（岡本 泰介君）

岡野議員。

5番（岡野 鉄舟君）

まず1点お聞きしたいのは、経営状況ということで、出資のときもくどく申し上げましたが、要するに営業外の収入というのは、あのときちょっとはつきりあれだったんですが、ずっと恒常的というか経常的に入ってくるんですかということ。これがなければもうこれはもう駄目ですわね。経営成り立ちませんよね。しかも、今回の900万の出資というのは、今お話しをお聞きすると、もち麦の整備の一部に充てるということでございますので、そこは大事なポイントなんで、営業外収益の今後の状態がですね、それをお聞きしたいと思います。

それで、もし令和2年度に900万を出したときに、令和2年度の貸借対照表の最終的な姿は2ページにあるんですが、そのときの報告で、資本金自体は要するにそこが1,400万になる、そういう理解でいいのですかということ、2点。

議長（岡本 泰介君）

遠藤経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）

営業外収益、いわゆる飼料用米とか麦とか大豆を生産するというので、国の交付金を得るものですが、これにつきましては、農林省の動向に注意しておくことも必要ですが、国の新しい向こう5年間の農林省の

計画でも、同様のことが見込まれておりますので、継続して交付金が見込まれるものと考えております。

それから、出資金につきましては、御見込みのとおり、出資金のところが1,400万の計上となるということでございます。

5番（岡野 鉄舟君）

終わります。

議長（岡本 泰介君）

通告者の質疑は終了いたしました。

他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようですので、これで議案第88号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第89号「令和2年度美作市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようですので、これで議案第89号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第90号「令和2年度美作市介護保険特別会計補正予算（第1号）について」、質疑を行います。

それでは、発言通告順に発言を許可いたします。

通告順番1番、議席番号5番岡野鉄舟議員。

5番、岡野鉄舟議員。

5番（岡野 鉄舟君）

お聞きしたいのは、ページで言いますと4ページ、第2表の債務負担行為補正のところでございます。

歳出予算がありませんので、推測的な質問しかできないんですけど、内容は、美作市の包括支援センター業務委託で、3年度から5年度まで1億4,400万という限度額でございますが、まず部長、このセンターそのものはあそこへ入って左側にあるものだとは思いますが、違うんですかね。この現在の状況、職員数、業務内容、令和元年度のセンター運営の経費決算、それから業務委託の理由、まずとっかかりとしてこれをお聞きしたいと思います。

議長（岡本 泰介君）

江見保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）

まず場所ですが、以前は入って確か左だったんですけど、今子育て支援センターができましたので、入って正面の場所が地域包括支援センターになります。

お尋ねの、まず職員数ですが、現在の状況に関しましては、職員数が20名で、内訳としましては、保健師が7名、社会福祉士が4名、事務員が3名、ケアマネージャーが6名となっております。

それから、地域包括支援センターの業務内容としましては、高齢者等が住み慣れた地域で尊厳を保持した

その人らしい生活を維持できるよう、多様な社会資源を活用できるようにするために、包括的及び継続的に支援することであり、具体的には総合相談による支援、老人福祉施設への措置の支援、高齢者虐待への対応、困難事例への対応、消費者被害の防止、介護予防のためのケアプランの作成などの業務を行っております。

次に、令和元年度のセンターの運営経費決算としましては、保健事業勘定と介護サービス勘定がありまして、まず保健事業勘定につきましては、収入が4,477万5,747円、支出につきましても同額でございます。これは、支出に事業費に対しまして、国県の補助金及び1号被保険者の保険料、それから一般会計からの繰入れを行うという理屈になりますので、収支決算額はプラスマイナスのゼロということになります。

それから介護サービス事業勘定につきましては、収入が1,903万8,574円、支出が1,896万6,463円でありまして、介護予防計画作成料などの収入などによりまして、収支決算額は7万2,111円の黒字ということになっております。

業務の委託の理由といたしましては、地域包括支援センターの業務を高齢者福祉課の中において、相談や支援などの対応を行ってまいりましたが、国の方針によりまして、令和3年度をめぐりに中高年のひきこもりや、介護、困窮などの窓口の一本化に向けた体制整備を促す方針が決定となっております。つまり、市民のあらゆる相談をまるごと受け止め、適切なサービスに結びつける相談支援に取り組むことや、対象を高齢者に限定しない、制度外の支援にも積極的に取り組む必要があります。しかし現在、行政では、専門職の人員確保に現在も大変苦慮している状況にあります。その対応のために業務委託は有効的な方法と考え、継続的な相談支援の維持が可能になるものと考えております。

議長（岡本 泰介君）

岡野鉄舟議員。

5番（岡野 鉄舟君）

2回目の質問を1ついたします。

今部長が言われたように、今初めてなるほどなと思ったんですが、国の1つの方針ということもあって、行政の部分とがちゃんこにするようなということなんです、具体的にどうもイメージが湧かないんですよ。要するに業務委託と指定管理者制度というのは、つまり私なりに整理しているのは、指定管理者制度というのは、委託される側の経営努力で指定管理料をもらい、その料金も取りますよということなんです、委託料の場合は、やはり主体はあれこれ指図できるのは行政ができるわけでございまして、この包括支援センターで業務委託をすることによって、どのような、例えば部長がそのまま職員としてもおられるわけだし、今までのマネジメントとどういふふうになるのかとというのが1点。分かりますか、僕の質問が。要するに行政直営であれば部長の下でいろいろと仕事をするということなんですけど、業務委託した場合に特に指定管理者制度との差といいますか、その辺がちょっとアシストしていただければいいかなと。

もう1つは、債務負担行為が3年なんです、単純に割ると約5,000万弱になりますよね。これだと4,800万ですか。これと、業務委託をすることによって経費面でどれだけの節減ができるのでしょうか。確かに国の方針であってせざるを得んというところもあるんですが、その辺を教えてくださいませんか。

議長（岡本 泰介君）

江見保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）

実際の業務に当たりましては、イメージ的には市民の方が保健センターなり、支所の窓口に来られた時には今と変わらないというような対応をやっていきたいと思います。混乱を避けるために今までと変わらない

ような状況で窓口対応ができればと思っておりますが、中身につきましては、地域包括支援センターの業務を、その業務自体を外部委託いたしますから、受けたところが指揮命令のトップになるということになります。先ほども言いましたが、委託先につきましては、社会福祉協議会を想定しておりますが、先ほども申しましたように高齢者に限った窓口ではなくて、あらゆる問題を丸ごと抱えて受け止めてそれを返すというような対応の相談業務の窓口対応ができることを今現在も出前ステーションという形で各支所に相談コーナーを設けて包括の委託に向けての準備もしていただいております。

それから、もう1つは、社協ならではの動きが、美作市の福祉のお助け隊ということで、インフォーマルなサービスも社会福祉法人連合会というのがありまして、例えばごみ屋敷の掃除であるとか、フードバンクであるとか、なかなか行政が突っ込んで動いていけない部分についても、社会福祉協議会がそういったところを担っていただけるといことで、幅広い問題に対応できる組織というふうに考えております。ですので、その業務を委託して、指揮命令は相手方のトップの方がされると。ただ、業務だけの委託なので、施設の管理とかいうのは、一切しませんので、場合によっては費用負担をいただくというようなこともあり得るといようなことになると思います。

それから経費的な面ですが、来年令和3年度からの委託ということを考えておりますので、これが現在の形のまま令和3年度に市が直営で今回委託業務に出すということ考えたときに、今現在の直営のまま令和3年の4月を迎えた場合の経費とすれば約5,100万円の試算になります。これを社協に委託に出すということ考えると、先ほどの岡野議員が計算された4,800万ということで、約300万円程度の節減ができるかなと、今のところ試算をしております。

議長（岡本 泰介君）

岡野鉄舟議員。

5番（岡野 鉄舟君）

3回目。

私が3回目の質問を考えておると部長が先に答えを言われたんですが、要するに今回9月補正で債務負担行為補正を出されるということは、議決になった後、契約に入られるという、だから今出されてると思うんですけど、そのもう今言われたように社協と随契をするというそういうお考えですか。

議長（岡本 泰介君）

市長。

市長（萩原 誠司君）

実はとても重要なポイントがずっと過ぎちゃってるんですが、先ほど部長が言いましたように、専門性を持った職員を継続的に雇用し続ける、我々もそれをできなくはないんですけども、やはり人事異動の問題で、大変優秀な職員がいるんだけど、今度（聴取不能）せないけんけん、どっかに行かないけんとか、そういう問題も出てくるわけでありまして。

そこで、社協において、相談支援というものを幅は広いんだけど、そこにきちっと習熟をして、年数を重ねてキャリアパスを作っていくというようなことがいいだろうということが、背景にあるんです。そこで、社協としては今までも準備体操をずっとしてきてましてね。国の補助金や我々の助成も使いながら丸ごと支援という概念を持って、物すごい準備体操をしてる。その準備体操をしてる人はほかにいないんですよ、全く。国も社協を想定してやりなさいというふうにもそこはかたなく思いが見えてくる。なぜかという、丸ごと支援という概念は国が社協に、今回の国の方針を出す前に準備として補助してきたわけですので、一連の流れの中で社協が当然受けしてもらわなきゃいけないということになっていると。

そして次になぜ今債務負担行為が必要かという、社協としても、じゃ来年4月から始めるのに、優秀な人材をリクルートアウトしなきゃいけないと。リクルートするときに予算がどこですかね、ついてんですかね、ついてないんですかねという状況だと、しっかりとしたリクルーティングができないので、今後この債務負担行為が認められたら直ちにいい人材をリクルートするために今の段階で債務負担行為で担保してくれと、こんなふうになってるということでもあります。

こういった動きについては、全国で動き始めてるんですけども、私が見るところ、美作市の社協というのは、非常に先進的に取り組んでいて、全国、県の中でも多分割合いいほうのモデル事例というふうになってくれるんじゃないかなと思っております。様々な調査もしている。実態把握も進んでると。特にひきこもり等々については、今日もたまたま報告であったでしょ。かなり全国的に見ても超がついてもいいくらい先進的な実態把握もできてまして、そういったところも含めて社協も情報共有をしております。後、問題があるとすれば、今日も若干議論があったんですけども、議員もお気づきだと思うんですが、役所との関係をどう持って行くか。役所との関係をどう持って行くかということの中に、委託を通じて確かに現場の指揮監督が社協なんだけど、行政上の必要性であるとか、政策的な右、左の議論というものが、いかにうまく使えることができるかということと、もう1つは、役所が行政上知り得た個人に関する福祉情報、基本的にはこれはプライバシー問題に関わる情報ばかりなんですけども、それをどういう形で現場を仕切っていただく社協と情報共有できるかということになってきます。秘密保持契約がいいのか、条例改正がいいのか分かりませんが、何らかの形でそういった情報の流通と政策意図の流通が両方確保されるようなソフトウェアを追加的に作っておく必要があるんじゃないかなと思っております。そうすると全体の動きがよくなって、さすが美作市ということになると期待をしながら、この予算を編成をした次第でありますので、よろしく願います。

5番（岡野 鉄舟君）

終わります。

議長（岡本 泰介君）

通告者の質疑が終了いたしました。

他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようですので、これで議案第90号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第91号「令和2年度美作市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようですので、これで議案第91号の質疑を終了いたします。

以上で、全ての議案に対する質疑が終了いたしました。

これより議案の委員会付託を行います。

お手元に配布しております、審査付託表を御覧ください。

お諮りいたします。

ただいままでに上程されております各議案は、審査付託表に記載のとおり各常任委員会及び決算特別委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

異議なしと認めます。

よって、付託表のとおり付託いたします。

日程第3 請願・陳情について

議長（岡本 泰介君）

続きまして、日程第3「請願・陳情について」を議題とし、一括して上程いたします。

今定例会までに受理した陳情・請願につきましては、既に配布いたしておりますので、付託表のとおり、陳情第2号は、文教厚生委員会に付託いたします。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

異議なしと認めます。

よって、付託表のとおり付託いたします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

お諮りいたします。

明日11日の議事日程は議案質疑の予定でしたが、本日で議案質疑が終了いたしましたので、明日11日は休会といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

異議なしと認めます。明日11日は休会とすることに決定をいたしました。

本日はこれで散会します。

再開は25日午前10時からです。

午後4時19分 散会

令和2年9月25日

(第 6 号)

1. 議 事 日 程 (6 日 目)

(令和2年第6回美作市議会9月定例会)

令和2年9月25日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

日程第1 看護師等養成学校誘致及びその関連施設整備の事務の調査特別委員会委員長の間接報告について

日程第2 認定第1号～認定第13号、議案第79号～議案第91号、陳情第2号(委員長報告、質疑、討論、採決)

追加日程第1 発議第5号 教職員定数の改善及び市町村独自任用職に対する助成に係る意見書の提出について

2. 出席議員は次のとおりである(18名)

1番	西 山 正 志	2番	青 山 慶
3番	和 田 広 宣	4番	岩 崎 清 治
5番	岡 野 鉄 舟	6番	中 山 忠 明
7番	重 平 直 樹	8番	安 藤 功
9番	金 谷 のり子	10番	山 本 雅 彦
11番	萬 代 師 一	12番	山 本 重 行
13番	尾 高 誉 久	14番	鈴 木 悦 子
15番	岩 江 正 行	16番	日 笠 一 成
17番	倉 地 重 夫	18番	岡 本 泰 介

3. 欠席議員は次のとおりである(なし)

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(15名)

市 長	萩 原 誠 司	副 市 長	荒 木 利 明
教 育 長	福 田 昌 弘	政 策 審 議 監	春 名 利 亮
総 務 部 長	岡 本 和 之	危 機 管 理 監	千 原 善 弘
企 画 振 興 部 長	春 名 信 明	市 民 部 長	景 山 二 男
環 境 部 長	森 元 浩 之	保 健 福 祉 部 長	江 見 勉
経 済 部 長	遠 藤 宏 一	建 設 部 長	小 林 英 樹
消 防 長	高 山 宏 明	会 計 管 理 者	山 森 和 幸
教 育 次 長	平 田 幸 春		

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名(3名)

議 会 事 務 局 長	尾 崎 功 三
課 長	玉 櫛 哲 也
主 任	白 井 隆

議長（岡本 泰介君）

皆さん、おはようございます。

携帯電話の電源を切っていただきますようお願いいたします。

傍聴者の方は、傍聴規則第8条にもありますように、傍聴席にあるときは静粛にさせていただきますようお願いいたします。傍聴者の方が傍聴規則が守れない場合は議場より退席をしていただきます。

9月10日に引き続き会議を開きます。

全員の出席であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで報告いたします。議案第79号「美作市事業用発電パネル税条例の制定について」、地方税法第731条第3項の規定に基づき、23日を期限とし、特定納税義務者に対し意見を求めておりましたところ、お手元に配付のとおり提出がございましたので御報告いたします。

本日、議会運営委員会を開催しておりますので、議会運営委員長より報告をお願いいたします。

安藤委員長。

8番（安藤 功君）〔登壇〕

おはようございます。それでは、これより、議会運営委員会委員長報告をいたします。本日、議会開会前に議会運営委員会を開催し、9月定例会の追加日程について協議いたしましたので御報告を申し上げます。看護師等養成学校誘致及びその他関連施設整備の事務の調査特別委員会の中間報告を、各委員長報告の前に追加することと決定いたしました。

以上、議会運営委員会委員長報告とさせていただきます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

ただいま議会運営委員長の報告がありましたように、「看護師等養成学校誘致及びその関連施設整備の事務の調査特別委員会委員長の中間報告について」を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。

日程第1 看護師等養成学校誘致及びその関連施設整備の事務の調査特別委員会委員長の中間報告について

議長（岡本 泰介君）

それでは、日程第1、「看護師等養成学校誘致及びその関連施設整備の事務の調査特別委員会委員長の中間報告について」を議題といたします。看護師等養成学校誘致及びその関連施設整備の事務の調査特別委員会委員長より中間報告をしたいとの申出があります。

お諮りします。

本件は申し出のとおり報告を受けることにしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

異議なしと認めます。したがって、看護師等養成学校誘致及びその関連施設整備の事務の調査特別委員会委員長の中間報告を受けることに決定しました。

それでは、岡野委員長。

5番（岡野 鉄舟君）〔登壇〕

ただいまから、看護師等養成学校誘致及びその関連施設整備の事務の調査特別委員会の中間報告をいたします。本委員会は令和2年6月5日金曜日に設置され、市役所4階議員控室において第1回委員会を開催し、正副委員長の互選を行いました。これまで10回開催をしております。

まず、第2回委員会でございますが、6月18日木曜日に、市役所4階議員控室において開催し、第1回目の記録提出要求を決定いたしました。

次に、第3回委員会でございますが、6月26日金曜日に、市役所4階議員控室において開催し、弁護士へ相談することを決定し、また委員会の運営について協議いたしました。

次に、第4回委員会でございますが、7月1日水曜日に、市役所4階議員控室において開催し、第1回記録提出要求の内容確認、第2回記録提出要求、9月議会定例会で中間報告、12月定例会で最終報告を行う予定と決定いたしました。

次に、第5回委員会でございますが、7月7日火曜日に、市役所4階議員控室において開催し、第2回記録提出要求の内容確認、第3回記録提出要求を決定いたしました。

次に、第6回委員会でございますが、7月13日月曜日に、市役所4階議員控室において開催し、第3回記録提出要求の内容確認、1名の喚問する証人と質問項目を決定いたしました。

次に、第7回委員会でございますが、7月28日火曜日13時半から、市民センター3階大研修室において、1名の証人から発言を求めました。

次に、第8回委員会でございますが、8月3日月曜日に、市役所4階議員控室において開催し、2名の喚問する証人と質問項目を決定いたしました。

次に、第9回委員会でございますが、8月12日水曜日10時から、市民センター3階大研修室において、2名の証人から発言を求めました。

次に、第10回委員会でございますが、9月23日水曜日に、市役所4階議員控室において開催し、1名の喚問する証人と質問項目を決定いたしました。

以上、中間報告といたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

以上で、看護師等養成学校誘致及びその関連施設整備の事務の調査特別委員会委員長の中間報告を終わります。

日程第2 認定第1号～認定第13号、議案第79号～議案第91号、陳情第2号（委員長報告、質疑、討論、採決）

議長（岡本 泰介君）

続きまして、日程第2、認定第1号から認定第13号、議案第79号から議案第91号、陳情第2号の委員長報告、質疑、討論、採決を一括して議題といたします。これらの議案等につきましては、9月10日に各常任委員会及び決算特別委員会に付託となっております。いずれも各常任委員会及び決算特別委員会において審査終了の旨報告があり、審査結果報告書及び閉会中の継続審査申出書はお手元に配付のとおりであります。この際、各委員長から審査結果の報告を求めることにいたします。

まず初めに、総務委員長の報告を求めます。

岡野総務委員長。

5番（岡野 鉄舟君）〔登壇〕

それでは、令和2年9月美作市議会定例会、総務常任委員会の委員長報告をさせていただきます。

去る9月15日火曜日、午前10時から、美作市役所4階議員控室において、総務委員全員出席、執行部より市長以下関係職員出席のもと総務委員会を開催いたしましたので、その審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案第79号「美作市事業用発電パネル税条例の制定について」、議案第80号「美作市手数料徴収条例の一部を改正する条例について」、議案第84号「大芦高原国際交流の村設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第88号「令和2年度美作市一般会計補正予算（第7号）」、議案第89号「令和2年度美作市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」、議案第91号「令和2年度美作市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」の6件でありました。これらの審査に当たりましては、執行部に説明を求め、慎重に審査をいたしました。

それでは、審査の過程において、特に議論となった点について順次御報告を申し上げます。

議案第79号「美作市事業用発電パネル税条例の制定について」では、執行部より、事業用発電パネル税条例について、変更部分として、新たに50キロワット未満の太陽光発電設備が設置してある土地のうち、田あるいは田であったものについて課税免除を設けること。附則で、制度説明会に替え、住民アンケートを実施することについて説明を受け、委員より、再提案になるが、新たに意見聴取する必要があるのか。また市として、改めて特定納税義務者に意見照会をするのかとの質問があり、執行部より、一度廃案となったことで、制度上、新たに特定納税義務者へは、議会において意見の聴取をする必要があり、市としては聴取は行わないと説明があり、既に議長宛てに特定納税義務者の通知を頂き、手続を進めていることを確認いたしました。

委員より、税の公平性の観点から、当初は広く徴収をするとしていたが、今回、50キロワット未満の一部を課税対象から外すことで、さらに特定の納税義務者からの反論があると思うが、なぜそのようなのか経過説明を求めるとの質問があり、執行部より、田自体に保水力があり、田の周りには基本的に排水機能があるため、流下しやすく影響が少ないと考えられたとの説明がありました。また、50キロワット以上の事業用太陽光発電については、電気事業法上の事故報告義務が課せられていることから、50キロワット以上の場合は災害リスクが高いと解釈できるため、免除対象外とするとの説明がありました。

また、委員より、田があり流下しやすく影響が少ないのであれば、50キロワットで区切らなくても影響がないのではないかととの質問があり、執行部より、災害リスクが高いか低いかという基準で50キロワットという区切りを設け、その中でも田はリスクが低いと判断したとの答弁がありました。

また、委員より、田または田であったところで、かつ市長が適当と認めるところとある。田でも排水設備が詰まっているとか、あぜが崩れているとかいうことがあると思われるが、それと田と畑の違いはとの質問があり、執行部より、田については、あぜで囲まれていて、雨水を一時的に貯留する働きがあり、洪水の発生を防止する役割を果たしている。もともと水田周辺には排水路が整備してあるので、雨水対策が通常の農地よりも確実にできていると考えられる。畑については、平たなところもあるが、基本的には用水をする施設ではなく、あくまで天水として、雨が降ったときというのが基本である。用水がないということは、排水設備は整っていないと考えられるので、田は課税免除とするが畑は課税することとしたとの答弁がありました。

委員より、附則にある住民アンケートについて、住民とは事業者のことなのかとの質問があり、執行部より、市民と事業者双方であるとの答弁がありました。

委員より、アンケートというのは、本来であれば、説明会を開いてするものであるが、このコロナ禍の関

係で、アンケートに替えるという趣旨考え方はある程度理解できる。その際も、アンケートは納税義務者に限定すべきだと思う。その辺りは慎重に考えていただきたいとの意見があり、執行部より、パネル設置者の御意見で最も多いものとしては、下流域に影響のないものは何とかならないかとのことであつた。つまり、市内事業者の方とは行政懇談会を通じてコミュニケーションが取れているが、市外にいらっしゃる方とはコミュニケーションが取れず、防災対策については思っていないと考えられる、反対であるということでした。中小規模の事業者の7割は市外の方であるが、残りの市内の方は納税者であり、受益者である。住民の意見も大切なので、アンケートは双方から取るとの回答がありました。

委員より、今回、免除予定数や環境対策事業費の試算に変更がないのかとの質問があり、執行部より、およそ60件程度の免除が見込まれる。また、環境対策事業費の試算については、今後変わる可能性があるとの答弁がありました。

また、委員より、50キロ未満でみなし課税をする意味、その場合、認定要領に6を乗じる理由、1平米当たり50円とする根拠についての質問があり、執行部より、みなし課税については、規模の収益性を考え、申告の半支えへの配慮をしている。6を乗じる根拠は、1キロワットに必要な発電光モジュールパネル面積が約6平方メートル相当になるため、また、1平米当たり50円とする根拠については、対象となる事業の拾い出しがスタートラインとなっている。その積み上げを5か年で積算したところ、九千数百万円という値が出てきており、それを当時の面積で割り戻した額が50円程度となったとの回答がありました。

委員より、発電認定量が50キロ未満でも過積載している場合はどうなるかとの質問があり、執行部より、あくまで認定発電容量で計算するとの回答がありました。

議案第80号「美作市手数料徴収条例の一部を改正する条例について」では、執行部より説明を受けましたが、委員からの質疑はありませんでした。

議案第84号「大芦高原国際交流の村設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」では、委員より、コース1日当たりの占用使用料を設けるとのことであるが、どういう考えからなのか。少人数での一般利用者に迷惑はかからないかとの質問があり、執行部より、地区社協等市内の団体が大会等で占用使用料を可能とするもので、一般利用者はほとんどが予約状況を確認の上来場している状況なので問題はないとの答弁がありました。

委員より、1日料金で占用使用等したとき、大会等は、半日で終了することが多いが、別団体が後利用することが可能か。また、その場合、料金徴収で問題にならないか。1時間利用設定の考えはないのか。料金設定については継続的に検討すべきではないかとの質問があり、執行部より、大会等が終了し、コースが空いている場合は券売機でのチケット購入等による利用が可能と考える。また、1時間利用設定については、各利用者の使用時間を把握するなど、管理体制面で対応が困難と考えているとの答弁がありました。

また、同委員より、他市町村の類似施設の料金はどうなっているかとの質問があり、執行部より、県内同規模施設は倉敷市、赤磐市、井原市の3施設で、どの施設よりも低い料金設定をしているとの答弁がありました。

委員より、占用使用料を設けることについてのメリットとデメリットについて説明をしていただきたいとの質問があり、執行部より、地元団体の大会等が開催しやすくなるメリットがあり、市内より高い市外料金での利用減が懸念されることがデメリットではあるが、大芦高原雲海とのバック利用を検討するなど、市外利用者の促進につなげていくよう考えていきたいとの答弁がありました。

委員より、既存施設である大芦コースの利用はどうなるのかとの質問があり、執行部より、今後の利用については、英田グラウンド・ゴルフ協会など、利用者の皆さんと協議したいと考えている。それまで当面の

間は、大芦コースも練習グラウンドとして利用可能とする予定であるとの答弁がありました。

議案第88号「令和2年度美作市一般会計補正予算（第7号）」の総務部所管では、委員より、人件費について、減額した各費目で職員が減員となっているのかとの質問があり、執行部より、農業委員会費では1名、保健体育総務費で1名、それぞれ減員となっています。戸籍住民基本台帳費は減員になっていませんが、人事異動による給与差が生じたため減額するものですとの答弁がありました。

次に、企画部所管分では、委員より、16ページの土地購入に関して、広さと地目は何か。毎年、臨時駐車場として借地していたがその代替と考えてよいかとの質問があり、執行部より、今回の土地購入の広さは約1,000平方メートルで、地目は宅地であり、舗装している土地もあり、白線またはロープを張るなど区画を設ける予定である。また、駐車台数については、新型コロナウイルス感染の影響が出る前の令和2年度の美作市ラグビーサッカー場及び美作総合運動公園の駐車場利用見込みでは、全体で、500台を超える日が16日、その16日のうち600台を超える日が8日である。一方、現在の駐車可能台数は562台で、このたびの購入により65台が駐車できることとなるため、合わせて627台、全体の96%を補うことが可能となると見込んでおり、おおむね来場車両に対応できることとなるとの答弁がありました。

市民部所管分は委員からの質疑はありませんでした。議案第89号「令和2年度美作市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」では、執行部より説明を受けましたが、委員からの質疑はありませんでした。

議案第91号「令和2年度美作市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」では、執行部より説明を受けましたが、委員からの質疑はありませんでした。

続いて、全議案の質疑終了後、本会議において総務委員会へ付託された議案について、討論、採決に入り、まず議案第79号「美作市事業用発電パネル税条例の制定について」では、委員から、特定納税義務者から議会に対する意見書を受領した後に議論を進めた方がよく、引き続き継続審査とすべきとの意見があり、継続審査について採決を行ったところ、全員賛成により継続審査と決定いたしました。

次に、議案第84号「大芦高原国際交流の村設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」では、委員から、料金設定についてもう少し議論が必要と思うので継続審査でとの意見があり、継続審査について採決を行ったところ、全員賛成により、継続審査と決定いたしました。

議案第80号「美作市手数料徴収条例の一部を改正する条例について」、議案第88号「令和2年度美作市一般会計補正予算（第7号）」の総務委員会所管分、議案第89号「令和2年度美作市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」、議案第91号「令和2年度美作市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」の4件につきましては、討論はなく、採決の結果、全員賛成により可決されました。

以上、本委員会における審査の過程及び結果について御報告いたしました。

このほかにも、審査の過程において様々な意見が出されました。執行部におかれましては、こうした意見や要望を真摯に受け止めるとともに、しっかりと検討、協議を頂き、事業執行に当たられますようお願いいたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

次に、文教厚生委員長の報告を求めます。

安藤委員長。

8番（安藤 功君）〔登壇〕

それでは、令和2年9月美作市議会定例会、文教厚生委員会における審査の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

去る9月16日、午前10時から、美作市役所4階議員控室におきまして、文教厚生委員会を開催し、委員全

員、岡本議長出席の下、執行部より萩原市長、荒木副市長、福田教育長、春名政策審議監のほか、担当部長以下関係職員が出席し、当委員会に付託されました議案について審査を行いました。付託の議案は、議案第81号「美作市立中学校、小学校及び幼稚園に関する条例等の一部を改正する条例について」、議案第87号「美作市大原居宅サービスセンター、美作市コスモス苑及び美作市東栗倉ふれあいセンターの指定管理者の指定について」、議案第88号「令和2年度美作市一般会計補正予算（第7号）」文教厚生委員会所管分、議案第90号「令和2年度美作市介護保険特別会計補正予算（第1号）」の4件で、審査に当たっては、執行部に説明を求め、慎重に審査をいたしました。

それでは、審査において議論となった点について、御報告を申し上げます。

まず、議案第81号「美作市立中学校、小学校及び幼稚園に関する条例等の一部を改正する条例について」では、委員より、むさしこども園の名前の経緯についてと、今後、美作北こども園に子育て支援センターを設置する予定があるかとの質問があり、執行部より、大原保育園、大吉保育園の園児、保護者や地元の区長に公募を行い、応募の中で最も引用されていた名前、また地域の特性に合う名前であることから、むさしこども園に選定したとの答弁がございました。また、支援センターの設置については、中学校区で1か所の設置を進めているため、美作地域では既に湯郷こども園に設置しているので、湯郷こども園を利用させていただきたいとの答弁がありました。

委員より、第5条関係で、むさしこども園及び美作北こども園の定員の根拠はどうなっているのかとの質問があり、執行部より、歳児ごとに必要な面積基準及び保育士基準があり、また定員は、面積基準で受入れができる人数により計画した人数にしているとの答弁がございました。

委員より、現在の大原保育園と大吉保育園の定員合計より3割方減少しているが、どのような見込みをもって103人の定員にしたのか。美作北こども園についても充足しているのかとの質問があり、執行部より、むさしこども園については、面積基準では最大135人を受け入れることができる。現在、大原保育園、大吉保育園合わせて90人が入園しており、また、定員を超えての受入れも可能であり、充足できるとの回答がございました。また、美作北こども園についても、面積基準では269人受け入れることができ、現在約240人入園しているので、これも充足できるとの答弁がございました。

委員より、実際は余裕があるということだが、定員を超えて受け入れることは可能かとの質問があり、執行部より、こども園、保育園において、全員が4月入園でなく、月齢に達したお子さんが年度途中に入園することがある。それも含めて、定員の120%までは受入れは可能であるとの答弁がありました。

委員より、面積定員の269人を超えての受入れはできないのかとの質問があり、執行部より、原則できないとの答弁がございました。

委員より、美作北幼児園をこども園に変更するタイミングがなぜこのタイミングなのか、施設や人数の関係なのか。むさしこども園の定員は面積基準か、職員数か。どのように決めたのかとの質問があり、執行部より、美作北こども園については、人口の多い地域であり、定員を超えて受け入れている状況があり、また、地域から3歳児の幼稚園部の受入れをしてほしいとの要望があり、令和3年度でこども園として設置するとの回答がございました。むさしこども園については、面積基準や職員数によって、ゼロ歳児が6人、1歳児9人、2歳児18人、3歳児の保育園部15人、幼稚園部5人、4歳児の保育園部20人、幼稚園部5人、5歳児の保育園部20人、幼稚園部5人の合わせて103人の定員としているとの答弁がございました。

委員より、美作北幼児園をこども園に条例改正することによって何が変わるのかとの質問があり、執行部より、美作北幼児園については、現在、幼稚園と保育園とを一体で幼児園として運営しており、保育内容に変更はないが、国の方針によりこども園への移行を進めているとの答弁がございました。

委員より、英田幼児園はこども園に変えないのかとの質問があり、執行部より、市内の保育園を段階的にこども園化している。今回、大原保育園と大吉保育園の統合により新しくむさしこども園にする。美作北幼児園についても保育園と幼稚園があり、施設的に整っているため、併せて美作北こども園に変更させていただきたい。また、英田幼児園については、保育園、幼稚園については、現在、それぞれ認可を受けている。本年度中に建設用地の決定、来年度に用地買収、設計、工事着手と進め、施設を整備してから、認定こども園の手続を進めるとの答弁がございました。

委員より、むさしこども園の進捗状況は怎么样了のかとの質問があり、執行部より、地盤改良、地中部位が完了し、建屋の基礎工事に取りかかっており、今後は躯体工事に取りかかる予定になっている。契約工期の遅延がないように工程管理をしっかり行い、建設を進めさせるとの答弁がございました。

委員より、職員1人当たりの定数は怎么样了のかとの質問があり、執行部より、職員1人当たりの基準はゼロ歳児3人、1・2歳児6人、3歳児20人、4・5歳児30人との答弁がございました。

次に、議案第87号「美作市大原居宅サービスセンター、美作市コスモス苑及び美作市東栗倉ふれあいセンターの指定管理者の指定について」では、委員より、指定管理者の公募について、選定委員会での決定による公募なのか、社会福祉協議会が指定管理者を辞退したのか、どちらなのか。また、東栗倉ふれあいセンターについて、指定管理者が代わることを地域の方が納得されているのかとの質問があり、執行部より、指定管理者選定委員会において、指定管理者を公募することと3施設を一括公募することについて決定し、6月8日から7月27日の期間で公募を行った。その結果、応募が1社だけあり、社会福祉協議会からの応募はなく、来年4月からの指定管理は受けないということであった。また、東栗倉のふれあいセンターは、隣接するコスモス苑と一体的な活動をしており、社会福祉協議会の一般事務を兼ねて行っているが、今後は大原で事務等を統括していく方針であり、社会福祉協議会から東栗倉地域の自治振や地区社協で理解を求め同意を頂いていると聞いているとの答弁がございました。

委員より、指定管理の決算収支について、コスモス苑だけがプラスで、その他はマイナスと本会議の議案質疑で聞いたが、社会福祉協議会への指定管理料は出していたのか。また、社会福祉協議会に対する指定管理の公募について、社協と事前によく話をしたのかとの質問があり、執行部より、社協に対する指定管理料は、東栗倉ふれあいセンターについて、年によって多少前後するが、年間75万円程度を5年間支払っている。また、社会福祉協議会との協議については、議案第90号の地域包括支援センター業務を社会福祉協議会が受託したい意向を従前から受けていた。国及び美作市では、全ての市民を対象とした包括的な相談窓口を整備する方針があり、来年度から地域包括支援センター業務を社会福祉協議会に委託することを想定して事業を進めており、その兼ね合いもあり、今回社会福祉協議会が指定管理に手を挙げなかった背景があるとの答弁がございました。

次に、議案第88号「令和2年度美作市一般会計補正予算（第7号）」、文教厚生委員会付託分については、委員より質疑はございませんでした。

次に、議案第90号「令和2年度美作市介護保険特別会計補正予算（第1号）」について、委員より、債務負担のところで、本会議での議案質疑での答弁では、現在20名の職員がしている部分について委託に出すという話であったと思うが、今の説明では、20名分の仕事全部を委託するわけではないように聞き取れたので、再度説明を求めるとの質問があり、執行部より、議案質疑は、地域包括支援センターの現在の人数と内訳といった内容であったので現状の人数を報告した。介護予防の部分は、現在、事業効果を検証中であり、その業務部分等に係る職員5名は残る。残り15名のうち1名は、社会福祉協議会からの出向職員のため、実際には14名の職員となるが、うちケアプランをつくるケアマネージャー6名は、ケアプラン収入による独立

採算事業になるので、最終的な委託料の対象になる部分は8名ということになるとの答弁がありました。

委員より、その8名で行っていた業務を今後委託を行った場合、その人の仕事なくなるが、8名の方はどういった仕事をしていくのかとの質問があり、執行部より、8名の内訳として、正職2名と会計年度任用職員6名であり、会計年度任用職員6名については委託先での継続雇用か非継続が今後決定される。残る正職2名のうち1名は定年退職となる。2名が行っている業務については、受託者が現在の市の業務を引き継ぎ今後対応していくことになるとの答弁がございました。

委員より、債務負担行為額から、単年度の委託料は4,800万円になる。8名の人件費となると、1人当たり人件費が非常に高くなるのではないかととの質問があり、執行部より、委託料4,800万円のうち8名の人件費が1人当たり510万で約4,000万となり、残りは物件費等で積算していると答弁がございました。

委員より、社会福祉協議会へ受託するとした場合、社会福祉協議会は幅広い相談窓口としての対応が求められるが、現在検討している人員体制で対応可能なのかとの質問があり、執行部より、高齢者の人だけでなく、中高年の貧困問題、子どもへの支援といったことを広く受けていただくことは1つの委託の方針である。社会福祉協議会としても、寄せられた相談は一旦社協で受け止め、適切なサービスにつなげていくといった事業に2年前から取り組んでいる。こうした取組が今後本格化していくことになり、市としても全面的にバックアップするつもりで事業を進めたいと思っているとの答弁がございました。

委員より、人員体制は社会福祉協議会に任せるということで、増やさないと対応できないといった場合でも、予算の範囲内でやってもらうことになるのかとの質問があり、執行部より、予算の積算のうち、人件費は職員8名分として積算しているので、その範囲内で行ってもらうことになるとの答弁がありました。

続いて、全議案の質疑終了後、本会議において文教厚生委員会へ付託された議案について討論、採決に入り、議案第81号「美作市立中学校、小学校及び幼稚園に関する条例等の一部を改正する条例について」、議案第87号「美作市大原居宅サービスセンター、美作市コスモス苑及び美作市東粟倉ふれあいセンターの指定管理者の指定について」、議案第88号「令和2年度美作市一般会計補正予算（第7号）」文教厚生委員会所管分、議案第90号「令和2年度美作市介護保険特別会計補正予算（第1号）」の4議案について、討論はなく、採決の結果、全員賛成により可決いたしました。

続いて、陳情の審査に入り、陳情第2号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2021年度政府予算に係る意見書採択の要請について」を審査いたしました。

委員から、昨年も同様の陳情があったと思うが確認したいとの意見があり、事務局より、昨年は、教職員定数の改善及び市町村独自任用職に対する助成に係る意見書として趣旨採択であった旨、資料を基に説明がございました。委員から、今回も同様の趣旨採択でとの意見があり、討論、採決に入り、討論はなく、採決の結果、賛成多数により趣旨採択いたしました。

以上、本委員会における審査の過程及び結果について御報告を申し上げます。このほかにも審査の過程において様々な意見が出されました。執行部におかれましては、こうした意見や要望を真摯に受け止めるとともに、しっかりと検討協議を頂き、事業執行に当たられますようよろしくお願いをいたしまして、文教厚生委員会委員長報告とさせていただきます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

文教厚生委員長の報告が終わりました。

ただいまより10分間休憩いたします。

午前10時42分 休憩

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、産業建設委員長の委員長報告を求めます。

中山委員長。

6番（中山 忠明君）〔登壇〕

令和2年9月美作市議会定例会、産業建設委員会の委員長報告をいたします。去る9月17日、午前10時より、美作市役所4階議員控室におきまして、議長及び委員、執行部からは市長、副市長、政策審議監及び担当部長以下関係職員が出席し、産業建設委員会に付託されました議案につきまして、慎重に審査いたしました。審査の過程において議論となった点について御報告申し上げます。

まず議案第82号「美作市共同作業所（素麺工場）設置及び管理に関する条例の廃止について」では、委員より、敷地の一部に個人所有の土地があり、個人の土地を通らないと道路から敷地に入れなかった。その後どうなったのかとの質問があり、執行部より、建物を購入して以来変わっていない。設置条例を廃止し、普通財産とした後に所有者と協議したい。なお、個人所有地の通行については暗黙の了解があったものと考えているとの答弁がありました。

委員より、施設を他の方向で使ってもらうなら地権者とも話をしなければならないと思うが、そうめん工場ということで補助金申請していたのか。また、条例を改正しなければ他のことに利用できないのかとの質問があり、執行部より、昭和61年にそうめん工場として事業申請していたが、年限が経過し、財産処分ができるようになった。そうめん工場としている条例を廃止し、普通財産としていろいろな利用ができるようにしたいとの答弁がありました。

委員より、個人の所有地を使用するという問題が解決していない。関係者との協議を持ち、慎重に審議を行った方がよいとの意見がありました。

次に、議案第83号「美作市キャンプ場条例の制定について」では、委員より、市内には他に後山キャンプ場などがあるが、条例により管理しないのかとの質問があり、執行部より、市内には、後山キャンプ場、高原キャンプ場などがあり、使用は無料で、市が直営で管理している。今後、キャンプ場の運営を希望する民間団体があれば条例に追加したいとの答弁がありました。委員より、利用料金は、大芦高原キャンプ場を参考に設定したのか、また、毛布など備品の貸出料金はどのように設定したのかとの質問があり、執行部より、利用料金は大芦高原キャンプ場の料金を基本としているが、毛布や食料、食器の料金は、両キャンプ場の高い方を採用しているとの答弁がありました。委員より、グランピングの事業者との協定を解約をしたとのことだが、今後グランピング事業を希望する事業者があった場合、津谷キャンプ場のできるのかとの質問があり、執行部より、この条例の制定について、普通のキャンプ場としての利用になり、事業者が計画していたようなグランピング事業はできないとの答弁がありました。委員より、利用料金の上限額が規定されているが、繁忙期の料金設定は指定管理者が行うのかとの質問があり、執行部より、利用料金については、事前に市の了承を得て設定することとなっており、繁忙期の設定についても同様であるとの答弁がありました。

次に、議案第85号「市道路線の認定について」、議案第86号「市道路線の変更について」では質疑はありませんでした。

次に、議案第88号「令和2年度美作市一般会計補正予算（第7号）」では、委員より、法人20万、個人事業主10万円の新型コロナウイルスに負けるな事業継続応援給付金は、現在、どの程度給付しているのかとの

質問があり、執行部より、9月11日現在で、法人214件、個人事業主267件、合計481件の申請があったとの答弁がありました。

全議案の質疑終了後、産業建設委員会へ付託された議案について討論、採決に入り、議案第82号「美作市共同作業所（素麺工場）設置及び管理に関する条例の廃止について」では、委員から、もう少し慎重な審議が必要なので継続でとの意見があり、継続審査について採決を行ったところ、全員賛成により継続審査と決定いたしました。

次に、議案第83号「美作市キャンプ場条例の制定について」、議案第85号「市道路線の認定について」、議案第86号「市道路線の変更について」、議案第88号「令和2年度美作市一般会計補正予算（第7号）」の産業建設委員会所管分については、討論はなく、採決の結果、全員賛成により可決いたしました。

以上、本委員会における審査の経過及び結果を御報告いたしました。執行部におかれましては、審査の過程で出された意見や要望を真摯に受け止めるとともに、しっかりと検討を頂き事業執行に当たられますようお願いいたします。産業建設委員会委員長報告とさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

次に、決算特別委員長の報告を求めます。

3番、和田委員長。

3番（和田 広宣君）〔登壇〕

それでは、決算特別委員会の委員長報告をいたします。去る9月10日、本会議終了後、議員控室におきまして決算特別委員会を開催いたしましたので、その結果を報告いたします。

今9月定例会で付託を受けました令和元年度決算の認定第1号から認定第13号の審査につきましては、協議の結果、継続審査といたしました。決算審査につきましては、議会閉会中に特別委員会を開催し、12月定例会までに審査を終了する予定であります。

以上、決算特別委員会の委員長報告といたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

各委員長からの審査結果の報告はただいまお聞きのとおりであります。

これより、各委員長の審査報告への質疑を行います。

まず初めに、総務委員長報告に対する質疑はございませんか。

尾高議員。

13番（尾高 誉久君）〔登壇〕

総務委員長にお聞きいたします。このパネル税、すなわち事業用パネル税は、4定例会継続審査になって自動消滅になったのは、それだけ重い重要な協議する問題があったことと思います。私が思いますのは、例えば、報告にありましたように、不動産法上の田というものには、貯水、調整という能力があるということですが、例えば、畑ならば、じか掘りをして周りにそのような施工を施すならば、それは課税免除の対象なんだと解釈されるのか。事業用のパネルについては、屋根の上にあっても事業用はかからないということになっているように私は思っておりますが、事業用パネルにかけるということならば、なぜそこを外すのかということ。大本は、これは災害防止であり、減災であり、人の生命、財産を守ることを大きな目的とするという点を考えてならば、それを大きな幹として、枝葉の部分については、執行部と議会とが合意点を見つるべく、執行部もその点については、今回の陳情のように、趣旨として、そのものを重く受け止めて、その方向を探るんだという執行部の方からの意見があったのか、なかったのか。どうも報告では多分なかつ

たように感じますが、そのような合意点を見いださない限り、総務省に向けての議会での結論というものが出ないんじゃないかと思います。平行線をたどったまま継続という形、また、全国の皆さん、地方公共団体が注目している中で、きちっとした整備をなされる必要があると思います。これが1つのたてりとなって皆さんに波及するというのを、メガソーラーの企業の皆さんも本当に不安に思われているというような対策についてこうなんだということを1点言いましたのが、あのとき一般質問したように、美作市の429平方キロメートル、美作市の面積の1%を超えるから課税するんだということを言ったと思うんです。そうでなければその部分に課税しなくてもいいんじゃないかということを総務省に提案しにいったら、なるほどという合意点も見つかった。合意形成というものについての話合いがなされたのか、なされなかったのかについてお聞きいたします。

議長（岡本 泰介君）

岡野委員長。

5番（岡野 鉄舟君）

13番議員の御質問、要するに、執行部と議会との合意形成に向けての議論があったのか、なかったのか、こういう御質問であったと思いますが、今回におきまして、なぜ継続になったかというのは、私、委員長報告の中で申し上げましたが、1つは、議会が特定納税義務者の意見を聞かなければいけないというのは廃案になったパネル税も一緒ですが、今回は、9月23日までという期限を設けておりましたので、それが出ていなかったということでその議論はできなかった。もう一つは、前パネル税のときも争点になった点なんです。要するに、特定納税義務者を含めた納税義務者の同意というところが争点になっておりまして、今回の新しい条例においては、附則において住民アンケートをするというふうには執行は考えていらっしゃると思いますので、その2つが常任委員会で審議する時点ではそろっていなかったということでございます。したがって、継続になっております。

話が元に戻りますが、尾高議員が言われました点は大事な争点だろうと思いますが、今回の常任委員会においては具体的に議論はなされておられません。話が長くなりましたが、そういう結果でございました。

議長（岡本 泰介君）

尾高議員。

13番（尾高 誉久君）

分かりました。それで、アンケートという工夫を執行部がされるという中で、委員長から報告がありましたように、納税義務者の方、対象義務者の方のアンケートであっていいんじゃないかというような報告があったと思います。というのは、市民の皆さんに理解していただくのか、納税者の方に理解していただくのかという点について、両方の方によく理解していただいて、今争点となっていることは常に特定納税義務者の段階のところ争点になっていると思いますが、災害、減災、そして命、財産を守ることについては、美作市民の命と財産を守ろうとしているんじゃないかと思います。その大きなたてりを執行部の方も見失わないように、かえて平米50円が、私からいうと前に出過ぎているんじゃないかなと。それについていろんな意見はありますが、これは一般質問になったらいけませんので、自分としては、大いに総務委員会でいろんな事例を執行部に示していただいて、このようなケースはこうなんだ、このようなケースはこうなんだという1例として、田んぼか畑、畑また原野、そういう地目によって、これこれにするんだというようなことは、規則の中で十分整備していかれたらどうかという意見を申し上げまして、委員長に対する質問はこれで終わります。ありがとうございました。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

他にございませんか。

岩江議員。

15番（岩江 正行君）〔登壇〕

私は2点についてお尋ねをいたします。先ほど来、尾高議員の方から、メガソーラーの目的外税の関係についての御質問がございましたけど、私は、同じ質問でもちょっと違う観点からの質問をさせていただきたいと思います。

これ、安全・安心は市民の願いなんです。これは執行部ばかりじゃなく市民誰もが思うとること、その中で、これを事業を始めるまでに県の認可をもらわないけん。自然保護協定書というのは、市と業者としとるのを私は見たことがございます。それと業務協定書というものもある。その中で被害、災害を想定したことも書いとる。このことについて書くだけ書いとって、今頃なってから、ちょっと言葉がどうか思うんだけど、後出しじゃんけんするような形の中で、税金をここでまた50円取るんじやということを言われよんじやが、このことについて、自然保護協定書についての中身は、総務委員会の中でよう議論されたのか。業務協定書の中身は十分議論されたのか。はや、継続、継続というのはもう毎回、何回したんかな、この継続審議というもの。今までは、私は1つ聞いたら、業者の全部意見聞きたいと。しとる業者の意見聞きたいというようなことを言うてみたり、その結果についてはどうあったのか、業者の方については。なぜ、今日まで遅れとるのか。やっぱりほり込んだやつしていかなんだらね。この間は何かしらんけど、廃案になつとるんや、これが。廃案になったやつ、また今回、これまたパネル税という形の中で出てきとるんじやけども、やっぱりその辺のどこ、きちっとした話をしていかなかったら、いつまでもだらしが無い。是か非かいかなんたら。継続、継続と（聴取不能）もないようなその話ばかり続けるというのは、これはいかなんかと思ひます。

それともう1点。88号の16ページに土地購入のやつが出とんじやけども、これは、私が聞いとんのはちょっと200坪ぐらいじやというて聞いとったんだけど、今、委員長に聞いたら300坪じやというて言ったんですけど、それは間違つとるのかどうなのかということと、それともう1点、この評価額はどのぐらいだったのか、あの周辺の評価額はどのぐらいだったのかということ、それと不動産鑑定士に出したんか出さなんだんか、それだけについてのお尋ねをいたします。

議長（岡本 泰介君）

岡野委員長。

5番（岡野 鉄舟君）

岩江議員から3点の質問があったと思ひます。第1点のパネル税条例についての案件でございますが、これが、廃案になった条例について継続になりましたのは、納税義務者の意見を聞かなければいけませんよという総務省の通達の中にあるわけでございます。執行部とすれば、説明会を開いてやるという方向性で私どもも委員会で話をし、そのつもりでおられたんですが、御承知のように、コロナ禍の関係で集団的な開催ができないということで、それが延び延びになり継続になった経緯がございます。

それから2つ目の御質問ですが、16ページの土地購入費、私が委員長報告、今先ほどの報告の中で、1,000平方メートルと申し上げましたが、委員の質問に対して、執行部の方から、そのとおりの答弁がございません。

それから3点目の評価額はどのくらいかということで、その質疑はあったのかということでございますが、残念ながら、当委員会においては評価額の高いか低いかにあつての質疑はございませんでした。しかし、私は、委員会が終了した後、執行部の方に問合せをしまして、予算額に対する判断基準として、

美作市用地補償評価委員会を8月になって、私が調べたところ、開催をされておりますので、適正なものとして評価をなされているものと、私は、委員長報告では申し上げられませんが、そういうふうに思っております。

〔「総務委員会では聞いておりません」と呼ぶ者あり〕

5番（岡野 鉄舟君）

答えとしましたら、その評価額については質疑も報告もありませんでした。

議長（岡本 泰介君）

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

何年か前に、あの周辺の野球場のどこを買うたんじゃ、土地を。それは平米が8,000円ぐらいだったと思う。1平米が。ほじゃから、8,000何ぼだと思ったんじゃけども、記憶にあるんじゃけども。昨日、資料を探しよったんじゃけど、ちょっとよう出さなんだんじゃけども。それで、あそこの野球場の野球グラウンドというのを皆さん御承知と思うんじゃけども、ここの土地の関係については住宅の中の辺にあるんじゃというて聞いとるんじゃけども、高う買えるのは、それは結構なこっちゃ。けども、この前、そんだけで買うとって、野球場のとはそんだけで買うとって、市が買うとんで。また、今度こっちが、いわゆる300坪にしたってこれ、何ぼになるんな、4万円くらいになるんじゃろ、4万円よりも上になるんじゃろ。物を買うのに、これが妥当な金額か、高いか、安いか、買うことについてはどうのこうの言いよりゃへんのよ。必要なものは買えばいいと思うとる。そやけども、買うのに、やっぱし価格だけはきちっと、これは高いことはないか、ほかとの均整はどうなのか。提案するものも提案するものじゃこがいなものをな。不動産鑑定士に出しましたというて。大体、買うのは不動産鑑定事務所に皆相談するんじゃ、評価額の関係でこれこれじゃからというて。評価額の4倍というようなことは聞いたことはない。とんでもないことしよるぞ。こういうようなことが通るといふことは、もう暗黒の行政じゃ、美作市は。

それと、先ほど委員長答弁してくれなんだけど、継続審議するんだったら、もう少し、災害のときになったら困るから、これを業者からもろとかなないけんのじゃというて言いよるけれども、今から3年ちょっと前の2期目のときの萩原市長さんが黄色いチラシ配った、それ見たら毎年5,000万円ずつの金をというように何をやら書いとったぞ。それは災害の関係のことじゃというて。これらとの絡みはきちっとして皆さんに説明をしてもらわんだら。それと、自然保護協定書の中の仕事が、このメガソーラーの会社はきちっとしたお金を出しとったんだけど、受けた会社が工事手抜きしとったんか、してなかったんか。それから、これが、時間雨量が50ミリ出たら、あそこの山家川にどのぐらいの水が出るのか。被害想定をその中で、きちっと総務委員会で議論しとかなんだら、継続、継続というてね。その辺のとこの根拠だけきちっとしてもらって継続というてもらわな困る。それについて、もう1点聞かしていただきたいと思います。自然保護協定書、業務協定書の中身を確認せずに、そういうのはね。昨日のチラシ、岩崎委員、ちょっと見たわね。うちへちょっと寄って、見たら、5,000万円というて書いとるんよ。その上にまた今度はパネル税で、また今やる言うてね。平米かキロか何かしらん、50円取るんじゃというようにことを言われよるんじゃが。その辺のとこ十分審議されてしとるんだたらええんじゃけど、してなかったらしてね。しとんだたら、その辺のとこ十分していただきたいと思います。答弁お願いします。

議長（岡本 泰介君）

岡野委員長。

5番（岡野 鉄舟君）

パネル税条例についての今の岩江議員の質問でございますが、今の御質問の内容は、税条例の第1条に目的というのがございます。そこにはなぜ課税をするかということであるんですが、議会に対する意見の回答とか住民アンケートとか並行しながらの話になりますが、現在までのところ、その目的との関係の議論ができておりませんので、第1条の辺りをこれからの継続審議をしていく中で考えていきたい、審議をしていきたいと考えております。

15番（岩江 正行君）

終わります。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

次に倉地議員。

17番（倉地 重夫君）〔登壇〕

私は、先ほどの岩江議員の質問にもありましたが、駐車場の土地として1,000平米を1,396万6,000円で購入するという件につきまして、年8日間ですか、大量に車が止まるときに、止まり切れない日があるので、それは借地として対応したという説明がありましたけど、この借地料は幾らであったのか。いわゆる借地料に関して、借地でやっていくのと土地を購入するコストパフォーマンスですね、このことについて議論があったのかどうかお尋ねします。

議長（岡本 泰介君）

岡野委員長。

5番（岡野 鉄舟君）

お尋ねは、前の形の借地料についての質疑答弁があったかということなんですが、委員長報告は、審査の経緯と結果をありのままに報告することになっておりますが、その質疑はありませんでした。

議長（岡本 泰介君）

倉地議員。

17番（倉地 重夫君）

そういう質疑等がなかったということなんですが、年間1,400万近くのお金をかけて土地を買うことと、やっぱり借地で運用することとの経済的な対比というのは絶対にされるべきじゃなかったかということを見として申し上げて、私の質問は終わります。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

他にございませんか。

中山議員。

6番（中山 忠明君）〔登壇〕

2点ほど伺います。駐車場購入に当たり、土地の購入価格は大変高いと考えるが、その議論はあったのかということは重複しますが、あえてつけ加えさせていただくのは、なぜ、今この土地を購入しなければならなかったのか、そういう議論はあったのか、なかったのか。それから、土地の、大変高いという議論はあったのか、なかったのか、この3点お聞きいたします。

議長（岡本 泰介君）

岡野委員長。

5番（岡野 鉄舟君）

岩江議員のときにも申し上げましたが、まず第1点目の購入価格が高いか安いかの議論があったか、ないかということですか、この議論はありませんでした。

それから、何ゆえ今この土地を購入するかということですが、委員の中で、委員長報告で一部申し上げましたが、借地に替えて購入するかということでございます。借地については、これまでやっていたものをやめました。したがって、今後の駐車場を利用するに当たって必要だからと、そういう暗黙の答弁があったというふうに感じております。

議長（岡本 泰介君）

中山議員。

6番（中山 忠明君）

総務委員長、それはもう答弁になってないんじゃないですか。土地を買うときに、借地料はこうこうこれだけかかっております。今度購入に当たりこれだけかかります。この議論がなしに委員会を済ますというのはもってのほかですよ。もう一遍そこら辺りのこと説明してください。

議長（岡本 泰介君）

岡野委員長。

5番（岡野 鉄舟君）

繰り返しになりますが、その借地料が幾らであったかという質疑と、それから借地に替えて購入すべきであるかどうかというその比較衡量論の質疑はございませんでした。

議長（岡本 泰介君）

中山議員。

6番（中山 忠明君）

この購入価格について、なぜとかがいのは、暖簾に腕押し、ぬかにくぎみたいなところがありますので、もうこの部分についてはしませんが、もう1点は、あそこの現在市が買おうとしている土地は、住宅地の敷地の中に区分されるとすればあると思います。地域の住民、住宅を利用している方々の交通の妨げになることを、あえて苦情がたくさん私の方に寄せられておりますが、そういう問題があったのか、議論があったのか、なかったのかということと、もう1点、あれを本当に総務委員会が有効に使えると判断されたということはどこなんですか。2点お願いします。

議長（岡本 泰介君）

岡野委員長。

5番（岡野 鉄舟君）

第1点目は、購入する当該地を市民の人が利用される場合はどうかという御質問なんです。今から思えば、当然の疑義を得た質問だろうと思いますが、委員会においては、その是非についての質疑はございませんでした。それから2つ目の総務委員会で、本当にどういうことでよしとしたのかということなんです。実際そういうことについての各委員からの意見というものは特にはなかったですけども、それは、それ以上のことを私が申し上げられませんが、質問に代えさせていただきます。

6番（中山 忠明君）

以上で私の質問を終わります。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようですので、これで総務委員長報告に対する質疑を終了いたします。

それでは次に、文教厚生委員長報告に対する質疑はございませんか。

岡野議員。

5番（岡野 鉄舟君）〔登壇〕

1点質問させていただきます。議案第87号のふれあいセンター、コスモス苑等の3つの施設の指定管理に関する審議状況をお尋ねいたしますが、私は議案質疑におきましてこういう質問をいたしました。1つは3つの施設の元年度の決算状況はどうかということと、もう一つは、指定管理の審査委員会が開かれておりますので、その中で、評価点について具体的に、私はその評価点を見ながら質問をいたしました。その中で、実績に関する評価点が非常に低いんじゃないかなということを事前に質問をいたしました。そこで具体的なまず1回目の質問なんですが、そのときには指定管理料は取ってないんですよと、こういうことだったんですが、この指定管理料に、それをなしにするということについての是非の質問が委員会ではなされたのかということをもまず1回目の質問といたします。

議長（岡本 泰介君）

安藤委員長。

8番（安藤 功君）

それでは、御質問いただきまして、議案第87号ですね。議案質疑で岡野議員がされておりました、覚えております。評価点が低いんじゃないかということをおっしゃられたことも記憶にございますが、委員会の方では、評価点が低い、高いとかいうような議論はしておりません。それから、指定管理料の、先ほど報告でも申し上げましたが、今後それがなくなるということも報告は頂きましたけれども、委員会としては、その点についての議論はいたしておりません。

議長（岡本 泰介君）

岡野議員。

5番（岡野 鉄舟君）

2回目の質問をいたします。私は指定管理制度については、目的が2つあるということはお聞き上げているんですが、1つはやはり経費の節減をするということと、もう一つは、指定管理者ならではのサービスを、行政ができない部分をやっていただくと、こういうことにあるんですが、私は、本件に関する当社の指定管理候補者の経営実績を見ますと、たくさん実績を持っていらっしゃる。指定管理料は何もけるばかりが能ではないんですね。5年間という長い期間があるわけですから、行政として山あり谷ありなんですけれども、やはり指定管理料が必要ではありませんか、こういうことを言うことも行政としては、サービスを受ける以上は大事なことなんです、今の委員長の報告の中では、そういう報告はなかったんですが、主立ったものだけしか報告がないので、そういった前向きな指定管理料を必要ではないかというあたりの議論があったのかなのか、その辺を2回目の質問とさせていただきます。

議長（岡本 泰介君）

安藤委員長。

8番（安藤 功君）

先ほど私が報告した以上の議論はなされておられません。

議長（岡本 泰介君）

岡野議員。

5番（岡野 鉄舟君）

終わります。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようですので、これで文教厚生委員長報告に対する質疑を終了いたします。

次に、産業建設委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようですので、これで産業建設委員長報告に対する質疑を終了いたします。

次に、決算特別委員長報告に対する質疑ですが、決算特別委員会は、議員全員で構成され審査を行っておりますので質疑はないものと思います。よって、決算特別委員長報告に対する質疑を終了したいと思います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

異議なしと認め、決算特別委員長報告に対する質疑を終了いたします。

続きまして、討論、採決に移ります。討論採決は1議案ごとに行います。

それでは、認定第1号「令和元年度美作市一般会計決算の認定について」、本案については、会議規則111条の規定により、委員長から閉会中の継続審査の申し出がございましたので、継続審査の申し出についてお諮りいたします。

認定第1号「令和元年度美作市一般会計決算の認定について」は、閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（岡本 泰介君）

全員賛成です。よって、認定第1号は閉会中の継続審査と決定いたしました。

続きまして、認定第2号「令和元年度美作市国民健康保険特別会計決算の認定について」、本案については、会議規則111条の規定により、委員長から閉会中の継続審査の申し出がございましたので、継続審査の申し出についてお諮りいたします。

認定第2号「令和元年度美作市国民健康保険特別会計決算の認定について」は、閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（岡本 泰介君）

全員賛成。よって、認定第2号は閉会中の継続審査と決定いたしました。

続きまして、認定第3号「令和元年度美作市介護保険特別会計決算の認定について」、本案については、会議規則第111条の規定により、委員長から閉会中の継続審査の申し出がございましたので、継続審査の申し出についてお諮りいたします。

認定第3号「令和元年度美作市介護保険特別会計決算の認定について」は、閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（岡本 泰介君）

全員賛成。よって、認定第3号は閉会中の継続審査と決定いたしました。

続きまして、認定第4号「令和元年度美作市簡易水道特別会計決算の認定について」、本案については、会議規則第111条の規定により、委員長から閉会中の継続審査の申し出がございましたので、継続審査の申し出についてお諮りいたします。

認定第4号「令和元年度美作市簡易水道特別会計決算の認定について」は、閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（岡本 泰介君）

全員賛成。よって、認定第4号は閉会中の継続審査と決定いたします。

続きまして、認定第5号「令和元年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定について」、本案については、会議規則第111条の規定により、委員長から閉会中の継続審査の申し出がございましたので、継続審査の申し出についてお諮りいたします。

認定第5号「令和元年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定について」は、閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（岡本 泰介君）

全員賛成。よって、認定第5号は閉会中の継続審査と決定いたしました。

続きまして、認定第6号「令和元年度美作市公園墓地事業特別会計決算の認定について」、本案については、会議規則111条の規定により、委員長から閉会中の継続審査の申し出がございましたので、継続審査の申し出についてお諮りいたします。

認定第6号「令和元年度美作市公園墓地事業特別会計決算の認定について」は、閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（岡本 泰介君）

全員賛成。よって、認定第6号は閉会中の継続審査と決定いたしました。

続きまして、認定第7号「令和元年度美作市都市と農村の交流施設特別会計決算の認定について」、本案については、会議規則第111条の規定により、委員長から閉会中の継続審査の申し出がございましたので、継続審査の申し出についてお諮りいたします。

認定第7号「令和元年度美作市都市と農村の交流施設特別会計決算の認定について」は、閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（岡本 泰介君）

全員賛成。よって、認定第7号は閉会中の継続審査と決定いたしました。

続きまして、認定第8号「令和元年度美作市老人保健施設事業特別会計決算の認定について」、本案については、会議規則111条の規定により、委員長から閉会中の継続審査の申し出がございましたので、継続審査の申し出についてお諮りいたします。

認定第8号「令和元年度美作市老人保健施設事業特別会計決算の認定について」は、閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（岡本 泰介君）

全員賛成。よって、認定第8号は閉会中の継続審査と決定いたしました。

続きまして、認定第9号「令和元年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学金特別会計決算の認定について」、本案については、会議規則第111条の規定により、委員長から閉会中の継続審査の申し出がございましたので、継続審査の申し出についてお諮りいたします。

認定第9号「令和元年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学金特別会計決算の認定について」は、閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（岡本 泰介君）

全員賛成。よって、認定第9号は閉会中の継続審査と決定いたしました。

続きまして、認定第10号「令和元年度美作市後期高齢者医療特別会計決算の認定について」、本案については、会議規則第111条の規定により、委員長から閉会中の継続審査の申し出がございましたので、継続審査の申し出についてお諮りいたします。

認定第10号「令和元年度美作市後期高齢者医療特別会計決算の認定について」は、閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（岡本 泰介君）

全員賛成。よって、認定第10号は閉会中の継続審査と決定いたしました。

続きまして、認定第11号「令和元年度美作市水道事業決算の認定について」、本案については、会議規則第111条の規定により、委員長から閉会中の継続審査の申出がございましたので、継続審査の申出についてお諮りいたします。

認定第11号「令和元年度美作市水道事業決算の認定について」は、閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（岡本 泰介君）

全員賛成。よって、認定第11号閉会中の継続審査と決定いたしました。

続きまして、認定第12号「令和元年度美作市病院事業決算の認定について」、本案については、会議規則第111条の規定により、委員長から閉会中の継続審査の申し出がございましたので、継続審査の申し出についてお諮りいたします。

認定第12号「令和元年度美作市病院事業決算の認定について」は、閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（岡本 泰介君）

全員賛成。よって、認定第12号は閉会中の継続審査と決定いたしました。

続きまして、認定第13号「令和元年度美作市下水道事業決算の認定について」、本案については、会議規則第111条の規定により、委員長から閉会中の継続審査の申し出がございましたので、継続審査の申し出についてお諮りいたします。

認定第13号「令和元年度美作市下水道事業決算の認定について」は、閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（岡本 泰介君）

全員賛成。よって、認定第13号は、閉会中の継続審査と決定いたしました。

それでは、ただいまより1時まで休憩いたします。

午前11時46分 休憩

午後1時00分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、議案第79号「美作市事業用発電パネル税条例の制定について」、委員長から本案については、会議規則第111条の規定により、閉会中の継続審査との申し出がありましたので、継続審査申し出についてお諮りいたします。

議案第79号「美作市事業用発電パネル税条例の制定について」、閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（岡本 泰介君）

賛成多数。よって、議案第79号は継続審査とすることに決定いたしました。

続きまして、議案第80号「美作市手数料徴収条例の一部を改正する条例について」討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

どちらもないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第80号「美作市手数料徴収条例の一部を改正する条例について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（岡本 泰介君）

全員賛成。よって、議案第80号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第81号「美作市立中学校、小学校及び幼稚園に関する条例等の一部を改正する条例について」討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

どちらもないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第81号「美作市立中学校、小学校及び幼稚園に関する条例等の一部を改正する条例について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（岡本 泰介君）

全員賛成。よって、議案第81号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第82号「美作市共同作業所（素麺工場）設置及び管理に関する条例の廃止について」、委員長から本案については、会議規則第111条の規定により、閉会中の継続審査との申し出がありましたので、継続審査の申し出についてお諮りいたします。

議案第82号「美作市共同作業所（素麺工場）設置及び管理に関する条例の廃止について」、閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（岡本 泰介君）

全員賛成。よって、議案第82号は継続審査とすることに決定いたしました。

続きまして、議案第83号「美作市キャンプ場条例の制定について」討論に入ります。

反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

次に、賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

どちらもないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第83号「美作市キャンプ場条例の制定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（岡本 泰介君）

全員賛成。よって、議案第83号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第84号「大芦高原国際交流の村設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」、委員長から本案については、会議規則第111条の規定により、閉会中の継続審査との申出がありましたので、継続審査の申出についてお諮りいたします。

議案第84号「大芦高原国際交流の村設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」、閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（岡本 泰介君）

全員賛成。よって、議案第84号は継続審査とすることに決定いたしました。

続きまして、議案第85号「市道路線の認定について」討論に入ります。

反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

いずれもないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第85号「市道路線の認定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（岡本 泰介君）

全員賛成。よって、議案第85号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第86号「市道路線の変更について」討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

いずれもないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第86号「市道路線の変更について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（岡本 泰介君）

全員賛成。よって、議案第86号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第87号「美作市大原居宅サービスセンター、美作市コスモス苑及び美作市東栗倉ふれあいセンターの指定管理者の指定について」討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

どちらもございませんので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第87号「美作市大原居宅サービスセンター、美作市コスモス苑及び美作市東栗倉ふれあいセンターの指定管理者の指定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（岡本 泰介君）

全員賛成。よって、議案第87号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第88号「令和2年度美作市一般会計補正予算（第7号）」について討論に入ります。

反対討論ございませんか。

倉地議員。

17番（倉地 重夫君）

質疑でも述べましたように、購入決定に至る経緯がちょっと不明確ですので、土地の問題です、駐車場の土地の購入問題に関して、これが含まれているということで、私は反対の立場です。

議長（岡本 泰介君）

次に、賛成討論ございませんか。

金谷議員。

9番（金谷のり子君）

賛成の立場で討論いたします。新型コロナウイルスの補正予算も入っております。しかしながら、先ほどの反対討論もありましたが、土地の購入に関しましては、購入することについては賛成でございます。しかし、場所とか価格についてはもう一度しっかりと吟味していただき、本当にその場所がいいのか、そして、価格についても適正なのかということをいま一度しっかりと考えていただいて購入をしていただくということでの賛成とさせていただきます。

議長（岡本 泰介君）

次に反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

次に賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第88号「令和2年度美作市一般会計補正予算（第7号）」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（岡本 泰介君）

賛成多数。よって、議案第88号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第89号「令和2年度美作市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」について討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

次に賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

いずれもないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第89号「令和2年度美作市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（岡本 泰介君）

全員賛成。よって、議案第89号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第90号「令和2年度美作市介護保険特別会計補正予算（第1号）」について討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

次に賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

いずれもないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第90号「令和2年度美作市介護保険特別会計補正予算（第1号）」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（岡本 泰介君）

全員賛成。よって、議案第90号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第91号「令和2年度美作市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

次に賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

いずれもないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第91号「令和2年度美作市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（岡本 泰介君）

全員賛成。よって、議案第91号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、陳情第2号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2021年度政府予算に係る意見書採択の要請について」討論に入ります。

なお、討論は、原案に対してとなっておりますので、原案に対する賛否の討論をお願いいたします。
反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

次に賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は趣旨採択です。

陳情第2号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2021年度政府予算に係る意見書採択の要請について」、委員長の報告どおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（岡本 泰介君）

賛成多数。よって、陳情第2号は委員長の報告どおり趣旨採択されました。

ここで暫時休憩といたします。

午後1時13分 休憩

午後1時23分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

発議第5号「教職員定数の改善及び市町村独自任用職に対する助成に係る意見書の提出について」を日程に追加し、追加日程第1として議題といたしたいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

異議なしと認めます。よって、発議第5号「教職員定数の改善及び市町村独自任用職に対する助成に係る意見書の提出について」を、日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

これより議案を配付をいたしますのでしばらくお待ちください。

〔議案配付〕

議長（岡本 泰介君）

配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

なしと認めます。

追加日程第1 発議第5号「教職員定数の改善及び市町村独自任用職に対する助成に係る意見書の提出について」

議長（岡本 泰介君）

追加日程第1、発議第5号「教職員定数の改善及び市町村独自任用職に対する助成に係る意見書の提出に

ついて」を議題とし、提案者の説明を求めます。

安藤議員。

8番（安藤 功君）

それでは、発議第5号でございます。「教職員定数の改善及び市町村独自任用職に対する助成に係る意見書の提出について」、上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出いたします。令和2年9月25日提出で、美作市議会議長、岡本泰介殿。提出者、市議会議員安藤功。賛成者同じく萬代師一、賛成者同じく金谷のり子、賛成者、同じく西山正志。

提案理由。地方自治法第99条の規定により意見書を提出したいので、別紙のとおり提案する。

「教職員定数の改善及び市町村独自任用職に対する助成に係る意見書（案）」、学校現場における課題が複雑化、困難化する中で、一人一人の子どもたちへのきめ細やかな対応や学びの質を高めるための教育環境を実現するためには、一人一人に応じた適切な支援を行うための時間、教材研究や授業準備のための時間を十分に確保することが不可欠です。また、障害を持つ子どもへの対応、日本語能力に問題のある外国籍の児童・生徒の増加などの諸問題に対して、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置を行っている自治体が相当数あることに鑑み、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるようにするために、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記1、子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。

2、現在、地方自治体が独自に人的措置を行っている職員に対して財源措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。意見書の送付先は内閣総理大臣以下、御覧のとおりでございます。よろしくお願いをいたします。

議長（岡本 泰介君）

提案説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、質疑を終了いたします。

本件は、美作市議会申し合わせ事項及び会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することにいたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

異議なしと認めます。よって、発議第5号は、委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに決定いたしました。

これより討論を行います。

反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

いずれもないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

発議第5号「教職員定数の改善及び市町村独自任用職に対する助成に係る意見書の提出について」、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（岡本 泰介君）

賛成多数。よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

以上で、今議会の日程は全て終了いたしました。

この際、萩原市長より御挨拶をお願いいたします。

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

議長のお許しを頂きました。9月定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

本議会におきましては、我々からいろいろ御提案申し上げましたが、それらに加えまして、市民の方々の御意見を背景にしたとても豊かな、具体的な提案を含む質疑がなされたわけであり、殊に一般質問におきまして、将来子どもを持つことが夢であり、希望なんだけれども、がんによって、がん治療の前に生殖機能を温存する妊よう性温存治療ということらしいんですが、それに関する御質問がありましたし、また貴重な御意見として、これを頂戴したわけであり、答弁でも、若干踏み込んだことを申し上げましたが、そのため、子どもを産み育てる環境の充実を目指す美作市としては、これはやらないかんということでありましたが、その場合、必要性がいつ何時起こるかもしれないという追加的な質問もたしかあったわけであり、それに即応できるように、10月1日施行で要綱を策定をして、補助の具体的な形をつくっていくと。現にそういう事例が発生した場合には、数十万円ぐらいの範囲であれば、予備費の中で対応し、その上で、来年度以降の予算化を具体的に考えていくと、こういうことでお答えしましたが、今日午前中に、私の決裁をしておきましたので、近々その要綱が出ていくと思っております。加えて、これも御質問若干あれだったんですけども、それらの質問の中で、我々として、介護保険制度というものが、がん患者の方々のみならず、いわゆる介護を必要とされる状況になる方々というのは、必ずしも40歳を超えなければいけないということはないわけであり、それ以下の方々においても、介護が必要であるということは当然これは人間ですからありうるわけであり、それについて実はこれ積年の課題であったんですけども、いろいろ私どもとしても、この問題について正面から研究をする非常にありがたい契機を頂くことになったということで、当議会における質問に心から敬意と感謝をし、関係議員にも御礼申し上げておきたいと思うんですけども、若年層のがん患者の方々など同じような問題を抱えている方々が、自宅で介護サービス、私どもとしては、今のところは要支援における普通の介護の支援のための様々な給付というのがあるんですけど、それをまず念頭に置いて、日常生活の支援ができるように、これらの活用を、介護保険制度の適用拡大という形を念頭に置きながら、一部違うところもあるかもしれないんですけども、研究をするように指示をさせていただいたところでありまして、一見当たり前の話のようですが、なかなかこれ乗り越えることができなかった壁であって、しかしながら、国の審議会等においても最近同じようなことが、やっぱり必要じゃないかということが議論され始めているということでありまして、かなり思い切ったというか、我々のようなまちが先進的に取り組むべき、まさに重要な課題の1つということを議会の御審議の中で契機を頂戴したと、それに対して我々も真面目に対応していくということを報告させていただきます。

それから所信でも申し上げましたし、また、質疑でも関連の質疑がございましたが、農林業の担い手の不足や、あるいは多面的機能を有する農地の荒廃に対する問題、あるいは安全性の確保の問題に対する問題、

農地の安全性の問題と防災利益等、あるいは農地の利益の問題いろいろあるんですが、こういう課題を田舎の自治体として解決をしていくために、農業施設の防災・減災に対する助成、農林業振興に対する施設あるいは設備への助成、先進農業に対する出資などを念頭に置いた産業基盤強化基金というものを、関連する幾つかの財源を充てながら今年度中に創設をし、他の今までの出資等も併せながら総合的に出資管理もしていくと、あるいは補助の管理もしていくというようなことで、美作市の安全と主要産業活性化に資するものに仕上げるために、これも主に企画振興部でございますけども、今研究をさせつつありまして、なるべく早めの、先ほども言いましたように、できれば今年度中の制度づくりをやっていかなきゃいけないと考えております。

ところで、新型コロナウイルス問題につきましては、まだまだ収まっておりませんし、世界的に見ますとえらい勢いで増えているという状況であります。そして、御覧のとおり、冬に向けてインフルエンザと一緒に増えてくると、どっちがどっちやらよう分からんぞというようなことも含めて懸念が広まっているところでありまして、地域の医療体制が新型コロナウイルス感染症に対応可能な力、レベルを維持するということが非常に重要なことになる。つまり、インフルエンザを考えると、コロナの問題を処理できなかつたら、とてもインフルエンザに向かえないということになりますので、とても重要な状況になっております。

市長会としても意識を持って議論しておりまして、インフルエンザワクチンの十分な量の確保等を国に求めております。市民の方々におかれましては、できるだけ多くの方にインフルエンザの予防接種を受けていただき、併せてマスクの着用や手指消毒などの引き続きの全般的感染症予防対策をお願いしたい、あるいは、市として、議会の御理解頂きながら準備をしてきた新型コロナウイルスに関する各種の各班の検査体制、これをうまく組合せながら、できれば美作市においては、他の自治体よりもうまくこの難局を乗り切れるように一生懸命やっていきたいと思っております。

行政懇談会でございますが、今年は、新型コロナウイルスの問題がありますので、今まで市内の各自治振単位ですとずっとやっていたんですが、ちょっとそれは新型コロナの状況の中では、いわゆる3密との関係で問題ありということの中で、今年度につきましては、合併前の旧町村ごとに1会場で幾つかの自治振興協議会の代表の方々に参加を頂戴する。各会場で10名ぐらいの人数を考えて、今までよりは大幅に規模が縮小しているんですけど、これもやむなしということでございまして、そういう形で開催をさせていただくことという方向で、各事務等調整を終了させていただいております、どうぞよろしく御理解を賜りたい。あるいは、代表として参加される方におかれましては、様々な形で地域の住民の方々の御意見を吸い上げる御努力、誠に頭が下がりますが、よろしくお願いいたします。

次に、今後の予算の状況でございますけれども、今回も第7号補正を可決を頂いたわけでございますが、先般の台風10号の影響がありまして、9月5日ですが、東粟倉地内での局地的な豪雨ということもあり、後山の辺りで農地災害が確認をされております。金額については、現時点では完全に明らかではないのですが、測量設計の発注が恐らく必要になる、これは間違いないんです。このほか、新型コロナウイルスの関係で負けるな貸付金、給付金。市税の過年度過誤納付金の、過納金の還付金の予算残額というのが、それぞれほとんどなくなってきているということでありますので、場合によって、これらも含めて新たな予算対応をまたせざるを得ないことになるかもしれません。その場合には、必要に応じて、可能であれば、やはり市民の方々に御理解いただく上でも、臨時会をお願いする可能性もあるわけでございます、そういう状況にあるということ、ぜひ御了知を賜っておきたいというふうに思います。

最後になりましたが、パネル税であります、継続審議、当然のことではありますけれども、よろしくお

願いたします。その中で、今日の委員長報告に対する御質問等にありましたように、取りあえず、特定納税者との合意というのはなかなか難しいんですが、当局と市議会の中で、なるほどなと思われるものができることが必要であるとの観点の御質問ございましたが、そのとおりでございます、その辺は随時調整というか意見を交換しながら、別にあの形しか合意になるところがないということはありませんので、様々な議論を頂戴しながら、市民の安全・安心を守るための施策をしっかりとやっていきたいと思っております。なお御案内のことと思っておりますけども、後出しというような批判がございますけれども、大きな発電所ができ、防災協定等を結んだ後に、岡山県が災害想定を倍程度に引き上げた。これこそが後出しでありまして、市民の方に申し上げますが、やむなくこういう議論になっている。今まで、例えば、200ミリの想定だったのが400になった、300だったのが想定が600になった、それではとても守り切れないという新たな状況が生じていることをぜひ改めて御理解を賜っておきたいというふうに思うわけであります。その辺も含めて慎重なる、そして前向きな御議論をよろしく願いたします。

秋もだんだん深くなってまいります。だんだん年末が見通せる状況になりますが、健康にはそれぞれ我々気をつけなきゃいけない。あるいは市民の方々にも健康に御留意を頂きながら頑張っていきたい。議員諸侯におかれては、引き続き本市発展のために様々に御尽力賜りますようお願い申し上げて御挨拶を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いたします。

議長（岡本 泰介君）

令和2年第6回9月美作市議会定例会の閉会にあたり、私からも一言御挨拶を申し上げます。

皆様には、9月2日開会以来本日まで24日間にわたり、熱心に御審議を賜り、適切な御決定によりここに全議案を終了し、閉会する運びとなりました。市長はじめ執行部各位におかれましては、今定例会において成立いたしました諸議案の執行に当たりましては、各委員長報告、今期中に発言されました各議員の意見を尊重していただき、市政発展、向上のために、より一層の御尽力を頂きますようお願い申し上げます。

さて、私に対する、議員解職請求の件ですが、先般の新聞報道によりますと、請求者が運動を取りやめるという記事が出ておりました。8月3日より署名活動ができるようになっておりましたが、私の聞く限りにおいては署名活動がなされたという事実は全く見受けられませんでした。何千人もの署名が集まって不成立というのなら理解もいたしますが、集める決意もなく、単なる脅し、ジェスチャーでこのようなことをするのは法の趣旨の乱用です。署名を集めなくても、何ら罰則もないので、それをいいことに請求を起こしてみろという行為は誠に嘆かわしいことです。以前類似案件もありました。私に対する政治倫理審査請求です。政治倫理とはどのようなものかを全く理解せず、数に物を言わせるようなことはあってはならないことです。知識・良識・常識の備わった人はそんなことはいたしません。いずれも、自分をおとしめる不毛の行為です。市民の1人として、こんなことが繰り返されないことを望みます。

お諮りいたします。

今定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

異議なしと認めます。

以上をもちまして令和2年第6回9月美作市議会定例会を閉会いたします。

午後1時44分 閉会

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名します。

令和2年9月25日

美作市議会議長 岡本泰介

会議録署名議員 尾高誉久

会議録署名議員 鈴木悦子

そ の 他 資 料

一般質問【令和2年第6回（9月）美作市定例会】

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	頁
1	5番 岡野鉄舟	1. 行政相談、消費生活相談及び人権相談の現状について	①行政相談②消費生活相談及び③人権相談について次のことを尋ねる (1)相談体制（相談員数、相談日） (2)令和元年度及び令和2年度（7月末まで）の相談件数と相談内容	78
		2. 美作市における内部統制（地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号））について	①内部統制制度とは何か ②内部統制の取組の現状はどうか（基本的枠組み、方針、体制整備等） ③監査委員は、内部統制の整備状況、運用状況をどのように監視をしているか	81
		3. 財政の健全化について～美作市公共施設等総合管理計画とファシリティマネジメントの推進について～	①美作市公共施設等総合管理計画の現状について (1)現在の進捗状況 (2)市民向けの説明会の開催、議会への公表はどうか ②ファシリティマネジメントの推進をどのように進めるのか（公共施設の廃止、縮小、統廃合など）	85
		4. 行政経営改革の推進について～職員力の強化、事務の効率化の推進、そして「ゆでガエル現象」との関係～	①職員力の強化について (1)職員の能力開発強化の現状と課題 (2)政策提案業務改善活動の推進の現状と課題 ②事務の効率化について (1)職員が自発的に事務改善を目指す、職場風土づくりの現状と課題 (2)事務処理体系の見直しの内容 ③組織の中に「ゆでガエル現象」は起きていないか	88
		5. 「湯郷の軌跡パートⅡ」について～そして、美作市全体の観光資源活性化との関係～	①コロナ禍以前において、「湯郷」がさびしくなった原因を総合的にどう分析しているか そして、その対策をどう考えているのか ②地元からどのような要望が出ているのか ③コロナ禍の中で、美作市全体の観光振興をどうしていくのか	93

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	質問の相手
2	16番 日笠一成	1. 空き家等の有効活用について	①市有財産・民間の未利用資産の有効活用について	97
		2. コロナ感染症対策について	①感染防止・地域の疲弊対策について	101
		3. 緊急時・災害時等の情報の周知方法について	①災害等緊急時の情報の周知・取得方法について	104
3	15番 岩江正行	1. 「新型コロナウイルス」緊急対策にむけて	①新型コロナウイルス感染、関連被害で影響を受けた美作市における経済損失について尋ねる (イ)業種別の説明をして下さい ②新型コロナウイルス感染拡大し長期化した場合、経済支援について尋ねる (イ)廃業させない、倒産させない、雇用を守る対策について尋ねる (ロ)財源は無限ではないと思うが、美作市の財政状況からどこまで支援できるのか尋ねる ③市民の健康と暮らし安全を確保する体制の強化について尋ねる ④個人感染対策には限界があるが、どのように環境をかえるのか尋ねる (イ)不要不急、自粛要請、外出制限について (ロ)クラスター防止とモニタリング会議、観測、調査、分析、監視の感染予防対策は万全か尋ねる(ガイドラインが守れているか) ⑤新型コロナウイルス感染症対応の従事者慰労金(消防士については)対象にならないのか	105
		2. 美作市獣肉処理施設「地美恵の郷みまさか」について	①全頭処理施設の利用状況と投資効果について尋ねる (イ)処理能力は一日何頭ぐらいか (ロ)経費について、一頭にかかる費用は (ハ)利用状況について (ニ)シカ、イノシシ以外の取扱いはしないのか	115

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	質問の相手
			②ジビエの販路拡大と売上実績について尋ねる (イ)食肉用ジビエ販売 (ロ)ペットフード用販売 (ハ)廃棄、減容化处理 ③猟友会と連携した施設運営はできるか ④年間500万円の指定管理料、収支が安定し経営利益が確保できれば指定管理料は無し、利益の一部は地域農家の方々に鳥獣被害対策費として寄付を考えているとっているが経営内容について尋ねる ⑤ジビエ加工品の開発は	
		3. 農作物被害、有害鳥獣対策について	①農作物被害状況、被害防止策について尋ねる (ブドウ・スイカ・トウモロコシ・ウリ他農作物、植林の苗木) ②駆除 奨励金の増額 (ヌートリア、アナグマ)(カワウ、青サギ)(カラス) 外来種(アライグマ、ハクビシン) ③ツキノワグマ、サル、人里への出没と生息状況と生態について ④出没の原因、農作物被害と人的被害対策について	119
		4. 下町ほ場整備事業進捗状況について	①耕作放棄地の究明と相続登記本換地手続きはいつ頃完了するのか尋ねる	123
4	10番 山本雅彦	1. 作東中央公民館改築について	①現在の進捗状況について ②完成までのスケジュールは	127
		2. R179号大還橋右折レーン設置工事と井堰改修工事について	①現在の状況と工事に向けての計画と課題について	129
		3. ため池の改修について	①現在までのため池の改修、浚渫状況について ②改修、浚渫にかかる補助金について	131
		4. コロナ禍時代への対応について	①今後の対策への取組について	136

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	質問の相手
5	8番 安藤功	1. コロナ禍において市内の各産業・職種について また弱者対策について	①令和2年4～6月期GDPが-27.8%とのことであり市内の産業・職種においてもかなりの影響が出ていると思われませんが、現況と今までに国や市独自の対策を行ったことの効果と今後の対策について ②高齢者や障がい児者、ひとり親家庭などの社会的に弱い方々に対する支援について	149
		2. 市内の医療機関で新型コロナ対応とそれ以外の発熱外来について	①市内の医療機関で、新型コロナに関する検査、診察、入院治療等に対応しているところは何ヶ所で、どこの医療機関になるのか ②単なる風邪やこの暑さの中での熱中症などで発熱してもどこに行けばいいのか、誰に相談すればよいのか分からないと言われる方がいらっしゃいますが、市としての対応はどのようにされていますか	156
		3. 市内の保幼小中学校においてコロナ禍における対策やガイドライン等について	①各園学校での取組について ②修学旅行、遠足、運動会、プール開放、各種発表会等のガイドラインはどのように決められているか	159
		4. 市内の空家の数は日増しに増えていると思いますが、件数と対策	①市内の空家件数の推移と対策 ②そのうちで、危険空家の数は ③空家を解体すると固定資産税が上がると聞きますがその実態は	162
6	17番 倉地重夫	1. 農業者の持続化給付金について	①農業者の持続化給付金について、国は柔軟な対応で、総ての農業者が対象になる、と江藤農水大臣が農水委員会で答弁しているが、その内容について尋ねる	166
		2. 補正予算第6号抗体検査、抗原検査、PCR検査委託料について	①計上されている金額は何人分を想定しているのか ②検査機関は、市内全地域には、できないのか ③戦略的に特定の職務に当たっている市民を積極的に検査できないか	169

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	質問の相手
		3. 介護事業者の災害対応について	①熊本、球磨川の氾濫によって、千寿園で悲惨な事故が発生したが、市内の施設等に、同じようなリスクの心配される施設はないのか、また、その対応は	172
		4. 学校給食費の無償化について	①この度、政令市では、全国初めての取り組みとして、大阪市が無償化に取り組むと発表されているが、美作市の取り組みについて	174
		5. 市民の声から	①議会中継の音声だけを、告知端末で流せないか	176
7	14番 鈴木悦子	1. 武蔵の里関連施設の今後の運営方向について	①五輪坊についての考え ②資料館、庭園についての考え ③大広間についての考え ④BBQハウスについての考え ⑤日帰り温泉についての考え ⑥交流館についての考え ⑦楽市楽座についての考え ⑧武蔵青年期像についての考え（今の位置でいいと思われるか） ⑨旧讃甘保育園の撤去についての考え	179
		2. 林家住宅の活用と具体的な計画について	①国の重要文化財に指定されている林家住宅についてどのような目的でどのような計画を進めているのかについてお尋ねします	188
8	1番 西山正志	1. 旧もうもう工房跡地の現状と今後について	旧もうもう工房跡地についての現状と課題について ①街灯を設置し、舗装と線引きを行って、敷地を有効に駐車できるように早急に整備できないか ②早朝や深夜の利用者もおられ、利用者のためのトイレの設置はできないか ③今後の整備計画等を教えていただきたい	192

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	質問の相手
9	13番 尾高誉久	1. 災害対策について	①美作市局地的大雨災害による被災建物土砂等処理費及び未然防止対策費補助金交付要綱について ②豪雨時の道路冠水越流による農地災害の一例について	195
		2. パネル税について	①美作市事業用パネル税条例について	199
10	3番 和田広宣	1. がん患者のQOL（生活の質）を高める支援	①若年性がん患者の生活支援 妊孕性温存治療への支援について ②医療補整具の購入など補助 医療用ウィッグ（かつら）等の購入費用の補助について ③がん患者が自宅で安心して日常生活を送れるようにする 在宅療養生活支援について	207
11	2番 青山慶	1. 認知症の治療について	①認知症の専門医が近くにいない。市内に誘致できないか	212
		2. 健康診断受診の傾向と今後の対策について	①新型コロナの影響で今年度は集団検診を行っていない 受診の傾向と今後の対策について質問する	215
12	9番 金谷のり子	1. 新型コロナウイルスの影響について	①美作市における新型コロナウイルスによる、各部局への影響と市民生活への影響、それに対する対策について	217
		2. 美作市の保育環境について	保育園、子ども園での保育は人間形成において大変重要であることから、保育指針が見直され大いに期待しております。そして、美作市の園における、環境整備と人員体制についてお尋ねします ①市内6園を見てそれぞれに必要な環境整備は何か ②保育指針をふまえ、人員体制はどうすべきか	221

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	質問の相手
		3. 男女が互いに人権を尊重し、人が持っている個性や能力を發揮できる社会（男女共同参画社会）の実現について	①美作市の男女共同参画は進んでいるのか、現状維持なのか、後退しているのか ②1の質問の答えの要因は何か	227
		4. 美作市営バスあおぞら号廃止後について	①本年3月末に美作市営バスあおぞら号が廃止となり、地域から存続もしくは何らかの対策の要望があったとのこと、その後どのようにになっているのか	229
1 3	4番 岩崎清治	1. 新型コロナウイルス感染症の影響について	①今後の補正予算は ②市営の観光施設・道の駅、病院・診療所・老健施設、税金・上下水道料などの影響額 ③今後の対応予測は	233
		2. 介護保険について	①コロナウイルスの影響はあるのか ②第7期の介護保険料の実際との差違は ③現状の分析と次期保険料の想定は ④健康寿命延伸の政策は	243
1 4	6番 中山忠明	1. ベトナム人236名の支援米について	①令和2年7月14日美作市と美作市内業者NPO法人「M」との間で契約取引した「米あきたこまち」2,360kgをベトナム人に支援米として送った経緯と何で「M」なのか ②米の郵送代金としては異常に高いと思うが、郵送代金442,000円の説明を求める ③8月11日の臨時議会で米の支援をベトナム大使館からの要請を受けてとの事であるが、いつ、誰に、文書かあるいは電話で誰が受けたのか ④他の外国人に支援米を送る予定はあるのか ⑤米の郵送料金442,000円とのことですが、その内訳 ⑥相見積をとらなければならないが、いつ、どこどこを取ったのか ⑦あきたこまちが市内のどこから来たか知っているのか ⑧美作市内の稲作中心農家が何件あるか知っているのか	250

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	質問の相手
			⑨稲作中心の農家がコロナ禍の中で、お米が売れないでいる中、市として広く公平にすべきではなかったのか、又米の販売に協力する気はあるのか	
		2. この度の市長選挙と市議補選について	①この度の選挙費用はいくらかかったのか	254
		3. 市内の火葬場について	①今後の火葬場について、どうあるべきと考えているのか	255
		4. 新型コロナ対策について	①感染者が出た場合のプライバシーを保つ為の手立ては十分であるのか	257
		5. 防災公園の見通し	①防災公園の今後の見通し	258